

兼松資料叢書（大正編） 3

日豪間通信

大正期シドニー来状 第三卷

神戸大学 経済経営研究所

2006

日豪間通信

大正期シドニ来状

第Ⅲ卷

神戸大学経済経営研究所



大正7年完成の神戸本店



1930年頃のシドニー市街。○印が兼松のシドニー支店であった。

## 凡 例

一、本書は『兼松史料』のうち、神戸本店とシドニー支店の重役の間でかわされた書簡（日豪間通信）から、大正年間にシドニー支店の重役等が神戸本店重役に宛てた書簡（シドニー来状）の翻刻である。ただし特に重要な内容の場合は、私信や雑多な資料も採集した。第三巻には大正七年から同八年までの書簡を収録した。

二、「日豪間通信」は日々の取引や商況を記述した業務書簡であり、書簡の記事は原則的に全点記載した。

しかし重役や店員の個人的な事柄も稀に含まれており、個人情報（病気名や家庭事情など）を余りに詳細に記述しているものは、プライバシー保護の観点から翻刻を割愛し、その内容を要約するに留めた。ただし加工した部分は僅少であり、その分量は書簡全体の1%未満にすぎない。記事の選択は本研究所の「兼松史料研究会」の検討を経たうえで決定した。

三、資料原文で「」や（ ）は使用されているので、記事の中略や後略など編集作業で加工した箇所は「」の記号で明示した。

四、資料にはカスレなどで判読できない箇所がある。とりわけ英単語は筆跡が乱雑で判読が困難である事例が多い。判読不可能であった場合は、邦字は□□で、英字のときは……で示した。

五、原文で使用されている漢字は、本書ではおおむね当用漢字に変換した。しかし戦前期の書簡であるため

に、平かなとカタカナが著しく混在するほか、「記憶（記憶）」「倚頼（依頼）」「成蹟（成績）」「丁子（調子）」などの当て字も頻出する。また同一の固有名詞にも関わらず、記事によって複数の表記がなされる誤謬もあり、地名では「ブリスバン（ブリスベン）」「アルゼンタイン（アルゼンチン）」といった現在と異なる表現も散見される。通常の資料書では、それらは（ママ）と添書されるものの、本書ではその数は膨大であるので個々に注記せず、文意が著しく誤解されかねない部分にのみ（ママ）と添書した。

六、史料は藤村が翻刻し、本学文学部の森田竜雄氏によって史料原文との照合確認の校正を受けた。  
七、各事項の索引は、最終巻に添付する。

（藤村 聡）

## 解 説

### 一 兼松における従業員持株制度の成立過程

兼松では大正七年に従業員持株制度が導入された。この制度は、①事業への貢献が著しい者に株式を無償で贈与・付加贈与し、彼らの退店時に勤続年数や賞罰に応じた金額で買い取る、②株式を受け取った者は経営事項・奨励実行にまつわる意思決定に参加できる、という内容を持っていた。

このように当時としてはきわめて画期的な制度であったが、実はそれに先立つこと十二年前、創業者と在店者の間でこの制度と基本的に同じ内容の取り決めが交わされていた。この取り決めは、その後、兼松の慣行として定着し、大正七年の従業員持株制度へと展開したのであるが、社史等においても、こうした連続性は今までほとんど言及されてこなかったように思われる。

そこで以下、持分分与に関する創業者の声明の発表から大正七年の株式会社化にいたるまでの過程を追いながら、持分の所有者とその持分比率、ならびに経営事項・奨励実行にまつわる意思決定の主体がどのように変化したのかを確認しておきたい。

## (1) 声明の発表

創業当初の兼松は、国内恐慌（明治二三年）や豪州大恐慌（明治二六年）の影響を蒙り、厳しい経営の舵取りを余儀なくされていた。しかし当初一万五千円であった資本金が、八年後には一〇万円に増額されたことからうかがえるように、資力は着実に充実しつつあった。事業の見通しが立ったからであろうか、開業から一〇年目にあたる明治三二年、店員談話会の席で、創業者兼松房治郎は次のような声明を発表した。

「第一、商店ノ事業ハ自分一身ノ生死ヲ超越シテ永久ニ隆昌ナラシメザル可ラズ、而シテ自分ハ養嗣アルモ店業ト一家トハ全然之ヲ区画シ、決シテ混同スベキニ非ルガ故ニ、自分何時生ヲ終ルトモ店業ト店員トノ将来ニ関シテハ些ノ動揺蹉跌無キ様、常ニ計画ヲ立テ予テ遺言書ヲ作成シ居ルノミナラズ、年々ノ業務ノ進展ニ伴ヒ、歳々之レヲ改作シ置クベキコト」

「第二、従来ノ個人事業ニテハ単ニ其名義上ヨリ見ルモ、海外ニ於テ活動スル場合ハ不利尠ナカラズ、旁将来商店ヲ合資会社組織ニ改ムルノ必要ヲ感シ居レリ、而シテ原・古立及北村ノ三名ハ忠直勤務近ク十年ニ滿ツベク、店業ニ貢献セル所既ニ大ナルニツキ、之レ等ニ相当ノ持分ヲ与ヘテ第一次合名者トシ、他ノ店員モ今後ノ忠勤ニ従ヒ之レニ準ジテ第二次合名者トシ、順次第三四ト加盟セシメ、以テ事業ヲ永遠ニ伝フベク、目下考案中ナリ」〔兼松商店史料』第1巻、二四七〜二四八頁）

注目すべきは、この声明において①兼松と兼松家とは別のものであること、②合資会社への改組のうちに



は事業への功労者に持分を与えること、③事業の永続はそうした功労者に委ねられること、の三点が強調されていることである。少し敷衍しておく、第一は、将来、房治郎の養子と店員との間で問題が生じないよう経営権に関する遺言書を準備しておくということである。第二は、海外活動における不利を克服するため合資会社化がこの時点で展望されていたが、その際、店業に貢献してきた三名に持分を与え、創業者とともに事業の代表者とするということである。第三は、事業の永続を希望するが、そのためには順次功労者に持分を与え、事業の代表者とする制度を構築しなければならないということである。

創業者は、従業員持株制度の原型ともいべき考えを、すでにこの時点で持っていたのである。

## (2) 持分分与のはじまり

しかし声明の実現は蚕糸部の投機取引の失敗（明治三三年）と日清戦争後の不況が重なったことから延期されざるをえなかった。経営が破綻寸前の状態に陥った兼松は、横浜正金銀行に緊急の融資を求め、同行の監督のもとで支店閉鎖や在店者削減といった事業の合理化に取り組まなければならなかった。

経営状態がようやく回復の兆しをみせた明治三九年、創業者と店員の間で、資本金の半額にあたる六万円を店員の持分とする協定が取り結ばれた。その協定書には「数年来忠實ニ勤シ且ツ功アル店員諸氏ニ今後猶ホ忠良ニ勤シ共ニ福利ヲ享有セラレンコトヲ希望スル」と記載されており、基本的に先の声明を踏襲したものであることがわかる（『兼松商店史料』第三篇）。

このときの分与の対象者と彼らの持分比率は次のとおりであった。

重役 五名（計三七・一％）／店員 五名（計一〇・八％）／予備（二・一％）

彼らは兼松再建のために奮闘した者たちであった。この時点では、創業者（五〇・〇％）を除き、兼松家の家族（親族）は持分を所有していなかった。

その後、貢献者が新たに分与者に加えられていく過程がみられる。明治四三年には、退職した店員IKの持分を原資として新たに三名の店員が持分を与えられた。明治四四年の増資の際には、創業者が自らの持分を三三・三％にまでに比率を下げ（増資の際、各目の持分はおおよそ比例的に増加することになっていた）、それを原資としてさらに一名の副支配人と七名の店員が持分を与えられた。

なお協定書によれば、持分の配分にまつわる意思決定はすべて創業者に委ねられていた。ただ協定書の内容を変更する必要があるときのみ、「利益配当ノ権ヲ有スル店員ノ意見ヲ聞き店主ノ意旨ヲ以テ之ヲ改定（第一四条）」することになっていた。（以上『兼松商店史料』第三篇）

### （3）匿名組合へ

大正元年八月、創業者は資本金三〇万円の合資会社に改組する計画を立てていた。この背景には六九歳と なって病気がちであった創業者が、上記「協定書」を一層合法的なものにしようとする思惑が働いていたよ うである。実際『兼松商店史料』には、創業者と重役が参加する「会議」に社内での最高権を保有行使させる という旨の記述があった。つまり兼松と兼松家との権利義務関係を明白にし、将来起りうる紛争を未然に防 止することが創業者の念頭に置かれていたようなのである（『兼松商店史料』第三篇）。

とはいえ、定款の条項等についても検討を要するところが多く、また資本金が小額すぎて世間の信用を得られないのではないかという懸念が重役間にあったので、さしあたり移行措置として匿名組合に改組するという手続きがとられることとなった。

「匿名組合契約」によって、①持分分与者と持分比率ならびに②意思決定の主体を確認しておこう。前者は次のとおりであった。

創業者(三三・三三%)／創業者親族(一五・八%)／重役 六名(計三九・二%)／店員 一二名(計一一・七%)

後者の意思決定の主体は、創業者(店長)、支配人、副支配人からなる重役会に移行した。この点を定款で確認しておく。

組合員(持分分与者)の加入ならびに分与額の変更は重役会の承認を必要とする(第六条)。重役会は年二回の決算毎に損益計算表・財産目録・貸借対照表を審査し、後期決算期には一年間の損益処分案を決議して下部機構である総会に報告する(第一六条)。重役会は店長・支配人・副支配人で組織され、総員の過半数で決議される。ただし組合の解散や組織変更は総員の四分の三の同意を要する(第二〇条、第二一条)。

#### (4) 合資会社へ

匿名組合への改組から間もない大正二年二月、創業者は病状の悪化により他界した。「匿名組合契約」でいう契約者(創業者)が存在しなくなったことをうけて、創業者の長年望んでいた法人組織への改組が重役

間で検討された。その際、重役のなかには、資本金一〇〇万円うち三五万円払込済の株式会社に改組してはどうかという者もいたが、メインバンクになっていた横浜正金銀行が資本は少なくとも充実した合資会社に改組したほうがよいとの意向を示し、結局、合資会社に改組されることとなった。〔兼松商店史料〕第四篇、『日豪間通信大正期シドニー来状』第Ⅰ巻収録、第六九二号信、第七〇五号信）

以下、同じように①持分分与者と持分比率ならびに②意思決定の主体を確認しておこう（「合資会社契約」）。前者については、創業者の養子が無限責任社員となって、創業者の持分を引き継いだことが目をひく。

創業者の養子（三三・三%）／創業者親族 二名（計一三・三%）／重役 六名（計三九・二%）／店員 一二名（計一四・二%）

意思決定の主体は、匿名組合のときと同様、重役＝無限責任社員の合議によることとなった。ただし注意しておかねばならないのは、上記の養子も重役として合議に参加したことである。また、以前は損益処分案の報告を受けるにとどまっていた有限責任社員（店員）が、重要案件に限って社員総会での決議権を取得することとなった。

以上の内容を「合資会社定款」で確認しておけば、次のとおりである。

社員（持分分与者）の入社、出資額の異動、責任の変更については、無限責任社員総員の同意を必要とする（第五条）。無限責任社員は総員の三分の二以上の同意をもって定款に定められた一切の決議をなし、重要な業務を執行する（第一五条）。社長または他の無限責任社員は社員総会を招集し、重役会で決議された議案の一部をそこで付議する（第二二条）。

最後の社員総会に付される条項は、無限責任社員により決議された貸借対照表財産目録ならびに損益計算書（第二九条）、積立金の処分案（第三〇条）、例外的な純益の一部処分案（第三二条第一項）、奨励積立金の処分案（同第二項）、店員に持分を贈与あるいは追加的に贈与する案（同第三項）である。

（5）株式会社設立と奨励会の設立

大正七年三月、兼松は株式会社改組された。

このとき株式会社とともに設立された奨励会（従業員持株会）について簡単に説明しておきたい。益田「一九七八」によると、この組織の法律上の性格は民法上の任意組合にあたりとされており、従ってそれは兼松から独立した組織である。元来、兼松内部で同様の慣行が運用されていたにもかかわらず、ここにおいて外部化されたのは次のような理由による。すなわち制度立案者による「説明書」によると、株式会社化により持分（株式）の移動を逐一登記する必要はなくなったものの、「従来ノ如ク奨励資源ヲ会社ノ内部ニ保留蓄積スルトセバ奨励ノ都度会社ハ資本増加ノ手續」を踏まなくてはならない。しかも株式会社であるから「法規上自己ノ株式ヲ所有シ得ザルガ故ニ退店者アル毎ニ株式銷却資本減少ノ手續」も必要で、その実行は到底不可能である。よってこの際、「商店ノ資産ヨリ切離シテ独立セル一財団ヲ作り以テ従業員奨励ノ機関トシ」、さらに「従務員ノ新陳代謝ニ伴フ株式移動調整」にも役立つ機関としよう、と考えられていた（『兼松商店史料』第五篇）。

さて、「株式会社定款」から①株式分与者と株式所有比率ならびに②意思決定の主体を確認しておこう。

前者は次のとおりであった。

取締役 六名（計四八・九％）／奨励会（二四・九％）／店員 一四名（計一八・七％）／創業者親族 二名（計七・五％）

ここで気が付くのは、合資会社設立当初、三割程度を所有していた創業者の養子が消えていることである。詳細は不明だが、『日豪間通信』によると、彼は大正四年に持分の一部を譲渡する旨を、そして大正七年にはすべて譲渡する旨を重役に伝えている（『日豪間通信 東京発状』号外信 大正七年一月三〇日）。また次の点にも留意しておくべきであろう。それは奨励会の保有する株式は、名義上一名の維持員（取締役の代表格である北村氏）が保有していたことである。従ってこの当時、重役の持株比率は実質七三・八％であった。次に後者の意思決定の主体に関して、大正九年改正の①「株式会社定款」ならびに②「奨励会規約」で確認しておく。すでに述べたように、兼松の外部機関として奨励会が設立されたため、奨励実行にまつわる意思決定の連続性は「奨励会規約」のほうに記載されている。

①「株式会社定款」の規定

取締役はその総員の三分の二以上の同意をもって総会の権限に属さない一切の事項を決議する（第一四条）。総会の議長は取締役があたる（第一九条）。総会の議事につき可否同数のときは議長が決める（第二〇条）。取締役は、例外的な利益金の一部処分案、別途積立金の処分案を決議によって立案し、総会の決議を経た上でこれを実行できる（第二四条）。

②「奨励会規約」の規定

同会の会員は正員と客員とに区別される。前者は創業者の未亡人、その親族、そして株式を与えられた店員であり、後者は株式所有者ではないが勤続年数三年を超えた者である（第九条）。同会は決議執行機関である「維持員会」と承認機関である「総会」から構成される。維持員は、上記正員中、取締役がすべてこれに任命される（第一〇条）。「維持員会」では、規約の変更、奨励実行の時期、奨励実行の内容、その他の重要事項が協議され、これらはすべて「総会」において付議される（第一条）。維持員会においては、維持員（頭数の）三分の二以上の同意をもって決議・執行される。ただし維持員の任命、奨励会規約の変更、株式贈与時期の決定などの重要案件については、「維持員会」による立案をもとに、「総会」において（議決権個数の）二分の一以上の決議を必要とする（第一条、第一四条）。

#### （6）まとめ

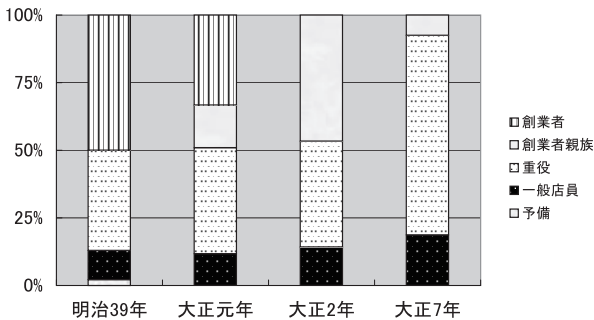
以上で概観してきたように、兼松の持分分与の取り決めは、明治期に定められた基本的な内容はそのままに、持分の所有構造と意思決定の主体が変化していくなかで、大正七年の従業員持株制度へとつながっていった。本章では説明できなかったものの、この過程は創業者の意思を引き継いだ従業員による会社経営の基礎が固められてきた過程であったといえる（詳しくは株式の配分政策を考察した拙稿を参照されたい）。

所有構造の変化は左図にまとめた。ここで見られるように貢献者（重役・店員）の持分は当初五割程度にすぎず、その後も微増するにとどまった。しかし株式会社への改組とともに創業者の親族の持分が減少し、一挙に九割以上を所有することになった点が注意をひく。

意思決定の主体については、創業者の専断であった事項が匿名組合化以降は重役の合議によることとなり、さらにはその後は店員もその決議に参加していくという過程がみられた。とはいえ、すでに「株式会社定款」「奨励会規約」でみたように、株式会社になっても総会における議決権の大半は取締役が握っていたから、意思決定の実質的な権限は取締役にあったということになる。

ともあれ明治三二年の声明において、創業者は「事業ヲ永遠ニ伝フベク」貢献度の高い者に持分を与えるという構想を提示したが、兼松の歴史はそれを忠実に体现していたように思われる。

所有構造の推移



(注) 大正七年の重役の持分には奨励会の持分を含めた



## 二 大正七〜八年の主な出来事

第Ⅲ巻には大正七年及び同八年の書簡を収録した。本章では、両年に起こった重要な出来事を整理しておきたい。

### (1) 第一次世界大戦の状況

大正三年の夏に勃発し、予想に反して戦線の膠着化によって長期戦となった第一次世界大戦もようやく終息に向かい、大正七年一月にドイツでは皇帝が退位すると共に共和国宣言がなされ、連合国諸国と休戦条約が結ばれて未曾有の世界戦争は終わりを告げた。

戦争の推移は経済動向を大きく左右する以上、景況の見通しを誤ることは各社にとって死活問題であり、兼松も戦争の推移に大きな関心を持ち、シドニー支店長の北村寅之助は大正六年一〇月の時点で戦争は尙来年一杯は続くと予想した（『日豪間通信 大正期シドニー来状』第Ⅱ巻収録、第八一六号信）。

しかし大正七年に入ると戦争の終結が間近いのではないかとという予想が広がり、北村も二月二〇日付の第八二五号信で「矢張、時機の洞察肝要と存候、如貴説、本年は見込買持品禁止の事、最も適説ト賛成致候」と述べ、見込品の買持ちを基本的に停止した。三月二八日付の第八二七号信では、兼松が早くも戦後不況の到来を予想したことが判明する。神戸本店は手持ち品の処分を急ぎ、南アフリカで買付けた大量の羊毛は四月には多額の利益を挙げつつ大部分の処分に成功した（第八二八号信）。

羊毛処分が順調に運んだ一方で、神戸本店輸出部は綿糸の投機取引に失敗して大きな損失を蒙った。その端緒は大正六年中の取引で、そのまま仮勘定で損失を確定せずに持ち越し、翌七年になって輸出部担当の入江重役が重役会に報告して表面化した。その損失額は八万二千円に達し、担当重役はその弁済金を負担している。

弱気かられた神戸本店はモリスン手持品を独断で見切り処分し、それに対して値上がり利益を期待していた北村は憤慨して、激しく神戸本店を論難している。取引方針に関しては、神戸本店の前田卯之助とシドニー支店の北村寅之助の間で激しい論争がかわされ、それは本巻収録の書簡で見ると通りである。

ともあれ、大戦終結以前の早い時点から取引方針を拡大から抑制に大きく転換しており、そうした迅速な判断によって大戦後の反動不況の衝撃は相当程度に緩和された。ただし大戦終結の後から特に南アフリカに対する輸出品の先物取引で注文取消が殺到し、兼松の南アフリカ出張員はその処理に追われた様子が書簡にも記述されている。

## (2) 大正七年の出来事

次に戦争の大局的推移のほか、重役書簡に登場する大正七、八年の出来事を列挙する。まず合資会社から株式会社への組織変更がある。兼松は店祖房治郎が死去した大正二年に匿名組合を経て個人商店から合資会社に改組した。大正七年三月に株式会社兼松商店の創立總會を開催し、資本金（払込済）二百万円の株式会社になり、北村寅之助・古立直吉・前田卯之助・入江金三郎・四方素・藤井松四郎が取締役に就任して、北

村はシドニー支店、古立は神戸本店総務（病氣により十二月に引退）、前田は東京支店、入江は神戸本店輸出部、四方は神戸本店会計部、藤井は神戸本店輸入部と各人の担当部署が定められた。社員持株会の一種である兼松奨励会も創設されたほか、シドニー支店を独立会社とする案も出されたが、豪州政府との交渉は不調に終わり、シドニー支店が独立会社になったのは数年後の大正一一年である。

大正七年は豪州羊毛の各国への第一回分譲が行われ、日本向け二万四九八俵の内、兼松は一万〇四〇八俵を取扱うことに成功した。

また明治二九年に神戸本店内に開設された肥料部は大正七年に廃止され、これは大口の取引先であったリーバーとの取引不調や零細な取引先に対する貸し倒れの多さが主因の一つであったといわれる。神戸本店社屋の建築も大正七年の特記事項の一つである。それまでは海岸通の日濠館が本店事務所兼倉庫として使われていたが、業務の増加、とりわけ輸出部の拡大によって日濠館が手狭になり、早急に新社屋が必要とされた。そこで大正五年に神戸市伊藤町に地所を購入し、直ちに同所の一角に倉庫を建築したのち、大正七年四月には事務室を、そして翌八年末には宿直室や見本室など、併せて煉瓦造り四階建の社屋が竣工した。建築費は諸費を含めて総額約一二万円であった。

大正七年には店祖兼松房治郎の遺徳を偲ぶ記念事業が実施され、第一回記念事業として神戸高商に貿易研究所（現在の神戸大学経済経営研究所）を研究基金と共に寄贈している。大正一四年の第二回事業では東京商大（現在の一橋大学）に講堂を、昭和四年の第三回事業ではシドニー病院に病理学研究所を寄贈した。

(3) 大正八年の出来事

続く大正八年の重要事項をいくつか列挙したい。

まず神戸本店では寄宿舎の開設がある。神戸本店附属の別屋に寄宿舎が建築され、給仕や見習員といった若年従業員が入舎した。寄宿舎では東京高商や神戸高商卒業の店員が夜間講習を行い、その内容は地理学や会計学など多岐にわたる。寄宿舎の開設の背景には、大戦景気によって学卒者の採用が困難になった情況があり、自前で若年から店員を一人前になるまで養成しようという目論見があった。

大正八年の商取引では小麦輸入が目を惹く。同年三月に日本政府は大麦小麦の輸入関税を撤廃、小麦粉の関税を低減した。日豪間の船賃や日本国内の麦粉相場騰貴によって豪州麦の輸入が採算に乗り、兼松も取扱いを開始した。このとき最も困難であったのは船腹の確保で、E & A 社船が二隻就航したために船腹不足は若干ながら緩和されたといわれる。実際は小麦運送には諸会社の船を利用しており、船主との契約では荷物の積込が遅れた場合は荷主側が滞船料を支払うことになっていた。その滞船料の支払いに関する記事は本巻収録の書簡でも散見される。売込み先は日清製粉や東洋製粉であり、大正八年の兼松の取扱量は一万三千トンであった。兼松の輸入小麦類の取扱量は大正一〇年に四万二千トン（日本の小麦輸入総量の約四割）、大正一四年に豪州六万トンとアメリカ四万トンの合計一〇万トン（日本輸入総量の約二割）に達し、羊毛に次ぐ主力商品に成長した。

一方、兼松にとって伝統的な主力商品である羊毛の取引は、豪州の羊毛市場が第一大戦終結後も再開されず、英国政府による一手買上げが続行されていた。シドニー支店長北村寅之助は豪州政府の羊毛評価委員に

任命されて活躍して相当の報酬を得たほか、シドニー支店は Shipping House の役割を担い、その手当金は貴重な支店収入であった。当時の支店の人件費が年額約六千五百ポンドであったのに対し、政府羊毛関係から得る収入は年額四千ポンド程度に達した。ただし行動の自由は制約を受け、離任するには短期といえども豪州政府の許可が必要とされた。そのため北村は神戸本店に決済すべき重要事項が山積しているので一時帰国を願ひ出たものの却下され、結局、大正九年四月まで帰国できなかつた。

#### (4) 業績の推移

大正七、八年の業績は資料が散逸し、とりわけ株式会社に変更した第一期の大正七年度は不明な部分が大さい。両年の業績を概観すれば、大正七年度（決算期変更のために同年四月～大正八年九月）の利益額は四九万四千円（うち同年一〇月～八年九月は九七万五千円）、大正八年度（同年一〇月～九年九月）の利益額は一二八万三千円であった。大正五年度（同年四月～六年三月）は六五万二千円、大正六年度（同年四月～七年三月）は一〇〇万六千円であったから、安定した増益基調は続いていると評価される。

しかしこの後、日本では大正九年三月に株式市場が大暴落し、本格的な戦後恐慌が深刻化する。大正七、八年は、その兆しが見えつつも、いまだ平穏な時期であった。

（神戸大学大学院経営学研究所博士後期課程 井上真由美）

〈参考文献〉

- 兼松株式会社 「一九五〇」 『兼松回顧六十年』
- 兼松株式会社 「一九六二」 『兼松六十年の歩み』
- 兼松株式会社 「一九九〇」 『KG一〇〇 兼松株式会社創業一〇〇周年記念誌』
- 益田乾次郎 「一九七八」 『わがビジネスわが半生』 ダイヤモンド社
- 山地秀俊・藤村聡 「二〇〇五」 「戦前期貿易商社兼松の帳簿組織」 『国民経済雑誌』 第一九二卷第一号
- 山地秀俊・藤村聡 「二〇〇五」 「戦前期の企業内教育」 『国民経済雑誌』 第一九一卷第二号
- 藤村聡 「戦前期企業の退職実態」 「二〇〇六」 『国民経済雑誌』 第一九三卷第二号
- 井上真由美 「二〇〇六」 「戦前における「兼松」の従業員持株制度―その能力主義的配分と経営参加のしくみ―」 『日本経営システム学会誌』 第二三卷一号

大正7年 シドニー来状

第八三三号信	大正七年一月二五日	丹後丸便	北村寅之助発	.....	三
		新年／貴信／所得税／商店組織変更／南阿羊毛／川西氏の態度／脂肪／赤瓦／ク ローム鉄鉱石／サッター老人／棉糸原料／森田金藏氏／輸入品利益予算／小麦／モ スリン再騰／御断			
第八二四号信	大正七年一月二九日	平神丸便	北村寅之助発	.....	二四
		貴信御受／地方の名称／常陸丸／口仙割戻シ／塚脇提議／電信ニ就て／郵便ニ就て ／戦後英領貿易の悲観／人操案／雨量過多			
第八二四一A号信	大正七年一月三一日	平神丸便	北村寅之助発	.....	二四
		馨氏退社／輸出禁止問題／南洋棉花／JCS約定と羊毛供給／書面の認め方／人事			
第八二四一B号信	大正七年二月四日	平神丸追便	北村寅之助発	.....	三一
		輸出禁止／馬／南為商店／戦時利益税			
第八二五号信	大正七年二月二〇日	日光丸便	北村寅之助発	.....	三四
		臨時決算／組織変更／稲葉旧債／営業上の警戒／モスリン転売の大失策／人事			
第八二六号信	大正七年三月七日	宇品丸便	北村寅之助発	.....	四四

組織変更に就て／馨離縁／棉糸再騰／輸出禁止／見込気増長／四萬四千俵／Top 跡約／決算報告／人事

第八二七号信 大正七年三月二八日 安芸丸便 北村寅之助発 ..... 五六

会社の組織変更／禁輸問題／小麦買占／羊毛 Top / 不景気の予想／人事

第八二八号信 大正七年四月三日 山形丸便 北村寅之助発 ..... 六〇

南阿羊毛／増給案／臨時決算／棉糸相場／人事／羊毛分譲／Top

第八二九号信 大正七年四月一六日 豊浦丸便 北村寅之助発 ..... 六八

重大事件の輻輳／新会社の登記／三ヶ月分の決算／関店員／棉糸問題／棉糸織物

第八三〇号信 大正七年四月二五日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 七四

着信／新会社／仮建築／三ヶ月仮決算／馨君離縁／古立重役辞職／前田重役来濠／要件／モスリン所分の失敗／商敵／酒精／北村老母／住吉隠居／小村商店

第八三一号信 大正七年六月一九日 安芸丸便 北村寅之助発 ..... 八三

着信／個人の保証／重役決議録／決算案及賞与／新築設計図面／当支店独立案／人事／棉糸不始末／古立重役の辞職／重役報酬／余事

書簡 大正七年六月二六日 前田 a/c / 北村重役 / Gunton 分 前田卯之助発 ..... 一〇一



第八三二号信 大正七年七月三日 海王丸便 北村寅之助発 ..... 二〇

着信／仮建築／伝票遺漏／此方よりの輸出品通信／小麦／材木／グリスン会社／  
棉織工業／貿易逆勢／南為商店／支店の新設／襟帯集

第八三三号信 大正七年七月一七日 八幡丸便 北村寅之助発 ..... 二八

同意書／昇給及賞与／配当金／奨励会／新会社／羊毛分割／組織変更後の収益見積  
／Top & No.1's／貿易品仲介者／Shipping Controller／Tallow／塩酸加里／人事

号外信 大正七年七月一八日 八幡丸便 守田治平発 ..... 三三

シドニー会社登記ノ件／株主投票権／定時総会／一株の金額／株券の発行／取締役  
百十七条／書替停止／外人株主ト奨励会ノ委任状

号外信 大正七年七月二三日 丹後丸便 守田治平発 ..... 三六

シドニー支店員手当金給与額ノ件／バート・リード／干天漸ク破ル／シドニー日本  
人会

号外信 大正七年七月二四日 守田治平発 ..... 四〇

シドニー会社登記ノ件

号外信 大正七年七月二五日 守田治平発 ..... 四四  
兼松翁記念会寄附金ノ件

第八三四号信 大正七年七月二五日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 一四六

新会社／新築事ム所／御倚頼／酒精／金価標準／秀才養成／悪利節制／南阿羊毛／  
松木店員／Cladstone Talloir／心身鍛鍊之要

第八三五号信 大正七年八月六日 長野丸便 北村寅之助発 ..... 一五四

棉糸／兔皮／分割羊毛／小麦

号外信 大正七年八月二二日 ナイアガラ号便 北村寅之助発 ..... 一五八

貴地代理店／取引発展／信用状／本店輸出品事ム緩漫／貴方より輸出品

第八三六号信 大正七年八月二三日 日光丸便 北村寅之助発 ..... 一六五

株式会社第一期上半／人事／濠会社組織難／棉糸／兔皮／羊毛革／南洋棉花／南米  
貿易／大竹博士／羊毛評価／Top／天正丸便／兔皮／広戸店員／小池店員／関店員  
／住吉隠居行／季節好順

第八三七号信 大正七年八月二六日 緬甸丸便 北村寅之助発 ..... 一七七

満州及蒙古／酒精／棉花

第八三八号信 大正七年九月一六日 天正丸便 北村寅之助発 ..... 一八一

取締役会決ギ録／本店中受勘定／シドニー独立登記／住吉未亡人の遺言状／為替約  
定／居留地増築案／日濠館賃貸／紀念会／棉糸損害／古立重役退任と正金銀行／  
Hughes Top 及ハノイル／Whiddon's Top & Noils

第八三九号信 大正七年九月一七日 安芸丸便 北村寅之助発 ..... 一九六

1918羊毛評価／日本へ分割の羊毛／日本ニテ space 契約ニ就テ／硫黄／豊浦丸  
Top 損害弁金ニ就テ／硫安再輸出／人事

第八四〇号信 大正七年一〇月二三日 平神丸便 北村寅之助発 ..... 二〇五

御断／日濠館／七上半季決算／平和風／支店独立登記不成立／古立重役退任／古  
谷君絶縁／小池店員

号外信 大正七年一二月五日 神隆丸便 守田治平発 ..... 二一五

前田幸一

第八四一号信 大正七年一二月二七日 北野丸便 北村寅之助発 ..... 二二七

重ネテ御断／上半季決算報告／日濠館／紀念会／住吉未亡人／新築工事／NYK Wool  
Rebate／南阿羊毛口仙割戻シ／南阿南米出張員手当／濠州在勤手宛変更／店員以下  
の給料改正案／経費／千住入札／第一回分割羊毛／人事／店員増加の計画／準店見  
習／乗船規定／倚頼／シドニー洋人給料／日本人年末支給金

大正8年 シドニー来状

第八四二号信 大正八年一月一四・一六日 海王丸便 北村寅之助発 ..... 三三九

貴信／上毛モスリン会社／当輸入部品類区別／Top & Notis／毛織界好調／オリイ  
ン／脂肪／硫安／児玉社員の配当／日濠館処分と記念事業／記念会醸金不振／羊毛  
紡績株式引受／人事／カメルフィールド商会／南阿出張員／為替延期請求、付南阿  
輸出の方針／為替難の懐古／内地金融界の動揺／支店在勤外人賞与／兼松翁記念会  
／外国会社拒絶ノ件／新会社登記／NSW 所得税計算期変更／濠州内地騒乱ノ兆アリ

第八四三号信 大正八年一月三〇日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 二七一

新築移転／株式会社第一回定時総会及臨時会／店員等礼儀の廃類／奨励会惣会／配  
当金／南米派出交代員／輸入部伝票洩レ／銀行の警戒／日濠館処分と記念会／棉花  
下落／羊毛／筆者帰朝／未亡人遺言状

第八四四号信 大正八年二月五日 第二英丸便 北村寅之助発 ..... 二八二

小麦／運賃下落／マツカソン来電／南米来信／ガントン奨励株／御倚頼／雑俎

第八四五号信 大正八年三月六・一一日 日光丸便 北村寅之助発 ..... 二八九

日濠館所分／公会堂寄付金／Freight Market／紹介／硫安／南阿輸出品紛糾／南米  
よりも故障／濠州ニも苦情／人事／記念事業／店員席次／故店長七回忌／増員計画  
／羊毛徴発／Whiddon Top / Hughes / 松尾氏 / 濠阿取引 / 貴店輸出口 / 御倚頼

第八四六号信 大正八年三月二八日 鎌倉丸便 北村寅之助発 ..... 三〇五

昇給辞令／入江君／南阿交代員／七回忌法要／紀念会寄付発佈／筆者帰朝／Indent  
Order Confirmation

第八四七号信 大正八年四月二九・三〇日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 三一

流行感冒／倉庫改築／本店輸出部組織改正／支店輸入部宛特別状／当支店輸入部の  
現状／為換相場の暴落／御断

第八四八号信 大正八年五月二七日 日光丸便 北村寅之助発 ..... 三三

御断／第二期決算／小生の帰朝／紀念事業／倉庫改築と不動産／店員以下の給料／  
当地独立登記／千住払下げ／被服廠南阿注文／正金重役変更／南阿通信／南米通信  
／南阿羊毛／大沢商会／南為商店／MYK Rebate／Top & Noils／小麦／勝田代理店  
／脂肪／オリイン／岡部正氏の死／鉱物暴落／沿海汽船水夫のストライキ／当店輸  
入部／為替打歩の乱調／運賃詐偽／合資会社解散案／店員席次／御礼／人事／御願

号外信 大正八年五月一三日 北村寅之助発 ..... 三四八

第二期シドニー決算報告追記／所得税／輸出品利益／NSW州／Stock 評価標準／輸  
出統計／所得税ノ件／他店の振合／二重税／人事／羊毛研究生／大阪毎日シドニー  
特電／早魃大ニ破ル／悪疫インフルエンザ

号外信 大正八年六月二七日 安芸丸便 守田治平発 ..... 三五八

号外信 大正八年七月一日 イースタン便 守田治平発 ..... 三六一

NSW州所得税／聯邦稅／戰時利得稅／同業者の立場／Martin Co／貸滞金／戰捷祝賀／Australian Manufactures Directory／信用狀／御断り

第八四九号信 大正八年七月二四日 イースタン号便 北村寅之助発 ..... 三六七

微患／御断／小麦／入江重役／為替暴落／銅／脂肪／オリイン／小生帰朝／第二期利益処分案／賞与金／紀念会／紀念館／松本倉庫員／古立君持株讓渡／四方重役退任／奨励会積金／奨励分株／評価会員／店員結婚／人事

第八五〇号信 大正八年七月三〇日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 三八二

小麦訴訟／西海丸／第二期決算／小村貸売／信用狀／日本宛荷為替買相場／オリイン／寄宿舎／倉庫改築／運賃／電信暗号／諸会社増資／千住注文／第二回分讓羊毛／Top & No.1／小麦約定／競馬／兎皮／取引所改正案／御倚頼

号外信 大正八年八月一九日 西海丸便 守田治平発 ..... 三九五

第八五一号信 大正八年八月二九日 井平丸便 北村寅之助発 ..... 三九七

小生の帰朝／第二次奨励

第八五二号信 大正八年九月四日 天祥丸便 北村寅之助発 ..... 四〇一

1919/20期節／1920/21期節／南阿市場／第二期決算予算／小麦／Hughes Top／脂

肪／御願／酒井真二郎君

第八五三号信

大正八年九月一六日

セントアルバンス号便

北村寅之助発

.....

四二二

大沢店員／第二奨励金／給料改正案及其前の臨時手当／為替率大変動／Lincoln Mills Top

第八五四号信

大正八年九月二五日

安芸丸便

北村寅之助発

.....

四一九

大義丸小麦／メルボルの残二千噸／正貨電送／大沢店員／給料改正案／賞与分配／ガントン配当金／南阿形勢重大／新規雇入人の給料二就テ／南阿羊毛／当店輸入部通信ニ就テ／御依頼／余処の事

第八五五号信

大正八年九月二九日

大義丸便

北村寅之助発

.....

四二七

小麦積出シ／貴方輸出の不進／所得税請求問題／第二次分譲羊毛／御断／燐鉱石／Tramp 取扱／正銀取扱の為替率二付／肉エキス

号外信

大正八年一〇月七日

ソノマ号便

北村寅之助発

.....

四三三

南阿苦情／南米苦情／第二回奨励

第八五六号信

大正八年一〇月一四日

イースタン号便

北村寅之助発

.....

四三九

第三期決算計画／御礼／当方所得税／入江重役航途の故障／南阿南米の紛糾／第二回分譲羊毛／小麦滞船料／Towels 見込製織／Towels 会社設立

第八五七号信 大正八年一〇月二一日 榛名山丸便 北村寅之助発 ..... 四五〇

入江重役／第二回奨励／第三期決算計画ニ関シ／当店決算／滞船料請求／大沢店員  
／評価会

第八五八号信 大正八年一〇月二三・三〇日 丹後丸便 北村寅之助発 ..... 四六三

為替の変動／正貨電送／Towel 会社組織／株券書換／倉庫工事／電信／第四期予想  
／毛織合同談／日本毛織への買次口仙／London Market／南阿羊毛其他／英国分譲  
羊毛ニ就て／製粉合併／銀価奔騰／人事

第八五九号信 大正八年一月二六日 日光丸便 北村寅之助発 ..... 四八〇

入江重役／第三期決算案／第二次奨励／俸給改正案／店員所得税自弁／重役報酬／  
日濠館 Book Value／正貨電送問題ニ付／濠州在勤手当金／滞船料問題／大沢店員

第八六〇号信 大正八年一二月二三日 安芸丸便 北村寅之助発 ..... 四九一

小麦滞船料／大沢店員／濠州在勤手当／重役報酬額／店員改給／第三期賞与／第三  
期決算処分／為替率と正貨電送／紀念館建設費／倉庫工事／Whid Top／Lincoln  
Top／ヤラホール／Hughes Top／小麦／人事／御礼と御断



大正7年 シドニー来状



第八二三号信 大正7年1月25日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

[[FEB. 22. 1918]] のスタンプあり、受領日か]

新年 之御慶、万里同風目出度奉賀候、貴方御一同御揃無異御迎歳被遊候御事と遙ニ御祝申上候、支

店一同も馬齡を加へ候間、御省慮奉仰候

貴信

425 号呂宋丸便ハ十二月廿九日着

426 号稲穂丸便ハ本月三日到達の処、筆者本月五日ブリスバンより帰店之上拝見仕候、越へて  
丹後丸便 427 号は本月八日着拝見仕候

## 所得税

此方にて永々懸案ニ相成、種々苦勞之上漸く解決致し、引続き聯邦政府宛の所得税も粗等相形キ、聊安心致候処、貴方ニ於ても愈戦時利益税布告ニ相成候趣、昨朝来電にて承知仕候、日本政府ハ此戦争参加ニ付、左程大ナル経費支弁相成居候様ニも難考候得共、他国の悪例ニ慣じ、又此悪税の発布を見るニ至り候段、成金諸氏の大頭痛ハ申ニ不及、我等告命ニ働き居候実業者ニも波及致候段、迷惑千萬ニ存候、而も「泣児と地頭」不得止仕合、仰之通り六年十二月末ニ切三ヶ月分の決算調査之上、近日返電可仕候

## 商店組織変更

問題ニ付、御協議中の処、兼松馨氏は此際全然退社希望ニ付、同意如何と本日来电ハ少々驚入候、但し合資より株式ニ変更の得否は一昨年来の懸案ニ在之、正金銀行重役の思惑如何問題も在之候得共、所得税其他の利害より株式の利益多きニ如かずとの意向ニ傾き居候て、實際、大正八年ニ於て決行可然哉の御意見の様伝承罷在候処、世間の形勢ニ伴ひ、急ニ御変更の御相談相熟し候事歟と遠察致候、元来、馨君は故店長の遺命相続被致候目的ナランニハ飽迄も本商店と運命を共ニセラルヘキ筈ニ候得共、不幸ニシテ商業ニ何等の趣味ナク、商店営業上ニ刻苦勉強の熱心モ無ク、只名義ノミの社長ニ留ルハ頗る遺憾ニ存居候事ハ貴方も御同感と存候、何分ニも如此運命ニ相成候段、幾重ニも兼松家の不幸ニ候得共、是も因縁ならハ致方無之候、曾テ相続問題の際ニ種々御尽力を煩し候南為太郎氏、鈴鹿保家氏へ一応御相談可被下順序と存候間、

是ハ既ニ御内談中ニ属シ候事と奉存候、此方ニ於ても社長の退社絶縁ハ重大問題ニ御座候間、本船郵便メ切後、当支店在勤の出資社員藤井重役一メ大西・守田・山本・小池及御前生等と協議之上、明日ニも御返電可申上候、広戸生ハ南阿出張中ニ候得共、当支店一同「承諾」ニ決定致候ハ、同人も無論同意可致黙約（諸事件ニ付テ）在之候間、左様御判断被成下度為念申添候

（因記）三井物産会社も兼て噂之通り株式資本金を一億円ニ増加し、此際重役等ニ大変更アリタル由伝聞致候

既着見込品処分ニ付ての御見込一応敬承仕候、既ニ前田君も無事帰朝相成候事故、充分御講究之上、最有利ニ御売却被成下度遙ニ奉希望候

近着広戸生来電ニ由れハ、評価人の決定直段ハ荷主の満足する処とならず、過半一旦登記したる持主も遂ニ取消ヲ申込ミ、英国政府も無止之ヲ応諾シタル由、茲ニ於テ乎、南阿羊毛の徴発ハ全然有名無実と相成たる訳ニ候、併近来濠州より米国ニ分割サレ候羊毛、優等より最下等迄取合せ著敷多量ニ上り、船腹在之次第、輸出の運ヒニ手配行届き居候旁、南阿よりの便船ハ更ニ一層払底と相成可申哉ニ被考候

兼て噂もありし見込屋の買持品ハ帆船ニテも積入候歟不明ニ候得共、兎も角、今後南阿の新毛自由売買出来候共、米国行としては相場ニ影響スル程ニハ売行不申哉ニ被考候、果シテ然らハ日本モスリンの原料買入ニハ至極便宜ニシテ、此際或は元地の相場下落可致哉も難計、貴方貯蔵品の処分御困難歟とも恐察致候得共、之ハ第一ニ我等強氣連ハ南阿も必ず徵発サレルモノとの想像落第と相成候事故、最初の見込ハ「ハズレ」たる次第ニ御座候間、多少の苦勞ハ萬無止成行と奉存候、大正四年末已来、内地ニ於テ大ニ楽ニ莫大の収益と相成候恩返しとアキラメ、精々御尽力奉願上候、尤も南阿下落致候共、運賃騰貴、船腹払底其他の副因ニ由リ、元価ニ著敷変動は無之哉ニ被考候ノミナラス、棉花棉糸の騰貴ハ木棉織物ニ影響し、追々モスリンニも波及可致、既ニ非常ニ高直ナル此方の「ゴ」サへも少数ナカラ約定出来候今日ニ付、羊毛及其付属の屑物等ハ全対ニ悲觀無用、只余計ニ収益スヘキ見込ガ減少シタニ止リ、飽迄損害ハ蒙ラサル筈ニ候旁、此際金融上手ニ売急カサル様、御耐忍肝要と奉存候

(因記) 三井の内海氏は南阿到着、未タ弍千俵前後迄買入タルニ過キスト井島君より探聞致候、如何ニ哉?

〔欄外書込〕

濠州よりの四萬四千ハダメとアキラメ可然乎、實際の政府用の壱萬九千俵も何時輸出許可可在之乎、頗ル遠き未来の事の様ニ被考候、此方何等の情報も探聞致難く候

我商店ニ対する注文振其他従前ニ比し冷淡云々、御来示御尤もニ御座候、先方の勝手のよき意見ニ従ハサリシ反感ハ詢ニ無止次第ニ候、而シテ如命一層モ二層モ努力ヲ要スル処ニ御座候、元来、今迄ニ注文ヲ取るがあまり楽過キタ訳ニ御座候、世間の競争ニ打勝ツベク、又何歟の方  
法ヲ以テ川西氏等各得意先の愛顧ヲ受クヘク、貴方の御商略ニ埃サルヘカラサル場合ニ御座候、先日、前田君より来報中、塚脇氏近來稍進歩シタ様ニテ多少談が分る様云々、實際左様ナラサル可カラサル筈ナレ共、其後の發見追状の如く、矢張、自己一流の我利々々説の主張ハ同人の性質ニテ、中々焼直しハ無覺束存候、而シテ我等ニ氣ニ入らぬ処が却て川西大將ニ氣ニ入ル所以と存候、前田君述懐の如く南阿の仲買人ハ中々抱負も高く、腰も強く、無理ナ文句ハ受け不申由、尤もの次第也、濠州ニ於ても開戦以前、常得意ある確実の仲買人は新規得意の注文の爲メ、旧得意の注文ニ不便トナル様ナ事ヲ好マス、口仙も「ハ」乃至2%以下ニテハ殆ント引受不申習慣ナレ共、日本の得意の或者の狡猾ナル注文振り、且ツ我等多年苦心の仲買人ヲ引立ツル的俠愛心ナク、一文でも表向キ安キヲ希望し、其実粗品を高価ニ買入れ居ニ心付かず、取次人ヲ苛スル事を手柄と心得居連中ニ対し、此方ニテも口仙ハ何程ニても不苦、是非此商売ニ喰込ミタキ日本人あるのみならず、英人大陸人偕は濠州人の有象無象の「デモ」仲買多き為メ、我等の神聖なる立場も情なき程腰弱の体度ニ陥リ居候事、長大息の恨事ニ御座候

一昨年末已來は英國政府の專賣的取扱と相成候間、不服の内ニも無止日々勞働致居候、今後戰爭終熄の暁ニ至ルニ忽チ自由売買の允許ハ在之間敷、此処更ニ二季節、即大正十年末位迄ハ政府ニ徵發繼續致ス可ク存候間、川西氏提案の協同問題も当分再發無之存候得共、愈平和克復、自由活動の場合、昔ハ素人扱ニ致居候三井杯も先ツ相當の經驗者と相成候間、是亦油断相成不申、去り迎、何歟特別の交替条件テモナケレハ、兼松商店の方針ヲ根本より転倒スルのナル川西系と協共營業ハ、筆者ハ飽迄不賛成ニ御座候、何とナラハ、川西系已外ニ毛織物会社の注文増加ハ自然の趨勢と確信致居候故ナリ

## 脂肪

그리스リン会社の手落乎、貴店係員のダメの押シ方不足ナリシニ哉、大倉組ニハ疾クニ到電致居候ニ不抱、此方ハ再三の發電ニ対し、いつも煮へ切ラヌ返電ニテ遺憾ニ存候、然ルニ欧州行運賃払底の上ニ更ニ£4方騰貴致候為メ相場ニ影響し、ホツ々々売物現レ、大倉組は £480ニテ三百噸、£47/15/0ニテ式百噸買入候由探聞致候、而も我商店はB市ニ於てマント老人を操縦し £45/5/0即前直一杯にて少々買入候処、丹後丸ニ積入ルヘキ特許延長の返電無之為メニ非常ニ苦心ト配慮致候、委細ハ藤井重役尽力の結果、漸く過半輸出出来候事と相成候、輸出部通信御披見可被成下候



赤瓦

二付、種々御奔走奉謝候、御来示之次第二候ハ、暫時待合候外無之候、高木清二郎君よりも書面接手致候、是非一廉の取引品ニ致度希望致候

クローム鉄鉱石

鳳盛丸二回ニ各三千噸産地より直輸致候ものハ、クロームと存じ居候テ、貴方よりも大日本窯業会社輸入云々御来示の処、宮崎幹君より探聞ニ由レハ、右ハ惣てクロームニ非ラスシテ、二回共久原鉱業行のニッケル鉱石の由ニ御座候、昨日同地へ廻航致候呂宋丸モ、矢張、ニッケル鉱石積取ニ参り候由伝聞致候

Tougue 氏も随分ホラ吹きニ付、浮ツカリ乗氣ニ相成レ不申候得共、大日本窯業の先生もあまり信用ハ出来不申と存候

宮崎氏の情報ニ由レハ、ニューカレドニアニも多数の鉱山在之、殊ニ%低キモノハ沢山の由ニ候、幸ニ近来多少御注文ニ接し手配致居候得共、今後船腹益払底と共に取引大ニ困難と可相成哉ニ予期致候

サッター老人

の *office* 類焼の処、其後焼跡視察中、少々怪我セラレ候由、御同情之至ニ御座候、此方より見舞状可差上の処、乍恐貴店より宜敷見舞方御伝言被成下度奉希望候

棉系原料

見込買入可然件ニ付、再三書面を以て又電信にて御注意申上候処、此方愚按ニ付ては御賛成被下、約定品ニ対シテハ惣て注文毎ニ原料御買約相成候得共、見込買入の件は当時安直トハ分りなからも確實ニ買約の手段無之、御見送り被成候趣、今回入江君詳報ニ由リ大ニ了解致候、マダシモ当時無躊躇約定原料御買埋メ置被下候事ハ、好都合ナリシと御同慶申上候

先物約定宛の原料ニ付テハ、貴方ニ於て確實ニ御買約出来不申テハ如何ニも致方無之と存候、今回ハ此方も貴方も意見一致し、惣て思惑の相場出現致候得共、いつも見込の当ルノミトハ難申旁、三品市場ニ手出しの事、如貴説大ニ考へ物ニシテ、寧口多少の利益アル共、着手セサルニ如かすと存候間、今後モ矢張投機的手段ニ陥ラサル様御注意之上、約定品原料の *cover* ニハ充分利方ニ御予備在之度希望致候

米棉二月積リバプール取引、前周 *28.50* ペンス迄騰貴の処、今周ハ廿三片〇三迄下押の入電在之候、貴方も引続き棉糸再騰、織物類も夫相応ニ騰貴の由、兼て出張中のバーネット氏買物ハ如何ニ哉、米国の実地供給不出来ヲ経験セシ同氏の事故、大概のものは腹ヲ極メテ買約致候

事と存候、貴方の如き棉糸相場の大博奕無之、確實ニ現物ノミの取扱ナラハ、マダ々々近き将来ニ棉花棉糸の大ナル下落ハ無之と奉存候

森田金藏氏

安芸丸ニテ久々来着の処、本船ニテ帰朝相成候

輸人品利益予算

〔七〕号より御来報奉多謝候、大ニ参考ニ相成申候、南阿羊毛ニ対する利益見込の少量なるは聊失望仕候得共、前記載の如き大体の迷惑の少し齟齬シタルト、内地ニ於ケルモスリン博奕の影響、毛織界一般人氣沮喪の為メ予定の直売不出来の結果、如何共致方無之哉ニ奉存候、前田君永々の劇勞奔走ニ対し、目先き少益ニ辛抱セサル可カラサルハ御氣の毒ニ候得共、成行と御アキラメ被下度奉希望候

膀胱の買入ニハ此方比較的骨折れ候のみならず、税関保証金割高其他種々の手数を経て73樽ニ対し僅ニ四百円、31樽ニ対し百五十円位の収益トハ驚入候、如此イヤナ品ニテ如此僅少の利益ヨリ得儲ケヌナラハ取引中止可然と存候、曾て前田君より如此品ニ電信の往復は如何?と詰問アリタルヲ覚へ候、実は品の性質ニ於て三割や四割ハ儲カラサレハ着手無用と存候〔中略〕、

松平君の通信ニ見ルモ、いつも先方の口上ニ乗セラレ居候様ニテ痛歎致居候、一事が萬事ニ付き敢て申上候

小麦

久方振少々取引出来、本懐之至ニ御座候、然ルニ他店の活動や政府員の無先見居直りにて3ペンス方も直段引上げ候為メ、或は出来掛ケタ仕事中止ニ相成不申哉と案事居候、委曲輸出部通信御披見可被下候

貴電ニテハ大倉組其他へハ注文せず、特ニ当店へノミ注文の意向と在之、大ニ御好意感謝致居候処、豈計ラン哉、大倉組其他ハ此方着手前、既ニ丹後丸ニ積入レ済、尚増田屋ナルヘキ歟、式千五百噸斗先約致居候様子ニ御座候

三井は麦粉にて三四千噸先約の相談中、此方元方の offer 満期の為メ一時話ハ中止の由探聞致候、目下各方面仕事緩慢の折柄、誰モ鶉の目ニ御座候、態々得意の嬉シカラセの口上を電信にて御取次被下候貴方係員ハあまり正直過ルと存候、現ニモスリン聯合会ニ於て本年の Tokyo ハ兼松三井と一部岩井の外の商店よりハ一切買入セヌと協議一決と東支通信ニ在之候処、事実不明ナレ共、増田屋へ注文シタル工場アルニ至リテハ、兎角、日本の得意杯の口上ハソツクリ其俣信用ハ出来不申と存候

モスリン再騰

先約品一時解合の結果歟、棉糸類の再騰又は「〇」新直の暴騰等の底意ニ基因スルニ哉、本月十日貴電着、七十九錢迄持直し候趣承知仕候、此丁子ならハ、一円迄ハ不参共、八十五錢位ニは昇進可仕哉被考候、乍併七十五錢ニて再売被下候共、兼ての見込買持品は相当の利益ニ可相成候間、深く欲張らず、此際半数計七十五錢以上ナラハ御転売可然様、同日折返し発電仕置候間、好機を見て有利ニ御所分被成下候哉ニ奉存候、而して跡半数は八十錢以上ナラハ売切ル歟乃至三月請渡しの期迄持耐ヘル乎、其辺ハ近日情報接手之上、決定返電可申上候

御断

いつも延引申訳無之候得共、前田君南阿よりの通信ニ対してハ既ニ御当人帰朝後ニ付、敢テ急要トハ難考ニ付、後日の為参考一応御受申上置度存候得共、両三日御猶予願上候、平神丸便ニて可得貴意候

会計部より御送被下候去年九月末小生勘定尻承認書写、別紙同封仕候、延引之段御免可被下候

右

北村生

大正七（一九一八）年

一三

第八二四号信 大正7年1月29日 平神丸便

シドニー支店北村寅之助

↓東京支店前田卯之助・写神戸本店重役

〔MAR. 6. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

謹て新年奉賀候

旧臘廿八日付御帰朝の挨拶状、秋田丸便昨日到達、辱拝見仕候、四月下旬御出発已来、満八ヶ月ニ相成居候間、無虚日各地御奔走被下、一時は少々御疲労の模様ニ付、潜ニ御案事申居候処、航海中、健康回復至極元氣ニ御安着相成候趣、遙ニ御同慶申上候〔後略〕

御出立前、種々御尽力被下候四萬四千俵羊毛問題、其後東京支店の不撓の尽力ニ不抱、南阿よりの御帰朝後の今日ニ至るも何等要領を得サルノミナラス、秋田丸通信ニ由レハ前の講を其俣ニして置ナカラ、一九一八年所要羊毛数其他の統計を要求する英国政府の鉄面皮も寧口可驚ナ

貴信御受

レ共、是ヲ平氣で取次スル冷血大使の無定見、外ム省の腰抜け加減ハ更ニ一層可驚モノと存候、秘密主義の各会社ハ容易ニ返答致間敷、役人等は無遠慮ニ催促可致、其仲間ニ介在しての御苦勞、貴店係員ニ対する同情難禁候

却説、今日は既ニ貴台御帰朝相成、此際南阿旅行中の書面ニ対するは返辭ニ六菖十菊の感ナキ能ハス候得共、乍延引一と通り御挨拶申上度精神ニテ執筆致候、尤も其中店報を以て本店重役へ報導濟の件は重複ニ付省略致候

十月十四日付及廿四日付本店重役宛、同廿八日付当支店宛貴翰、十二月五日迄ニ到達、辱拝見仕候、又店報八・九・十・十一・十二号の五通も同時披見済、PE十月廿四日付十三号及付録CT十一月四六日付は大延引、本年一月二日着、十一月七日付十四号広戸生認及野崎生認十一月一日付別伸、十一月十六日付十五号及追信、十一月廿三日付十六号及別伸は何れも本月七日到達、拝見仕候、前田君滞在中、種々御奔走被下候先例が習慣と成り、各出張員無油断努力致居候様子書外ニ洞見致候、為商店慶賀罷在候、各通信接到ニ対して当店輸出部より便船毎ニ受状発送、其写は貴方へも転郵致居候間、既ニ御通読被成下候義と奉存候

地方の名称

等此方疑義ニ対し御説明被下、参考ニ相成申候

常陸丸

行衛不明、殊ニ本店周旋の古谷駒平氏へ派遣の大藤某及同富永船長ハ多年の知人ニ在之、寔ニ  
 気の毒千萬の事ニ御座候、右ニ対し野崎・中井両店員の恰も其前後の便船ニ乗し、無事任地ニ  
 到達したるは何等の幸福歟、本人の為メ商店の為ニ大賀セサルヲ得ず候

口仙割戻シ

南阿各市の仲買人撰定後、当店買入品ニ対し相当の割戻し秘密御契約被下候、行届たる御尽力  
 感謝之至ニ御座候、単ニ金融の問題ニアラスシテ其趣意也

塚脇提議

例の我利々々主義を伸張し、へKへ注文の一部を南阿仲買へ直接ニ注文しへKは僅ニ $\frac{3}{4}$ %  
 の手数料を以て、金融は加古川姫路より直接呈供可相成候も、船腹手配輸出手数引受の事、如  
 此場合頗る手前勝手ナ注文ニ候得共、泣兎と地頭的のアキラメを以て前田君御引受被下候衷情



御察申上候、殊ニ風声鶴唳、諏訪丸船中の風聞ニ恐レ、既出注文「REPLY」の変更杯笑止千萬の  
若臧と存候

電信ニ就て

本店發電文構成の不行届ニ付、種々御慷慨至極御尤もニ御座候、此件ニ就ては過日古立君より  
「REPLY」号を以て懇々分疏在之、其事情ハ諒察仕候得共、全く重役の監督不足ニ基因スル事ニ不  
外候、目下戦時中ニも在之、常々本店ハ電信係の宿直員ヲ定メ、終夜ナラ尚適當ナレ共、セ  
メテ夜半迄ナリ共、臨機重役へ電話スル位の準備ハ緊要の事ナリ、況ンヤ先般來の如く臨時ニ  
南阿出張員の活動スル場合、其応答ハ最も神速ヲ貴フヘキ也、又来電の用務ニ対し逸々返電の  
必要ハ在之間敷歟ナレ共、本店よりの發電乃至返電ハ南阿發電ニ比し甚少数の如し、多少の費  
用ハ奮發シテ出張員の安心して活動の出来ル様、本店より逸々發電スヘキ筈と存候、然ルニ電  
文の構成不充分ヤラ返電の緩慢ニ流れ、兎角、本店係員の鞅掌振ニ念が足ラヌ様被考候事、遺  
憾ニ存候

郵便ニ就て

も同様ニ在之、過長ナルモ弊ナシトセス候得共、簡單不行届ナルヨリハ萬々優レリ、貴台の諄々  
トシテ教ヘントスル者、満恕及不撓の努力を以て認メラレ候書面ハ多大ノ訓戒ニシテ、後進者

八大ニ之ヲ鄭重セザル可カラサル筈と存候、小生の如きも以前ハ随分筆豆ニ返信ヲ怠ラサリシ考ナリシモ、近来大二歩筆不進ニ傾ケルヲ自覺し、兎角、後レ勝ナルハ潜ニ恥入り居候処ナレ共、而も緊要の際ハ疲労ヲ厭ハス、努メテ執筆致居候次第、御賢察被下候哉ニ奉存候、然ルニ本店通信ハ兎角無味淡泊のもの多く（或は語弊アル歎知ラサレ共）、此方重役状を以て輸出入双方共愚見を上伸致候事屢々ナレ共、古立君より逸々返事ナキ事多し、多分本店輸出部通信ニ返辞アル事歎とも存候得共、此方多端ニシテ各部の通信熟読の暇無之、頗ル喰足らぬ感致候事一再ノミナラス候、古立君不在之節は入江君又は四方君ニ於て御多用ナルヘキも此方の重役状は御通読被下居候筈と存候間、臨機御返辞被下候様御執計被下候ハ、大二便宜と存居候事ニ御座候、恰も前田君が南阿ニテ入船毎ニ郵便ヲ待チコカレラレタルと同様ニ御座候、又此方より項ヲ分けて上伸仕候事ハ、全く不要ナラサル限りハ逸々夫レニ対し御返答被下候ハ、是亦物事行届き可申哉ニ奉存候、丁度、貴信中記載アリシ市中金利の如きも書面的一端ニ御記述置被下候ハ、新聞紙ヲ見ル迄ニ会得する次第也

（此件は本店重役へ御願申上候事ナレ共、記事の都合上茲ニ加筆仕候間、宜敷御了解願上候）

大沢君の手紙の如き、多用の時ニハ通読二時間を要し閉口ニ御座候、字が下手ナルニアラス、ゾンザイなるナグリ書なる故と存候、郵便メ切ニ近き時迄打捨テ置カス、二三日前より書き始め置被下候ハ、十分丁寧に書ける筈と存候、未タ若き人ニハ何程いそが敷共、熱心アラハ多少

の通信の出来る筈ハ無之候、時宜ニ由リテハ二日も三日も徹夜スル位の大覚悟必要と存候、各係員へ嚴重ニ御訓達被下度奉希望候

愚按するニ、我々海外ニ長年滞在して諸種の不便不自由ニ遭遇し、自然の経験が先キの先キの事ニモ感覺鋭過敏ニ相成居候ニ反し、日本の諸君は内地の便宜多きニ慣れ、夫程ニ「思ひ遣り」と申事ニ注意不足ナルニ原因する事多しと存候、以德報仇的の慈愛心を發揮され度希望致候

戦後英領貿易の  
悲観

云々の本店發電ニ対し、種々御意見敬承致候、「二兎ヲ追フ者ハ一兎ヲ不得」の一語要領を得居候様存候、南阿の前程ヲ堅メ而シテ後南米ニ着手云々の貴説、是も同感ニ御座候

元来、戦後英領商売は悲観云々の御説、何人の意見ニ哉、此方へハ未タ何等の詳報ニ接せず候、欧州戦争の永引クノミナラス、兎角、聯合側の優柔不断ニ嫌タラス、独逸派の学者連中は勢ヒプロ独逸ナルアリ、新聞屋其他の中ニハ、アンチ英国、アンチ米国派多く候間、諸種の憶測構説も可在之候得共、前記の如き仮定其説が正当ナル者トセハ、我商店の存否ニ関スル大問題ニ付、蒼惶の中々黙認スヘキニハアラス、本店ニ於て若し左様の御計画アラバ、予メ当支店へも充分の御通論可被下筈と存候、我等は羊毛と云フ眼目の主要产品アル為メニ南阿ニモ南米ニモ通商ヲ希望し、随テ日本品の輸出ニも尽力セントスル也、単ニ海外貿易トシテ何国ニも取引開始

ト申スニハアラス、況ンヤ日濠貿易専門ハ故人の遺旨也、曾テ支那ヤ滿州ニ着手シテ苦シキ經驗ヲ購ヒタル結果、無暗ニ手ヲ拈ケル事の利益ニアラサルヲ確認シタル筈ナリ、素より時世の変遷ニ伴ヒ、一概ニ固陋の説ニ偏スヘキニハ無之候得共、一旦着手シタル以上ハ須ク之ヲ繼續維持スルノ堅実ナル覚悟ナカル可カラス、而シテ第一ハ資本ヨリモ適應の人物如何ニアリ、我等ハ今日ノ商店活動上、夙ニ人物ノ不足ヲ感じ、之ヲ補充スルニ日モ亦タ足ラサルノ苦心ヲ以テシテ、而も尚適當の人物ヲ発見スル能ハサルニアラス哉？、巧遅ヨリモ拙速ヲ尚フトハ古人の名言ナレ共、一国内の小取引ニアラス、苟も海外萬里ニ雄飛セントスルコト、議論ヨリモ实地ノ經驗ニ徴シ、穩健篤実の方法ヲ講窮セサル可カラスと奉存候、藤井重役ニ仮想の私議アリシ事ハ貴下の通信接手後ニ藤君より承知致候、併小生は日濠専門の見地ヨリ、独乙との取引開始の如きハ目的の為メニ手段ヲ撰ハス的の行動として絶対不賛成と相答へ置候、蓋し小生の頭は少シク時世後れ歎も不知候得共、然レトモ何事も利益ノ方面ニノミ寄ルヲ以テシテハ、確實の事業の成效ハ夢想スヘキニアラスと相信し申候

新規の事業ハ約十ヶ年ヲ以テ一紀トスベシ、其間大概ハ失敗ノ続クモノ也、之レ其經驗ヲ購フ時代ナレハナリ、一二有為の成效アルモ、恐クハ差引損勘定トナル事多きものなり、故ニ我等は強て新規の事業ニ反対スル者ニハ無之候得共、其仕事ハ必ず日濠貿易と并立スルモノナラサル可カラサルノミナラス、我等ハ折角辛苦經營シタル事業の手綱ヲ弛メテ迄、他の方面ニ奔放スルノ無望ナルヲ疑ハス、進捗ノ氣慨ナキ者ハ既得ノ位置ヲ保留スル能ハサルノ説アレ共、我

人操案

等ハ既得の位置ヲ確守スル為メニ其全力を注入シ、更ニ其事業の完璧ヲ期スルノ優レルニ如かずと奉存候

二付、前田君来案ニ対シ藤井氏より提案ハ既ニ其写ニ由リ御承知被下候哉ニ存候得共、別紙本文同封仕候、而シテ来書記入之通り大体ニ於て小生も同感ニ御座候、要之、貴台も帰朝相成、近日亦夕藤井重役も帰朝可相成ニ付、其上貴方重役会議ニ於て御決定被下候事、最も便宜と奉存候

貴方の御操合相付き候ハ、藤井君意見之通り大沢君此方へ御出張被下候事、小生何等異議無之候、南阿へ出張の件は前田君御来示之通り、片桐店員到着之上、広戸店員一時帰朝、内地の商務見学適當と存候、而シテ南阿より引続き輸出無故障、且ツ自由取引出来、日本の得意より注文在之候場合ニハ大沢君よりも再ヒ広戸店員ヲ派遣相成候方、利益ニシテ事務撻取可申哉と奉存候

古立重役南米出張の御来示ハ至極御尤もと奉存候、一度シドニー支店ニ出張相成、其後十五六年も経過致候事故、海外の事情ニ疎遠なるハ勿論、実地の苦勞不足ニ付、此際同君の海外旅行ハ本人の為メニも商店の為メニも利益ナル可シとの貴説同感ニ御座候、乍併事実同君の為メニハ利益ナルヘキモ商店の為メの利益ハ疑問と存候、何トナラハ今日迄海外の事情ニ迂遠ナルダ

ケ夫れたけ直ニ以テ同君の敏腕有用の途狭隘ナルナリ、是故ニ人物經濟の上より立論すれハ、南米出張ニ付テハ西班牙語学の如きは兎も角、若手の有為なる店員派遣の事、最も可然奉存候、此辺貴方重役会議ニ於テ十分御研窮被下度要点と奉存候

藤井重役、唯今の処ニては次便の日光丸ニて出発の予定ニ候得共、<sup>100</sup> 約定の継続談、輸出禁止問題在之、小生毎日羊毛評価ニ追ハレ、毎月一回プリスバン出張等ニテ商事萬端無心元、希くハ今一船延期、三月の安芸丸ニ訂正致呉ラレ候ハ、好都合と存居候事ニ御座候

併輸出禁止問題永引候様ナラハ寧口同君帰朝之上、此方の実況ニ照し御奔走被下候ハ、是亦利益可不尠とも存候、当支店ハ藤井君出立後の輸出部は守田・御前・山本等の若手ヲ使テ、可成不行届無之様、精々努力可致の決心は致居候

### 雨量過多

昨年十月末の春雨已来引続き降雨多く、十一月の如きは数十年來の記録、十二月も半月ハ雨あり、本月ニ入りて一層多量ニて新小麦收穫ニハ余程の災害ニ候

併毎年早魃ニ苦メルリバリナ地方一般及中央濠州ニも昨年来降雨普及ノ為メ、今季同地方の産毛ハ發育頗ル宜布、Burr + Seeds の弊害ハ在之候得共（NSWヲ通して草種多し）、線維ハ太目ニシテ、サウンドのもの多く候、又雨多き為メ暑氣甚シカラス、牧草充分ニシテ本年の仔

羊分婉量も成効の方ナルヘク、先以て濠州全体ニ季節ハ順調以上ニ好シク候、但シクインストラ  
ンドハ却テ洪水の罹害も不尠模様ニ御座候  
乍延引、右御受旁奉得貴意度草々、敬具

北村生  
頓

大正七（一九一八）年

二三

第八二四―A号信 大正7年1月31日 平神丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔MAR. 6. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

拝啓

前田君南阿よりの来翰ニ対する返辭の關係より、824号本状は東京支店へ直郵仕候、其写ハ別紙同封仕候間、御披見被遊被下度奉希望候

秋田丸便東京支店通信到達拝見仕候、同船は横須賀回航ナリシ為メ神戸の郵便物ハ間ニ合ハサ  
リシ由承知仕候

馨氏退社

之件ニ付ては前郵不取敢御受申上置候後、在支店の社員一同協議之上、「同意致候」間、別紙



## 輸出禁止問題

写之通り御返電申上置候間、夫々御手配済と奉存候、為念各自記名の承認状同封仕候間、御入手可被下候

事重大ナルタケ、清水惣領事も種々奔走の塩梅ニ御座候、外ム省よりハ未タ何等具体的の返電無之趣、且ツ今朝貴電着、脂肪・材木等の御照会被下候処ヨリ見レハ、貴方ニテハ未タ夫程絶對のものトハ御想像無之様ニも被考候、此方大ニ煩悶罷在候得共、日濠一般の事故、我等のみ屈沢するもダメと存候間、自然の成行ニ任せ、其内政府当局者ニ於て相当の手續ヲ経て解禁相成候日を相待可申候

英国殖民地一般ヨリ日本ニ對し輸出禁止と相成候ハ、第一ニ印度棉花ハ大問題ナルヘク、乍消極的南阿羊毛も遂ニ輸出禁止と相成、自由売買ハ何等の功能ナキニ至リ可申候、追て再ヒ解禁と相成可申とハ存候得共、一時ニテモ羊毛が来ヌとなれハ、又日本の原料相場ニ影響可致存候、於是乎、先頃来大ニ苦神相成候見込品も多少有望と相成候哉と存候、種々御尽力之上、御売却被下候屑物類ハ薄利ニテ早々売急キタル様のハメニ陥リ居不申哉、兎角、戦争中ハ何事も常識ヲ以テノミ判断相付難く奉存候

本件の解除、或は時日延引可仕哉も難計候得共、如前記、貴方ニ於ては夫程ニ難渋視被居候様  
ニも不見候間、此方何程ヤキ々々致候共、何等利益在之間敷、寧口捨鉢ニ貴方の運動ニ委任す  
る考ニ御座候、委細は藤井君通信ニ譲り候

## 南洋棉花

印度及米国の棉花輸入ニ制限出来候暁ニは、日本紡績界の原料先物の供給ニ一大問題相起り可  
申、蓋し鉄材禁止以上の大騒きと相成不申哉、潜力ニ御案事申居候

就ては、先頃来、一再御照会申上候南洋産棉ハ如何ニ候哉、供給少数ニ付、大ナル御補充的ニ  
ハ相成申間敷も、甚品質は寧口細糸用ニ適當と奉存候、是も占領後、濠州政府の管轄ニ相成居  
候間、積替品と雖も或は禁輸品の範圍ニ含マレ候哉も難計候得共、露国等へ絶対再輸出無用の  
保証書御差入之上ハ、特別取扱の輸出来候哉も亦タ難計候、何卒、販路御研窮切望致候、全  
く欧州へ輸出の途閉塞の為メ比較的安直ニ見切可申哉ニ被考候、貴方注文在之候ハ、此方よ  
りの船腹ハ何と歟操合相付き可申哉ニモ奉存候

トップ新契約ニ付テハ、前便来、藤井重役より詳細上伸相成候間、夫々御了解被成下候義と奉  
存候、本年十一月迄の注文を握り潰し、目先き一月二月もののみ供給セントスル元方の得手勝

Top 約定と  
羊毛供給

手ナル、今ニ初メヌ不都合の次第ニ御座候、而もヒユースの如き既製品の始末ヲ成サ、レハ金融ニも差支居候事と存候、Wの如きも同様ナルヘキも斤量比較的少数ニ付、Hの如き苦痛ハ無之哉ニ候、依之、可成既製品の売約ニ苦心し、中央委員長を傀儡として其実自家の都合好き様計謀致居候事と存候、尤も伝聞ニ由レハ、昨年ノ契約直段以上ニ引上ケタル十九片方ノ差金ハ、一時聯合政府ヘ徵発サレ候命令ノ由（如昨年利益分配ノ相談セス、夫等ハ後日ニ譲リ候手順ノ由）、何故ニ左様ノ交渉ニ相成居候ニ哉、門外漢ニハ不明ニ候得共、或ハ政党ノ機密費ニでも利用サレ居候事ニアラス哉とも想像致サレ候、果シテ然ルトキハ、ヒユースハ政府ヲ利用スル目的ガ却テ政府ニ利用サル、事ト相成候哉も難計、於茲乎、既製品ノ始末ヲ付ケ、跡引続キ同人等ノ申出ヲ直段ヲ以テ十一月迄ノ製品全部日本ヘ約定出来セサレハ、一時工場閉業ノ企謀ニハアラス哉、或ハ閉業ヲ標榜シテ工場全部ヲ政府ニ貸上ケ、相当ノ賃金ヲ受取ラントスルノ策略ニハ無之乎

愚按ニテハ、北米合衆国ハ到底ヒユース申出ノ如キ高価ニテ Top 多数買約可致トハ難考候、仮ニ或ル商人ハ是ヲ買ハントスルモ、英国ト米国トノ羊毛原料供給約定ニ於テ既ニ廿七萬俵余ノ割宛ヲ決定シ、本月初より評価サレタル約半数位ハ米国宛として此方ニ貯蔵サレ、船腹在之次第輸出ノ手順相整ヒ居候、萬一 Top 之輸出ヲ希望スレハ、勢ヒ是等羊毛ノ space ヲ割愛セサル可カラス、是ハ政府ノ容レサル処ナルヘク、現ニ一旦売約シテ輸出手数済ナリシノイルも、羊毛船腹必要上、ノイルハ跡廻しとして一時輸出禁止（米国ヘ）と相成候趣探聞致候、故ニ若

し日本ニシテ濠州「Top」の製造全部を買約するニあらされハ販路閉塞の形也、而も高価の爲メニ日本ハ買入サルモノトスレハ、何等歟の手段ニ由リ、之ヲ買約セシメント策略致候哉も難計、即チ今日迄英国の約束、外ム省役人等の樂觀ニ不抱、四萬四千は儲置き、事実海軍及官庁用の一萬九千俵も輸出許可致サルハ濠州政府の手加減ニハ無之乎、多少の疑義ナキ能ハスト存候、既ニ昨年も羊毛分割問題運動の爲メ清水惣領事等態々メルボルンへ出張サレタル際、却て「Top」の話の先きニ相成候等ハ此辺の消息ヲ洩すものニハ在之間敷哉、少々立入りタル觀察ニ候得共、御参考迄ニ申上候、此四萬四千俵の輸入可能ト見テ、日本の各工場ハ原料の基算相成居候得共、当分絶対不能と看做シ、「アキラメ」て御打算可然哉ニモ被考候

英国ニても軍需不向きの細き優等の羊毛貯蔵サレ居候ニ不抱、原料調節會長ハ中々工業家ニ下渡サス、機業家一般ノ不平不尠様伝聞致候

## 書面の認メ方

就て東支宛本状へも相認メ候得共、今少々敷衍致度候

入江君の文字の下手なるは致方無之、併意味は能ク感通致候、過日の棉糸買入の進退ニ付御説明被下候如ク、今後も重役状ヲ以テ貴方の感想時々御詳報被下度奉希望候、四方君ハ文字ハ下手ニアラサルモ、大沢君と同様、一気呵成的ニ兎角走り書キナグリ筆ナル爲メ読難キノミナラ

ス、御自身ニハ了解サレ居候事ナルヘキモ、我等ニハ其意味不通（二度も三度も考ヘサレハ）の事屢也、今少シク先方の思惑如何ヲ推測研窮シテ、且ツ丁寧ニ認メ呉ラレ候ハンニはと齒痒く感し候、井垣生の悪クヒネクレたる頗ル読方難渋致候、且ツ文中得意ニ対し喰付カス云々抔あるは甚輕蔑したる申方ニシテ、商徳義上誠意ヲ欠クと存候、實際通信ナルモノハ能ク々々注意入念ニ認メル事大必要と奉存候、松平生の字計大キク泣言多クシテ相手方の感情ヲ害スル恐アリ、大ニ奮勵矯正致候様御鞭撻在之度候、之ニ反し林生近来の進歩ハ著明ナルモノアリ、文字も立派ニシテ意味モ充分ナリ、片桐・国包・富森生抔も上乘の方也、要するニ、遠方の地ニ在留する者ハ一ヶ月ニ一度の通信ニ接し、種々の感考と興味を以て通読致候書面ニ付、其認メ方ニ由リ大ニ愉快ニ知ラス々々其文意ニ釣リ込マレテ読過シ能フ事ト、其認メ方不充分、或は難読の書面は頗る不快を感じるものニ御座候、大ニ心すへき事と存候俟、乍遅蒔、敢テ一言申上度候、妄言多罪悪からず御善導被下候様奉希望候

丹後丸ニて来着、川西大将より添書持参の西川新十郎氏は西濠州ブルーム真珠貝漁場視察の為メ昨夕の汽車ニテメルボルン、アドレードへ巡遊、同地より二月七日出港、フリーマントルへ回航の筈と承知仕候、同行の貴地中村交渉事ム所の主人もアドレード迄同行の由ニ御座候、西川氏は西濠州より都合二よりジャバ、スマトラを経て帰朝被致哉も難計由ニ御座候、御序のせ

つ、川西氏へ御伝言奉願上候、中村氏は米国へ回航歟未定の由、但し中村氏の雑話中、独乙ク  
ラブの隣地外ニケ処ハ同君自身の思惑ニテ買入レタルモノニテ、曾テ四方君より三百円迄御付  
直被下候得共、夫ニては格別のお蔭無之ニ付御断リシテ他ニ有利ニ転売、相当利益ニ相成候杯  
申居ラレ候

「シドニー支店員の病氣入院について翻刻省略」

本店及東京支店各位より年頭祝賀状被下奉多謝候、此方よりハ省略致居候段、御海恕奉仰候、  
各位へ宣布御伝言願上候

右

北村寅之助

第八二四一B号信 大正7年2月4日 平神丸追便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔MAR. 22. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

追啓、本船は過日來のシケにて三日延着之上、雨天の為メ明朝迄延期致候間、一筆補充仕候  
明朝は日光丸入港の筈ニ候得共、一日の事にて御受難相成、残念ニ奉存候

輸出禁止

問題は昨年五月中、神戸英国領事館へ御差入相成候保証書の訂正ニ由ル事と漸く記憶ヲ惹起致  
候、丁度其行違ニ兼松は特別扱ニ相成候様御交渉中の趣、貴電ニ接し大ニ安心仕候、何卒、日  
光丸輸出荷物の手配出来候日取ニ間ニ合フ様御示電下度、夫ノミ鶴首待受け居候、実は大倉組  
へも同様の入電在之候趣ニ付、若しも貴方手数済の電信が他店よりも早く手ニ入候ハ、日光  
丸の space ヲ余分ニ獲得致サレ候哉ニ被考候ニ付、偕コソ一昨日の B...云々の發電と相成候

大正七（一九一八）年

三三

## 事ニ御座候

脂肪特許の事も首尾克御手数被下、如命クロウ氏より濠州当局へ着電致候趣確認致候、依之、日光丸ニ他店の品が積入不出来と申居候中ニ此方は手早く前積残りの外ニ本品買埋メ、spaceの許すだけ日光丸ニ増輸仕度、藤井君とも相談致居候

南阿ニテハ、日本より露国へ輸出サレタル羊毛（軍絨？）が独乙ニ再輸（恐クハ分捕セラレタルヲ云フナルベシ）サレタルヲ発見シタルニ付、一時輸出禁止と相成候趣、広戸生より来電在之候、但し目下船待中の四千俵特許運動中と在之候、是ハ如前記、濠州輸出ニ付テモ兼松へ特許の手續完全と相成候暁ニハ、南阿の輸出ニモ均霑スル事と安心仕候得共、跡も引続き自由売買、自由輸出出来候ハ、例の既着見込品残荷の処分上、格別の利益ニハ相成申間敷、此処一得一失と歎息致候

馬

例年の十五頭買入の為メ、今回ハ元七の戸支場長なりし小崎大佐、日光丸ニテ到着の由、候補馬は既ニ夫々手續致在之候、又一年を経過致候事、早き事夢の如し？



兼て噂アリシ馬券の再興は司法省との折合相付き不申、当期議會ニハダメの由、佐原少佐より情報ニ接し歎息致候、馬券と株式取引、米穀又は三品取引と如何ナル相異アルニ哉、ホコトンの日本法律と存候

南為商店

愈五萬円の合資会社新設相成候趣、而も南為南徳両君の名前無之、頗ル以テ御氣の毒之至御同情申上候、貴店よりも何歟其後の消息御通知アリソ一なものと存候

戦時利益税

は本年一月一日以後の収入ニ徴収スルモノ、如く近着の時事新報紙上ニ散見致候、而シテ郵船会社の引例記載在之、大会社殊ニ大収益の会社よりは非常ニ多額の収税ヲ要スル事、驚クヘク存候、日本の計算ニ由ルト当地杯ニテ噂致居候よりは其徴税法容易の如クニ候、但し政府ニ勝手宜敷も、納税者ニハ大不勝手ナルハ同様ニ御座候

先は右迄、草々不尽

北村生

第八二五号信 大正7年2月20日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

[[MAR. 22. 1918]]のスタンプあり、受領日か]

拝啓、貴信 428 号、四方君一月七日付貴信書類等、本月五日到達拝見仕候  
御送付被下候辞令書ハ各店員ヘ夫々交付済ニ御座候

片桐・野崎店員の南阿交代同意書、店員等俸給増加及年末三ヶ月分贈与同意書、別紙署名同封  
仕候

御送付席次表中、昨年新入の篠原信一ヲ準店員の首席ニ置レ候得共、是ハ追テ店員ニ昇給の場  
合ハ兎ニ角、同シク準店員の間ハ数年勤続の者ヲ以テ上席ニ被致候事 付記ト存候、又月給順  
ニ付不得止とも存し候得共、高浜の如き老令の人ハ月給ニ不抱、相当の席次ヲ維持セシムル事、

長者ヲ待ツノ礼儀と存候、何卒、我商店ニハ此風習を保存致置度希望致候

### 臨時決算

兼て御来命の昨年十月より十二月一杯三ヶ月の決算表、漸く調製致候間、別紙相揃へ同封仕候、御熟見奉願上候、三ヶ月としてハ頗ル好成績ニ候得共、是は九月末店卸の節、元価切下げ置たる輸入持品が時価有利ニ売却済トナリタルト、昨季ニ受取ルヘキ羊毛取扱分配金千七百餘及牛脂転売等の利喰益七百餘近クアリタル故ニ御座候、而シテ転売益の一部ハブリスバンより貴方へ直為替ニ致候得共、前記の分ハ所得税の助カリ様無之、不得止、此方帳簿ニ明記シタル事ニ候、輸出口仙ハザンボアンリガ麦粉の収益ノミニ御座候、雜費の千餘以上ニも大金ニ上リタルハ年末三ヶ月分、其他雇外人年末賞与アル為ニ候、而して差引純益六千式百十一圓 $\frac{3}{4}$ と相成候間、来月十四日古立君宛電信ヲ以テ御報告申上候間、可然御処置被成下候哉ニ奉存候

### 組織変更

字品丸便 439 号四方君一月廿五日付、前田君於本店一月廿三日及廿五日及付録書類、昨日到達辱拝見仕候、法律的の事項ハ小生ハ急ニ会得難致候間、本便出帆後、更ニ熟読可仕候、藤井君も一ト通り披見相成、別段異見無之塩梅ニ付、不取敢、変更同意之旨發電仕候間、夫々御進行被成下候義と奉存候

株式組織ニ相成候共、我等無限責任者の無限保証書を正金銀行へ差入相成候ハ、従前之通り信用状発行ニ差支無之御見込之由、敬承致候

決算期変更の理由も承知仕候、丁度、本年一月已後の収益ニ対し戦時所得税徴収之由、然ラハ昨年未迄の計算と比較差引相成候ハ、格別大ナル金高二相成申間敷奉存候、夫よりも普通の所得税同付加税営業税同付加税等ニテ、既ニ一ヶ年十七萬円以上の税金ヲ卷上ラレ居候事、今更ナカラ驚入申候、此上ニ四萬五千円の戦時所得税杯、日本政府の苛酷ナル収税法ニ比較スレハ、濠州政府杯の税金ハ未タ々々樂ナモノと奉存候

大西・守田・小池・御前四人分委任状承知仕候、唯今皆多用ニ候間、次便迄御猶予可被下候

馨氏退社ニ付き種々御尽力奉謝候、惣ての権理を現金式十萬円にて御協議行届き候趣、好都合ニ御座候、如何ニも即金払ハ一時御手元の金融ニモ差響き可申候得共、一層速ニ絶縁の方サツパリ致候様存候、然らば此件は矢張鈴鹿保家氏、南為太郎氏へハ一ト通り御挨拶被成下候哉ニ存候得共、無御手落様宜布願上候

住吉の未亡人ハ如何ニ御考被成候哉、御心中御察申上候

稲葉旧債

昨年同君逝去之处、親戚縁者にて跡相続營業の計畫上、旧債権所分談起り、遂ニ壹萬四千八百五十円御取得相成候趣、御手数奉謝候、同人死去後の今日ニ付辞退の要無之候得共、存命ナラハ如此金は熨斗ヲ付テ進上致度性質のものト存候、我等は無理ニ旧債ヲ搾取ルヨリモ正当の利益獲得ヲ計上致度候

營業上の警戒

として東支状 245 号 14.15 葉前田君御意見、頗る同感ニ御座候、此說根本的ニ於テ惣テ愚見も同一ニ御座候、而も既ニ買持品之売却ニ付テハ、矢張、時機の洞察肝要ト存候、如貴說、本年は見込買持品禁止の事、最も適説ト賛成致候、併あまりビク々々致居候テハ亦タ得ラルヘキ利益ヲ人ニ取ラル、ニ至ル、敢テ欲張ル事ハ褒メタ咄ニ無御座候得共、取レルヘキモノヲ取得サルハ愚の頂上ト存候、故ニ前田君の御説ハ大体ニ於テ小生も同論ニ候得共、事ニ由リ尚早タルヲ免レスト存候

モスリン転売の

兼て買持の一月より三月受渡しのモスリン六百梱は予想之通り相当の収益と可相成、大ニ楽ミ

二致居候処、貴信 428 号ヲ以て簡單ニ六十六錢ニ転売済の悪報ニ接し、アイタ口が塞らす、「右の不結果、幾重ニも御託申上候」の一語にてお仕舞とハ詢ニ以て驚入申候

〔欄外書込〕

一月十日ニ七十九錢迄再騰の御来電ニ付、今少々は上ル可キモ、先ツ此辺が半分位の売時ニ存候ニ付、折返し売却方申上候処、遠フノ昔ニ転売済ノ事ヲ知り、実ニ失望落胆致候

前田君は見込買入品警戒の立場より不賛成の御趣意は能ク能ク了解致居候得共、恰も南阿羊毛ヲ見込買占メントシタルモ同様ニテ、当時ハ慥ニ十分決心の理由アリシナリ、而も輸出禁止トナラサリシ為メ我等の見込の一部ハ失敗トナルヘキ哉の憂アリ、此時ニ際し、モスリンは原料より打算シテ六十五錢以下ニテ製出不可能ト見据ヘ相付き候ニ不抱、尚六十五錢ニテ売物アルヲ以て暫時持耐ヘ候ハ、必ず再騰アルヘキハ自然の勢ニシテ、決シテ架空の相場投機ニ無之ヲ確信し、一方、萬一羊毛ニテ多少の損勘定トナルモ、此方ニテ埋合出来可ク予防法トシテ適當の策と存候間、藤井重役とも相談之上、可成先キ物御かい入被下度旨發電シタリ、貴店ニ於ても同一ノ御意見ニテ直ニ御手配被下候処、此買入ニ於て既ニ業ニ失敗ナリシ不手際ハ、前便既ニ訓戒的ニ 821 号ヲ以て上伸致置候ニ対し未タ何等御返辞無之候、又タ疏安の時ニも跡々

の心得の為メ懇々御注意申上置候、然ルニ又今回も一語の電信照合ナク、三月迄時日アルモノヲ十二月中旬ニ浮カ々々周章テ、薄利転売の事、如何ニ商売が下手と申歟、無能ト申歟、言語同断と存候、何故ニ一電御相談不被下候哉、若し損勘定トナルモ古立君一人の損ニハ無之候、あまり馬鹿々々敷、批評の辞無之候、元来六十五錢迄ナラ買入ヘシト申上候品、六十錢前後ニ手ニ入り（更ニ安直ニテ買入得カリシモ）候間、六十六錢ニ転売して一仙の差あり、然レトモ大体の趣旨ヨリ申せは一仙の利益の為メニ見込ヲ立ツルニハ不及筈ニ候、今少々の御考が付キソーナモノと存候、夫レモ受渡期限切迫の場合ナラハ兎ニ角、時日ハ多分の猶予アルニ非ス哉、況ンヤ初メヨリ多少の金融ヲ操合セテモ、下落の時ハ持耐ヘル覚悟アリシニアラス哉、小生ハ敢テ金の事ノミ申すニ無之候、其商売の無定見ヲ不服と存候、亦タ金ニシテモ七十五錢ニ売リテモ約十五萬円の利益トナル訳ニシテ些少の相違ニ無御座候（売ラントスルトキハ思ふ様ニ買人なし等の弁明アル哉も難計候得共、六百兩位の品ハ如何様ニシテモ転売容易と存候）、即チ取レルモノヲ得取り能ハサルハ、商人トシテノ最失策と存候、往昔ナラハ切腹ものニしてオメ々々人ニ会セル顔ハナキ筈也、如此商売のやり方にては将来の経営上、寔ニ以テ掛念ニ堪ヘス、今日の隆運ニ際し、現金ヲ獲得シテ奇麗ニ退社シタル馨君の眼識の高きキヲ追想スル不幸ナル場合ニ遭遇スルモ未タ知ル可ラス、正月早々此悲報ヲ見ルニ及テ、全く仕事がいやニ相成申候、入江君四方君も前後御相談ニ応じ被居候事と奉存候、果シテ然ラハ責任ハ連帶也、如何ニ此失態ヲ弁解セラレントスル哉、謹テ御挨拶承り度希望致候

## 人事

愈藤井君本船にて帰朝致候間、此方の近況御聞取可被下候、於貴方税金の關係上、合資ヲ株式ニ御変更被成候ト恰も同様の理由ニテ、昨年来研窮中ナリシ当支店ヲ濠州の独立会社式ニ訂正の必要在之、法律上の細目ハ藤井君より説明可致候間、御同意之上ハ速ニ実行致度候、宜布御協議被成下度候

小崎騎兵大佐も藤井君と同室ニテ帰朝相成候

日光丸ニテ当州政府司法大臣 D. P. HEILY 氏夫妻同船漫遊旁貴地へ出張相成候、小生面識無之候得共、清水惣領事より貴地滞在中諸種の便宜ヲ与へラレ度、態々当店へ倚頼在之候、幸ニ藤井君同乗ニ付、委細説明可相成候得共、同氏は長崎ニテ上陸、長州へ兩三日帰省之上、神戸へ帰店相成候様の希望も在之、ホール氏は藤井君より前ニ貴地着相成候様存候間、サッター老人共御協議之上、相当の御待遇被成下度、俯テ奉希望候

新店員雇入レ頗る困難ニテ、漸く東京高商一人、山口高商一人御約束相成候由承知仕候、先日も申上候通り商業学校出身者扨底ニ候ハ、不得止次第ニ御座候、藤井君ニも申入置候得共、当



店輸入部宛トシテ中学卒業程度ニテ宜敷候間、健康大丈夫のもの二三人御派遣被下度候、青年より仕込候方へK〱式ニ早ク間ニ合フ様存候、資格トカ何トカ面倒の小言ナキ方便利と存候而シテ會計部補助見学トシテ古立君方ニ御厄介ニ相成居候前田某、貴方の御都合ニテ御派遣被下度候、学校出の俊英ニテもウント仕込マサレハ中々役ニ立チ不申候、況ヤ德育修養欠乏ニ付、多少ノ圧制も必要と奉存候

只サへ個人主義の悪風ニ傾キ居候今日此頃ニ付、株式会社組織と相成候ても、我商店ハ飽迄も兼松一家の主従関係を保存し、家風団欒、日本人的ニ継続致度希望ニ御座候

却説、南米出張員の件、幸ニ藤井君も帰朝致候間、各重役ニ於テ十分の御討議願上候、愚按ヲ以テ見レハ、南米の取引拡張も重要ニ候得共、既ニ前田君南阿ニテ日本品の輸出ニ付テもマツカソン氏雇入、事業拡張の御計画も在之候間、此際一時南米行は中止シ、前田君は二三年本店ニ勤務、輸出入双方掛ケ持チニ御監督被下候事、最も利益と存候、東京支店は林店員ニ執務セシメ、臨機前田君ナリ藤井君ナリ又ハ他の重役ニ於テ御加勢被下候ハ、大概事務行届き可申哉ニ存候

近着前田君来翰中、左の一節アリ

「古立君渡航案丈ケハ一言ニシテ不成立ヲ宣告サレ申候、同君曰ク手紙モアツタシ僕も行ッテ

見タイガ、健康ガ許サヌ故ダメです、近来ハ通信の三枚も書候ハ、頭が痛ンテ困ル位故、迎も行ケヌ」云々、蓋し古立君の海外の事情ニ不通ナルノ故ニ到底出張ハダメと存じ、前便ニも愚按開陳仕候通りニ候得共、御当人ニ於テ何等の気概ナク、商店の一大重要事件ニ対し、左様ニ安閑気楽ニ何の考案ナク打過キ居られ候ては頗る以テ商店の不利益と存候、何卒、今少々兼松商店の為メニ一生懸命ニ働クの御決心コソ望敷存候、萬一病軀劇務ニ不堪様ナラハ、須く勇退シテ後進者ニ道ヲ開ク事、肝要也と存候

大沢君抔も我等の予期ニ反し本店の事大主義ニ感染シテ、勤務上何等見ル可キノ活動モ功能モナシ、毎度痛歎致居候事ニ候、藤井君帰朝之上ハいろいろ々々御協議之上、当店へ出張の事と存候、此方何等不服ハ無之、是非一人前の商人ニ相成候様研学為致存候、唯今の処、此方特ニ急用無之候間、貴店の御都合済之上、御派遣可然候、夫迄ハ守田・御前・山本等ニ於て此方輸出部の事ム取扱為致候考案ニ御座候、而シテ貴店輸入部ハ藤井君御引受け被下、松平生・関老人も今少々理屈ヨリモ仕事の成蹟上ル様鞭撻必要と存候

本店輸出部ハ入江君必死尽力致呉ラレ候事と信シ居候得共、雑貨は多数ニ付、実は濠州・南阿・南米杯の操縦上、一人ニては中々ニ無理と存候、各部署の係員ニ多年の経歴ハアルモ、特ニ仕事ニ注意行届キ候人物ハ殆ント皆無と存候、敢テ過言ニ非スと存候、何トナラハ、貴方のヤリ方が新入の店員ニ対し、誰モ肝煎シテ指示教導スル者ナク、殆ント本人の才能ト器量ニ放任の形ニ相成居候様、小生ハ瞥見致居候、故ニホントニ仕事の頭ニ入ル迄ハ中々時日ヲ要し、尚

不行届キ不注意或は全ク気の付カヌ事アル也、是等ニ対し店員気風の緊張ヲ促シ、規律ヲ振肅スル為メニ前田君ニ於テ入江君の加勢トシテ係員御操縦被成下候ハ、今急ニ南米行実施ヨリも利益多ク、且ツ戦後の用意の第一着と存候

根本ヲ忽セニシテ前ニノミ進ムハ得策ニアラスと奉存候、而テ一方南米の取引は松木生の腕の立ツ範圍ニ於テ御継続ヲ願ヒ、更ニ西班牙語の素養アルモノ歟、或は高商出身ニテも不苦候得共、松木生の補助トナル者一名便宜御派遣被下候事可然候、二人や三人の人物は拵へ置く必要在之、追テ重役御出張の予備ニ致置度候

〔兼松夫人や北村母親の病氣について後略〕

右

北村寅之助

第八二六号信 大正7年3月7日 宇品丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔「APR. 27. 1918」のスタンプあり、受領日か〕

拝啓、東京前田君一月三十日付無号、本店四方君一月晦日付、入江君一月三十日付、何れも無号御通信及付属書類、朝鮮丸ニテ去月廿五日到達、辱拝見仕候

組織変更にて就て

予て正金銀行本店へ御照合中の処、同行重役ニ於テ別段異議無之趣安心仕候、而して前便ニも御来示被下、又此方も同意仕居候通り、各重役ニ於て何れも個人として銀行ニ対し無限責任の保証書を提供致置候ハ、従前之通り信用状発行可被下の由奉謝候

又山川氏より、会社ハ依然兼松名義存続の事、未亡人名義の株式ハ依然存続の事等、個人として御注意被成下候趣、御厚情感銘仕候、右之段此方よりも深く御礼申上度奉存候条、貴地支店

長森広蔵君を経て宣布御伝札被遊被下度奉希望候

實際不用の事ニ属し候得共、法律上、新会社組織ニ際し、現金払込の形式の為メ銀行より一時借金の必要在之趣、厄介ナ法律と存候、即チ蔭形子の為メニ聊タリトモ利息の支払ヲ要し候段、ムダな事と存候

Cos 持分壹萬円ニ対し、組織変更より生ずる権利ニ関する法律の用心の為メニ四方君より御来示の手續は至極御尤もと奉存候、其趣意ニ賛同し、御送付の同意書別紙署名返上仕候間、御査収可被下候

但し古立君名義の七萬円より壹萬円だけ奨励金として提供云々と在之候得共、右ハ鈴木小右衛門氏分一時同君へ預け置候処、今回右Cosの分ニ振替タルノミニ候得共、例の厄介ナ法律上、如此文句の同意書ヲ要する事と存候、為念御伺申上候

正金銀行重役交迭、山川副頭取は平取と被成候由、而も鈴木島吉氏ハ平取兼惣支配人として継続相成候ニ付、此方との取引上、何等変化無之御見込之由承知仕候

兼松馨君退社の条件ニ付、前田君・入江君・四方君よりの御来示敬承致候、前田君より同君提

議の平和的云々ニ付、御再報被下御入念奉謝候、此方格別難問題付とハ想像致し居不申、謂ふと言せざると心中ハ貴方諸君と同一と奉存候

右馨氏退社ニ付、定款草案の修正改訂等種々御研究被下、大ニ進捗致居候趣御心労奉謝候  
株主一人の所有株数百分ノ廿ニ制限するの一条を加へられたるよし、承知仕候

既ニ組織変更、此方御同意の事返電仕置候間、夫々御手順中と奉存候、其内藤井重役も帰朝上  
店可致ニ付、御協議ノ上一層便宜と奉存候

馨離縁

〔兼松馨氏の退社について省略〕

棉糸再騰

其後漸次再騰、本月二日出貴電ニ由レハ、

20s ¥372      16s ¥334      12s ¥307

と相成候趣承知仕候、不相変聯合の各紡績会社は莫大の利益を占得致候事と存候、米国棉の騰  
貴ハ貴方ニハ直接過敏ナル影響ハ無之様、御来示在之候得共、リバプール取引所より毎周の入  
電ニ由レハ、遂ニ廿四片〇一迄上騰致候由、顧レハ昨年六月中暴騰（当時十八片半前後ナリ  
シ）の為メ一時取引立会中止と相成、其後一日の高下一片を上下ス可カラスとの条件ニテ再開

輸出禁止

致候得共、夫より上騰一方ニテ遂ニ廿四片を超過致候 (Good Middling March Shipment)、恰も戦前相場の殆ント四倍ニ御座候、加フルニ皇軍の満州出征の噂も大分八ヶ間敷新聞報在之、果シテ然ラハ、棉糸ハ当分下落ハ在之間敷想像致候、世間も又同意見ニ哉、過日来、当地及メルボルン共大分タオルの注文纏り候塩梅、毎発電ニ由リ御承知之通りニ御座候、原料の買埋メハ貴方相場の足取りニ注意シ、先操御買入被下候方安心と存候間、一昨夜、八十八錢 Basisニテも不苦旨打電為致置候、此方ハ惣シ Subject Condition ニテ約定為致居候得共、充分利方ニ御仕入被下度願上候、先頃態々出張致候バーネット氏は、今日より見れハ割安の品を買入ラレタル勘定と可相成、同慶之至ニ御座候、安芸丸ニテ次周二ハ歸市の日順ニ御座候間、大西生ブリスバン得意廻りやら同氏出迎ヒの意味等ニテ、一昨夕一寸ブリスバン迄出張致候

問題ニ付、貴方新聞紙杯も十分の原因ヲ探窮せずして、無暗ニ英国政府及同殖民地政府等が対日本敵視行動の如く駄弁ヲ振ヒ居候、又入江君・四方君よりも杞憂的御来示在之、一応御尤もニ候得共、萬事神經過敏トナル英国側の事情も能ク々々研窮洞察スヘキ必要アリと存候、我等其土地在留者の身ヒイキの如くニ候得共、資金ニ困難ナラサル英国と雖とも敵方の不屈不撓の抵抗力の為メニ非常の惨害ヲ蒙リ、物資欠乏ニ対スル予防ニ付、有ラユル苦心惨胆タル場合ニ候、此際、今迄味方ナリシ露国が俄然敵方ニ降参の為メニ敵ニ資料ヲ供給スルカ如キ事と相成

候ハ、更ニ々々一大抵抗力ヲ増す所以ニ付、是迄露国ヲ味方トシテ諸種の便宜ヲ計リ、又莫大の利益ヲ得タル日本よりの再輸出禁止の確報ヲ得ル迄、非常手段トシテ高圧ニ輸出禁止即施ハ無理ナラヌ義と存候、若し外ム省の手ヲ経テ交渉致居候ハ、到底一月や二月ニハ落着致間敷候、宜哉、貴方ニ於テ英国大使へ保証書御差入と同時に直ニ解禁相成候事実ヲ以テ、貴意ニ過キン故ヲ同盟国ニ対スル敵対行為ニアラサリシヲ御得心被成候哉ニ奉存候

元來、日本ニはプロジャーマンの連中多く、帝国ハ事実ニ於テ聯合側ニ加担致し居候ニ不抱、開戦後二年乃至三年間も独乙人ニ商業の自由ヲ与へ、且ツ在留人の取締の大ニ寛活ナリシハ英国等の感情ヲ害シタル事不尠と存候、今日ハ余程嚴格ニ相成候得共、尚独乙ニ秋波ヲ送ル不心得漢ナシトセス、況ンヤ日本商人の悪習として政府の目ヲ盜ミ抜け掛けの取引を計画する者ある哉も難計候、依之、内地人の行動が惣テ公明正大トナラサル限りハ英国側より一時的輸出禁止の如き政策ヲ勵行サレ候共、不得止次第と存候、何分、古今未曾有の戦争中の出来事ニ付、一概ニ苦情ハ難申存候

四方君御來示中、南阿ハ多年の苦勞ニテ地盤固ク好運を握り居云々と在之候得共、南阿も矢張英国の殖民地範圍ニ御座候間、愈の場合ニハ濠州と同様と存候、羊毛取扱の優柔不斷ハ例外と存候、要するニ英国側計りが日本ニ不利ナル様仕向ケ候様考ヘラレ候事は、我田引水論の嫌アリ、故ニ英国計が自利的法令ノ実施云々ト論スルハ尚早ニシテ、戦後各国の政策ハ如何變動可致乎、今日よりハ殆ント想像外と存候



と題し、前田君操返し御来示敬誦致候、本件ニ付テハ前便御来示ニ対し、直ニ御返辞申上置候通り、其説の根拠ハ我商店の店はトシテ一定不動の方針ニ付、敢テ異見ヲ挿ムヘキモノニ無之、将来の御警戒トシテハ大二服膺すへきハ勿論ニ御座候、乍併、モスリン買入の既往ニ逆リテの御批判は少々其意を得ず、又タ本店重役諸君が前田君の一言ニ対し、如何ニモと御同意相成候云々ニ至りては甚腑甲斐ナク奉存候

何トナラハ、此ノ如キ事ハ前田君の諫言ヲ嫉チ初メテ心付クヘキニアラスシテ、平常ヨリ百も二百も判然明瞭ニ御存知の筈ナレハ也、前田君御来示中「初期の如き充分ナル警戒心ヲ欠クノ弊ニ陥リ居らす哉」との御警告ハ如何ニも御尤もニ存候得共、而も無尠共、筆者ニ於ては苟も忽儲ニ付セス、充分の用意と遠慮ヲ以テ着手実行致居候考ニ御座候、敢テ投機的売買ニ手出する考ニアラサル点ハ棉糸相場の高下ニ対シ、原料買埋メノ方法ニ付、再三上伸仕候趣旨ハ此元 821 号ニ葉、823 号ニ葉等御再読被下候ハ、判明可仕候、前田君ハ買ツツ売ツツの利益問題ハ別也との御趣意モ能ク了解仕居候、然レトモ既ニ如前記、兼松商店の店はヲ知りツ、營業上予防の一策として着手致候以上ハ収益ハ其目的ニ候間、我等ハ前便ヲ以て本店重役の取扱振不始末ニ付、侃々諤々の二攻撃警告致候次第ニ御座候

モスリン御買入方從漣致候當時、其理由の存する処ニ付てハ本店へ詳報致し在之候得共、今

少々前田君へ再説仕度存候、抑もの決心ハ羊毛直段及ヒ工費等原料より起算してモスリンは約七十錢ニアラサレハ製出不能ナルニ六十五錢以下ニ売物在之、甚夕勘定の合ハサル事ニ候得共、一時狂態的ニ壹円十錢以上ニも奔騰致候反動の打撃相場として、より以上ニ下落致候事也、故ニ前田君御来示中ニ在之候原料の位置ニノミ偏見シテ売場の興廢ヲ忖度セントスルハ云々、如何ニも御尤ニ候得共、本品の如きハ先以テ日用必需品と存候間、単ニ羊毛ノミアラス、棉糸生糸等の相場、偕は其製品の直段ニ比較し、本品の直段ハ早晚元価相当ニ迄再騰スヘキヲ確信シ、萬一予期ニ反スルモ時日ヲ耐忍すれハ損害の憂ハ萬々無之ト決心シタルト、一方ニ南阿輸出の可能ト共ニ日本ニ於ケル羊毛売行意の如ク成らず、見込買持品売却上、大ニ苦心の処ニ候間、九牛の一毫ニシテ予期の如き影響ハ可無之哉も難計候得共、人氣沮喪中のモスリンを多少ニテも買出し候ハ、或は羊毛売捌上牽制的功果ナカラス哉?、或は又萬一見込羊毛ニテ喰込と相成候ともモスリン転売ヲ以テ埋合せ出来可申候歟の考案より、本店重役へ御相談申上候訳ニ御座候

而シテ前田君御来意ニハ反対ナルヘキモ、事実ハ此方見込通りニ進行致居候、顧フニ前田君も御来示之通り当時此協議ニ立会相成居候ハ、無異議御賛成被下候義と奉存候、何分ニも此方種々苦心之上、御膳立致し候品物ニ付、行儀宜敷落付テ箸ヲ取ラレ候ハ、大ニ成効致候筈の処、粗忽敷シテ御膳ヲ転覆サレ候為メ一般の迷惑と相成候段、遺憾千萬ニ奉存候  
要するニ、モスリン若干の買持の決心も、奮テ南阿羊毛の見込買収ヲ企及シタルモ、趣意ハ大

#### 四萬四千俵

同小異ニ御座候、共ニ商店の方針ニハ反則ニ候得共、大戦争の影響トシテ此元羊毛取引禁止等、非常の場合ニ付、營業上見込ト雖トモ確實ナル仕事ニ着手シタルハ一概ニ咎ムヘキニアラスと存候、而シテ其仕事ニハ充分の用意と遠謀ヲ要するは勿論ニ御座候、今や戦争終熄の期ニ近ツキタルカ如き感アリ、今後進ンテ思惑買持品ハ出来不申候得共、既ニ買入手持ニ相成居候品ハ敢テ急速ニ無暗ニ仕舞ニするニハ不及、矢張、時機ヲ透観シテ有利ニ御所分被成下候様切望之至リニ御座候

問題ニ付、今ニも分割致来り候哉の清水惣領事等の話アリシモ事實ハ依然トシテ要領ヲ得ず、直段ハ政府用も民間用も従前通喋の直段ハ一旦取消し、更ニ今日の改正直段ニ由ラサル可カラサル事ニ相成候趣、東京支店より逸早く御来電在之候処、本日領事館へも外ム省より同様の入電在之候由、果シテ然ラハ、此交渉ニ又タ相当の時日ヲ要し候ノミナラス、価格ニ由リテハ日本側注文高減少致候哉も難計奉存候

愈直段モ極り、讓渡実行と相成候暁、扱品物ハト申せはメルボルの中央委員長命令の元ニ割宛ラレ候品ヲ無一言甘受セサルヘカラス、各種類ニ上中下の取合セ平均ニ品柄振宛ル事ナレ共、中下の内ニは細サ太サハ従前の G.I. D. B. 等相当ニテも短毛ヤ Burry, Seedy 等の欠点も沢山在之ハ勿論、Pieces 等ハ至リテハ炭化用の品沢山混交可致、又 Pieces と称スル中ハ Bellies

も混交可致哉ニ信シラレ申候旁、政府用ハ勿論、民間用ニテも是迄我等へ御注文被下候時分の如き適當品計ハナキ事と予メ御覚悟置不被下候テハ、後日大ナル後悔相生し可申候

如此成行ニ候間、實際、各工場ニ於て自家適當の羊毛ノミヲ獲得セラレントスレハ、一旦輸入シタル四萬俵ナリ幾萬俵ナリの羊毛ヲ品別シテ、入札歟セリ市の方法ニ由リ、適當品ハ原価以上ニ不適當品ハ原価以下、格上格下ケニテモ不相成候テハ何れも不適當品の幾分ヲ背負込候事と可相成奉存候、アメリカ合衆国ニ於ては此方法ニ由ル考案ニ哉、此方中央委員會の指定通りニ受取居候様子ニ御座候、尤も甘萬俵の分割ニ付、左様ニ品柄ニ好不好アリテハ急場の間ニ取不申事ニ候、日本ハ僅ニ一萬九千俵ト式萬五千俵ニ不過候得共、矢張、右の振合同様ニ取扱ハレルモノナルベシ

直段も更ニ高価ナリ、品物も如右不自由ナリトスレハ、一旦ハ此談ハ取消ニ相成候哉も難計候、然ルニ輸出版通信ニも在之候通り、愈皇軍の満州出動、戦争の余波ヲ生し候ハ、被服廠の補充の必要起り候哉も難計、此場合ニ於テハ軍用トシテハ容易ニ日本陸軍の注文ニ応し候哉も難計候得共、民間用としては一層供給難渋ト相成候哉と存候

於是乎、品質不十分ナカラ好ム所ニ由リ撰買自由ナル南阿の羊毛注文激増可仕哉ニ奉存候ノミナラス、既着見込御持品の販路ニ一大光明ヲ齎シ不申哉、此処十分御注意被遊被下度候

示談の経過ニ付テハ藤井重役帰朝之上、詳説被致候事と存候、又此方よりも再三上伸仕候通り羊毛分割とTop 跡約とハ別問題の如クニシテ、而も中央委員長ニ於てハ充分ニ比較研窮致居候事と存候間、或は新規申出ルヘキ羊毛の価格ハ又米国の相場杯ヲ標準トシテTop 直段同比例の事ヲ申出候哉も難計奉存候、若し然ルトキハ宛行扶持の押込品ヲ甘受スルヨリモ、Top ニテ御買約被成候方便宜トナリ、再ヒTop 約定之相談ニ立帰り候哉も難計、夫ハ則チ濠州政府の思フ坪歟とも被考候、兎二角、此跡約定成否の協議の為メナルヘク、Hughes とW 両氏今夕メルボルンへ出張致候間、次周二ハ何歟通報ニ接し可申存候間、其節ハ早速ニ転電可仕候

## 決算報告

の時期御改正相成、御希望之通り昨年十・十一・十二の三ヶ月の決算ハ報告済ニ付、跡ハ六月末迄公然の御入用ハ無之哉と存候、即チ例年の三月末メ切の決算ハ不用と相成候義と解釈仕候、然ルニ馨君退社ニ付御算出相成候割宛金額ハ三月末迄ヲ見越シテ御計算相成居候得共、大正六年度決算ハ九ヶ月分ヲ以テ一旦メ切り、大正七年度ハ一月より十二月迄ニ御改正の意味と存候得共、果シテ如何、公然の届出ハ改正シテも、内部の計算ハ矢張三月末の決算御入用の事ニ哉、少々了解ニ苦ミ居候間、今一応御再報被下度奉希望候

人操案として前田氏御通信中、富森生南米行の提議及夫ニ対スル内外の御意見至極御同感ニ御座候、既ニ前郵詳悉仕候通り、本家の地盤ヲ強固ニシテの上、御着手相成候様希望致候

古谷駒平君、先日熱田丸ニテ無事御帰朝相成候趣、宜布御伝言奉願上候、常陸丸不幸の消息も判明仕候間、同乗客大藤君も捕虜トシテ和蘭辺ニ抑留サレ居候事ナルヘク御氣の毒ニ候得共、存命ナルハ不幸中の幸と奉存候

兼て四方君より御回付被下候委任状、調印の上、大西・守田・小池分ハ秋田丸便ニテ前送仕候間、順着御入手と存候、御前生の実印ハ国元私宅ニ保管相成居候由ニ付、同地ニ於テ捺印之上、貴店へ転郵の事ニ手配致候趣ニ候、左様御承知被下度為念一筆申上候

当地方も昨年十月已来降雨多く、クインスラント各地の洪水□風等の災厄の外、当市中ニても本年ニ入り過去六十年の平均正月二月中の雨量八吋余ナルニ本年ハ殆ント十九吋ニ及ヒ居候（昨年同期ハ八吋三〇ナリシ）、旁盛夏中ナカラ存外涼氣ニテ凌キヨキ方ニ御座候

〔店員の病氣や家庭情況などについて翻刻省略〕

右

北村寅之助

大正七（一九一八）年

五五

第八二七号信 大正7年3月28日 安芸丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信ハ30号式月十三日付、四方君二月十二日付及同意書写通知書一通、前田君二月十四日付重役宛ハ本月十三・十四・十五の三日間ニ順着辱拝見仕候

会社の組織変更

ニ付テハ引続き御進行被遊候哉と奉謝候

兼松馨君持株譲渡之手数も既ニ登記済の由承知仕候〔後略〕

禁輸問題

は全く日本側輸入者の手落ナリシ由、前田君御来諭及大沢君来報ニ由リ承知仕候、全くクロー



氏杯の苦情ハ尤もの義ニシテ、新聞屋杯が自家の調査の不行届キヲ棚ニ上ケ、無暗ニ英国政府之敵対行為云々ヲ騒キ立テ候事、不都合千萬と奉存候

#### 小麦買占

金子一派の悪辣手段ニテ麦粉が一袋六円トナリ、小麦一石廿五七円ニも暴騰致候由、不都合千萬と存候、米相場廿五円以上ニも騰貴し、俄ニ調節令ヲ発セシ農商ム大臣ハ何ヲ致居候ニ哉、筆者平常の持論トシテ、農家の労働及収入ヲ通観シテ米の廿五円或ハ三十円デモ割安と存候、国民一般の常食ニ付細民難の声高く候得共、其他農産物ニ比較シテ米計ヲ安クセントスルハ無理と存候、況ンヤ小麦が米と同価ニ達セルニ於テオヤニ候、全く諸物価ニ比し米ノミガ一番割安と存候、大朝ニ調節令杯よりも外国米輸入免税の所論在之、是ハ濠州杯デハ屢実行サレ居候事ニ御座候

如右、一方ニは政府ヲ恐レヌ乱暴ナル利益ヲ貪リ居候、一方ニハ調節令杯騒ぎ居候事、頗ル乱調と奉存候、多分虚報ナルヘキモ（清水惣領事ニ來電ナキヲ以テ）、過日当地の「サン」ニ日本内閣辞職ニ近シ、理由ハ山本内閣ヲ倒シタルシーメンス事件ヨリモ一層大ナル腐敗事件の発見ニ由ルと在之候、後藤大臣杯ニ関係アル事ニ哉

羊毛 Top

の件は輸出部通信ニ詳説致候

三萬七千八百俵ニ減シタル羊毛モ品物撰択の關係上、又々決定迄ニ中々手間取候事と存候

不景氣の予想

ニ付、見込買入断然中止の由、御警報承知仕候、何も買入レ度品物無御座候、御安心可被下候

人事

小崎大佐一行無事着の由、馬も大丈夫と奉存候

藤井君、兼ては長州へ御立寄り之上、神戸上店の事ニ承知致居候処、來電の様子ニテハ Top の事件等ニテ予定変更、同船ニテ神戸迄御帰航被遊候事歟と存候、新精氣鋭、折角商店の為メ御尽力奉願上候

南阿広戸店員行御注文先操在之塩梅、御同慶之至ニ奉存候、片桐君も一層樂ミヲ持シテ出張致候事と存候、野崎生ハ既ニ安着の事と存候

常陸丸ハ全く独乙海賊船の砲撃ヲ蒙り捕獲沈没サレタル事、定テ此頃ハ貴地新聞ニモ記載と存候、古谷商店行大藤君ハ無事と存候、然ルニ富永船長自刃の情報在之、気の毒千萬ニ奉存候

栗原氏其他も追々株式会社ニ変更の由、斯クテハ所得税収入上、大ナル減少ヲ来シ、政府の目的ニ反スル事と相成不申哉

南米拡張派出員の件、前田君御来意ハ恰も小生同意見ニ在之、既報ニ由リ御了解被成下候哉ニ存候

〔店員病氣について翻刻省略〕

右

第八二八号信 大正7年4月3日 山形丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、前報後、豊浦丸便貴信 431 号及四方君御認二月初五日付書類共、昨日入手拝見仕候  
431 号中御記載のインダス号東京支店状ハ未着ニ御座候

本船は次周初メの出帆予定ニ候得共、筆者は又明日陸路ブリスバンへ出張、帰店は本月十三日  
ニ可相成候間、二三要件相認メ置申候

南阿羊毛

見込買持分大部分御売約済、残荷式千俵斗は最初よりの予約口大坂モスリンへ御交渉中、多分  
今頃は御所分完結と奉存候、段々の御尽力ニ由り、最初の見込がハヅレたにしても、サスガニ  
品物が時局ニ併行スヘキ性質のモノナリシ為メ、内外の御精励其効ヲ奏し、前田君の悲観ニ反  
し4%乃至5%の純益と可相成御見込の由、御同慶之至ニ御座候、茲ニ御尽力ニ対し謝辞を呈

し候

増給案

事情ハ御尤もニ存候、而も大体は商店の營業形態ニ併行スヘキ筈のものニ候、幸ニシテ戰爭已來、其余波我等ニ好収益ヲ齎シ御同慶之至ニ御座候得共、下級店員等の給料ヲ一度昇与シテ、商店の成蹟不如意（左様ナ事ハナカルヘキモ）の場合、俄ニ減給致す訳ニも參る間敷、然ルニ物価ハ到底茲數年乃至或は近き将来著敷下落ハ在之間敷被考候旁、此処余程慎重の詮考ヲ要する義と存候、殊ニ準店員級の無妻者連中杯ハ下宿又は実家の暮し振りニ由リ、生活ニ不自由スル程の薄給とハ難考候、余計アルニ越シタ事ハ無之候得共、其金ヲ貯蓄シテ迎妻の用意ニスルト申様の若者ハ近頃稀有ニシテ、却テ余有アルカ為メニ奢侈ニ流ル、の弊なしとせず、尚熟考之上、次回御返事可仕候

臨時決算

成蹟ニ付、種々御説明被下奉謝候、尚少々会得難致点在之候得共、是ハ小生の記臆モ悪クナリタル為メと存候、次便迄ニ研窮可仕候、要するニ昨年度より内証ニ東京支店ニテ操越置カレタル準備金其他ニテ約十六萬円斗の加算アリタルニセヨ、九ヶ月合計八拾一萬余円の純益ハ如貴命稀有の好成蹟、御同様慶賀至極ニ奉存候

此方一月より三月晦日迄三ヶ月分の決算は目下調査中ニ付、追て結果発電可申上候

前記昨年末迄の決算純益処分ニ付、貴方重役四名御協定被下候趣、所得税ニ関する御配慮奉萬謝候、賞与金ニ就ての御操合等御尽力、是亦御礼申上候、既往数年間の為替換算（輸出入）の差額拾萬以上も貯積相成居たる由、可驚金高と存候、積塵為山、商取引ハ大キクセネハ成らぬ事ニ御座候

馨君へ支払フヘキ資源ハ当店臨時収入、数年来貴店御保管被下候金高廿萬弍千円ニ上リ居候ニ付、是ヲ以テ御引宛可被下の由承知仕候、右何れも賛成ニ御座候

右の外、尚多少帳簿上残益在之候由、尚NYK及東京海上保險会社の割戻し等ハ他日の計上ニ御操延の由承知仕候

三月末の決算所分、新会社の資本起源の操合せ、奨励会の資源財産及操合等の御来示敬承、能ク研窮可仕候、定款変更の事モ法律嫌ヒの筆者ニハ未タ合点不致候

所有不動産の時価騰貴も如命快心の事ニ候、但し居留地仮建倉庫の事、建築ニ着手の事ハ承知

仕候得共、何時出来上リタルニ哉、何程掛リタルニ哉、何等御報告無之、聊不行届と存候

一時は騰貴一方ナリシニ近頃ハ著敷高低在之為メニ木棉織物類の取引一層難澁と相成候段、双方の御係員へ同情致候、貴方より何故ニ照会なしニ確約スル哉不審也との御詰問、御尤も二在之、小生等常々輸入部員ニ対し、可成貴店の安心サレル様、電信郵便共注意すべしと申聞居候、発電の度毎ニ大概ハ小生一ト通り通読致候、又貴地相場の高低其他ニ付テも心付候事ハ注意を不怠考ニ候得共、全体大西店員へ任せ居候事故、余計ニ干渉せぬ様ニ致候為メ或ハ不行届の点出来候哉も難計遺憾ニ存候、但し注文大口ナルトキハ売直電信の必要可在之も、小口集メのトキハ書面ニ譲り候事も可在之、惣ては貴方の相場ニ基き進退致居候筈ニ付、大過ナキヲ信シ居候、如従前「此直段ニ売約シタルニ付、是非此直段テ供給セヨ」と申様ナ無理ナ注文ハ無之筈ニ御座候、又或注文ニ対し定期船の請求ヲ併電スル事、其都度、其冗電ナルヲ訓戒致居候次第、而も注文主ヨリ出来レハトノ倚頼ヲ無碍ニ謝絶モナラス、黙過致事ハ在之候、如此場合、一二貴店の Best ニ任スル外ナキ事ニ候、何程此方より安運賃ナル（実ニ方外ナル大差ナリ）定期船ヲ希望スルモ船腹ニ限リアル事故、当店一手ニ占得セラレヘキモノニ無之、畢竟、買主の愚痴的請求と存候、何卒、何品ニ不抱、積付け船舶ニ付テハ無御除才当分ニ御分送被下候事、公平と奉存候

タオル直段の offer ヲ一周間 keep open の事不可能の由、是も御尤もニ在之候、而も愚考ニては多少のユトリを見て建直ヲ御拵へ被下候ハ、大丈夫ナルヘク被考候、併騰貴の時ハ夫ニテモ宜布候得共、急劇下落の場合ハ此方直段大丈夫ニ見テ居候ダケ他の競争者ニシテヤラレ候憂アリ、詢ニ六ツケ敷処ニ御座候、兎ニ角、今後大口ハ照合之上決定、小口ハ可成直段ニユトリを見込ミ売約致候様、係員へ申聞居候事也

再昨日の新聞上、別紙切抜の如き記事在之、御参考之為メ同封致候、同記事ニも付記之通り、英国産棉協会の政府ニ請願シタル項目ハ敢テ新規の事ニ無之、寧口從來怠り居候印度棉の混用ヲ研窮スベシとの苦言ハ日本紡績家の注意スヘキ処と存候、蓋し年額二十億封度ヲ産出する印度棉花の僅ニ三%のみを五千有余萬錘の紡機運轉致居候英国の工業家の使用致居候ニ過サルハ我等の初耳ニ在之候、按するニ英国の機業家は多く米棉及エジプト棉花ニ倚頼致居候事と存候、棉花の直段開戦前ニ比シ四倍以上ニ（最近リバプールハ廿四片六一ニ御座候）相成、尚直段ニ係ハラス、原料供給難を呻ヒ居候位ニ付、今後も急ニ大ナル下落は在之間敷、加フルニ印度棉輸出ニ制限ヲ加フル等の事在之候ハ、僅ニ三百萬錘未滿の紡機ヲ有スル日本の工業家と雖とも、原料の過半ヲ印度ニ倚頼致居候彼等ニハ一大痛棒ナルヘク、須く警戒ヲ要する義と存候、夫ニしても数十萬の積立或は機械償却等のマージンを扣除して、尚三割五割の配当ヲ敢テ致シ



居候日本の紡績業ハあまりニ欲張過きと存候、早晚、彼等の頭上ニ大打撃ヲ加フルの危機アルヘク、然ラサレハ、ヨリ以上の高価ヲ貪ラレ居候一般需用者の顔が立チ申サスと存候、如何？

〔欄外書込〕

過般帰濠之バーネット氏より商品仕入方、供給者との交渉不行届等の件ニ付、種々友誼的忠告承知致候、兼て我等の心配致居候事ニテ別段新規の義ニハ無之候得共、次便ヲ以て筆者の愚按と共に御報導可申上候

人事

組織變更ニ付、鈴鹿氏へ御報告旁古立君御上京被下候由、御苦勞ニ存候、同君ニ於ても賛成致呉ラレ候趣、御同慶申上候、而シテ同家も近き将来ニ於テ株式会社ニ変更御目論見中の由承知仕候

野崎店員南阿より無事帰朝之由安心仕候、片桐店員ハ因幡丸ニテ去月初出發之由、是亦無事任地到着を祈上候

〔兼松未亡人及び北村老母の病氣快癒、店員の病氣入院について翻刻省略〕

以下四月四日認

羊毛分讓

三萬七千八百五拾俵の詳細、清水惣領事へ入電致候由、一昨日転知致候、目下清水氏メルボルンへ交渉中の由、果シテ此方希望品類ノミ撰択許可致乎、又は兼松・三井・大倉・飯田四店ニ積出方許可致乎?、兩件共余程無覺束哉ニ被考候、米国其他への輸出も本季ニ入りテハ惣て委員会の指名通りニシテ、昨年之如く仲買人等の撰定ヲ許可致し不居候

Top

又々合計三拾萬封度ニ減少ハ聊心細ク被感候、ウィットン供給可能不可能の事等委細輸出部より詳報可仕候、電信ニテハ御返辞六ツケ敷処ニ御座候、あまり政府の高飛車ナル体度ニ嫌焉タラス、W先生一寸大スネの形ニ経過致候場合ナレ共、一日も早く双方の妥協成立致候様祈居候  
処ニ御座候

増田屋ハ見込ニテ Hughes ヲ十五六萬前直のトキニ買約し、過日積出後旬日ナラスシテ83片ニ直下致候為メ大分面喰ヒ居候塩梅、ヨイ気味ニ御座候、貴方着荷の納り先御注意御報告被下度

候

右

北村生

大正七（一九一八）年

六七

第八二九号信 大正7年4月16日 豊浦丸便

シドニー支店北村寅之助

↓神戸本店重役・東京支店前田重役

[[MAY. 9, 1918]]のスタンプあり、受領日か]

拝啓、筆者ブリスバン出張中の処、予定より一日早く去十二日帰店致候、不相変頑健ニ付御放慮可被下候

貴信丹後丸便433号及賞与金配分案

〃 四方君三月十三日付同意書其他ニ関スル通信

〃 〃 〃 棉糸問題 〃

〃 入江君三月九日付 〃 始末書

〃 三月十二日付 〃 其他ニ関する私信

豊浦又ハインダス丸便前田君二月廿七日付同写

前田君二月十六日付本店重役宛写二通（南阿の件）

〃 二月廿六日付南米松木店員宛写

〃 三月一日付本店輸出部宛写

〃 三月十一日付北村宛丹後丸便号外

〃 三月十三日付 〃 前田君私信

外ニ前信写及新会社組織改正案其他のタイプ書類

筆者帰来、早速拝見致候

而シテ昨日平神丸入港、四方君三月十六日付寸楮及ヒ六年度九ヶ月分決算後の処分貸借表外ニ前状の写等到達、是亦拝見仕候

### 重大事件の輻輳

今回の御通信ハ啻ニ大幅ナルノミナラス、種々の重大事件相集り居候為メト通り一再披見仕候得共、或点ハ未タ十分の成案も無之、今便御受け致兼候ノミナラス、到底書面通信ヲ以て相認メ難ク大ニ心痛仕居候旁、少々無理乎共相考へ候得共、軽忽ニ決定すへきニ無之、且ツ藤井君も既ニ帰朝致候間、大沢店員の出發前、至急ニ前田君此方へ御来遊被下度、昨日不取敢、前田君宛打電仕候、前田君ハ東京在任と存候得共、何れハ各重役御協議の必要可在之と存候間、

特ニ本店經由と仕候、其際関楹次店員の進退ニ関する暗号失念仕候段御断申上候、午後追電仕候次第、不悪御承知奉願上候

新会社組織の結末ハ本月一杯ニ無事決着、既ニ開業の運ニ可相成ニ付、多分来月十五日出帆の安芸丸ニテ或は其前ニテも香港又はマニラ經由ニテ便船アラハ前田君の御足労を煩し、於当地篤と御協議仕度希望ニ御座候、斯くするトキハ六月末決算報告賞与配布の事ニ後れ候哉ニ存候得共、商店非常の場合ニ付、多少の延引ハ差支無之哉と奉存候間、前田君ハ六月下旬当地出帆の安芸丸ニテ御帰朝被下候上、諸事決定相成候様御願申上度祈望仕候

### 新会社の登記

二際し、類似の名義ニ付不許可ニ決スラシク、為之、前会社の名ヲ兼松貿易合資会社ニ変更の事ニ御内決の由承知仕候、然ル処、四方君三月十六日付追信ニ由レハ、不正競争等の拠ナキ場合ハ差支ナキ筈との議論成効の趣ニテ、元の予定通りニテ登記申請可被遊事ニ再決の由奉賀候、無滞惣会も相済候事と奉遙察候

### 三ヶ月分の決算

電報御催促恐縮致候、既報之通り目下調査中ニ在之、次周二は御返電致し可得考ニ御座候、実

関店員

ハ小麦其他の件ニ守田ヲ執務為致候ニ付少々延引の処、不悪御免可被下候  
但し公然 Profit ヲ電信セヨハ少々恐縮致候、例のセンサ Censer も在之際ニ付、如此場合ニ  
ハ“Balance”と御打電被下候方穩当と存候、為念申添候

ニ付テ前田君御来示御尤もニ御座候、藤井君の意見も可在之候得共、小生ハ貴説賛成ニ付、如  
前記御返電仕置候

棉糸問題

投機的見込買付けの失敗の御通信は霹靂の悲報、大ニ喫驚致候、前田君の御驚愕もサコソと御  
察申上候、如命、今日の商店財制上より見れハ其損額は大シタル事ニハ無御座候得共、入江君  
ニ不似合ニシテ夢想ダモセサリシ大失体は浩歎之至ニシテ、近時の一大恨事ニ御座候

前田君はモスリン定期見込の事を執拗ニ続論サレ候得共、此方の愚見ハ一再上伸仕候通り、無  
論一時の事ニシテ毎時継続致候様の考ハ皆無ニ御座候、而シテ其元ニ着手スルニハ種々の理由  
ヲ存し、又品物の性質ニ於テ飽迄必勝ヲ期シ冷静ニ研窮シテの事ニシテ、今日と雖とも筆者ハ  
過去の事件ニ対し何等疚シキ処ナク、亦タ悔恨不致候、何とナラハ一時の変態ニシテ臨機応変  
ナル事、南阿羊毛見込買入ニ一同賛成シタルト変リナシ（前田君ハ不同意ナルモ不知候得共）、

特ニ如前述いつも定期ニ手出シスル考ナケレハナリ

又前田君ハ棉糸見込買入とモスリン見込買入トヲ同一の出来事、或はモスリン買入杯が棉糸見込説を誘惑シタル歟の如く御考へ相成候得共、モスリン見込買入の事ヲ此方より發電シタルハ昨年十月三日の事ニシテ、棉糸の投機的買始メハ入江君始末書の如く昨年七月六日也、以テ兩者の混同スヘカラサルヲ知ルベシ、而シテ今日ニ於て愚按するニ、棉糸の失敗アルカ為メニ其持品所分と同時ニ売ル可カラサル「モスリン」迄モ其利益ヲ天秤ニ掛ケテ早売サレタルモノト考フ、若し棉糸の事無カリセハ優ニ持耐ヘラレタルモノト考フ、故ニ当局者ハ棉糸の失策ヲモスリンニ迄波及セシメタル者ニ不外候、筆者ハ同じ事ヲ操返し追責スルヲ不好候得共、前田君の杞憂説の出ル毎ニ、我等ハ「猫も杓子も買へハ儲カル」的架空の且ツ薄弱ナル理想ヲ以テ商行事ニ着手致し居ラサルヲ弁明セサルヲ得ず候、尚本件ニ付テハ愚説在之、為後念他日開伸可仕候

### 棉糸織物

類の将来我輸出品として多大の前途アルヘキハ御同様常々注視ヲ怠ラサリシ処、特ニ開戦已来、畢常の發展ヲ促し、啻ニ南阿濠州如キニ止ラス、実ニ世界各国ニ及ヒ本家本元たる英国米国杯ニ迄も輸出サレ居候趣、詢ニ盛大の事と奉存候、從て今回御来示の棉糸失態無之共、本店輸出部々署の督励ハ我商店の一大急務ニ付、前田君の南米出張杯ハ一時中止シテ本店の事務ニ御加



勢被成下度様、先日一再上伸仕置候通りニ御座候処、過日来両度バーネット氏ニ会談、其都度本店係員の不行届ニ付懇篤ニ忠告在之、全く懇親ナル同氏ニシテ初メテ披瀝シ呉候、他山の金言として深く感謝致候処ニ御座候、而シテ前田君、若し当地へ一寸御出張被下候事と相成候哉も難計、果シテ然ラハ、其出立前ニ棉糸織物の緊要ナル品の仕入係員ヲ交送サレン事ヲ希望致候間、態々昨夜前田君宛別紙写の通り發電致たる次第ニ御座候、貴方の事ヲ海外より彼是指図ケ間敷失礼ニ候得共、事件ハ重大ニ付、敢テ無遠慮諫告仕候、不悪御承知之上、御賛成在之度候、バーネット氏の話中、妹尾店員が金巾其他の大物の担当ナルモ、同人ハ正直ニ告命ニ大ニ働キ居候事ハ同一視致候得共、到底不行届ヲ不免、同時ニ同氏滞在中、国包生の働き振りハ大ニ氣ニ入タルカ如く、同氏ヨリも同人の不行行ニ付、大ニ異見ヲ加ヘタリと友誼的忠言も在之候、前田君よりハーモニカの件ニ付、御嚴責状？写拝見仕候、併同人ハ御前生と殆ント同一ニテ、遣ひ方ニヨリテ充分役ニ立ツ男と確信致候間、若シ御同意ナラ何卒此際国包生ヲ使テ相場変動の夥敷金巾・棉服地・タオル・フラネレット等重要品の仕入方ヲ命セラレ、妹尾氏ハ他の部署担任の事ニ交代御取計被下度奉希望候、尚次便補筆可仕候、草々

右

北村生

第八三〇号信 大正7年4月25日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔MAY. 23. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

着信

拝啓、前郵後、本月廿二日新竹丸入港

貴信433号三月廿七日付、入江君四方君同日付二通

前田君三月廿三日付北村宛及廿五日付私信

〃 三月七日付本店重役宛写

〃 三月十八日 〃

〃 三月十九日 〃 古立君宛 〃

〃 三月十九日南阿南米出張員宛写

株式会社兼松商店株主名簿

〃 株式引渡申込払込及株金領収証

〃 兼松商店定款謄本

〃 創立ニ関スル事項ノ報告書

謄本、検査役ノ調査報告

〃 創立惣会決議録

〃 臨時惣会決議録 肥料ノ件、重役報酬ノ件

等入手仕候得共、未夕読了の時間無之候、外ニ奨励会規約は夫々配付仕候、加入者委任状等は署名之上、後送可仕候、新店員の通知書五、履歴書四枚も到達致候

新会社設立の披露状印刷物拝見仕候

新会社

創立上惣ての御手数数済ニして愈四月一日より御開業之由、目出度奉大賀候

外国ニ於ける名義の件、四方君御来示敬承仕候、藤井君帰朝之上、説明被下候筈のシドニー支店を濠州独立の商店ニ変更の案、実施之上ハ自然解決可仕候

## 仮建築

本店近来頗る狭隘と相成候ニ付、居留地所有地へ仮建築の御協議在之候趣、前田君御来示承知仕候、如何ニも御尤もの提案と賛成仕候ニ付、早速“Building agreed”と返電仕置候、尚御熟議之上、無違算様御計画御注意奉願上候

但し寄宿舎用として三階増築案、御趣意ハ如何ニも同感ニ御座候得共、前田君御来示之通り監督者の難問題アルノミナラス、若者の寄合ニ付、第一火の用心杯の危険ハ無之哉？、此件御再思を煩し度候

## 三ヶ月仮決算

漸く調査済ニ付、昨夕発電仕置候、即 ₺2164.7.11 の純益ニ御座候、是は貴方四方君御来示予算三萬二千円余の御仮定よりも大ニ減少致遺憾ニ存候、然ル処、昨年十一月中、安芸丸積東京支店輸出品代金小計 ₺1894.10.8 のインボイス類ハ当時到着致候得共、貸伝票ナク、又本店よりの会計報告の勘定尻引合表ニも記載ナカリシヲ以テ、此方ニテも浮カリ輸入元帳ニ付落の俣、昨年十二月の決算済と相成候、而シテ本年二月七日付の伝票前月接手、初メテ心付キタル趣、甚不都合ニ付大ニ係員へ譴責致候様ナ事ニ御座候、即右の金高ハ昨年十二月メ切の際ニ記入スヘカリシモノニ付、昨年末九ヶ月の輸入部利益の内より引去ルヘキ筈の処、本年ニ入り発見ニ付、此三ヶ月の利益ニ於テ減少致候次第ニ御座候、不悪御承知奉願上候、夫ニシテモ本

店の帳簿ニ於テも十一月より翌年二月初迄付落の俣ニ経過シタルカ如し、會計部出入差引尻ニ於テ能ク無事ニ勘定が合ツタモノト不審ニ存候

昨年十一月より輸出取扱羊毛の手数料の一部及ヒ本季はCosモ年モTIOの割ニテ俸給月割収入致居候等ニテ、三月末迄の受取金 ㊦1865.12.4ニ上り居候事、マンザラ捨タモノニ無之、永年營業のお蔭ニ御座候、ブリスバン行旅費（羊毛ニ付）ハ政府より下付相成候間、店の旅費中ニハ付出し不申候

広東保險会社の割戻金 ㊦203余ハ別紙會計部報告之通り、正金銀行為替を以て送金仕候

### 馨君離縁

〔兼松馨氏の退社について翻刻省略〕

### 古立重役辞職

御希望の件、前便前田君来報ニ接し一驚致候、全く病氣の為メナレハ是非モナキ訳ニ候得共、此元 825号を以て激烈ニ警告致候所以のものは、大ニ劇励して将来新規ニ慎重の注意を喚起し、商店の為メ又御本人の為メ改善ヲ促す目的ニ外ナラサリシ義ニ候得共、既ニ其行違ニ仕事

がイヤニ成り、退職御希望ト相成候てハ萬事休すと可申歟、夫ニしても定て余計な事を謂ふ奴と御憤懣と存候得共、商店の利害の為メニハ詢ニ不得止直言ニ御座候間、不惡御了解在之度希望致候

前田重役来濠

古立君勇退ニ就ても一篇書面の往復ヲ以て簡單ニ解決すへきものニ無之、其他重要事件も多く此際操合せ一寸御来遊被下度發電致候処、安芸丸ニテ五月中旬貴方出帆、御出派可被下の由奉謝候、仮定同船ニテ直ニ御帰朝被下候共不苦、篤と御対談申上度存候、且ツ前任より既八九年ニも相成候間、一寸でも御来遊被下候ハ、百聞一見ニ如かず、緊急要談之外、間接の利益も不尠奉存候

要件

御返辞可申上要件、沢山在之候得共、今便詳悉仕兼候間、後便緩々上伸可仕候、不相更、羊毛評価ニテ中々ニ疲労を覚へ候ノミナラス、次周ハ又プリスバン出張ニ候間、氣永ニ考へて手紙を書く時間無之、御洞察可被下候と同時ニ延引御免可被下候

モスリン所分の  
失敗  
二付、古立・入江・前田三君よりの御来示承知仕候、今更何と申ても致方無之候

商敵

前田君御来示中、元千住所長加藤主計監及杉野氏の横浜野惣へ入店の事、彼等も確ニ羊毛ニ色気のある事と存候、井島君の話にてハ高橋泰二郎氏ニも野沢屋へ入店の勧誘あり、一寸考中の由ニ御座候、杉野氏は羊毛取扱せずとの条件にて三井退社の由ニ候得共、如命早晚此方面ニ着手するは自然の趨勢と存候

既ニ前郵ニも申上候増田屋ハ東京支店の取計ニ哉、又ハ当地鈴木取計ニ哉、Hughes Topの見込買ニテ大分頭痛の模様、仮ニ十五萬封度ニ付八片の差と致候ても五萬円近く喰込ニ可相成、加之、其 *Top* を宇品丸ニ三百五十俵積入れ、外ニ小麦ニ千噸斗も同船ニ積入候処、生憎同船ハ去月已来ブリスバンニ寄港修繕中ニテ、来月初ナラサレハ出帆スルニ至らすト云フ利足損の外、小麦ハ時機ニ後れた損害も不尠と存候、我等ハ同船ニ何の積荷ナカリシハ非常の僥倖と奉存候

酒精

今便添書致候アドレードの酒屋ウエア氏、貴地出張の上“Sugar Spirit 66% overproof”の

品供給あらハ買入度希望の由、是は戦後欧州よりの輸入杜絶ニ付、ラム・ジン等の原料ニ供スルモノ、由ニ御座候、ドラム入か或ハ Oak Cask 入必要ニ御座候、樽ダモ等ニテ入物は容易ニ製造出来候事と存候、而シテ本品は十数年前、製糖会社ニテ売出し候「ラム」と称へ候「アルコール」と存候、戦時ニ輸出可能ニ哉不明ニ候得共、至急御調査之上、同人へ御交渉被下度候、同人は全濠銀行其他より三井物産其他への添書持参致居候得共、可成貴店ニ寄りテ商談可致様勧誘致し置候、同人は格別の人格もなく、Mind の男ニ候得共、一言ヲ守り、金は大丈夫の人物と存候間、藤井君若し御手透ナラハ御対談被下度候、前年筆者同船ニテ帰朝し、西店ニテ（筆者ハ不参ナリシモ）一度饗応シタ事のある男ニ御座候、休暇漫遊の目的ナレ共、或は商売ニ成る哉も難計候、添書写別紙同封致候、御披見置可被下候

〔欄外書込〕

当地方ニも精糖会社ニテラムは製造致居候得共、アルコールの俣ニテハ取引の有無未定或ハ寡聞ニシテ、實際承知不致候、併若し貴方より供給出来候モノトスレハ相当大ナル金高の手合出来候事の様被考候間、充分御研窮被下度候



住吉隠居

〔兼松夫人の病氣について翻刻省略〕

小村商店

富三郎君、過日安芸丸にて久々帰朝致候間、既ニ御面会被遊候御事と存候、藤井君既ニ御聞及之通り今回は多分横浜の共益商会との關係絶縁の決心の由、果して然ラハ、小木曾氏も年内ニハ帰朝の事と存候、茲ニ於テ小村君ハ初メテ独立スル事と可相成乎と存候得共、例の金融の点果シテ如何、昨年来大分手元ニ余裕の出来候程は収益を得たる哉ニ聞及候得共、未だ々々中々楽ナ処ニハ達し居らすと存候、前田君より御注意被下候当店輸入部より同人の仕入品引受云々の義上伸仕候事、小生ハ賛成致居候義ニハ無之候、右は大西生より貴店輸出部へ御相談申上候義ニシテ、幸ニ貴重役ニ於テ御同意ニ候ハ、御実行を希望する様申上候由ニ御座候、藤井君も御承知之通り、小村君ハ商売熱心ニシテ自身儉約節制致居候事ハ同人の美点ニ在之、我等も認識致居候得共、例の無き袖は振れず、萬一行詰り候場合ハ此方より保護セサル可カラサル（深入スルトキハ）情誼ニ陥り可申杞憂在之候間、好き加減の点迄取引可然哉ニ奉存候種々口上ハ在之候得共、当方係員ニテハ先以て金ハ大丈夫なるへきニ付、当店ニテ取扱ハサレハ三井・パバリーハンター・増田屋其他ニテも小村の注文引受可申ニ付、此方ニテ之ヲせぬは

損也と申二決着致候、此辺御賢察之上、可然御斟酌被遊被下度奉希望候

先は右迄、草々

北村生

第八三一号信 大正7年6月19日 安芸丸便

シドニー支店北村寅之助→神戸本店重役

〔「JUL. 27. 1918」のスタンプあり、受領日か〕

拝啓、去月廿四日日光丸出帆の際、種々御返辞申上度義輻輳致居たる事ニ候得共、其前より重要事件の解決すへきもの多く、然るニ羊毛評価継続ニ付不尠疲勞を覚候上、毎月一回ブリスバ  
ン出張の命令ニ接し旁心ニ掛りなから当時気分悪敷執筆相怠り候段、幾重ニも御断申上候

其後、本月一日よりブリスバン出張中、八日安芸丸同地寄港、早速前田重役の安着ニ会し、九  
日同船ニ便乗帰店致候、幸ニシテ季節の最終ニ際し前周ハ休会、今周末より評価再開の日順ナ  
リシ為メ船中より重要事件の相談を運ヒ、粗解決相付き候ニ付、予定の通り前田君ハ今便帰朝  
相成可申候、詳細同君より説明被下候筈ニ候得共、為念茲ニ御受申上候

着信

日光丸便前田君四月十日付重役状第一号

〃 〃 M一号

五月十日着同時ニ取締役決議録第一号（四月八日） 拝見仕候

弥彦丸便前田君五月一日付重役状第二号 19 葉

〃 四方君 〃 10/15 葉

〃 藤井君 〃 16 一葉

同大正七年一月より三月ニ至決算書類一括

右本月十一日到着、ブリスバンより帰店後拝見致候、外ニ取締役決ギ録二号三号共、越テ本月十七日天正丸便四方君 22/5 付重役状第三号・同決ギ録第四号、正金銀行へ挿入ルヘキ保証書写到達、夫々拝見仕候

個人の保証

合資会社無限責任社員等は今回株式会社重役と相成候、同時ニ個人資格ヲ以て連帯責任保証書ヲ正金銀行へ挿入の件、御来示承知仕候、如命 Copy は此方へ差扣へ、他の一部へ筆者署名之上同封返上仕候、印形は古立君保管被下候ニ付、捺印可被下候

重役決議録

第一号から四号迄拝見仕候、御決定の件、何レモ御同意仕候、其中第一号の店員昇給ニ関シテハ古立君 431 号二月五日付接手の際ハ、別紙貴 Copy へ朱書記入の如く筆者多少の異見モ在之義ニ候得共、再撰御送付の決議ハ亦タ多少の変更致し居、前田君より説明も承知仕候間、惣テ貴案ニ賛成する事ニいたし、本月十二日同意之旨返電仕候間、貴店の御都合ニテ七月一日より御実施被遊候事と奉存候

決算案及賞与

古立君三月十三日付 432 号より御通牒被下候本年三月九日貴重役の決議ニ係ル大正六年度決算（九ヶ月メ切）処分案、御返辞延引致居候処、三月九日付貴表之通、八十一萬三千余円の処分方、15% 配当、賞与金其他ハ四方君三月五日付御説明之趣ト共ニ敬承致候

其内重役ニ対スル賞与分配方ハ別項ニ記載可仕候、本店及東京支店其他の出張員等ニ対スルハ惣テ貴案御同意申上候、而シテ当支店分ハ大体ニ於テ貴意の存スル所了解仕候得共、筆者ニ於テ二三変更の希望在之候間、支店御割宛高 431,850 ハ全額の俣ニ御振替被下度、過日打電仕置候間、左様御執計被下候義と存候、但し小生希望ハ如左

	貴案	改正
大西	¥7,500	¥7,800
小池	4,300	4,200
広戸	4,500	4,300

聊の事ニ御座候間、不悪御承認願上候、其他ハ原案之通ニ御座候事ハ、過日豊浦便ニテ前田君既報濟ニ御座候

吉江正宛 ¥750 は同人懲戒処分と共に賞与没取と相成候趣承知仕候

又本年三月末日ニ終ル三ヶ月分の臨時決算ニ関し、貸借対照表三号ニ區別シテ御詳報被下奉多謝候

株式会社へ負担ヲ移転シタル諸税金概算七萬円の保留として、右決算の際、数口合計二十三萬円、次期決算利益保留宛ニ持品代金直下ケ其他ニテ御保管相成候趣、是亦承知仕候

(因記) 是迄諸種の理由の下ニ利益金の中受ケ勘定ニ相成居たるもの数口、或ハ拾数口ニも區別シテ保留サレ居たると記憶仕候、御如才も無御座候得共、是等の勘定ハ会社組織

変更と共に本店元帳直轄の処へ纏メテ御記入之上、因襲の混雜ヲ御一掃被下候事ニハ相成不申哉？、可成は帳簿の簡單明瞭ニ相成候様祈望致候

前便ニも一寸申上候、去月十一月より本年二月ニ至ル間、貴方より当會計部へ伝票不到着、其間右付落ニ心付カス、貴店の帳簿能クモ毎月末ニ Balance が符合シタ歟、甚タヨリなく存居候

而シテ此三ヶ月の利益通計約廿萬円ニモ上り候得共、其内五萬円ヲ雜費トシテ奨励会ニ寄進し、残高より十萬二千円余ヲ前年末切の利益ニ対する所得税未納分ニ当テ、五萬円ヲ積立金ニ廻シ、差引殘金式千四百円計ヲ未亡人報酬金ニ支払、全部所分済と可相成の由承知仕候  
所有土地家屋の減価の説明も了解仕候

### 新築設計図面

前田重役携帯分拝見仕候、何分素人ニテ今一段会得仕兼候得共、何卒、無手拔充分御注意之上、ヤリ損しナキ様奉希望候

但し費用ハ此際ニ付、決断之上ハ少々余分ニ相掛り候共、可成早く竣工相成候様御尽力相願ヒ、来年早々移転の運ニ相成候ハ、好都合と奉存候

青年店員寄宿舎設備の件、其趣意大ニ御同感ニ在之、何卒、特別ニ雇入レルトシテモ相当の教育ニ経験アル老先生ヲ得テ監督の任ニ当ラセ度存候、而シテ火の用心の点ニアリテハ三階二階共コンクリイト設計ニハ出来不申哉、是も御研窮被成度願上候

当支店独立案

ニ関し、藤井重役御来示モ在之、前田君も趣意は賛成ニ候得共、会社規約の草稿ニ今一段不充分の処在之旁、至急決定ハ或は不利益歟も難計旁、出立前一二研窮之上、若シクハ一旦帰朝之上の事ニ相成候哉の意向ニ御座候、筆者法律ニハ不勝手ニ付鵜呑ニも相成不申、守田生ニ於テも研窮中ニ候間、延引の段宜布御断申上候

但し戦時利得税ハ結局不成立と相成可申評判ニ御座候、然ラン事ヲ希望致候

人事

前便豊浦丸ニテ前田重役より、不取敢、御報告被呉候通り

・ 国包店員南阿出張、中井生と交代の件

・ 小池店員ヲNZ各地及濠州メルボルン・アデレード一巡回之上、年内ニ帰朝セシメ、貴店輸出部加勢之件

・ 片桐、御前南阿出張交代之件及当支店員の交代等



何れも筆者同意見ニ御座候、就ては当店輸入部のインボイス又は荷物出入の計算役トシテ前田幸一級の準店員ニテ宜布候間、二名斗至急御派遣被下度希望ニ御座候、而シテ今村・溝渕両生モ可成外出係ニ操上ケ度、筆者の希望ニ御座候

大沢店員妻女携帯、愈丹後丸ニテ貴地出帆之由、貴電ニテ承知仕候

新入店員候補者ニ就ては中々の御骨折奉謝候、何卒、相当の人物聚集行届候様奉希望候、手当等は世間の振合も在之候間、成行御取計願上候

筆者曰ク、前便前田君より申上呉ラレ候通り、薄給店員の生活難ハ大ニ同情致候間、或程度迄増加ハ何等異議無之候得共、未婚者ニシテ四五十円格乃至其以上の人達も薄給者の昇給と同比例ニ増給スル事ハ大ニ考慮ヲ要スル処と存候、元来、我等兼松商店ト生命ヲ供ニセントスル者ハ生活ニ困難ナラサル限リハ給料の多寡杯ハ眼中ニ措カス、一意専心献身的ニ尽瘁スル者ヲ以テ兼松型と称スル事と理解致居候、然ルニ近時文教の方針中、徳育修養ニ付き何等重キヲ置カレサル余弊、壮年有為の士モ兎角金銭ニノミ注目進退スルノ傾向ノ著シキハ、大ニシテハ国家ノ為メ、少ニシテハ個人其者の為メ痛歎羞恥スベキ恨事と存候、世間の進歩ナルモノガ、兎角

アメリカ流の悪敷点ノミヲ慣用セントスルハ擯斥スヘキ最要ナルモノと存候、如此議論ハ当世ニ反スル保守頑固ナルモノトシテ、或ハ採用スル人無尠と存候得共、日本の世態の要部が早晩我等の主論ニ一致スルニ至ル時アルヘキヲ確信致候、然ラサレハ日本ノ道德ナルモノハ消滅スルト同時ニ遂ニ亡国ニ至ルモ未タ知ル可カラス、戒心スベキ義と存候間、貴重役ニ於テモ故店長の遺志ヲ継承スル上ニ於テ、一日モ此ヲ忘レサル様後進店員等ヲ御訓導被成下度、伏テ御願申上候

「準店員不行跡の叱責処分について翻刻省略」

林店員支配人登記案ハ藤井重役の御異見御尤ニ奉存候、前田重役御変更の「東京支店長心得」として委任状ヲ以テ店務ヲ見ル事、賛成ニ御座候

故店長紀念会ニ関シ、一定の金額ニ達シテ一旦メ切之事、前田君より承知仕候、如何ニも御尤もニ存候得共、初メの予定三拾萬円も今日の金の値打ニ致候ハ、甚輕少と相成候、左り迎、夫以上商店の資格ニ於テ醸金の事、一寸難問題と存候、而も今日ハ漸く其半額の集金ニ不過旁、今暫時ハ従前之通りの方法ニ由リ醸金継続可然奉存候、但し下級收入者ニ対シテハ強制的ニ勸誘セス、須く本人の志ニ任す事ニ致候ハ、格別苦痛ハ無之筈と奉存候、然レトモ本件ハ是非未

亡人の壯健の時ニ於テ執行仕度精神ニ付、大正十年春、即故人の十年祭ハ最適の時機と存候、而シテ紀念物件方法等ハ山川勇木翁へ撰定依頼可然奉存候

閔檻次店員の諭旨退職ハ一面本人よりも其妻女ニ対し氣の毒ニ候得共、同人今日迄の不勉強ニ対し貴方重役諸君ニ於て種々御注意被下候ニ不抱、殆ント其功果ナカリシハ全く本人の不心得ニ歸する処ニ御座候、今回退職ニ際し持株の価格割宛寛大ナル外、功労金?と称し三千円を附与サレ合計 卍16,325 ニ達し候事、本人ハ大ナル仕合と奉存候、何卒、年輩より既往の不始末を回顧し、将来安楽ニ活計相立候様注意被致候様、乍蔭祈望致居候

上滝準店員を今回特ニ店員ニ昇任御希望之由、果シテ然らハ、今村・溝渕・沢辺杯の先輩も同時ニ昇任すへき筈と存候得共、何歟多少の御理由も在之趣、前田君御話ニ付御同意申上候

### 棉系不始末

此件は入江君ニ対し詢ニ一大恨事ニ御座候、而シテ三月九日付始末書を研窮するニ其事理頗る脆弱、敢テ此大胆ナル投機ニ着手セサル可カラサル動機ト見ルヘキモノナシ、所謂何歟ノ魔神ニ奔弄サレタルモノト存候、如何ニも当支店の貴店の承諾ヲ得シテ確約定ヲ成シタル「タオル」ニ原因スルカ如しと雖とも、其見積損金や貴示の如く僅ニ六千円前後ナリシナリ、当時棉

糸相場の狂騰時代ニアリテハ何等可驚の事ニ非ス、貴方ハ一概ニ当輸入部の無望ヲ詰責セラル、モ近年多数の競争者を叩へ、尚能クヘKの声名ヲ維持セントスル場合、聊の事ハ大目ニ見サル可カラス、況ンヤ此一口ニ損害トナリタルモ他ニ挽回策ハ何程モ在ル也、又況ンヤ萬一当輸入部の勝手気侷ニ無責任の事ヲ成シタリト御鑑定の場合ハ約定直段ニ不抱、損勘定不苦ニ付、正直ナルインボイス御送附被下度旨ハ再三上伸致在之候、是甚無意味の如クニ候得共、如此実見シテ当局者の粗漏ヲ悔悟セシメ、将来の注意ヲ惹起セントスル小生の衷情ナリシナリ、筆者ハ決テ当輸入部の味方トシテ依古の曲論ヲ成サントスル者ニハ無之候、戦争已来、物資ノ欠乏ヨリ適當の品物アラハ人ナキモ取引ハ自由ナル也、故ニ大西生の手腕ニ由リテ商売の隆盛ニ赴クニアラス、兼松商店の信用ニ由リ自然ニ活動し能フ也トハ、筆者の恒ニ当局諸員へ訓戒致居候処ニ御座候

支店の損ハ本店の損ニ付、填補の途ヲ講窮中、猫も杓子も棉糸の思惑買ニ奇利ヲ博し居候ニ付、危険ナレ共損失填補の好手段トシテ、協議之上、定期買入ニ着手、七月六日より八月七日迄ニ其転買利益金五千百円ヲ得タリと在之候得共、其間四千五百貫目のタオル原料の買埋ハ如何相成居たるニ哉？、何等の御説明なし、数年前ニも原料買埋の機会ヲ失し四方君大ニ心配サレタル実情、尚記憶ニ新ナル処ニ御座候

而シテ約定品成立ニ応し、成行ニ其時々々原料買埋メ方針確立の事ハ前田君も同意見ナリシ様

存居候、又按するニ若し六千円の損金補充の為のみの目的ナリシナラハ、五千百円ヲ得テ一ト先ツメ切トナスヘキニ非らず哉、而も肝腎の原料の買埋ハ上の空の何処ヘやら飛消し、相場ニ無経験ナルハ勿論の事、思惑ヲスルニシテモ品物の直段ニ根拠ナカル可カラサル基算モナク、所謂猫も杓子もの風潮ニカブレ、更ニ深入サレタル心理状態ヲ洞見スルニ苦ミ申候、世ニ騎虎の勢ヒナル熟語アリ、是ハ初メヨリ損勘引続き無止アセツテ深入シテ、ヤリ損スル人在之候

〔欄外書込〕

此処少々徹底不致候得共、書直シ面倒ニ付其儼ニ致候、御判読可被下候

而も貴方のヤリ方ハ原料の買埋ヲ怠り、普通資料ニ縁遠太物ニ手出シシ（五千余円ヲ得たるも、原料買埋ヲ看過シタル為メニ六千円のモノが日ヲ追フニ従テ壺萬五六千円の損勘定トナレリとの言訳在之候得共、果シテ然ラハ、壺萬千円も余計の損ニナリタルハ貴店の失策ニ非ラス哉）タルハ全然投機の目的ニ出タル状態と存候、宜敷何等の基算ナク（筆者曰ク、七千里外より敢テ貴方の相場ヲ忖度スヘキニ無之候得共、米棉の相場より日本ニ於ケル工賃等ヲ算当シテ棉糸廿手ナリ十六手ナリ一俵の実価ヲ慥メ、夫以上ハ所謂空漠ナル相場の鞘直ナルヲ徹視シ、此辺底直ナルベシ杯、昨年来一再上伸致候処、其都度粗符合致居ルニ非ラス哉、是レ岡眼八目ニ冷静ニ考察シテ得ルモノナルベシ）欲張過キ、忽チニシテ地獄ニ墜落シタルハ全く自業自得ナリ、

然レ共、貴方ニ於テ糞落付キニ落付き、自家の責任負担ヲ覺悟シテ、ウント持久ス可カリシナリ、若し期日切迫の不得止場合ナラハ十・十二月限の小三百俵ヲ見切り形付ケル共、一月より三月限の九百俵ハ十二月中旬ニ於テ見切ルノ必要ハ何レニアル哉？、買フ時モ売ル時モ協議の上ト（四方君ハ買フ時ハ協議ニ加ハラスと御申越ナレ共）在之、其結果、買フ時も無望の高き頂上デ買入レ、売ル時ハ殆ントドン底の安直ニ見切ラレタル、其商売の下手サ加減、詢ニ批評の限ニ無之、我等過去ヲ攻撃スルニハ無之候得共、後日の為メ敢テ操返し候所以ニ御座候、畢竟、商売上の定見欠如、所謂腹ニ極印ナキニ基因致候事と存候、如何ニも當時大心配之極、正鶴ヲ誤マラレタルハ返ス返スも遺憾千萬ニ御座候、我等迎左様の場合宜敷分別モナカリシナラシ、而も膝とも談合也、何故ニ此方へ御相談ナカリシニ哉、間違フ時ハ間違フモノト今更ナカラ貴方の無能ニアキレ申候

銀行のヤリ操迎も、左程六ツケ敷事ニアラサリシナラント被考候、此棉糸の進退大失態より初メ六千円の填補の目的（四千五百貫ニ対シ六千円ノ不足）カ僅二千二百俵の小俵の棉糸ニテ八萬七千円之不足ヲ生シタルハ全ク比較ニナラヌ次第、加之、差引八萬千九百円の損ハ貴方見込の損ニシテ、此上ニ六千円の不足ハ矢張其俣不足勘定トナリタルモ、他品と差引ニテ一杯ニ相成居候ニハ無之哉？

昨年十一月廿八日付入江君詳報ニ由れハ「此四千五百貫斗の分ハ今日迄原綿手配見合せ居たる

結果、一時は尅萬五七千円の損害を予想したる分、後の注文と平均して損なく手当行届きたるハ幸甚云々」ト在之、則チ又タアワテズニジツト待ツ居テモ格別の損ニハナラサリシ也、加之、此詳報ニ由レハ、原料の買入方ニ付テハ相当ニ御研窮被下居たる様存候、惜哉、七月初旬ニ於テ十分御注意行届キ候ナランニハ、如此悲惨ナルヤリ損シハナカリシナランニ当時ハ軽々浮々一概ニ一攫千金を夢想サレタル結果、遂ニ非常の高価ナル經驗ニ相成、其苦心中心ニ右の詳報を認メラレタル入江君の心中、乍延引御察申上候（夫トハ知らず、此元 833 号ニテ返事済）此棉糸の失策アリタル為メ、如既報モスリン転売の大犠牲ヲ生し、通算廿萬円前後の損害ハ返す々々も残念ニ存候、古立君より一時薄利ニ見切又好機ニ買直し乗換云々、一再御来示ニ接し候得共、ソナ事ハ玄人ニアラサレハ到底不可能事ト奉存候

却説、右損害金填補之義ニ付、入江君の始末書末項の提議も在之、亦夕前田君ニ於ても種々心配致呉ラレ候、此方も大ニ討窮致候、原来、商店の利益の為メニ敢行シタル事件ニ付、入江君の負担ヲ重クスルハ聊酷ナルカ如クニ候得共、同君自任の如く重役一体ニ協議ヲ経サリシ事、加フルニ重役ノ知ラサル事も鈴鹿氏・古谷氏ニ迄漏洩シタルノミナラス、店員の過半周知の事ト成リタルニ至リテハ軽々看過ス可カラサル次第ニ御座候、旁種々斟酌詮議之上、如左最後の事決定ニ逢着致候

損害金約八萬二千円の一半ヲ重役ニ於テ負担し、一半ヲ兼松株式商店ノ負担トスル事、而シテ

甲 重役負担分四萬壹千円也

内

・ 壹萬五千元

入江社員提出、兼松商店持株ニテ或ハ株式ニテ兼松奨励会へ讓渡代金

・ 貳萬六千元

大正六年度賞与金重役宛分未割賦ニ付其内より此金高扣除補充

乙 商店負担の残額約四萬千円也

内

・ 約三萬五六千元

合資会社時代のモスリン取引の利益金ニシテ、株式会社ニ取得スヘキモノ、全額ヲ吐出す事

・ 約五六千元

右差引残額ハタオル注文当時の損失見積高トシテ、シドニー支店輸入部へ振替へ負担トスル事

右ニ関スル詳細の決議録ヲ取締役会ニ於テ決定し、商店の記録ニ保留スル事

前記重役賞与金の中より貳萬六千元補充の為メ、兼テ御割宛被下候拾萬五千元ハ差引七萬九千



円ニ減少し、左の如く配分致度、筆者希望ニ御座候

	大正五年度	大正六年度
北村	¥ 19, 000	¥ 19, 000
古立	16, 000	16, 250
前田	14, 000	17, 000
大江	11, 250	—
四方	11, 250	11, 750
藤井	12, 500	15, 000
計	¥ 84, 000	¥ 79, 000

則チ入江君ハ株券代価一萬五千円ヲ提出シタル上、六年度の賞与金を犠牲ニセラレ候事、頗ル御氣の毒ニ御座候得共、筆者の思惑ハ更ニ大犠牲ニ相成候上、前田重役の反対<sup>※</sup>攻撃ヲ蒙リ居候点、御推察可被下候、而シテ将来の御活動振ニヨリ早晚填補の時機モ可在之ニ付、不恵御承認在之度希望致候

〔※印欄外書込〕

## モスリン見込買入ノ件

## 古立重役の辭職

本件ハお世辭を抜キニシテ、事實三十年来勤続、又タ未タ知命ニ滿タサル男盛りの同君、創業の際よりの元老の隱退ハ如何ニも早キニ失スル嫌ナキニアラス、若し能フ可クンハ是非今暫時執務承諾相成度、筆者の希望ニ在之候、又前田君四月十日付重役状ニモ在之候通り会社組織變更の時ニも在之候間、世間の思惑ヲモ掛念シ、暫ク留任方切望致呉ラレ候得共、全く病氣の爲メ辭退相成候趣、幾重ニも遺憾ニ奉存候、前田君到着後、再三繰返し候得共、如何共方法発見致さず、不得止、御希望の通り円満の勇退を承認致す外無御座候、同時ニ同君退隱後と雖とも当分無限責任社員として正金銀行ニ対する個人保証書御差入可被下の由、御好意厚く御礼申上候、幸ニ各員一同更ニ細心注意ヲ加へ会社の迷惑と相成候様の行為ハ在之間敷相信し候間、御安心被成下度候

本件ニ関しても前田重役帰朝後、貴方取締会ニ於テ更ニ御協商之上、決議録ヲ保管サレ度奉存候

而シテ古立君は兼て前田君より御願致サレ候通り、本年九月ニ終ル株式会社社の七年度上半季決算期迄ハ御留任被下度奉希望候、越テ十月一日よりハ監査役として兎玉君の上席ニ位置セラレ

ン事ヲ希望致候、監査役二名ナルモ何等支障無之筈と奉存候、宣布願上候

〔欄外書込〕

本件及棉糸事件ニ関スル決議文章稿前田携帶帰朝可相成ニ付、御披見之上、御決定可被下候

古立重役、病氣療養之為メ事實退任被致候以上ハ、同君の分担タリシ本店の総務ハ前田重役ニ於テ引受在之度希望致候、既ニ同君出発前、貴店重役会ニ於ても粗ら予定の様、四月十日付重役状第一号中ニ記載在之候間、何卒御実行相成度候、但し前田君ハ従来東京ニのみ御勤務ナリシ關係上、御家族の不便も可在之候得共、又兼て筆者の希望ヲ概陳致候通り本店輸出部の拡張ニ伴フ規模の整理、部署の交迭等不尠重大ナル任務在之候間、入江君と御協議之上、面目一新相成候様只管懇望申上候

重役報酬

新会社の重役給料ハ報酬トシテ半季毎ニ壹萬円以内と御決定被下候由承知仕候、曾テ本年二月廿七日付ヲ以テ前田君東京支店より御来示在之、又今回他の店員の昇給と共に七月一日已後変更云々の提案も在之候得共、古立重役勇退等重大の変化出来候際ニ付、他日の機会ヲ待チ、当

分ハ従前之通り据置候事可然と奉存候、不悪御同意奉願上候

而シテ古立重役十月一日より監査役トシテ就任致呉ラレ候ハ、其報酬トシテハ一ケ年金壹千円  
ニテハ如何ニ候哉、成金の会社ニアラサル地盤古き他の確實ナル会社役員ノ比較も可在之ニ付、  
篤と御調査被成下度候

余事

尚申上度要件不尠様存候得共、大概ハ前田重役へ伝言倚頼仕候間、便宜御協議被成下度候、追  
て心付き候事ハ他日補筆可仕候間、左様御承引奉願上候

右一ト先摺筆仕候、敬具

北村寅之助

書簡

大正7年6月26日

シドニー出張中 前田卯之助↓神戸本店重役

拝啓

先般来、相嵩み候重要諸件ニ就而ハ、今便北村重役より夫々裁断発信せられ候通りニ有之、小生よりハ更ニ当支店独立会社案ニ関して左陳致候

扱支店独立案ニ就而ハ、小生出発前、藤井重役より大体の趣向相伺候所なりしが、扱当地ニ参りて愈研究ニ着手するニ及んで二三の新障害を發見致候

即当初の立案ハ資本額ハ極めて少額ニ止むるニありしも、独立後の支店の収益ハ到底年一、二千ニ止め得べきニあらずして、少くとも千ニ達すべきが、敢て資本少額ニテハ利益率過大となり、近來の当国ニ於ける課税澎満ニテハ意外の憂き目を見る恐あり、依而色々協議の結果、新会社の資本額を五万ニとする事、最も適當なるへしといふ事ニ相成申候

然る処、近來戦時財政の次第ニ困難となるニ連れ、新会社設立の登記ハや、面倒と相成申候、

蓋し国家の生産事業ニ直接貢獻なき新事業ニ放資すべき懸念ある輩ニ向し War Loan を買ふべしといふ主義ニ有之候、從而会社設立の登記通過を期せん為ニハ新会社の資本ハ国外より来る形式ニ取繕ふの必要あり、去迎、其為態々数万円の現金を日本より送金するハ甚不經濟ニ付、マケロン氏及オーチャード氏と再三の会合を重ね、左之通り決定致候

一、濠州会社の資本金を £50,000 全額払込済とし、£15万株ニ分ツ

一、表面北村の營業たる当支店決算ニ従ヒ、本年三月末日ニ於而、其利益を本店ニ振替へたる場合の本店勘定ハ £48,948 ¼ つなるニ付、之れを £1 Paid up each of 48,980 株ニ convert する事

其為神戸会社の重役たる前田より当地の營業主たる北村ニ対し、別紙写之通りの預諾書を差出したリ

一、營業主北村ハ別ニ私財 1,045 円を払込みて壹株千〇四十五株を得、大西・大沢・守田・Coss・Ganton ハ夫々私財壹円を払込みて各壹株を得、株主七人ニて五万株、即五万円払込済（但し大株主たる神戸ハ債権を以て払込みたる事となる）の形となる

一、北村の營業たるシドニー支店ハ、其營業仕似せ及權利義務の全部を三月末の状態ニ於而新会社ニ譲渡す

但し神戸の債権ハ株ニ變形するが故ニ、新会社ハ神戸ニ対する債務を繼承する事なし、而

して今日の帳尻ハ三月末の帳尻より減少し居るべきが故ニ、会社成立後ハ其差額ハシド  
ニー会社が神戸会社ニ対して有する債権となる訳なり

一、新たな北村外七名の払込むべき *SH. CO. OF THE CASH* ハ当然新会社の資産となる

一、四月一日以後の北村の商行為ハ新会社の為メニなしたるものと見做す

一、新会社ハ北村の *Good Will* ニ対し代価を支払ハざる代りニ、四月一日以後ハ *due* となる  
べき三月以前の利益ニ対する所得税其他凡ての公課を負担す

以上の表面計画の下ニ新会社登録認可を代弁人マケロンの名にて本日メルボルン当該官庁へ  
差出す事ニ運ひ居れり

右の結果、之れを承認すべき旨の回答ハ、来週中ニ接手すべき見込なるが故ニ、前田ハ多分  
*Pritle* ニて此回答を転知し得べしと信ず、右の回答到達せバ

一、シドニーハ凡ての具体的準備ニ取掛ルベク

一、前田ハ日本帰朝次第、此詳細を報告シテ本店重役会議ニ附シ、可決の上ハ直ニ *Y S B* ニ協  
議スベク、同意ヲ得バ直ニ *Company Agreed* の電信をシドニーへ送る

一、シドニーハ右接電次第、予而準備しある凡ての書類ニより時を移さず新会社設立、営業継  
承を実現す

- 一、此段取ニ従ヘハ八月中頃ニハシドニーハ新会社名義ニテ營業し得べし  
 一、シドニーニ於而取引先其他ヘ此組織變更を發表する方法形式等ハ、全然北村重役の判断ニ一任す

日本ニ於而ハ正金以外ニハ特ニ發表の手續を履む要なかるべしと思考するも、其辺の進退ハ日本側重役ニ一任す

- 一、会社愈登録の上ハ、四ヶ月内ニ株券を發行すべき義務ある由ニ付、發行ニ先ち神戸ハ其取るべき 48,950 株ニ対し、夫々適當の名義人指図をなし、其名ニ於而株券を發行せしめ、結局株主の顔触れ及持株を左之通りならしむ

北村	10,000 株
前田	7,000 ♪
大西	7,500 ♪
大澤	500 ♪
守田	1,500 ♪
Coss	3,000 ♪
Gunton	500 ♪
奨励会	20,000 ♪



〔欄外書込〕

北村氏の持株ハ多分ニ増額の余地あれども、同氏身上の都合ニより此数ニシタキ御希望あるニ付、下記の株数ニ止メタリ

此株主の顔触れハ

- 一、法律の許す限り株主数を少くする事
- 一、可成シドニー在勤者を株主とする事
  - 一、過半数の株主なき事
  - 一、神戸の会社自身を株主とせざる事
  - 一、而かも神戸の株主を減せず、且合資会社の登記変更を行はずして済む手段ニする事の諸項を考慮して作つたり
- 一、以上の株主の持株ハ預り株ニあらずして、日本在勤者が本社の株を有すると同一の権利を有せしめ、之れニ準ぜる対遇を与ふるの案なり
- 一、從而北村以下五名の日本人株主ハ、シドニー株を与へらるゝ代りニ五株対一株の割合にて日本株の割当を減ず

一、Cos<sub>s</sub>ニ対してハ内実神戸株六百株三万円の賜株基金あるニ付、之れをシドニー株ニ代へて給与する案なり

一、Gunt<sub>on</sub>ハ勤務十年を越へ忠実ニ精勤したるのみならず、今後もへK<sub>v</sub>ニ勤続の意思明かニして、北村重役ニ於而Cos<sub>s</sub>の例ニ倣ひ奨励すべきものと認められ、前田も同感ニ付、五百株を与ふるの案なり

此金ハ奨励会より支出給与するが当然なれども、シドニー今期（四月―九月）利益の工合ニよりてハ、シドニー勘定より雑費として直接給付も一案なるべし<sup>\*</sup>、何れとも決定せバ追記すべし

「※印欄外書込」

シドニーの経費ニて支出の事ニ決す

一、千〇五十株ニ対する払込金 \$1,050 ハ、表面ハ兎二角として事実ハ神戸の負担とす

一、從而三月末ニ於ける債権のコンバートせられたる \$8,950 株と共に、全部五万株が神戸会社の資産となるべき順序なれども、斯くてハ新会社の形を成さざるニ付、\$50,000 ハ奨励会が借金をなして全株を引受け、北村以下五名の邦人ニ対してハ相当数の日本株を取上げて交換的ニシドニー株を与へ、Cos<sub>s</sub>ニ対してハ預り金の対価としてシドニー株を与へたる形として帳合する事

一、其結果、奨励会へ新たに二五万£の借金が出来、其代りシドニー株額面式万£と日本株額面三十万円を得る様な結果となる

一、新会社成立後の神戸との取引振りハ、従来之通り相互ニ buying agent となる案なり

従而両社共、輸出ハ Com's basis ニして、輸入ハ Margin のある丈ケ取る式なり

一、シドニー新会社の年度概算

輸出取扱高 Say £1,000,000 に対する

Com. n at say  $\frac{3}{4}\%$  £ 7,500

輸入取扱高 Say £200,000 平均利益 Say 7% £ 14,000

Total gross income £21,500

Annual expenses Say 12,000

Net Profit £ 9,500

or 19% of Paid up Capital

此処分

Income Tax Say £2,000

Dividend 10% 5,000

シドニー在勤者賞与宛 2,500

計 £9,500

尤も

一、配当率賞与金等ハ每期神戸本社の成蹟とシドニー会社の成蹟とを併算して振合を定め両社一率ニ実行し、各人の受くる過不足ハ神戸勘定ニて調節し、同標準の賞与を得せしめ、同一邦貨額の配当を得せしむ

一、如此ニしてシドニーの利益ハ表面神戸本社の収入とならず、直接 disbursed するが故ニ濠州の所得税を支払いたる上、再び日本の課税を受くる事なからしむ

一、貳万圓の剰余株を神戸の会社持とせず、奨励会持とせしハ、此二重課税を免がれん為の意味もありての事なり

一、新会社の定款ハ小生ハ二度通読したるのみニて、充分了解行届かざる所もあれども、大體不都合の点無之様ニ存候のみならず、後日改正自由なるが故、大體日光丸便送付の俣のものニて、不取敢登録の考なり

一、以上申送候以上の御質議ハ口頭御答可申上候

前田 a/c

往航船中手当ハ規定ニより日本ニて支給相受居候処、当地滞在中の手当ハ規定ニ従ひ日割ニて当支店経費より可申受候、又復航船中手当、即本俸壹ヶ月分も是亦当地支店経費ニて申受、貴

店へハ振替申間敷候

滞在中の宿屋ハ少々広き室を取り候為め割高なりしも、昼晩共凡て店にて食事致候為め、規定の滞在手当を申受候ハ、格別喰ひ込ニも可成申間敷候

北村重役

只今の処、矢張り明春一度御帰朝の心積ニ候

Guntan 分

猶々£500 ハ、シドニー經費にて支出の事ニ相談決し候ニ付、当地にて要する払込金 \$1050  
Less 500 = \$550 丈ヶ奨励会勘定として貴店へ貸票御送付可申上ニ付、此額と三月末のシド  
ニーへ貸高 £48,948.14 とを奨励会の借金として附け替被下候ハ、宜敷訳ニ候、書余拝眉

第八三二号信 大正7年7月3日 直航海王丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

[[JUL. 31. 1918]]のスタンプあり、受領日か]

拝啓

前田君出発後、晴天続きにて海上平静と存候、ブリスバンよりの御挨拶状ニ由れハ Top heavy  
 ニて少々ユレ候趣ナルモ、ブリスバン積荷ニ由り船の中心平均致し、其後ハ無事一路平安の航  
 海ナランコトヲ祈居候

着信

朝鮮丸便四方君六月一日付重役第四号、去月廿九日到達拝見仕候

## 仮建築

設計ニ付、種々御説明被下奉多謝候、但し金庫扉之義ニ付、六時間と歎、十時間の耐火の功能ニ由リ直段ニ相異在之、種々御苦勞の模様ニ候得共、甚没常識の事と存候、金庫の如きは絶対的ニ耐火安全のものならざるへからず、予想より三百円斗高直杯の御斟酌ハ無用と存候、如此品物ハ幾度新築するも再用可能ナルヘキ筈ニ御座候間、三千円が五千円ニテも何等故障なし、敢テキチ々々費用ニ掛念すへからすと存候、一層大丈夫の品ニ御改正希望致候

事務所新築の建物と既設仮倉庫との間隔式間半の処へ、硝子天井の御設計御尤ニ御座候、無論賛成可仕候

## 伝票遺漏

之件、御説明被下候得共、「驚テ伝票ヲ作り會計部ニ廻すニ至りたる次第ニ在之、十二月の決算ニ於テ右の脱漏ニ氣付カサリシ訳ニハ無之、此決算（一月末の？）ニ於テ此失錯が発見サレタル次第」云々は筆者ニハ頗ル不可解也、手元の不注意ニて一時付落と相成候様御説明被下候ハ、一言ニテ会得可致候得共、彼是申訳的の理屈ハ甚不面白候、如命、貴店輸出部の如き数百の商品取扱ニ付、會計の繁雜なる御手数ハ十分推察罷在候、何卒、今後更ニ一層係員御鞭撻之上、我等の安心の出来ル様御注意、伏て奉希望候、而シテ此方ニ不注意不行届の廉在之候ハ、無御遠慮御指摘被成下度、支店ニ於ても大ニ心得ニ相成可申候

此方よりの輸出  
品通信

二付、朝鮮丸便藤井重役御来示の特別通信の趣旨、御尤もニ奉存候、重役状之認め方ニ様ニ可致候、但し今便ニハ緊要の事件無之ニ付、特別状として御取扱被下不苦候

但し近来新規係員の執筆ニ係る通信ハ、此方其文字ニ馴致無之、甚不便と存候間、今後ハ本支店共通信者の署名ヲ付記する事ニ致度候、御賛成被下度候

小麦

自本年一月至五月輸出高三千三百余屯ニ対し、多きハ百斤ニ付二円三十銭前後の好収ニテ合計四萬五千円近くの利益ニ相成候趣、意外の所得、此品物シテハ実ニ勿体なき次第、諸君の御尽力奉多謝候、而してお得意ニ於ても相應の御収益ニ相成居候筈ニ付、全く事局の賜と存候

其後の輸出ニ付テも羊毛積出し不解決等の錯雜ニ付け込ミ御前生大ニ活動致呉候間、今後も何卒数千噸の御注文ニ接し候様期待仕居候

平神丸目欠ニ付テハ守田生極力尽力致居候間、多分公平なる相談行届、此方の大損失と相成候様の義ハ在之間敷相信し申候



材木

朝鮮宛既送品より多大の不合格品発見し非常の御苦心の趣、全く藤井君御述懐之通り雨天ニテ延引ヲ恐レ、有合品聚集の結果と存候、如命バーンサイドの人物ハ可信用、寧ロ余計の元直ヲ支払ヒ寄せ集メ呉レタルナランモ、検査不行届ナリシ為メ此欠点ヲ予防シ得サリシ事ニシテ、敢テ不適當品ヲ押シ付ケタル事ハ無之と存候、尚追て弁金の事も公平ニ談判可致候

大坂宛の品ヲ一時借り入れ振替の事、当意即妙と存候、既ニ大ニ延引致居候事ナレ共、萬一の為メ五六本大形物、余分ニ八幡丸杯ニデモ積込輸出可然様、御前生へ申入置候、幸ニ不用の節ハ今後の見本トシテ御貯蔵被下度候

그리스린会社

注文脂肪ニ付、藤井君不尠御尽力被成下候趣奉謝候、殊ニ品質ニ付何等の吟味検査もなく、殆ント玉石混用の由、残念千萬ニ存候、単ニ Crude 그리스린としても原料の好悪ニテ歩留りの%ニ高低可在之筈と存候、仮ニ大ナル高低なしとするも、色の好悪ニ由リ製溜シタル 그리스린の色ニ善悪ハ出来不申哉?、常識ヲ以テ考フレハ Crude とシテハイザ知らず、精製スルモノトセハ、必然色合の淡濃ニ由リ歩留リニ相異ヲ生スヘキ筈と存候、又仮ニ 그리스린の%ニ大ナル高低ナキも廃泄物の%ニ於テ高下アルヘキ筈と被考候、依之、原料の善悪ハ製造上何

等歟の利害検査アルヘキモノト確信致候、御研窮願上候、但し Beet は欧米ニ於ては精製シテマーガリンの原料ニ宛ル為メ毎時大ニ割高二売行居候得共、蠟燭用トシテハ夫レ程直打無キカ如く、グリスリン原料トシテハ上等混脂以上の直打ナキ歟も不知候

先便御来示在之候日本ニ於ケル蠟燭の原料ハ大概パラヒンニ圧倒セラレ、ステアリンの売捌大困難ニ付、僅ニ石鹼原料トシテ低価ニ販売云々と拝見致候得共、若し夫程割安の原料ステアリンの供給アラハ、内地よりも香港以西以南の熱帯地方宛輸出向キの蠟燭製造の開發ハ如何ニ候哉（グリスリン会社ニ於テ）、熱帯地方ニ於テハ同数度の原料ニテもパラヒン製よりハステアリン製の方ニ溶融点遅き哉ニ伝聞致候間、最初兩三年多少の犠牲ニ耐忍せは、必ず一輸出品ヲ増殖し能フヘシと存候、此戦争中ニ開初サレ候事ハ千載一遇の好機ナラス哉と存候間、御勧誘被成下度、是レ全く将来混脂需用ニ大關係ヲ有スル事ニ御座候

### 棉織工業

の将来ニ就ては我国唯一の有望事業と存し、毎時注意致居候、然ルニ此頃寸暇を得て発見致候本年四月十九日国民新聞ニ由レハ、大正六年ニ於て其輸出高既ニ一億七千五百五十萬円ニ相達し居候趣、今更驚入候、而シテ輸出先国名中、南阿南米ハ記入無之、見落ナルヘキ歟と存候得共、大体の税関届出ハいつも実価ヨリも低廉ナルノ習慣在之候間、實際ハ二億萬円ニモ相成候哉難計と存候、切抜同封仕候間、御熟読在之度候、今一二年間ハ無論一層發展可致存候、何卒

戦後も継続致候様、為国家祈上候、我等の商売トシテモ大ニ拡張スヘキ余裕の存スル処と存候間、内外相応御尽力奉希望候

と題スル同新聞四月廿六日記載、某実業家談も又一読再誦の価アリと存候、少々杞憂的二候得共、論旨可然当業者頂門の一針と存候、要之、近来日本の諸物価暴騰奔昇は大ニ輸出品の障害ヲ来する因となるへし、況ンヤ運賃の狂騰之ニ加り、如何ニ渴望する需用者も遂ニ需用節減トナルハ疑ヲ容レス、牽テ日本の惣輸出ニ大影響ヲ及スヘキハ自然の勢ト存候、一例ヲ挙レハ、我各紡績会社の如き原棉の騰貴ヲ口術ト成スト雖トモ、尚市価ニ比スレハ莫大の収益アルカ如し、故ニ是等ニ対し直段の調節ヲ講窮し、戦後の競争ニ資スヘク原料の棉糸ヲ薄利ニ供給シ、棉製品の輸出直段の無暗ニ騰貴ニ次クニ騰貴ヲ以テセサル様、間接直接ニ牽制スルノ方法ハ出来サルモノニ哉？、何レモ我利々々一方の我国金満家の習慣ニ付、大勢或ハ如何共致し難く、トコトン迄進行シテガチンと押詰ラサレハ開展無覚束哉ニモ被考候得共、平和克復シテ後の經濟策ハ世界各国の与論ニ相成居、我国ニ於テモ識者間の大問題ニ相成居候間、何卒、為国家今より進ンテ徹底シタル準備肝要と存候、而シテ第一の頭目ハ見本ニ均一スル正確品の供給ト収益ノ一部ヲ犠牲ニシテ需用家ノ満足ヲ期シ、戦後ニ至ルモ其信用ヲ留承スルヲ努メサル可からすと存候

## 南為商店

御整理後、五萬円の合資会社と相成候趣承知仕居候処、第一期の決算報告ニ於テ三萬二千余円の純益と新聞紙上ニ散見致候、全く旧店の Good Will と係員諸氏の手腕ニ由リ、好成績ヲ挙ケタル事と遙ニ御同慶申上候、御序のせつ、徳二郎氏へ宜布御伝言可被下候  
資本金も三十萬円ニ増加の由、是も御目出度義ニ御座候

## 支店の新設

独立案ハ前田君滞在中、既ニ許可出願の伺書差出置候処、本日マカロン氏よりの情報ニ由れハ筆者と本店間の商關係其他反問致来り候趣、守田生打合せ可然返答致呉候筈と相成候得共、按するニ矢張所得税ニ關聯シタル調査と被考候、何卒、無事通過致候様祈居候、但し此方より催促も出来兼候義ニ付、愈許可不許可の確答迄ハ暫し時日ヲ要し候哉ニ存候間、香港迄ニテも分り次第、前田君へ打電可仕候、御猶予可被下候

## 襟帯集

東支林君へ御倚頼申上候民友社発行の上記の書物一部、御序のせつ、御送付被下度候、既着の論語鈔モ未タ一読の寸暇ヲ得ス候得共、早ク求メ置カサレハ絶版ニ可相成ニ付、何卒、至急御

申込被下度希望仕候

右

北村寅之助

大正七（一九一八）年

一一七

第八三三三号信 大正7年7月17日 八幡丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔AUG. 5. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

拝啓、貴信重役宛

六月十二日付五号丹後丸便、本月十日着

♪ 廿二日付七号八幡丸 ♪ 十三日着

♪ 十四日付六号天王丸 ♪ 午後着

外ニ同意書式通共、辱拝見仕候

同意書

今着分付属の五月廿日付三ヶ月決算表損益の部ニ於て、貴店輸入品（三品）ニ対し拾萬七百八十円在荷より直段切下げ、輸出品（四項）ニ於て式萬五千円切下げの事ハ承知仕候得共、右の

昇給及賞与

外、輸入コローム鉙石ニテ五千六百余円の不足勘定ニ相成居候得共、是も矢張一時の切下げ勘定記入の為メニシテ、其後有利ニ売却差引、幾何歟の収益ニ相成居候義と解釈仕候得共、為念御伺申上候

大正六年度分（即六年四月より七年三月二至一ヶ年）、去月廿二日授与式挙行後、料理屋ニテ祝賀会を開かれ候趣、御同慶申上候

当支店分は天王丸便の辞令到達ニ付、賞与金の申告と共に本日本人へ交付仕候、何れも満足の体ニ御座候、而して貴信六号御来示の通、大沢店員初メ各員ニ対し故店長紀念会寄附金之義は各其寸志たけ本店へ通知在之度様申渡し置候間、不遠相纏り候哉ニ存候、貴方分も申込済之上ハ其詳細一応御通知置被下度候

賞与金支店分振替云々の返電ハ御解釈之通り現金を振替希望ニハ無之、貴店ニ御保管被下候テ結構ニ御座候

只当支店の割宛中、少々変更致候間、混雑予防の為メ右申上候事ニ御座候、而して広戸店員分ハ金四千三百円也、同人勘定へ御記入被成下度候

配当金

15%の事も株主へ夫々申告仕候

Coss 分 〆161/6/7 御振替被下奉謝候、本人よりも大ニ御厚礼申上候

奨励会

加入証、筆者・大西・小池三名分、大ニ延引申訳無之候、行違呈出済ニ付、御査収被下候哉ニ奉存候

新会社

濠州支店独立名義設立の件ニ付四方君御来示、利足勘定之義、尚能ク思考之上御返事可仕候、前田重役ニ於ても御研窮奉希望候、筆者考按にては一旦濠州会社の資本と相成候分ニ対してハ別段本店へ利息支払の必要無之、夫より生スル利益ハ支店利益として当方配当金の内ニ操込差支無之哉ニ存候、尤も大体ニ於て惣ての勘定ハ本店と内部ハ同一率の所分ニ決着可致筈ニ御座候、或は筆者の考違歟も難計、研窮之上、追て御返辞可仕候

新会社登記ニ関シ、前田君ブリスバン及タウンズヴィルよりの投函拝見仕候、委細ハ守田生よ



羊毛分割

り御返辞可仕候、一株の額面£5ニ改正の事、本社株面と対照上御尤も二存候、敢て差支無之筈と存候、何分メルボルンより未だ確答無之為メ齷齪致居候得共、代言人の如く手輕ニ催促も出来不申、鶴首待合居候、前田君ニ於てハ定て御待兼と存候間、不取敢、本日香港宛ニテ許可未定とのみ打電致置候

問題ニ付、東支の御尽力奉多謝候、委細ハ前田重役帰朝之上、貴方の事情も判明可仕候、何卒各取扱店ニ対し、荷受主より予定の手数料支払確定の事、無故障相運候様遙ニ祈上候

当方 1916/7 年度 Pool の勘定尻として過日 £1200 余入金在之、右ニテ一昨年十一月より昨年六月三十日迄の分、合計 £3560.17.3 受取済ニシテ先以て満足ニ御座候

然ルニ 1917/8 年度の仕事ハ去月末ヲ以て一段落ニ候得共、前年度ニ異り種々經濟上変更致し多く中央委員会の利益勘定ニ操込まレルモノ多額ニ上り、我等評僱員及輸出係トシテの商店ニハ甚不利益ニ傾キ居候旁、今日迄評僱員の年俸ハ月割分だけ入手仕候のみ故、筆者と Cos 二人分ニ不係、漸く £1166.13.4 Shipping House 報酬として £1427.0.4 合計僅ニ £2593.13.8 より支払不申、予定ニテハ積出屋トシテの報酬ノミニテも四千磅斗ハ収入可在之筈之処、

種々名目の費用ヲ差引カレ居候間\*、昨年よりも多少割合悪敷相成候哉と掛念仕居候、御心得迄申上候

〔※印欄外書込〕

昨季ハ六ヶ月ナリシニ比し、今季ハ八ヶ月ニシテ事実仕事ハ倍加致居ニモ不抱

組織変更後の収  
益見積

南米南阿及濠州より輸入品ニ対し、六月着の日光丸荷物迄ニテ既二十三萬三千余円利益の御見積の趣、御同慶之至ニ御座候、殊ニ其中小麦・高瀬貝・南阿羊毛杯一体ニ収益の割合宜布様被見受候、何卒、引続き好調ナラン事を希望致候

Top & No1s

此方供給方の手違ハ寔ニ貴方ニ対し御氣の毒ニ存候間、百方製造家へ交渉尽力致居候得共、何分 Hughes と中央委員会との衝突ハ全く政府の方高圧的ニシテ、事情ハ Hughes 等製造者も不憫ニ在之、何卒、一日も早く解決相付候様、局外よりヤキタ々致居候義ニ御座候、特ニW残りの Top 延引ハ貴方得意ニ対し相済不申候得共、ウイットンも 58000 斗支払ハサル可カラサル処へ抵当ニ相成候仕末ニ付、現金ヲ供呈スルハイヤニ付、Hughes の成行を傍観の姿ニ御座

候、尤もフランク氏の口術ハ一旦売却致候品故、成行老萬八千余 $\text{£}$ （即売上利益中より政府の強制徴収セントスルモノ）吐出しハ致方無之も、今即決スル時ハ *Huders* の威示運動薄弱と相成候故、加勢的ニ黙視致候様申居候、委曲係員より詳報可仕候

との取引より将来の方針ニ付、縷々御高見八幡丸便輸入部御通信、大ニ賛成ニ御座候、一昨年来、惣ての物価尻上りニ候間、見込屋大当りニ候得共、早晚此反動来ニ対し予メ用意肝要ニ御座候、尤も或種の輸入業者・工業家、又ハ船成金の如き既ニ夥敷収益蓄積相成居候間、多少の蹉跌ハ優ニ抵抗スヘキ余力可在之候得共、是等の巨頭見込屋の進退ニ併行セントスル薄資の商店、所謂当り屋時代の辣腕家は一朝人氣の沮喪と共に大打撃を蒙り候哉ニ被考候間、御除才ハ無之候得共、是等ニ対する取引上の警戒油断相成不申候と同時ニ媒介者を忌避して需用家・製造家との直接取引ニ於ても兎角二三ヶ月延売ニ相成候習慣ニ付、平素彼等の財政状態ニ御注意在之度希望ニ不堪候

愚按ニては、欧州の大乱は本年一杯ハ勿論、尚明年中ニ平和克復の曙光を見ルヲ得可キ歟、無覚束存候間、あまり早くより杞憂ニ偏セサル様、是亦御注意肝要ニ御座候、蓋し用心ニ如くハなけれ共、あまり大丈夫ニ過ルトキハ獲得スヘキ利益ヲ逸スルノ恐アリ、近年の船成金の如ク

無鉄砲ニ突進シタル人程、夫たけ巨益ヲ得タル如キ時代ハ既ニ過キ去リタル哉ニ被考候得共、而も尚相当の収益ヲ占領スル機会ハ不尠存候、事實可謂不可行、茲処頗る至難の駈引ニ御座候間、何卒深思熟考、巨ニ事件の基礎確固タルヘキ焼点ヲ失ハサル様期定して御進退被下候ハ、庶幾くハ過失無尠ベク存候

Shipping  
Controller

藤井重役御承知之通り、昨年来、聯邦政府ニ於テ沿海航路及海外輸出船腹ニ付、嚴重監督致居候処、夫ニテモ尚取締不行届の処あるニ哉、前月ウイリアム等の船会社連中、メルボルン委員会ニ招集サレタル事在之、其内容ハ承知不致居の処、今朝新聞紙上、別紙切抜きノ如キ記事在之、全然投機的 space 先約を不許云々、正当ナル戦前よりの輸出者保護ノ意味ラシキ規定と相成、我等ニハ寧口利方と存候、殊ニ近年BP係員ウイリアムと我商店の交渉は藤井重役在任中御尽力の御蔭ニテ頗ル円満ニシテ、殆ントトムソン氏主任時代の如く、多くの場合、余剰の space ハ先以テ我商店ニ持込ミ、又ハ同直ナラハ此方へ先優権を与へ呉候様ニテ満足スヘキ立場ニ進歩致候間、御同慶可被下候

〔欄外書込〕

BPニ於テ大概の事ハ此方の便宜ヲ与フルニ同意致呉候得共、其替りニ可成此方よりも

船屋の面倒トナラサル様致し遣し度、此理由ニヨリ一旦 space 揚場決定ノ後、少数の荷物ニ対し揚場変更の電信ハ可成御遠慮被下候事ニ希望致候、貴方の常ニ「ヨリ多ク」の収益ノ為メニ御尽力被下候趣旨ハ賛成ニ候得共、場合が場合ニ付、宣布御斟酌願上候

近着入江君通信、当輸入部宛丹後丸便拝見仕候、夫ニ由れハ、従前神戸第一の輸出店ナリシ貴店ハ第三位ニ墜落之由、遺憾之至ニ御座候、全く臨時船の高率運賃ニ甘ンシテ積入の無止立場ニアリシP H其他の鋭意猛進の結果ニ付致方無之候、実ハNYKとHKとの関係ハ、開航以來、輸出入共ニ特別親密の間柄ニ在之候間、一期半期の積出し多寡ニ由リ、直ニ甲乙スヘキモノトハ存し不申ニ付、御如才神戸支店ノミナラス、本社へ喰込有利の Alloment を占得スヘキ方法御尽力相成度、切望之至ニ御座候、加之、日本の習慣トシテ例の運漕屋の見込申込ニ対スル allocation も相当前約在之候事なるへし、併是等ハ毎月の regular 輸出家ナル我等ニ対シ、相当の優先権ヲ与へ呉テ可然と存候、夫ニテハ運漕屋の商売立行申間敷歟ナレ共、此際諸方面より追窮被下度奉願上候、但し *tranny* の高運賃之輸出者ニ対し、其比較ヲ以テ定期船の space ヲ割当テ云々の事ハ此方ニテも既ニ声明致居候処ニ御座候

Tallow

八幡丸便藤井重役御来示、興味を以て敬誦致候、グ社ニ対する交渉ニ付、引続き御配慮被成下

奉多謝候、此方仕入方ニ付テハ兼て御承知之通り、顧客の為メ可成廉価ニして優等品買入ニ尽力仕居候、委曲毎便の輸出部通信ニ詳悉致居候

藤井君御披瀝之通り、 $\$42/\$43$  処以下ニハ下落致間敷（纏り品ハ）、底意強氣ハ藤井説賛成ニ御座候、現ニ最近貴輸出部相場、魚油の  $\$46.6.0 \text{ Feb}$ 、豆油の  $\$64.5.0 \text{ Feb}$  ニ比してハ確ニ割安と存候（オリイン杯もキッチンの爪長屋ニテ  $\$51$  唱ニ候得共）、併潜航艇の跳梁ト米国出兵の影響ハ著敷船腹払底と相成、昨年よりも一層輸出困難ニ候、加之、本年ハ凍肉輸出と同時に、クインスラント各肉会社ハ各自製出の Beef & Mutton 脂肪ヲ付荷トシテ若干ツ、船腹割宛ニ成功致居候為メ殆ント安直売物皆無ニ御座候、当地サンダウン工場杯一等 Beef  $\$54$ 、二等  $\$51$  以下不売杯申居候、底意不判然ニ候得共、SSCの如き惣て資本ニ余融アル向キハ不急売の体度ニ候、殊ニ内地の石鹼及蠟燭の原料宛杯ハ製産高ニ比し微々タルモノニ付、自然倉庫置場難渋の処ハ金融上の関係より薄資の製造家、偕ハ Bu... 製品の如きハ成行相場ニ売放チ、一寸再騰の気味あるも旬日ヲ出スシテ亦タ下押すの形勢ニ御座候、而もロンドンノ相場ハ矢張  $\$70$  処保合ニ候間、一朝船腹ニ余裕出来候ハ、 $\$12$  前後の運賃ニテも此方手取  $\$50$  前後の値打十分之勘定ニ付、何時再騰候哉も難計候\*、マント老人杯も伊太利行信用状付数百噸の注文掌握致居候得共、船腹難の為メ進退維谷居ル次第ニ御座候

「※印欄外書込」

併見込トシテハ手出無用の場合と存じ候

一方大倉は故意歟偶然歟、次周出帆丹後丸一百噸の外買付け(屠殺場の品 543/10/0 と伝聞)の外、未だ買付けニ着手致し不居、大坂支店よりも確注文命令無之塩梅、space の方も N Y K は 150/ーと申居、大谷君ハ 100/ーにて右左ニ Book する決心なきもの、如し、此場合ニ於て当支店のみ買進ミ積出を急き候事、グ社ニ於て或は疑問と相成候哉も難計候得共、此方ネライ打買入の順序は前記の次第、既ニ藤井君御先知之通ニシテ、只 space の問題が昨今臨時船荷物不足のトキハ、小麦の如き 50/ー、60/ー引受居候ニ不係、本品ハ頑トシテ 120/ー、或ハ 150/ー(大倉組ニ対シテハ口今の処 150/ー以下 quote せずとウイリアム申居候由)ヲ固執致候所以は少々不審ニ候得共、一は荷扱の關係ニモ職由スル事ナルヘキ歟、又愚按ニテは羊毛積取の手違ニテ一時ニ多数の配船在之候得共、N Y K の外、O S K ・三井・久原其他の tranny 船続発の爲メ、日本濠州間の船待荷物も茲二三ヶ月ニシテ大ニ減少可致哉ニ被考候、果シテ然ラハ、此方の荷物、即返リ荷物の減少と共に(羊毛も跡ハ次周の丹後丸ニテ完結の筈)、濠州向キ配船ハ大ニ引上ケラレ可申、従て本品ニ対シテハ無止 150/ー迄強要セラレ候立場ニ逢着スヘキ歟と被考候ニ付、此際ヘK ンハ 120/ー迄ナラハ今三百噸前臨時船ヲ以テ輸出致置候事、将来ノ便宜と存候、況ンヤ臨時船の積荷の按分を以て定期船の space を分割する様 B P 方針の如クニ付、我等唯今の取計が萬一ニも豎子ニ功ヲ挙げさせる様のヘマニは陥リ申間敷哉ニ奉

存候、グ社ニ対し臨機可然御説明奉希望候

藤井重役御存之通り、ヌメアより輸入の品はブリスバンローズオーンの如く、粗々の牛脂軟弱（色好し芳香ナレ共）ナリシモ、近来仏国会社と英国会社と両立の為メ品物改良、頗る善事の Beet ト相成申候、過日 Bright Mixed と打電仕候処、宮崎幹君より伝聞ニ由レハ、殆ント純牛脂の由ニ候、此分百三四十噸 543 Tons ニテ買約仕候、其内七十五噸ハグ社宛、丹後丸積十五噸ハ幸ニ近着品ニシテ、税関規則通りニ Noumea to Japan transhipper の届出行届キ候ニ付、例の特許以外の品と相成候、此分十五噸ハ横浜揚ニ決定致候間、長瀬保々杯、是迄へKの得意ナリシニ近来三井杯ニノミ注文致居候、反対の石鹼屋へ御売込被下候ハ、頗ル優等品ニ付、普通以上の御収益ハ受合と存候、亦タ幸ニシテ右両社ハ反対商ニ候得共、荷物ハ供ニ当地 Co. of へ委托致居候間、同社へ結托して跡荷ハ惣て当店へ買入可申予約致置候（直段ハ時の相場ニテ）、果シテ此手段成功すれハ、クロー氏の手ヲ経ずして一ケ年四五百噸の浮荷ヲ取引シ得ル訳ニ候

因記、前記七十五噸ハ二ヶ月斗以前ニ到着シ、既ニ濠州品の姿と相成居候為メ、ニューカレドニア産トシテ積替不出来也、但し従前ハマーガリン原料トシテ当地ニテ精製致居候処、英国へ輸出の途閉塞の為メ工場休業ノ由

無特許、則日本陸揚証明ヲ要セサル積替届ケハ、ヌメアより着船四十八時間内ニ届ケ、



荷物ハ一周間以内ニ輸出セサル可カラサル規則ニ付、余程船順適當ナラサレハ折角の苦心も水泡ニ帰スル訳ナリ

但シ本極りの処ハ、前記十五噸ヲ丹後丸ニ積入後ナラデハ安心ハ出来不申候

尚残り約五十噸斗ハ近日着の由ニ付、是非、日光丸歟乃至臨時船ニテ積替へ、自由荷物トシテ輸出仕度配神罷在候

塩酸加里

近着新聞紙上、近時又々製産過剰ニテ相場下押の由散見致候、外国へ輸出致居候事ニ付、此方へも輸出可能ナルヘク被考候ニ付、更ニ御研窮之上、見本二三封度と分析明細等至急御送付被下度候、燐寸原料宛交渉致度存候

七月十八日認

人事

広戸店員、無事南阿より帰朝候由安心致候、今後内地ニ於ける商取引上の呼吸ニ付、充分御指

大正七（一九一八）年

二二五

導被成下度、此方よりも切望仕候

〔店員退店や店員母親死去について翻刻省略〕

又電話交換手杯も薄給ニテハ役ニ立ツ者応募六ツケ敷趣、至極御尤ニ奉存候、是等下級員の増給ハ我等何等の異議無之、可然御実行可被成下候、我等ハ役ニ立ツ歟否歟の新入者ニ高給ヲ（世間の成金風に靡キ）以テ誘拐セントスル事、又ハ下級店員の増給アルノ故ニ相当の収入者ニ迄モ之ヲ均霑セントスル手加減ニハ大ニ注意ヲ要する次第、混同ス可カラスと存候

六月十四日時事新報社説ハ、近時世間兎角金銭ニノミ傾斜スルヲ警醒セントスルモノ、此拝金宗ノ開山ニシテ尚如此訓戒ヲ試ムルハ全く時勢の弊害ヲ矯正セントスル公德心ニ不外と存候、為心得切抜回覧之上同封為致候、貴方東支店員へ御回覧被成下度候

右

北村寅之助

号外信

大正7年7月18日

八幡丸便

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

【「AUG. 5. 1918」のスタンプあり、受領日か】

シドニー会社登記ノ件

「タウンズビル」寄港前田重役へ電報申上置候如く、始め「マカロン」氏乃至「ボーチャード」氏の想像せし如ニ簡單には参らず、六条の質問を受け候に付、特に最後の一条に就ては「マカロン」より「ボーチャード」へ相談の上、説明を加へ候成行ナリ、詳細往復通信にて尽され候に付、各写を高覧に供申候

(B)の最近決算表とは、神戸FKの物を意味する事と解釈致候へとも、聊か明瞭を欠くとも申し得可く、「マカロン」は是れを「シドニー」の物と解し(白バックレ)返答致置候次第に御座候

大正七(一九一八)年

一三三

此質問振りより察するに、ドウヤラ所得税問題にも関聯致候如く想像致され候へとも、マ氏の見地は然らず、是れは敵国關係の有無如何を確む可く基因されたる物也と申居候

当方（マ氏）よりの返書を發せしは七月四日にして、今日に至るも未だ何等の消息に接せざるは、未だ調査中に屬する物と存じ候、果して敵国關聯有無の点のみなれば、一通り調査の結果は許可容易なる可き筈なれとも、若し其他に所得税等の点にも影響致し候物なれば樂觀困難と案じられ候

前後の關係上、前田重役は自然香港辺にて news を期待相成候事と存候に付、十七日打電（香港 N Y K 氣付）

“Company Permission unreceived yet”

と御一報申上置候

誠に待ち遠しき次第に付、マ氏とも相談致し、他の方面より push する方法なきに非れとも、催促す可き性質の物に非ず、日々吉報を待ち受け居候次第に御座候

「タウンズビル」発前田重役御書面拝誦致候、御来旨中必要事項はマ氏の意見を確め候結果、如左に御座候

株主投票権

一株一票に訂正の事、聊かも差支なく斯く改め可く候

定時総会

六月と致候事、承知致候

一株の金額

を£5に改め、日本株式額との運用を便ならしめ候事、御同感に有之、斯く改め候事も聊かも故障無御座候

株券の発行

Certificate of Shares、則ち株券なれトモ、是れは£5株なればとて、必ずしも£5宛の株券を一枚宛発行する必要は無御座、株主の希望と会社の便宜に依りては株数に拘らず、各株主に対し一枚の Certificate を発行すれば足る物ニ付、株主七名なれば単に七枚の C of S を発行する意味に於て、前田重役案に添ふ物と解釈致候

C of S には番号を記入す、例ハ一千株に対しては No1 to No1000、£5000 の如し

## 取締役百十七条

神戸会社の重役たるTKが新会社の代表者として契約されたる事項に依り障害を生じ、重役会に附したる場合、其当事者たるTKは可否を投票するの権利なき事、御認めの如くに候へトモ、特に其項末に記載有之候通り是等の取極めも重役会議に於て便宜訂正自由に候へば、後日可然改正し得可く候

## 書替停止

第五十九条は前田重役御誤解の如く了解致され候

一ケ年間に一度登記帳の整理上書替を停止シ、其日限は三十日以内とす

則ち此三十日間以外は何時にても（重役同意の物に限り）、書替を許すの意味に不外候

## 外人株主ト奨励会

に関する御意見も拝承致候、奨励会規約を英訳し、日本人株主同様の取扱（株券授与と同時に乃至其以前）に可致候

以上

守田治平記

委任状

株券額変更同意書及 委任状三枚正に入手、御預り申上居候

以上

大正七（一九一八）年

号外信

大正7年7月23日

丹後丸便

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

[[AUG. 23. 1918]]のスタンプあり、受領日か]

シドニー支店員手当金給与額ノ件

過日、前田重役へ御渡申上候青表紙中、在濠手当金額は昨年六月改正額を記入し居らざりし様存じられ候に付、本年七月前及以後、則ち現在の率を左に列記致候間、必要に応じ御補筆被下度願上候

但し前記青表紙には昨年四月改正率を記入しあらざりしも、支店備へ付け記録には名記致しあり、其率に依て計算致居候次第に御座候



	七月以前	七月以後現在
北村支店長	五四〇〇円	同事
藤井重役	三九〇〇々	
大西店員	三一五〇々 ( + 20 % )	三三〇〇円 ( + 20 % )
大沢々		三三〇〇々 ( + 20 % )
守田々	二三〇〇々 ( + 20 % )	二五五〇々 ( + 20 % )
山本々	二一〇〇々	二三〇〇々
小池々	二一〇〇々	二三〇〇々
御前々	一九〇〇々	一二二〇〇々
関々	一六〇〇々	一七〇〇々
今村準店員	一〇五〇々	一一五〇々
溝渕々	一〇〇〇々	一一〇〇々
沢辺々	一〇〇〇々	一一〇〇々
中野々	八〇〇々	九〇〇々

パート・リード

(一九〇九年十二月入店、二十三才) は一昨年二月徴発を受け出陣、負傷の為め帰国、健康回

復、本年七月より復職 \$2/10/1 支給の事と致候間、貴方記録帳挿入用一枚御送申上候  
而して差詰め Frank Woods の採り居りたる Gov't Wool の仕事を与へ、Frank を会計其他雑  
務、「ガントン」の補助を努めしむる事と致候

但し小麦検査等の場合にて従来経験も有之、「フランク」は夫れ等の方面にも使用致し、拡  
く利用し得る様致し居り候事外、一般青年と同様に御座候

## 雑件

干天漸ク破ル

殊に NSW 州北部より Q 州へかけては、干天の久敷に苦しみつ、ありし事は已に御通知申上置  
候如くなりしが、本月二十日より漸く降雨あり、州中一般より Q 州へも普及致し、シドニー市  
其他或部分は降雨三四日に及び漸く愁眉を開くに至り候、ハンター・リバー方面の如きは急雨  
過多の爲め却て洪水の厄を怖れしも、夫迄には至らざりし事、幸に御座候

シドニー日本人会

(藤井重役へ)

幹事改撰目的を以て去ル廿二日夕ウエントウオースホテルに会合、出席者会員約五十名客員丹後丸其他約十名にして、随意投票の結果、正金の相沢氏27、大倉の大谷氏23、守田40点と相成り、三井の卜部（欠）及大商の大国両氏同点なりしたため、再投票の結果、又々22点宛の同点と相成り、抽籤の上、大国入撰と定まり候、三井は多人数にも有之、一名加ふるを至当とするの旧幹事意向なりしも、悲しい哉、卜部君以外に其人なく、我等も其意を受けて卜部に投じたるも、何分人望厚からざる為め、向ふ意気荒くして比較的青年の後援を得たる大国君と同点を挙る破目と相成候如くに候

以上

守田治平記

号外信 大正7年7月24日

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

[[AUG. 23. 1918]] のスタンプあり、受領日か]

シドニー会社登記ノ件

聯邦大蔵省よりの返答余りに永引き候に付き、最早適當の方法を以て催促可然とM C氏と相談致し居候折柄、本月十九日付返書到着（本日着）

本問題に対しては充分考究したるも、目下登記許可を能ふる能はず

(Cannot consent the application at present time)

と有之、何等此拒絶に対する理由の説明をも附せざる代りに、又全然拒絶と云ふ強き意味にも無御座、`at present time`と相成居候へとも、兎に角、不許可には相違なく誠に厄介な事と相成候

MC及ボーチャード氏の意見よりしても如何なる理由の下に許可せざるに哉、種々の点より考究致候へトモ、想像の及ばざる事と相成候、若し何等の理由をも与へずして却下する様なれば我等は是れに対し抗議を申込まざる可からず候へトモ、我等の望みは目的貫徹に有之候事として円滑に要領を得る可く適宜の方法を講ぜざる可からず候折柄、Senator Miller (Minister for Repatriation) の「メルボルン」より当地へ来るあり、茲兩三日内に当地着の予定にして、幸ひMC氏の親友なれば、此人を利用して大蔵省当局者の真意を探ると同時に再考の上、必要に応じては幾分当方提出条件に変更を加ふるにしても、是非共、日濠貿易ノ開祖として名実共に高き兼松の願出を裁可する事に努め呉れ候様、頼み込む段取りと相成居り、其結果は勿論予期し得ざれトモ、夫れ丈けの尽力を致しくれ候MC氏の見込に有之候

尚其後聞き及候処に依れば、聯邦首相（代理）を始め閣員一同当市へ集り、来周より一二週間当地に於て事務を執る事と決定致候由、其機を利用して又相互の意見を充分に交換し得可きにも至る可き儀と楽しみ居り候

右の事情に付、乍遺憾予期の如く八月より組織変更などとは絶望と相成候へトモ、本問題は未だ全然悲観す可き程度には御座なく、臨機応変の処置を取り、近き将来に於て実行の運に至り候様充分尽力致す可く候

七年七月七日付木曜島投函、前田重役状は同月十九日入手拝承致候

御来旨に対しては北村支店長より御受可申上儀と存候へトモ、筆者担当事項範囲に於て左に御受申上候

口銭率は羊毛及 Top	1/2 %
ノイル其他	1 %
外	5 %

神戸及シドニー両社間契約条件内容、御来旨一々敬承、頗る御名案と奉存候

Bonus を神戸へ振替へ候件が一寸問題に御座候へトモ、前田重役の周到なる御研究より成る説明に依て、何人も Fair と認め得可き儀と信じ候に付実行可能と存候

而かも此 Bonus を当方に積立て置き、神戸会社にて其必要を感じざる場合は当方帳簿面は兎に角、事実奨励会への寄附金と致し候事、一層良案にして、依是奨励会なる物も尚一倍有要なる機関と相成候事と存候

所得税の項に於て七千£弱位の利益に留め置き候へば、5/1 % の重税をも免れ得可しの御意

見御尤に候へトモ、是れは其当時小生よりの注意が足らざりし事を悟り申候、会社と相成候へば聯邦及州共に何れも Flat Rate にしつ、従て利益額の多少に依て所得税率の高低無之候而して現在の率は

NSW州一£ニ対シ 1/10 ペンス + 3 ペンス = 1/3 ペンス  
聯邦 ヶ 1/6 ペンス + 25% = 1/10 1/2 ペンス

に御座候間、両税合計 15.625% 又ハ 3/1 1/2 per cent と相成り、戦時税の厄に遭遇はざれば戦時状態としては頗る低率と可得申候

従て当店在勤日本人賞与金の如きは、矢張り神戸会社勘定より支出し候は勿論、其他の場合に於ても「シドニー」利益が資本金高に比し、過多ならざる範囲に於て「シドニー」の利益額を多くし、従て神戸の夫れを減ずる様研究の上、不自然ならざる程度に於て実行の要可有之儀にして、当店の立場としては利益を充分に附け出す事と相成候意味に付き、当地官憲へ対しては大意張りの筈に御座候

守田治平記

号外信

大正7年7月25日

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

[[AUG. 23, 1918]]のスタンプあり、受領日か]

兼松翁記念会寄附金ノ件

大正六年度賞与金内よりの寄附金如左、御帳合の上、如例御取計ひの程奉願上候

大沢 六〇〇円

守田 四〇〇円(前年同事)

山本 三〇〇円(〃)

関 七〇円

今村 三〇円(〃)



溝渕	三〇円	(	〃	)
沢辺	三〇円	(	〃	)
中野	二〇円	(	〃	)

大西君よりは直接貴方へ通知済の由、小池君他出中に付、是れ亦貴方へ直接申上候事と存候、御前君は已に四方取締役へ御願申上候由に御座候（賞与金の一割相当額と承知仕候）、以上

守田治平記

大正七（一九一八）年

一四五

第八三四号信 大正7年7月25日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

[[AUG. 23. 1918]]のスタンプあり、受領日か]

拝啓

新会社

之義ニ付、木曜島本月七日付前田重役通信、辱拝見仕候、種々御心入之件ニ奉謝候、然ルニ昨日マカロン氏よりの報告にては、唯今之處、登記不許可の返辭在之趣、其理由不可解ニ付、更ニ手蔓を経て交渉継続之筈ニ御座候、詳細は別紙守田生より御通知可申上候、如此は少々意外ニ御座候、何事も自家の考へ通りニハ参らぬものと歎息仕候

新築事ム所

既ニ礎石を終へ煉化積上げ中の由、萬事御配慮大概の事ニ無之、御苦勞奉謝候、就ては便所又ハ下水の義ニ付テ何等御設計承知不仕居候処、近着神戸新聞ニ由レハ、NYK支店落成の便所ハ城口ドクトル特許所有のセプチクタンク式実施の趣、至極耳寄りの話ニ候、大坂三越新館ニも同様の設計ニ相成居候由ニ御座候間、差当り貴店ニ於テも城口氏ニ倚頼して同様の御取計可然哉ニ奉存候、謝金三五百円も寄贈相成候ハ、同君は喜ンテ設計致呉候哉ニ奉存候、貴方ニ於テ既ニ御手配済の事歟も難計候得共、心付き候俣為念得貴意候

御倚頼

〔北村の日本での不動産売買依頼について翻刻省略〕

酒精

前航丹後丸を以て南濠州の酒屋 *Mitsuo* 氏貴地へ出張ニ付、アルコール供給如何の事、御照会申上候得共、今以て何等の御挨拶無之失望仕候、右は単ニウエア氏ニ不抱、供給出来候様ナラハ相当の取引ニ可相成も難計存候、尤も戦時中は貴方より輸出禁止乎とも存候得共、兎ニ角、御返事ナキハ閉口ニ御座候、古立重役御病氣ニ候得共、四方君・藤井君偕は入江君より相当の報告可在之筈と期待致候

## 金價標準

昇騰の議、過日英國議會ニ於テ南阿金鉞持主サー・レオナル・フィリップ議員ニ依リ提出サレタル由、新聞ニ散見致候、其理由ハ戰爭の影響ハ勿論然ラサルモ、工夫賃銀の漸騰ハ純金産出費用ヲ高メ、%低率の鉞山ハ自然閉業ノ止ナキニ至ラントス、加之、銀銅其他ノ諸鉞物ハ申ニ不及、百般ノ物價暴騰致居候ニ係ラス、独り金價ノミ数十年前の標準價格ヲ固持シ居候事ハ甚イハレナキ事也、故ニ此際金貨の標準價格ヲ昇騰セシムベシ、然ルトキハ一方金の産出増加ヲ促シ、他方ニ於テ通貨即チ紙幣の膨張を防ぎ乃至不換紙幣の値打の下落と共に物價の騰貴ヲ制肘するの利益あり云々、至極尤もの義ニシテ時節柄緊急問題と存候

内地ニ於テも、近年正貨準備の益増加ニツレ日本銀行の兌換紙幣の發行ハ愈増加シ(常ニ数千萬円の發行余力ヲ手扣ヘ居候様、新聞ニハ相見ヘ候得共)、從テ物價ハ益騰貴の一方ニ在之候間、若し英國ニ於テ此議可決致候ハ、日本ニも直ニ影響可致哉と存候

Standard Gold の價ハ £3.16.4 ½ per oz と記憶致居候得共、正金銀行ニテ聞合候処ニ由れハ、昨今の中直相場ハ £3.17.10 ½ と承知仕候

## 秀才養成

毎年卒業期ニ於テ、新店员候補者募集ニ就き不一方御配慮ヲ煩シ居候事ニ御座候、殊ニ昨今年の如きは成金会社の勃興ニテ殆ント迷惑敷応募者無之、御迷惑不尠遺憾ニ存居候処ニ御座候、

就ては中学卒業の秀才ニシテ学資の爲メニ高等学校ニ入ルヲ得サル様の不幸の青年ニ対し、我獎勵会より相当の資金ヲ貸与又ハ供与シテ、将来我商店ニ入社スル目的の人物御養成被遊候ては如何ニ候哉？、至極肝要の件と存候、自力卒業の者ニテハ勢ヒ高給の方へ偏走するハ不得止次第二付、少々氣永ニ有為の人物御撰定被成下度、御賛成ニ候得は至急御実行奉希望候

前便 space 決定後、再度揚地変更の事、御斟酌被下度、御注意申上候通りニ御座候、兎角「より以上」] space 利用の事、至極御同感ニ御座候、又運賃率の如きも可成船会社の荷物の過不足ヲ探窮して、割安ニ契約仕度義ハ此方素より苦心の処ニ御座候、幸ニ此程より小麦の如き open order ニ相成、本懐の至ニ奉存候、惜哉、過般の平神丸 500 tons の space の如き、他店ニ於て 60% 承認致来候際ニ付、此方逆も不引合の筈ハ無之ニ付、取計契約致候事、勿論心付き居候得共、55% or 以下との御注文ニ付、主義トシテ此方の見込執計ヲ許サス、ミスミス分り居ナカラ他店ニ譲リタルハ残念ニ候得共、原因は貴方の爪長主義の罪也、近来の小麦相場の変動は殆ント棉糸類の如くニ候間、貴店ニ於て先々の御見込相付き不申義ハ御尤も御座候、又前山氏の如き辣腕家の言動ニハ一概ニ過信不相成候得共、貴店ニハ懇親の間柄なる東洋製粉の如きは猫の眼の如く時々変更なく、製粉先物、内地小麦の相場の趨勢杯ニハ大約の定見あるへき筈と奉存候間、目先の小セリ合ニ躊躇せず、一奮発御注文相成居候ハ、好都合ナリシモ今

日ハ既ニ遅シ、三千噸四千噸の御注文ニテ運賃も「〇」迄御任せ被下候ニ不抱、肝腎の積船ナキヲ奈何ニ御座候、或は手前味噌の言草歟も不知候得共、何卒、将来の御指直ニ対シ一層御念考之上、御發電方奉希望候

## 南阿羊毛

兼て井島君の交代として、近日当地へ来任と承知致居候三井物産の内海氏は再ヒ南阿へ出張可在之の由、御來電承知仕候

近来、再三喜望峰來電ニ由れハ、昨季の得手勝手なる挙動の失敗ニ困リ、本季の新毛全部を英國へ買上げ方、ボア国民党の農牧家団より聯合政府へ請求致居候趣、果シテ同政府ニ於て英國へ取次キ交渉可致哉否哉ハ疑問ニ候得共、米國政府の輸入禁止（自由取引の）ハ著大なる影響可在之、現ニ松木生情報ニ由ルモ、南米羊毛昨年同期ニ比シ非常の停滞荷物（昨年四五月頃の stocks ハ二百萬キロナリシ、対シ本年ハ一千二百萬キロ）ニテ市況大不振と在之、此報告ハ恰も別紙当地一昨日の新聞切抜ニ符合致候、原因の多くハ米國禁輸入ニ候旁、南阿羊毛も英國ニ買上ケラレサルニ於ては、勢ヒ相場ハ暴落の余義なき破目と可相成存候

濠州分割羊毛も本船積ヲ以て一段落と相成、今後は何時再ヒ分割の交渉開始の事やら不明ニ候得共、荷物ハ此方ニ何程ニても貯蔵致居候事故、直段サへ双方折合相付き候得は、分割ニハ多大の故障無之筈と存候、併日本の毛織工業家の立場より見れハ南阿市場の下押ヲ機トシ、今一

季ケープ新毛の優等品撰買の方大利益ナルヘク被考候、此辺の動機ヨリ内海氏の再航と相成候ニハ無之哉？、若し此説御同意見ナランニハ、或は江戸店員ヲ再ひ南阿へ派遣の必要相起り候哉も難計奉存候、只一の疑問は夫等の日本筋運動開始の前後ニ於て、俄ニ英国徴発の決定歟否歟ニ在之候得共、此処頗る興味ある問題と奉存候

三ヶ年半、当地 Duque 方ニ滞在致候高島屋の岡島某、今便帰朝致候、当地ニテハ当分自由取引見込無之二付、磯兼君の代りニ此男南阿へ出張致候哉ニも伝聞致候

#### 松木店員

去四月廿二日第廿七号貴店行通信写、本月十一日三ヶ月ト八日目ニ到達致候（五月三日投函ニ付）、前田重役より曾テ直言警醒致サレ候通り文字も文章も下手ニ候得共、商売ニハ追次興味加ハリ候塩梅、紙外ニ洞見致候、前田君の南米出張無期延引と相成候事、同人の為メニハ氣の毒ニ候得共、其替りニ自ら責任者トシテ活動進退致候為メ、取引上の研窮ニハ著敷功能可在之哉ニ存候、幸ニ健在勉強を祈上候

#### Gladstone Tallow

第二回の式百噸 \$45 買入分、唯今の処 Mixed ニ比し割高二付、グリスリン会社ニ於て引受

け不申由、貴方事情御尤ニ奉存候、本品は当方の任意ニ一時御承認被下候事ナルモ、買入少々手後れと相成、他品の下落と同時に報告するの無止場合と相成、自然先方ニ嫌氣ヲ醸し候事、本品ニ対スル素人トシテハ無理も無之候、實際本品買約の際ハ Mixed 844 唱ナリシモ、買約後一周間ナラスシテ 842/10/0 ニ下落致候事、此方一寸鼻ベチャナリシ事ニ御座候、併Q州肉会社の一等 Beet トシテハ一寸二丁目の本品ニ候得共、尚 845 ハ割高ニ無之、欧州へ輸出の途開け候得は嫁入自由と奉存候

兎二角、マント老人へ伊太利方面へ転売交渉為致居候、少々手間取候共、損耗ニハ相成申間敷ニ付、御放慮奉仰候

注文残高、定期船ノミ積入の御希望は少々虫の宜シ過クル事と存候、精々其意ニ従ヒ可申候得共、到底夫だけに船腹割宛無覚束候間、ギリ々々ニ押詰リテ又アワテ出す事ニ可相成乎、但し来年四月一日以後の延期ハ困難と予期致候

## 心身鍛鍊之要

と題する江間俊一氏寄稿国民新聞六月十七日記載の修養法ハ、古立君・前田君等御実行相成候ハ、健康上裨益不尠哉ニ被信候、是非御一読御勧誘申上候



右

北村寅之助

大正七（一九一八）年

一五三

第八三五号信 大正7年8月6日 長野丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

[[AUG. 29, 1918]]のスタンプあり、受領日か]

拝啓、前報後貴信ニ不接候、日光丸は一日後れ明日入港の由伝承致候

前周は事務緩慢ニ付、遂ニ全周休養致候、筆者トシテハ未曾有の事ニ属し候、以御蔭疲労休メ  
ニハ相成候得共、日常多忙之習慣相付居候身体ニは寧ろ無聊を感じ、僅ニ読書するのみニ御座  
候

棉糸

近来、貴方引続き騰貴の歩調ニ在之、恰も昨年之此頃を夢想し、例の相場屋のセリ上げと存候、  
如何ニ哉?、尤も去月廿四日着紐育直電ニ由れハ、

Good Middling Oct delivery 25 ペンズ 72

と在之、越エテ七月廿七日着電ハ十一月物廿四片九〇、十二月物廿四片四一と一寸下押ニ在之、而も此相場も矢張投機屋の煽り直段ラシク被考候、何トナラハ英国リバプールニ於ける市場の値段ハ (Chart 会得致候)、六月中廿二片前後保合の処、七月ニ入りて廿一片以下ニ下落し、同廿九日入電は俄然十九片八七を報し、昨日即八月五日入電も矢張十九片九六ニ御座候、米国ニ於ける価格の20%以上上建ノミナラズ、米英間の運賃も勘定セサルヘカラス次第、甚以て不審ニ御座候、按するニ米棉直段ニハ著敷影響なき日本の棉糸も、本国高直を声明して連合紡績業者の暴利の材料と相成居候機会を口術として、定期ニ現物ニ 4000 以上ニ相成候哉ニ被考候、棉織物工業界ニは甚不幸ニ候得共、此丁子にては昨年之如く更ニ二三十円方も騰貴致候哉も難計候得共、其処迄昇達致候ハ、又反動安ニて四百円以内ニ再落可在之哉と奉存候

近來米棉高の噂ニ靡き又英国よりの輸入不可能の為メ、是非日本製品ニ由ラサル可カラサル当方面の需用家は勢ヒ高価を耐忍して、注文決定の向き多き様見受けられ候、過日来、発電のタオル注文の一部ハ指直より三銭方高値見計御買約相成候由、成行適當の御所置と存候、夫ニても尚多少の余裕ハ在之趣、当任者申居候間、御安神可被下候、但し昨年の大失敗も在之候間、萬々御手落ハ在之間敷候得共、能ク々々棉糸相場高下の原因ヲ研窮して、アセラズ騒かす御進退被成下度遙ニ願上候、ドーセ先物の約定ニ付、一より百迄逸々相当の利益ト可申訳ニハ相成間敷候間、場合ニ由りてハ平均と見做御執計肝要と存候、乍愚念御注意申上候

## 兔皮

愈米国其他の聯合國との協議纏り、満州出兵の決議の為メニ哉、予テ期待ハ致居たる品ニ候得共、意外急激ニ被服廠より多数の注文御獲得被成下候段御尽力奉多謝候、最初は意外ニ騰貴可仕哉の掛念在之候処、米国行船腹絶無と濠州政府の再徴発令発布ニテ俄ニ相場崩落の為メ、一回二回の合計四萬封度は予定の36片ニテ出来候事、好都合と存居候矢先、更ニ三萬封度又五萬封度と引続き依托御注文ニ接し近來の快報ニ御座候、加之、一ケ年中の最も優等品出廻り豊富の時ニ際し、輸出不可能の為メ相場下押と相成候折柄、過般の徴発令も其入用高、既ニ買上ケ濟ニテ自由売買許可の報ト相俟テ、前直より20%安の三十片ニテ五萬封度確約出来候事、好都合ニ御座候、残り三萬封度も無論同直ナラ引受可申見込ニ付、次周ニテも確約為致可申考案ニ御座候、実ハセリ市々場ニ活動の方法も在之候得共、臨時飛入ニテ纏り品買出し候ハ、二片三片ハ忽チハネ返し可申ノミナラス、一定の揃品供給ハ六ツケ敷存候間、兼テ<sup>ハフ</sup>の取引ニ付、他の競争者へ供給差止めノ牽制上の利益アリ、且ツ每周市場ニ立会居候ラムゼー氏ニ多少儲ケサセテ、可成一定の品供給方ニ付、御前店員尽力致居候間、庶幾くハ役所の満足ヲ得ル品物輸出出来候様祈望罷在候、何卒、此際例の大倉・三井の如き反敵商人へ試験的ニセヨ、役所より注文無之様祈居候、東京支店ニ於ても如此多額と相成候ハ、引受式ヲ廢し、依托式ニテ御取引被遊候方、確實ニシテ先方の満足ヲ可得哉ニ奉存候

分割羊毛

例の二萬四千数百俵の濠毛も追々貴地到着可仕哉と奉存候、若し荷印・俵数・ブロカーの名義等御調査之上、御洩シ被下候ハ、此方評価のオリジナルのもの御返報可仕候、而して其品柄ハ恐く格別苦情アルモノとハ難考候得共、従前、洗上ケ式ニ Yield 記入致来候ニ反し、今回ハブラッドホード式油込の見積ニシテ、尚且ツ我等の考よりハ歩留り高く記載サレ居候様存候間、實際の歩留成蹟果シテ如何、頗ル緊要の問題として御報導待受居候

小麦

運賃 80、迄御任せ被下候ニ不係、所要の船腹無之、遺憾千萬ニ御座候、委細は輸出部通信ニ詳悉可仕候

先は右迄、余は日光丸便通信披見之上、御返辞可被下候、草々

北村寅之助

号外信

大正7年8月22日

ナイアガラ号便バンクーバー經由

シドニー支店北村寅之助↓南米武市出張員松木兼一

〔[SEP. 20. 1918]のスタンプあり、受領日か〕

拝啓、不相更御精勵奉大賀候

貴信本店行写27号四月廿二日付、七月十一日当地着

ク 26号四月十一日付、八月八日 同

ク 28号五月十四五日付、 同 同

ク 筆者宛 四月十二日付、 同 同

ク 本店行写六月七日付29号、八月廿日当地着

何れも拝見致候、如前記、一番早着の廿九号信ニシテ尚二ヶ月ト十三日目、大延着の廿六号信の如きは殆ント四ヶ月を要し居候、若し直接の取引ありとすれハ非常なる不便と存候

貴地代理店

の人物撰択ニ付、昨年末御注意申上置候処、シユラツク氏は独人ニアラス、瑞西人ニシテ亜国籍ニ帰化シ相当信用アル商人の由、御同慶申上候、例の黒表記載の商人ナラサルモ間接ニデモ其臭氣アル手合ニ御関聯無之様、更ニ御注意願上候、萬々御除才は無之候得共、英国人杯のボツキラポーニ異り、チュートン系の商人は挙動敏活ニシテお世辞も上手ニ付、当地杯ニモ知ラス々々引掛ル人在之候間、為御心得重テ申上候

取引発展

御通信の要点熟読致候、追て商売ニ興味加ハリ御活動の塩梅、紙外ニ徹見致候、一時は前田重役廻航の予定ニ在之候処、商要の為メ無期延引と相成、貴下の失望恐察致候処ナリシモ、一人責任ヲ負ヒ為商店御奔走被成下候事、寧口貴下の経験ニハ大利益ニシテ勉強尽力の功果も著敷引立チ申候、何卒、不撓不屈一層御尽力之程奉希望候

信用状

の件ニ付事情不通、種々御憤慨の様子御同情申上候、本店の希望も売方としてハ敢テ無理ならぬ処ニ御座候得共、貴地大商店にては信用状発行の習慣無之(？)由ニテ不承諾の向き多く、夫か為メ取引縮少の不利益ヲ蒙り候事、寔ニ痛し痒しニ候、元來何国ニても信用ある商人なら

は売人多く候間、信用状問題ハ起らぬ事ニ御座候、況ンヤ如命、此方ハ自覚在之候得共、買人の方ハ注文スル日本の元方、即チ其売人が充分の信用アル店ナル哉否哉の疑問ヲ持出し候事、尤もの義ニ御座候、即チヘKノ大丈夫信用すへき商店ナルヲ悉知セシメル迄が大ニ骨の折れる処ニ御座候、而シテ是が先方ニ了解ヲ得ル時分ニハ此方も先方の取扱振ヲ実見シテ、信用状ナシデモ取引大丈夫歟？否歟？の決心ヲ成し得可く候

実は濠州ニテハ多年の基礎も在之、大丈夫な商店ニのみ取引致居候間、凡テ信用状なしニ候、換言すれハ信用状入用のある如き注文ハ引受けぬ主義ニ候、敢て多少の危険を犯せは更ニ大取引出来候事なれ共、膨大よりも堅小を守り居候、而も過去三四年來、日本よりの競争劇甚ニテ商売大ニ六ツケ敷相成申候

反之、南阿ニ於ける取引ハ惣て信用状付の由承知致候、南阿迎も大商店ハ容易ニ発行不致由ニ候得共、幸ニシテヘKノは過去十三四年間取引の關聯在之、粗等日本商人中の白眉たる評判を売込居候間、何れも無故障、信用状付きニテ注文引受け居候様傳承仕居候

又三井物産出張員杯の取引振は、大概当地杯ニテも同筆法ニて代金の事ハ第二の問題ラシク（マサカ無視スル訳ニハ在之間敷ナレ共）、第一は他人の得意へ割込ム事ニ御座候間、貴方ニ



本店輸出品事ム  
緩漫

ても同会社の競争ニハ値段より此点ニ於て防害不尠と存し御察申上候、要するニ信用状申受の事ハ売人としてハ中々の難件ニ在之候得共、英国風とハ取引の習慣も異り、殊ニラテン人種ハ小心翼翼の理屈屋多き弊風も在之、加之、エキステンジ変動の著大なる危険も在之候間、出来るだけハ可成信用状発行セシムル事ニ御尽力被成下度、是も矢張商業上眼目杞要の点ニ在之、信用状の有無ハ本店金融上ニも多大の關係ヲ有する次第ハ、申迄モナク御了知の筈ニ御座候、其内貴方取引の事情、得意信用の強弱等本店ニ疏通致候得は相互ニ取引円満と相成可申候間、忍耐御努力希望致候

ニ就て御慷慨の模様、是亦御同情致候、何分欧州大戦以来、日本よりの輸出は非常之拡張にて濠州・南阿・南米各方面ニ仕事激増致居候ニ不抱、本店の部員は増加ナク新店員ハ無経験ニ付、数人の旧店員ヲ以て軼掌致居候為メ自然手後れ勝ニ相成候段遺憾ニ奉存候、併入江部長も追々事ムの鍛錬を加ふると同時ニ大ニ諸般の応答迅速と相成可申、殊ニ前田重役は東京支店を引上げ本店勤務と相成候間、同君ニ於ても特ニ輸入部事務ニ加勢致呉られ候手筈ニ付、庶幾くは不遠貴下の希望の大部の成就する運ニ相達可申存候間、御勉強願上候、而して尚本店取扱振ニ不行届の点在之候ハ、無遠慮一々指摘して、其改良注意すべきを御警告可被成候

貴方より輸出品

羊毛及肉会社副産物等は昨年来引続き成効の由、本店よりも通報ニ接し日常御同慶申上居候、特ニ骨蹄類は当市杯ニテ日本人同士打ニテ無暗ニセリ上げ買煽り居候ニ反し、頗る好都合ニ利口物御買集メ行届候事奉賀候、目下、当地相場肉会社製産優等品如左ニ候

[Hoof・Bone 類の価格表、翻刻省略]

馬鹿高ニ付当店は手扣居候、運賃も定期船 45/- 重量噸ニ候得共臨時船ハ 120/- より 150/- ニ在之、敵商等ハ到底定期船の約定不出来ニ付、大概臨時船ニテ積出し居候、夫ニテ能クモ引合ニ成ル事と不審ニ存居候、尤も此の如き品物は、多くハ一ケ年平均勘定ニテ見込買の外無之、日本騰貴ニ付指直増入電の頃ニハ、他店ハ既ニ我指直よりも高率ニ買出し居候事、毎度実見の処ニ御座候

然ルニ貴方ニ於て骨類脚上脚下押込 813/814 辺ニテ買入出来、又英国風？製肉会社の牛蹄ニシテ平均 89/15/0 ニテ多数約定行届き候事、全く競争者なきお蔭と存候、仮ニ運賃 810 と致候ても尚当地の相場よりも著敷安直ニ在之、寧口可驚ニ御座候、何卒此辺の呼吸ヲ斟酌し本店売場ニ於て元直が廉安ナル故ニ又割安ニ売放ツ事なく、十分品物の実価ト他国の相場ニ比較し、飽迄引メ好直段ニ売揚げ、貴方尽力の効果を發揮せざるへからざる処ニ御座候

追々此種の品も競争者増加可致ニ付、本店と御打合之上、能ク可クンハ六ヶ月又ハ一ヶ年分定期約定相成候方、最後の利益と存候

因記、当地方ニテも数年前迄ハ〈K〉ハ多年の信用ニテ著名の肉会社製品ハ大概相對ニテ一手ニ買入居候処、競争者の増加と彼等運動激甚トナリ、其結果、元方会社ニ於テ相對取引ヲ拒絶シ、セリ市ニ出品シテ公開競争ニ任ス歟、又ハ多く入札法ニ由リ買人の高直ナルヲ撰拔シテ落札スル様ニ相成候為メ、我等多年の懇親的取引皆無と相成、迷惑(否)是が自然趨勢ナルヘキモ) 致居候、貴地も不遠同様の運命ニ至るべく被考候、御心得申上候

牛羊脂、貴方 560 辺の由、殊ニ其上輸出税ハ何程ニ候哉、幸便御洩し可被下候、此方ニテハ製肉会社最優等羊牛脂共 552、553 処ニ候、而シテ牛脂ハマーガリン原料ニ適當の品ニ候得共、欧州行船腹不足ニ付滞貨壘積致居候、普通石鹼用上等品羊牛脂 545、混合脂 542、543 処ニ候旁、脂肪類ハ貴地より日本行当分見込皆無ニ御座候

然ルニ、スニアリンは一噸 580 との記載、是は安キニ失スル様ニ候、熔解点ハ何度ニ候哉?、此方目下 123 度モノ 5100 声価ニ御座候、是も日本行ニハ手合出来不申候

グリセリン売物在之哉の御通信披見致候得共、是ハ戦時禁制品の筈ニ候得共、貴地よりハ聯合  
国へ輸出可能ニ哉？、果シテ可能ナラハ、直段ニ由リテ日本行取引出来可申様存候、見本送出  
御照会可然候

骨粉類の名称、貴方ニテハ Guano と唱へ居候事、夙ニ伝承致し居候、其直段アンモニア1%  
約1£の建直ハ大ニ高直と存候、当地ニテハ乾血の上等ニテも大概 13% 乃至 14% 建ニ候、  
夫ニても日本行ニハ不引合ニ候、骨粉中のアンモニアは 10% 乃至 11% 二候

右御参考旁報告仕候

此書面写ハ本店及東京支店へ郵送可致候  
時下折角御自愛專一二御座候、草々不備

於シドニー支店 北村寅之助

第八三六号信 大正7年8月23日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔SEP. 20. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

拝啓、貴信八号七月十日付、辱拝見仕候

前田君香港より御投函到達、是亦拝誦致候、船積容積其他ニ付御注意大ニ心得ニ相成申候、係員へ夫々警告致置候

株式会社第一期  
上半  
成績予想純益四拾萬円ニは相達し可申御見込の由、御同慶之至ニ御座候、前季より莫大の操越及直下け品の上直ニ売行候等の結果、是非予想の実現を期待致候

大正七（一九一八）年

一六五

人事

住吉御隠居ニは御壯健ニて、盛夏中は有馬へ御避暑被遊候趣結構ニ存候、御自愛專一二祈上候  
吉川磯一生、貴店輸出部準店員見習ニ御採用之件承知仕候、成効を祈上候、商業学校先生の紹  
介状は此元御返上申上候

本店御使用の青年中、八九名も本年徴兵年令の者在之候趣、操縦上種々御配慮の程御苦勞ニ奉  
存候、何卒、格別の不便ニ相成不申様祈上候

店舗新築工事、追々進捗仕候由、御監督御配神奉謝候、前便セプチクタンクの件上伸仕置候、  
幸ニ都合克御設計行届候様、是亦祈上候

関楹次君退店ニ付、支払金ハ規則之通りニケ年本店へ保管の義、至極御尤もニシテ小生も御同  
意ニ御座候、併本人より筆者への挨拶状ニ由れハ、近日独立肥料商開業と在之、果して然らハ  
相当の資本金も入用と存候、本店の預り証を抵当にして融通の途も可在之歟なれ共、乍失礼今  
日迄の同人の行動ニては中々成効無覚束被考、同妻君も気の毒ニ存候、去り迎、退店後の自  
由を拘束する訳も相成間敷、貴方重役の御配慮も不尠と奉恐察候

製絨所技師田上禎吉氏、斎藤視広氏及農商ム省派出技師小林儀一郎、技手飯塚昇両氏も来訪相成、生憎小生は不在にて面会せず、大沢店員接触斡旋致呉候、尚ホ精々便宜を与へ可申候、但し藤井君曾テ御尽力被下候西濠州鉄鉞之義ハ、改メテ同氏等へ報告書交付の考ニ御座候、右四氏共去廿一日ニューカレドニアへ出張致候、恰も宮崎幹太郎君来市中ナリシヲ以て、同君ニは迷惑ナルヘキモ、種々倚頼仕置候、同君も同船ニテ帰島致候

予てハ何等故障アルヘキ様ニも考居らす候処、事実ハ意外ニシテ、マカロン状師引続交渉継続致居候得共、今以て好音ニ接せず、大ニ難渋致居候、而シテ故障の焼点は所得税差等の關係等ニアラスシテ、帰化セサル外国人株主の会社登記ヲ躊躇致居候塩梅ニ被考候、欧州開戦前ナラハ如此異議ハナカリシナランモ、今日と相成候てハ或ハ帰化人ニテも英国系ニアラサルモノニ新会社設立ヲ許可スヘキ哉疑問ニ御座候、実ハ清水惣領事ニ倚頼して表向き其理由聞糺しの法も在之候得共、表向き不可能と相成候ては虻蜂採らすニ付、少々氣永ニ候得共、感情を以て融和成効為致度苦心の処ニ御座候、暫時御猶予奉願上候

前便紐育トリバプールの相場の懸隔ニ付、種々愚按上申致置候処、其後研窮致候結果、紐育の直段ハ「ペンス」ニ非ラスシテ「セント」ナリシニ心付き候、粗漏之段御免可被下候、而シテ大沢店員調査の結果（時日ハ同期仮定）、英米間の直開き7ペンス81ニ相成候、是が運賃諸費トシテハ非常ニ高率の様ニ被考候得共、潜艇暴沈の危険等も在之候間、此の如き勘定と相成候哉も難計候、亦タ紐育の相場と日本の原棉相場の直轄ハ僅々四片強ニ不過、果シテ然ラハ英国の棉糸よりも日本の棉糸（品質の相違ハ別問題）ハ大ニ割安ニ相成候勘定ニ付、從テ其製品ニ於ても輸出向きとして日本品は大ニ優勢ナル筈ニ御座候、為御参考別紙仮報同封仕候間、貴店輸出部ニ於ても御研窮可然存候、間接の利益不尠と存候

其後リバプールは本月十二日ニ至り21ペンス90ニ上り、十九日ニハ更ニ廿二片半ニ再騰致候入電在之（紐育直電ナシ）候間、此処英米の棉製品は輸出不可能の姿と存候、恰も貴地棉糸相場は昨年此頃の如く四百廿五円迄相成、一寸下押し又450円ニ相成候ニ不抱、此方より注文続出の事、敢テ所以ナキニアラスと存候、乍併、米棉跡高の声明ニ不抱、尚三百七八十円が直打一杯ニシテ、夫々売却シテ紡績会社ハ損失ナキ筈ニ被考候、四百円以上上杯ハ勿論、相場屋の煽動直段と存候間、不遠、又四百円以内之下押可申哉ニ奉存候、貴意如何？



兔皮

又々八萬封度追注入電奉多謝候、早速手配中ニ御座候、委細は輸出部通信ニ詳悉可仕候

羊毛革

及屠革販路御発見の由来電承知仕候、併此品は広戸店員熟知之通り、濠州軍隊の出兵当初ニ於テ防寒用「チョッキ」の胸当てニ義捐金ヲ以テ民間より政府へ献納シタルモノ、切屑ナリ、然ルニ此事ハ最初の間ニ留り、戦争永引クニツレ義捐伴ハサルカ如ク其後立消と相成候ニ付、前年買輪分の外、現品皆無ニ御座候、殊ニ此件ハNSW州ニノミ喧伝セラレ、他州ニテハあまり実行サレス、従テクインスランド杯ニハ聊も無之、メルボルンニハ或は少々残り居候哉も難計候得共、当テニハ不相成候、事情ハ藤井君粗御記憶ニ新タナル処と存候、尚今一応ボーモント氏へ探索方倚頼可致候、何ニシテモ貴方は余程多額御入用の塩梅ニ付、不取敢「品皆無」と返電致置候

而シテ羊毛付の丸革の御聞合セハ、少々常識ハズレニテ閉口仕候、何トナラハ、仕入ニ如此の品のナキ事ハ先刻御熟知の筈と存候故也、日本内地の如く敷物用ニデモ致す需用アラハ（此方ニハ有リテモ謂フニ足らず）、ナメシたる製品可在之も、他ニ一定の需用ナキ品ニ付、右左ニquoteする者無御座候、按するニ是も出兵用の被服廠の聞合せと存候、兎二角、毛の長サ、即 full'  $\frac{3}{4}$ '  $\frac{1}{2}$ '  $\frac{1}{4}$ ' Length、或は一吋位又ハ其以上の毛付ニ哉？、又何程の数量御入用ニ哉、

折返し聞合の發電仕置候、而シテ若し被服廠用ニ候得バ、或は貴方政府より陸軍用トシテ英国政府へ特許御交渉の必要可在之哉ニ存候、何ニ致せ羊皮は羊毛同様、政府の管轄内ニ在之候間、特許なしニハ着手難相成、且ツ其特許濠州政府の一存ニテハ決定六ツケ敷哉ニ奉存候

幸ニ特許ヲ得ルトスルモ相当の時間ヲ要すべく、加フルニ Tanning すると無尠共一ヶ月位ハ掛ル可ク想像ニ難カラス、實際の処ハ次便再報可仕候、但しあまり長時日ヲ要する様ニては或は御注文の運ニ相達し不申哉も難計、此場合、兎皮ニテ類用出来不申哉、御探窮被成下度候

## 南洋棉花

他店ニては相当ニ取引出来候様伝聞ニ係らず、貴方ニテハ木で鼻括る如き大安直の呼声ナリシニ米棉騰貴の影響歟、埃及よりの船腹無之ニ由ル歟、俄ニ廿一二片の指直ニ接し、曩日の付直ハ一時の踏倒ナリシヲ想起致候、幸ニ30噸買入出来候段、好都合ニ御座候

## 南米貿易

先達前田重役へも御話仕候如く松木生の通信ヲ見るニ近来大ニ商売氣發達、将来多望と存候、今回別紙写之通り昨日發郵致置候、奮励の資とも相成候ハ、本懐之至ニ御座候、例の信用状の事、貴店の方針賛成ニ候得共、正金銀行出張所ニ於て聞合せ、大丈夫の商店ならハ非常ニ多額の金高物ナラサル限り松木宛信用状なしニ御輸出如何ニ候哉？、折角油の乗り掛りたる矢先、

此問題の為メ取引縮小ハ甚遺憾ニ存候、御熟考之上、可然御命令被成下度候

武市より輸入雜貨引続廉価ニ買入出来候事、全ク競争者ナキ為メと存候、例セハ此方ニテ平均  
・27、528モ致し候牛蹄（肉会社一等品ニアラス）が59乃至510以内ニテ出来候事可  
驚、寧口不審ニ御座候、即ち510の運賃ヲ掛テモ520前後ニ不過、濠州品ニテも敵商等臨時  
船ニ積入居候運賃ハ120ノ一乃至150ノ一ニ候、故ニ此直違の差金ダケデモ一噸ニ付515乃至  
517ハ高率ニ売行、夫たけ貴店の御収益ニ可相成筈ニ御座候、果シテ左様の勘定ニ辻妻符合  
仕居候哉否哉、心得の為メ御説明被下度候

〔欄外書込〕

貴方指直低カリシ為メ、本年初メニ於ケルクインスランド各肉会社の入札ハ、皆乙宗一  
派？当地ボルシン之手ニ入候、当時ハ如何ニも高過ぎの様存居候処、今日より見れハ二  
割前後割安ニ相成候、運のヨキ人と存候

棉糸其俣ニ相当大口の取引出来候事、真ニ商売ラシキ商売ニ付、大ニ發展方御尽力被遊度、遙  
ニ祈望致候

大竹博士

「葬儀参列について翻刻省略」

羊毛評価

一九一七・八年度ハ六月末ヲ以テ終了、其成績別紙切抜の如クニ候（1918/18）ヘラルト同封仕候）、是等の結果ハ例の月報ニテ報告可仕様ハケ間敷申居候ニ不係、実ニ参ケ月も延引致居、甚申訳無御座候、此元多用ナルニ付、相違無之候得共、全く御前生の怠リニ御座候、前田氏よりも御催促旁、本人へ御注意被下度奉希望候

七月ニ入りテ二三回評価在之、本月ニ入りテ十二日と本日（廿三日）少許の残り品スカード評価致候、尚一二回ハ可在之候

一九一八・九年度新毛ハ九月十六日（新聞ニハ十七日トアレ共）より評価開会の筈、但しシドニ一カブリスバンか何レカ最初ニ相成候哉、未定ニ御座候

ヒュースと提携の為メ今日迄大ニ遷延致置候ウイドンも政府の体度強固ニ付、到底ヒュースの

Top

思惑通りニ成効無覺束模様ニ付、断然見切ヲ付ケ、同店ニテハヒュースの如く肉屋の關係無之、皮毛使用不致居候義ニ付、独立ニ中央委員長へ交渉し、粗等跡々の行動ニ付テも解決相付き候由探聞致候、而シテ其第一着トシテ前約残品日光丸ニテ輸出許可と相成、頗ル好都合、貴方ニテも永々御待兼之処、乍延引本品の受渡し実行相成候ハ、得意も満足致呉候哉と存候、跡現品八萬余前直即82片出来候モノナラハ、此方ニテ買極メ不苦様存候得共、大体ニ於テ一応貴方へ御照会之上、決定スル主義ニ相成居候間、昨日急電ヲ以て Best offer 請求致置候、フランク氏は多分明日メルボルンより帰市ニ御座候、恰も月曜日（廿六日）迄ニハ貴方返電到着可仕候間、精々利口ニ買約仕度存居候

ヒュース氏は中央委員ニ睨マレ居候間、到底期待の示談は不調と存候、然ルニ三井ニテハ先日イイ加減の發電致候由ニテ、夫ニ対し或得意ハ既ニ相当の注文ヲ出し居候由、得意がお目出度歟、三井の狡猾可憎存候、委細は守田より詳報可仕ニ付、御披見被成下度候

右

北村生

日光丸便追伸八月廿三日夜認

天正丸便

東京支店通信及前田重役状、本日午後拝見仕候、前田君船中の食アタリ御氣の毒ニ存候、其後速ニ御恢復相成候様祈上候

東上の途態々京都へ御立寄り被下候趣、御厚誼奉多謝候

本店輸出部ハ非常の御多端ニ付、此際山本店員帰朝御希望の由、且ツ同人妻子病氣の由氣の毒ニ存候、左様の事情も可在之候ハ、不得止次第旁、安芸丸より帰朝為致可申候

東京支店も無人ニテ御困難の由、御同情申上候、速ニ好個の補助員ヲ加名相成候様祈上候

兎皮

元方インボイスニ付難題相起り候段、如命全くお役所の仕事も一得一失と存候、併跡々の関係も在之候間、30%ヲ棒ニ振りテも可成正直の処ニテ御解結相付き候様祈上候、マントのインボイス云々ハ不可と存候、貴方より来電ナキヲ以テ見レハ此提議ハ消滅と存候、夫ニシテも羊毛口仙と同様 1½% 取扱承諾相成候事ハ東京支店少々アワテ気味と存候、何と歟、善後策ハ無之歟、兎二角、此方よりアクセク致候共、致方無之、貴方ニ於テ宜布御取計被下度候

但し今送中式萬封度ハ36片約定済ニ付、其俣ニインボイス致候得共、跡八萬の内四萬斤今送分

ハ30片仮約の処、相場下押ナリシヲ以テ三片直引為致、27片実価ノモノト36片ノモノト元方インボイス二枚送呈仕候事ニ為致候間、可然御利用被下度候、跡四萬の残分も同直ニ為致度ノミナラス、最近の八萬片は若し能ク可クンハ廿五六片ニまけさせ度考ニ御座候、一寸ジリ々々安ニ付、却テ工合悪敷候、委託式ニナレハ寧ロ<sup>3</sup>以上ニ騰貴致候方便利ナルニ何事モ思ふ様ニハ參らぬものニ御座候

#### 江戸店員

帰朝後未だ席暖カナラサルニ九月中旬、再ヒ南阿出張ニ御決定の由来電承知仕候、小生は予期致居たる義ニ候得共、更ニ内海君・磯兼先生迄出張致候様の勢ニテハ<sup>4</sup>トシテ片桐店員一名ニ放任も相成間敷、決議賛成ニ御座候、御成効ヲ祈上候

一時は暫く日本滞在の様承知致居たる三井の井島博士ハ、急ニ本年九月貴地出帆の丹後丸ニテ再ヒ当地へ参り候由、而シテ其他二同店員五六名（輸入出部宛）も同行の趣伝聞致候、三井の派手ナ？やり方評言の限りニアラスと存候

#### 小池店員

先月末ブリスバン・メルボルン・アドレード其他の市場巡回後、愈昨日一ノ宮旭硝子出張員と

新西蘭へ出張仕候、予定之通り十一月下旬、日光丸ニテ帰朝為致可申候

関店員

「関善八店員の病氣回復と復職について翻刻省略」

此丁子ならハ小池生不在と雖とも格別の手支も在之間敷歟？、而も貴方操合相付き次第、二三名の青年至急御派遣被下度切望致候

住吉隠居行

小皿（陶器）ニダース、硝子コップ小形取合一ダース、本船へ托送致候間、税関ハ何卒見本トシテ御通過之上、未亡人へ御転送被下度願上候、外ニ後室様行、妹尾店員行、広戸店員行、私信同封仕候間、夫々御転交可被下候、萬一広戸生南阿出張後ナラハ、南阿へ御届け被下度候

季節好順

七月廿日迄約三ヶ月斗旱天ニテ或地方ハ大ニ杞憂致居候処、其後兩三回順雨普及、各州一般愁眉ヲ開キ候、殊ニ七月中ハ近年稀ナル寒氣ナリシモ降雨已来温和ニテ霜害も無之、麦作牧羊共先以テ順調ニ御座候、草々再拝

北村生



第八三七号信 大正7年8月26日 緬甸丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

〔OCT. 8. 1918〕のスタンプあり、受領日か〕

拝啓、前周日光丸郵発後、時日無之、貴信ニ不接候得共、近着時事新報紙上記載之件、一寸耳寄と存候間、御心得の為メ上伸仕度存候

但し前報 837号と記入セシハ 836の誤ニ付、御訂正置可被下候

満州及蒙古

乃至北方支那ニ於ける牧畜之件ニ付テハ、予て我国識者間の問題と相成り居候事は夙ニ伝承罷在候、然ルニ拓殖調査会の集会ニ於て討議之上

一、羊毛改良の目的ヲ以て廿五年計画ヲ立テ、種羊ヲ輸入スル事及ヒ其他の経費トシテ明年度四十萬円ノ支出ヲ請求スル事

大正七（一九一八）年

一七七

二、軍用ニ適すべく馬匹改良ニ付、十年計画ヲ立テ明年度経費として廿五萬円を請求する事

本年末の衆議院へ提出之由、而シテ官庁ニ於て之が設計ヲ成サス、惣テ満鉄会社ニ委任シテ各地ニ普及セシムル予定の由、果シテ然ラハ、數年来、農商ム省ニ於て野沢組ニ取扱ハセ居候分とハ全く無關係ニ付、是非此方へ\*種羊・種馬購求方御用命相成候様、御運動被成下度奉希望候

〔※印欄外書込〕

濠州産入用の場合ニ於テ

浅川馬政長官の蒙古視察の記事も在之、佐原少佐も随行巡回セラレタルガ如く、青島出の絵ハカキ筆者へ到達致候間、此方面より御聞合相成候ハ、馬ノミナラス、羊の方の内情も判明可仕候哉ニ存候間、他店ニ先ンセラレサル中、至急御着手御尽力被成下度候

羊の種類ハ寒国ニも在之、最初ハリンコロン・レスター、或はロムネーマーシ種適當と存候、第三第四雜種位ニ至り、多少細毛の種類を紹介する方順序と存候

酒精

先達御照会仕候南濠州の C. B. Ware 氏、日光丸にて帰濠、一寸面会仕候、藤井君御来示同様の話ニ御座候、而して近電ニ由れハ十一月迄供給不出来云々承知仕候、十一月已後ニナレは果シテ供給出来候事ニ哉?

先是当地製糖会社よりも聞合在之、夫ニ対し供給不可能の御返電ニ接し居候、或は戦時禁制品ニ属スルニ哉?

棉花

今朝の新聞紙上リバプール相場入電無之候処、米国の無線電信ハ紐育暴騰ヲ報し、

Good Middling      Oct ship't      Dec ship't

34.90D                      34.20D

其後近電一寸下押シ      33.50D                      32.60D

何れもペンスと在之候得共、セントの間違と存候、前月同時ニ比シ八仙乃至十仙方の暴騰ニ候、一時本年の作柄良順の様聞及居候得共、其後収穫減少の兆候ヲ示シタルニ哉、兎二角、近来の乱相場と存候、仮ニ五拾片 $\parallel$ \$1換算とすれハ三十三仙半は約十七片ニシテ、是ニ米英間運賃

費用前報仮定の如く七片八一を掛ルトスレハ、恰もリバプールの直段は廿四片半以上ノ筈ニ御座候、果シテ如何ニ哉？

併貴方の棉糸相場ニハ忽チ影響スル事ナク、貴方の相場ハ原料の高下よりも内地目先きの投機取引の模様ニノミヨリテ、棉糸の相場ハ変化スルモノと存候？

以下、廿七日認

今朝竜電リバプール相場は、前周二比し約一片上りの23ペンス44ヲ報し来候、丁度、直開き六片八斗ニ相成、前掲の「8」とは少々相違在之候得共、為替換算其他時々の変化可在之ニ付、場合ニ由リテハ六片以内ニ相成候時も可在之存候、要するニ英米ニ於ケル棉織物は茲暫時高価保合、近き将来ニ於て著敷下落ハ在之間敷存候間、日本棉織物の輸出ハ原料棉糸の暴騰ニ不抱、尚引続き発展可致哉ニ被考候間、原系仕入方二十分御注意御尽力被成下度、遙ニ切望仕候、草々

北村生

第八三八号信 大正7年9月16日 天正丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信九号四方君御認（日附なし）青葉山丸便、本月六日到達、前田君認十号八月十五日付入江君八月十三日付、外ニ古立君・藤井君青葉山丸私信、前田君伏見丸船中御認メ移転案内状等、本月十一日到達拝見仕候（アキ丸便）

取締役会決ギ録

貴信九号ニハ第五号より十号迄同封と在之候処、拾号決ギ録無之、却て拾一号同封在之候、右ハ拾壹号ニアラスシテ拾号の誤記ニ候哉、為念御伺申上候

本店中受勘定

追々混雑と相成候ニ付、組織改革と同時ニ一ト纏メニ御付込方御相談申上候処、御賛成被成下

大正七（一九一八）年

一八一

候趣奉謝候、何卒、誰が見ても一目瞭然たる様、御修正在之度希望仕候

シドニー独立登記

之件、前田君より懇々の御来示恐縮之至ニ御座候、元々容易ニ登記出来候事トシテ提議仕候処、事実ハ中々難渋ニシテ今以て許可相成不申候、単ニ欧州開戦已来、法律改正之為メ手輕ニ参リ兼候事ナレ共、儲其理由トシテ何等説明無之為メ甚迷惑仕居候、御申越迄もなくCosS 及ガン トン等入社之事も既ニ申込在之、又筆者人格ニ付テ疑義アルニアラス哉等念ヲ押し候得共、夫等ニハ無関聯との事ニ付、平押ニ抗議する手段も無之、氣永く辛抱仕居候次第也、一時口術として清水惣領事より内閣へ照会等の手段も試み度存候事なれ共、再考するニ元来日濠通商条約ナルモノ無之国柄ニ付、一概ニ理屈ラシク申出候義ハ遠慮可然と存候、一寸手扣居候仕合ニ御座候、マカロン氏は私交上懇意の閣員の一人へ内談致し居候間、何卒、一日も早く埒明き候様祈望罷在候

夫ニしても貴方株式移転の登記ハ本月ニ迫り居候哉ニ存候処、如前記、此方大延引の為メ二重の登記手数ヲ要する事ニ可相成、御迷惑恐入候、右ハ来年三月頃迄移転持株登記延期の義ハ相叶不申候ニ哉、御再詮被成下度候

四方君より曾て御来示相成候本支貸借勘定上の利息の義、四方君ニ於て多少御誤解アリシ由、而して前田君帰航船中より御来示之通り、株金勘引尻等ニ対しても利息勘定ニハ無関係の事御再示被下、此方も得心仕候

住吉未亡人の遺  
言状

〔兼松夫人の遺産分配について翻刻省略〕

為替約定

二付、懇々御来示敬誦致候

正金銀行出張所設立の為メ日濠及日本南米間は取組の都度邦貨ニ換算済ニ付、危険モナキ替り  
ニ余得モナキ事ニ御座候

南阿行輸出の為替も貴店より御取組の際、邦貨ヲ英貨ニ換算シテ御振出し可相成存候ニ付、是も後慮は無之候、只タ南阿より輸入品ニ対する為替の換算期ニ損益ヲ生スル点、御来示御尤ニ奉存候、既ニ貴方重役一同御決議之通り、今日の場合ハ支払期日迄其俣ニ置据候の事賛成ニ御座候、而シテ夫より得ラレタル余益ハ将来逆潮の場合の損金の用意トシテ御積立テ置可被下の由、是も御同感ニ御座候、尤も著敷逆潮と先々の目安相付き候場合ハ従前通り裏書と同時に先期換算御約定被遊候事、勿論と奉存候

但し南阿よりの輸入よりも金高著敷多額ナル此方の輸出品ニ対シテハ、取組当時邦貨ニ換算仕候事故、如前記、危険ハナキモ、近来ハいつも銀行ニ儲ケラレテ居る次第ニ御座候、此利益ノミニテモ正金の当地支店ハ莫大の予算外収益可在之哉ニ奉存候

## 居留地増築案

御提案至極御尤もニ奉存候、殊ニ船腹不足の処へ輸出部拡張の設計上、更ニ倉庫の準備必要ナルハ是亦御同感ニ御座候、元来、数ヶ所ニ借庫分散致居候事不尠、不便不利益ニ付、一昨年中居留地々所へ倉庫新築の事提議致候事也、一時ハ御不同意ナリシモ其後俄ニ御同意之上、速刻式百坪の建築相成候処、既ニ今日ニテハ尚式百坪計も不足と相成候由、依之、更ニ右仮倉庫ヲ粗等本建築的ニ御改造の御相談、筆者大賛成ニ御座候、欧州の戦風も去月以來引続き聯合軍有利ニシテ、サスガの独軍も少々僻易の様相見へ申候、實際如何、元より疑問ニ候得共、尚平和克復迄ハ遼遠ニ被考候間、鍊化・セメントの下落ハ近き将来の事ニハ在之間敷、況ンヤ職工賃金ハ戦後と雖も今日より更ニ騰貴スルトモ下落ハ無之哉ニ被考候、寧口此際三階建鍊化積ニ御改築被遊候事、遠大の利益と存候、三階ヲ見本室・検査品室用ニ宛ルモ矢張鍊化の方可然存候間、御奮発可被下候、貴方重役間ニ大反対在之候様ナラハ如命貴方へ御任せ申上候得共、今日の場合ハ火の用心の上ニ於テも鍊化の方ニ御賛成在之度存候

右増築ハ目下工事中の事ム所竣功の上、来年三四月頃より御着手の御計画之由、事情御尤もニ



日濠館賃貸

御座候得共、目下既ニ他賃借倉庫御使用の場合ニ付、更ニ一時的借庫ヲ増加し一日も早く増築御着手の事、寧口最後の勝利と相成不申哉、御相談之上、可能の義ナラハ速ニ御実行希望致候  
以前三階建ナリシ処ニ付、基礎工事ハ従來の俣ニテ大丈夫の様御来示ニ候得共、是ハ中々の問題と存候、何卒、建築技師ヲ使テ増築前、果シテ其重量ニ耐フヘキ礎質充分ナリヤ否御検査実行在之度候

居留地新築落成之上ハ本店の場所貸出の事、自然の結果御尤ニ御座候、而シテ三井物産会社へ一手ニ貸付ケの事、如何ニも便宜と存候、一ヶ月壹千円ハ高キ様ニテモ今日の形勢ヨリ他ニ借家払底等ヲ比較シ、且ツ三井の名義ニ対シテモ、若し入用ナラハ一千五百円ニテモ隣家の便も不尠ニ付、短期の事ナラ無論承諾可致哉ニ被考候、中村交渉先生正直の様ニ候得共、中々錢儲ニハ抜ケ目ナキ一人と存候間、御実施の際ハ十分コジ上ケ方御交渉肝要と存候

二階三階の各室分貸分合計八千五百円の由、是も今日の物価より比較スレハ、大ニ割安と存候間、期限ニ於テ20%方位家賃直上ケハ相当の所置と存候

御来示の如く仮ニ一ヶ年式萬五百円の家賃と相成候共、諸種の税金、手入の費用、水道下水の費用ニ相当の出金ヲ要すべく、今日の場合、家主トシテハ勘定不引合と存候、何とならハ御来

示の四拾萬円の買人の有無ハヌキニして、仮ニ三拾五萬円と見積候テも年六朱ハ恰も貳萬一千円、七朱ナラハ貳萬四千五百円の収入ナカラサル可カラス、若し貸店専門の資本家ナラハ、年一割已下の利廻リニテハ貸人在之間敷被考候、畢竟、貴方ニテハ最初十六七萬円より段々減価シテ目下五萬円ト見積アル事の先入と相成居候故、割安の家賃ニ満足する坪勘定と相成候段、頗ルお目出度仕合と存候、以前割安ニテも借人ナキ時ナラハ空家よりハ優しとして安直も辛抱出来候得共、時勢の変化ニ伴フ御執成必要と奉存候、貴意如何？

「今日濠館ヲ売却スルトセハ、三十五萬円より四拾萬円位ニハ話が出来サルニモ非ス」帳簿五萬円の評価ノモノニ付、是ダケテモヘKハ座シテ三拾五萬円の成金の觀在之云々御来示、乍失礼頗る淺薄の御考案と存候、何トナラハ五萬円と見積居候事ハ營業上の大事ヲ取りテの義ニシテ、不幸若し必要な場合ニハ四拾萬円ニモ五拾萬円ニモ見積ラサル可カラサル性質のモノニ御座候、居留地の新地所コソ意外の暴騰ニ付、或ハ成金的（流行語ニ從ヘハ）利益とも可申歟ナレ共、日濠館ハ我商店発祥の地ニシテ、明治廿四五年頃、故店長が450坪ニテ買入ラレテ已来、段々時勢之進歩と共に価格ヲ増大シタルモノニテ、恰も我商店今日の發展の如く、戦争の為メ二年ヤ三年ニシテ投機的一獲萬金ヲ贏得シタル好運ナル成金者流と同一視サルヘキモノニ非ラスシテ、三十年来慘胆タル辛苦經營より漸層蓄積シタル効果ニ外ナラス、今更敷術の要無之、分り切りたる義ニ候得共、夢ニモ忘却ス可カラサル要点ニ付、為念一言申進候

紀念会

所詮、今日の勢より觀レハ近き将来ニ於テ五拾萬円の買人在之候共、敢テ不審議ハ無之と存候、而も如前記、故人発祥の地ニ候間、他ニ売却と申事ハ再三の熟議必要ニ御座候、況ンヤ本館ハ故人の生前終生の希望として建築サレタルモノニ付、如予定兼松紀念会の資金ニ編入サレヘキ性質のモノと奉存候（若し日濠館其物ヲ公共用トシテ神戸市ニ寄付セサル場合ニ於テハ）

大正六年度重役よりの寄付金額、御来示敬誦仕候

前田君御上京の際、正金銀行元副頭取山川勇木氏別邸へ御往訪の序を以て、紀念会寄付案ニ付き同氏へ発案御倚頼被成下候趣御配慮奉謝候、何卒、我等一同も賛成致し得可き好個の提案祈望罷在候

棉糸損害

問題ニ付テ、先達前田重役の出征を煩し熟議之上決定致し候愚案御討議の結果、各重役ニ於て御同意被成下候趣、本懐之至ニ御座候、殊ニ当局入江重役ニ於ても其責任を尊重し、愚按御同賛の承諾を得たるは筆者の光荣とする処ニ御座候

古立重役退任と  
正金銀行

との關係ニ付、前田君より神戸支店長森広蔵君へ委曲弁明被下、又古立君御自身ニも全く病氣の爲なる実情御開陳被成下、而して現職退任するも株式会社ニ対する責任ハ引続き従前之通り無限の仮調印相成候上ハ是迄同様と看做し、信用状発行其他承認致呉ラレ候趣、御配神奉萬謝候

其後、森氏の注意ニ由り前田君横浜本店へ御往訪、鈴木惣支配人への御説明之上惣て諒解ヲ得ラレ候由、是亦御礼申上候、同時ニ穂積本店支配人・山川元副頭取へも同様御回報濟の由、安心仕候

Hughes Top 及  
ノイル

前便守田生より上伸仕候通り、カアソン氏情報ニテハ深ク三井と結托シタル形跡無之候得共、三井迎も無暗ニ自家構成案ヲ以テ日本の得意間ニ奔走致候様ニも難考、多少共、元方ニ信頼スル処あるへく被存候、既ニ貴方御来示ニも在之候如く、先般の約定ニ於て、此方の僅ニ三十萬 (Type 18 ハ別ニシテ) ニ対し、彼方ハ百三五十萬も買次致候実績より見ても、三井はヒューズニ対する大得意在之、加フルニ此方はWと密接の關係ヲ有し居候等の焼餅も可在之、自然三井を手先として日本買方の意向を探窮し、追テ現在手持の大荷物式千五百俵ヲ所分するニ当

り、短時間ニテ之ヲ割宛決済セントスルノ策略と考へ候事、強テ無理ナラヌ処と存候、貴意如何？、而も貴地ニ於テ再三ヤイ々々焦点セラル、カ如く、ヒユースの立場ニ進境ヲ来サス、W氏メルボルンより帰來の情報ヲ綜合研窮するニ、Hと中央委員会の葛藤ハ単ニ利益の分布問題ニ止ラス、主要ナル焼点ハ（曾テも上伸致候如く）彼カ今日迄独占シ来リシ肉会社（自家經營の）の副産物なる皮毛ヲ混用スルヲ禁止スル事が先決問題ニ相成居候義と被考候、而シテ此点ハ中央委員会ニ於テ今更変更の余地ナキモノニ付、今後CSW会社ハ純然たる剪毛ニノミ由ル歟、又タ肉会社は其羊皮ヲ一旦評価委員の評価ヲ経テ、而後混用スル歟ニアリ、若し如此ナレハ肉会社の収入ヲ減スルト共ニ「Top」会社ニ於テハ却テ割高不利益ノ原料ヲ使用スル勘定トナル故、両会社共通の不利益トナルナリ、是レH氏ニ対シテハ根本的の計画破壊ニ付、詢ニ重大ナル問題ナルモ、実ハ今日迄彼レノ辣腕ナル中央委員会の一員トシテ巧ニ各員の同意ヲ克チ得タリシ処ナリシモ、各地ノ肉会社（Hはシドニー及メルボルンニ肉店アリ）及ヒ一般屠羊業者ヨリ其不公平ナル取扱振ニ対し、中央委員会ニ対スル抗議頻繁ニシテ、遂ニ彼ノ辭職トナリ、而シテ今日の難局ニ陥リシナリ、故ニ此解決、即チH氏の全然中央委員会の命令ニ服従スルニアラサルヨリハCSW会社の製出品ハ何方へも輸出不許可也、Hニ於テハ如此押問答ニ時日ヲ消耗シ、如何ニ彼ノ辛辣ナル敏腕ヲ以スルモ、相手ハお役所ニ付、何等の反響ナク、最後ハ矢張政府案ヲ甘受セサル可カラサル結果と可相成も、議論の行掛り上、今以テ睨合の姿ニ御座候、但し皮毛ヲ「Top」原料ニ混用スルヲ禁スルノ法令ハ未タ發布ナキ様ニ付、H工場の one shift.

two shift と運転致居候中ハ黙々の内、引続き皮毛混用致居候事の様ニ被考候、夫ニしても如前記非常ニ多量の製品貯蔵の結果、其利息ノミニテモ莫大の金高ナルヘク、再昨年来非常の収益ヲ得テ金融上、銀行ニ対シ余程信用増加致居可申も、尚ホ彼レの苦痛の多大ナルヘキハ想像ニ難カラス候、加之、如此強情ヲ張り、果シテ政府案ヲ撤回乃至変更セシムルノ胸算アル事ニ哉、局外者の考へ及ハサル処ニ御座候

但し萬一交渉不調和ニシテ、其局同工場ヲ政府ニ徴發し、政府事業トシテ運転スル事ニ相成候哉も難計、其場合ニ於てヒュースは法律上大ニ弁金デモ取ル考歟も難計候、結局唯今の処、現在の持荷 Top の所分ハ如何ニ可相成歟、如貴電三井ニ於テ八十片辺の予定直段ニテ注文搔キ集メ居候モノ、如何の結果ニ可相成乎、我等興味ヲ以テ見物可仕候

貴方注文ヲ出スお得意ニ於テモ、願クハ三井の巧言弁疏ニノミ重キヲ措カス、實際三井の注文集メニハ供給の確實ナル基算アル事ニ哉否、充分言質ヲ取り置カレ候事必要と奉存候、如何？  
その二ニ付テも此方を出し抜き三井へ四百俵分売致候様存居候処、今回の御通信ニ由レハ三井は不得止引受けたる云々、且ツ結局難波商会へ売方依托相成候由、恰も同商会の希望ニ適し好都合ナリシヲ御同慶申上候、若シ三井が不得止引受タルモノトスレハ、或ハ夫が眞実ナル哉も不知候、何ナラハ最初37六百俵ト31百俵の組合セ offer ナリシニ、37は粗悪云々の文句付ニ

て御引受不被下候、去り迎テ貴方指直ニハまけ不申、種々交渉漸く貴方不向の37ヲ半減シテ三百ト百の組合せニテ買入候事也、故ニ恰も此方謝絶の37三百俵ニ31ヲ百俵追加して丁度此方買約の通り同一割合、直段も多分同直ニテ三井へ押付ケタル哉も難計、果シテ然ラハ我等ハ又ハ三井ニ対し苦情ハ申せず候、何トナラハ、H最初の offer、通り七百俵御引受け被下候ハ、三井へハ渡ラサリシ哉ニ被考候

其後、貴方好況ニツレ再三の御催電ニ候得共、本品も Top 同様の立場ニ付、貴方の急需ニ応スル能ハス候、勿論愈売出しの場合ニハ前仮約の四百俵ハ先以テ此方へ引渡し方、既ニ守田生よりHへ申込済ニ候、但し此四百俵も其当時上伸之通り“Subject Permit”ニシテ、多分ハ無事とH申居たるも、遂ニ不許可の俣遷延シタルモノニ付不可抗力ニ候、貴方買入ニ於ても此事情夙ニ御了解の筈と存候

要之、藤井重役、既ニ業々御熟知之通り検閲の為、貴電ハ逸早くメルボルン中央委員会の手ニ披瀝サレ居候筈ニ付、別段掛引の必要ナキ事件ニテも、アマリ貴方より催促瀨繁ナルニ於テハ或ハ直段ニ不抱、需用家切望致居候様ニ委員会の誤解ヲ招ク恐アリト存候、此方睡眠致居不申ツモリニ在之候間、買入より八釜敷申參候共、貴店ニ於テ前後御斟酌、發電前慎重の御配慮在之度希望ニ不堪候

是も前便守田より詳報之通り、七月一杯迄の製品売出し直段84片辺ナルヘキ予想の処、英国政府へ照電の返事ハ、米国相場の比較及英国ニ於ケルTopも最近三片騰貴等より勘定シテ九十片ニ売レル筈との御託宣ニ一驚ヲ喫し、不取敢 Best offer 御返電被下度様申上候処、例の杓子状木のセンサーの為メ順序相狂ヒ、前田君東京よりの發電、先ツ到着（其実三番目出のモノナリ）

## 〔欄外書込〕

六日夕發、九日午後五時普通電着

態々出京各得意遊説の結果、漸クニシテ Oct/Dec 物八十二片半迄引受クベシと在之、中抜ケの着電ナレ共、不取敢、其旨Wへ移喋シテ、メルボルン中央委員長へ直引方交渉中、本店發電五日午後 4/30 LCD、十一日午後二時廿分着（一番出のモノ）、若し安キ丸ニ輸出出来候得は拾萬封度迄八十五片迄引受クベシ、十月十二月物約三十萬封度迄八十片迄ナラ引受ク可シ、夫以上ハ望ミ遠し、ノイルも安芸丸ニ積出出来ルナラハ三萬封度迄三拾片承諾、惣テ次周中ニ返電ヲ要ス（九月十四日迄ニ）と拝見致候、同午後W氏聞合候得共、居所不明、メルボルンよりハ未だ返事なしとの返答ニテ十一日ヲ經過し、十二日早朝フランク氏と面会の約束ヲ為シタ



ル、十一日午後八時半ニ至り本店五日午後十時発三号（二番目のモノナリ）LCD電到達、

「十月十二月物売方ニ付き尽力中ナルモ、先以テシドニーより売直ヲ切出サ、レハ相談難  
渋ニ付、数量と offer すべき直段返電せよ」

拝見致候、如予定翌十二日朝フランク氏二面会前、二電の内容移喋致候処、生憎にも、

十一日朝、三井の赤松店員来訪、貴店の Top の quotation ヲ得タシと申来候ニ付、従前之通り兼松ニ予約アルニ付、他二売約致難シと平押ニ答ヘタリ、併直段ハ何程歟との問ニ対し90片也と答タリ、赤松ハ日本ヨリの電信持参ニテ八十七片迄ナラハ買約スルト迫り来り候ニ付、少々危険ト見テ、兎ニ角供給品ナシト再答セリ、赤松曰ク、然ラハ中央委員長ニ向テ ≪ Top 買入希望の交渉ヲ成シテ差問ナキ哉？

W曰ク、夫ハ甚迷惑ナリ、我等の仕事ハ我等希望ニ由リテ進退ス、敢テメルボルの干渉ヲ好マスト答ヘ、其俣分袖セリ

W曰ク、乍併三井の事故、メルボルンへ87片迄差支ナシと offer する哉も難知、且ツセ  
ンサーニテ87片と申事ヲ承知致居る哉も難計、此点頗ル心配ナリ

夫ハ夫トシテ十一日夕ニ至り、メルボルンより返事着、W氏希望之通り至急持荷所分の便宜ヲ与フル為メ、Without prejudice、且ツ跡品の直段ニ無関係ニテ七月末迄の製品Top 八十五片

ヲ最低トシテ精々上直ニ売却スル事ヲ許可する旨申来り候趣、頗る好音ニ付、早速八十五片約定の事申込候得共、85片ハメルボルのミュラムニ付多少上直ナラサル可カラス、又若し三井より87片杯通信致居候場合ニハ、WとへKと特約アリテ高値の方ヲ断り、単ニへKへ最低直段ニテ売却セリと反問サル、患アリトテ、フランク氏数刻決心躊躇仕候得共、他の荷物の容積ヲ犠牲ニシテ安キ丸ニテ輸出の事、又ノイルハ中央委員会申出の三十片ニテ承諾シ、是もアキ丸ニテ一掃スル事、然ルトキハWの經濟上ニモ便利ナルヘク、三井は到底アキ丸ニ積入の船腹ナシ等種々力説之上、漸クニシテ85片と30片ニテ買約行届き申候、其内ノイルは少数マニラの注文在之候ニ付、夫テ差引通知スルとの事ナルモ、結局一萬五千斤位ハ可在之見込、双方共貴店御希望數量未滿ニ候得共、不惡御承認被下度候

右の趣、十二日午後普通電ニテ御返事申上置候間、早速ニ御了解可被下候哉ニ奉存候、而シテ先物ハ唯今の処、何程と切出し不申候得共、メルボルよりハ九十片の値打ハアル筈と申参居候処へ、三井ハ多分損シテモ我等の繩張内へ押シ込ム主義ニテ八十七片杯申出シ居ル以上、今後九十片ナラサルモ八十七片以下ハ或ハ六ツケ敷様ニも被考候

尚申上度商要在之候得共、一兩日中補筆之上次便ニ郵寄可致候、草々不完

於シドニー支店

北村生

大正七（一九一八）年

一九五

第八三九号信 大正7年9月17日 安芸丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

[[26/Oct/18]の書込あり、受領日か]

拝啓

1918/9 羊毛評価

会は愈昨日開催の事ト新聞紙上記載在之候得共、筆者ハ昨季同様、最初或は下夕見評価者トモ可申役廻りニ付、實際前周金曜日、即十三日より直入巡回致シ、土曜日中止、一昨日の月曜日より午後二時頃迄平常之通り倉庫へ出張相働き居候、然ルニ又々中央委員会の命令変更、第一昨年迄任命セラレタル評価人の内 Duboe、Richard 杯仏国又ハ瑞西人と称し居候人々も独乙系の臭気アルモノハ絶対解職トハ決定不致候得共、今以て再任無之、其他英人・濠人・日本人ニテ任命ナキモノ数名在之候（当地ノミニテモ）、沢田君杯も其内ニ在之候、如此模様ニテハ井島博士帰濠致候共、直ニ再命在之哉否ハ疑問ニ御座候

加之、お役所的ニ付、諸種の印刷シタ用紙類沢山冗費致居候等、其他經濟的方面ニ注目すれハ  
儉約ハ何程デモ出来候様存候得共、ソシテ方面ニハ馬耳風ニシテ、我等評価人の俸給一般ニ減  
セラレ候、数名居座りの人も在之候得共、大部ハ弍百磅減、或者ハ半額の 500 減の者も数  
名在之、一同大不平ニ候得共、泣兎と地頭ニテ抗議の申出様無御座候、而して仕事ハ年々綿密  
ニ相成、余計の手数ニテ閉口ニ御座候

筆者昨季迄 £1000' Cos 2750 (昨年初メテ任命) ナリシニ、今季ハ £800 ト £500 ニ減  
セラレ甚不面目之至ニ御座候、併英仏人ニシテ尚 500 モ減セラレタル人ヨリ見れハ優レリ  
ニ御座候

〔欄外書込〕

輸出取扱人とシテの報酬制度も今期ハ如何ニ変更致候哉未定ニシテ、何レハ収入減少可  
致、イヤナ事ニ御座候

却説、当地第一回の評価ハ昨日午後二時迄ニテメ切、我等同三時半の発車ニテブリスバン出張  
ニ御座候、多分来ル廿七日同地出發、廿八日シドニー着、三十日より引続き評価巡回ニ御座候、  
恰もアキ丸出帆の際ハ小生不在ニ付、一筆書残し置候次第ニ御座候

而して本年内当地及ブリスベンの評価は左之如シ

[総計 432,000 B/S の日時俵数のリスト、翻刻省略]

右之合計が我等の評価区域ニ候

他州の評価ニシテ本年中ニ開催サルヘキ俵数如左

[全豪州総計 824,400 B/S の州別内訳、翻刻省略]

明年一月已後の日限ハ未定ニ御座候

日本へ分割の羊毛

既ニ式萬五千俵斗ハ貴着致候得共、其區別ニ付テは東京支店非常の御厄介と御察申上候、實際之品物と直段の振当テ貴店扱の分たけニても追て御通知被下度奉希望候、此方評価決済の直段と比較致候ハ、頗る興味ある事と存候

今ヤ欧米行共船腹益払底ニ付、当地（最多数ナリ）ブリスバン・メルボルン・アドレード及西濠州辺ニも合計約式百萬俵の羊毛を貯蔵の準備トシテ各地ニ仮倉庫建築中ニ御座候、莫大の費用と存候

南阿より今季も引続キ買送出来候義と予期致候得共、尚細物用ニハ濠州毛の必要可在之、殊ニ

棉糸の騰貴保合ナランニハ、モスリン相場も急劇ニ下落ハ在之間敷ニ付、第二回分割問題、何時頃貴方より英国政府へ交渉開始相成候事ニ哉、潜ニ御案事申居候

日本ニテ space  
契約ニ就ク

小麦船腹ニ付テハ、先操貴店と東京NYK本社又は神戸支店ニテ御約定行届候事、此方至極結構ニ奉存候、然ルニウイリアム氏は之ヲ甚タ不平ニ感シ居候、彼曰ク、海王丸の如き(元山丸の事ハ不謂)先物ヲ今より約定スルサへ頗ル早計と考ふ、況ンヤ大体此方へ space 割宛ヲ委任スル事ニ相成居候ニ不抱、本社ニテ取極の事定メテ当地ニテ 100/1 辺押問答の処、120/1 の高率ニ付承諾シタルナルヘキモ一応代理店へ照合シテ呉レルコソ順序ト思フ、又ヘKハ本社ニテ(日本ニテの意)一手ニ船腹獲得の事大ニ便益ナリシナランモ、其事の三井・大倉・増増等へ伝聞スルト同時ニ彼等ハ此先例ヲ追跡シテ、若シ船在ルヲ發見セハ 5/1、7/1 と直上ケの競争ト成リ、結局ヘKの不利ニ歸スル事ナシトセス、夫よりも矢張BPニ信賴シテ呉レタラハ今日の場合ニ付、船腹全部ヲヘKニ独占セシムル能ハサルモ、成ル可ク多大の space ト他店よりも幾分乎安率の運賃ニテ約定履行可致ニ付、其方永遠の利益ニアラス哉との議論ニ候、代理店トシテハ至極穩健ニシテヘKニ対シテモ親切の言行と存候、併小麦ノ如キハ(我曰ク)相場の変化甚敷モノニ付、space 約定即決ニアラサレハ安率モ其効ナク、又高率ニテモ全腹獲得スルノ利益ニ如カサル場合不尠、是レ本店ノ捷徑敏活ナル手段ニ出テシ所以ニシテ、

決テ代理店ヲ無視シタル訳ニハ無之ト懇答致置候得共、若し近日藤井君御面会之節、此話シ出候ハ、可然御弁解被成下度、御参考之為メ一寸上伸仕候

ウイリアム氏又曰ク、当地MMの鈴木の如き小麦運賃ニ対して、いつでもへKよりGの方奮発するニ付、是非船腹割宛方請求致来候得共、可成程克謂いのがれ居候由、宜哉、増田屋の積出しハ多くG... & Co. 扱の臨時船ニ相成居候

先日、輸出部通信ニても上伸仕候通り、OSK扱の船は多く米貿支店と貴地中外貿易会社との関聯上、小麦の如きハ無論の事、其他輸出品ニも自家取引の利便ニ供セラレ候ノミナラス、日本より此方への輸入品ニても、其運賃率等明ニ米貿支店ニ知レ居候為メ他の輸入商ハ大ニ不平ヲ洩し居候趣ニ候、代理店の是ヲ利用スルハ自然の人情ニ候得共、牽テOSKの不人望と可相成被考候、御含迄申添へ候

〔欄外書込〕

W君昨日着早々船ノ内ニテ已ニ元山丸ノ事ヲ大ニ申居候



硫黄

前月着の第二東洋丸ニテ敵商扱四五百噸到着の処、引取人無之、其俣棧橋ニ雨晒シニ相成居候、BPニテ聞合候処、該品ノミナラス、其前二船ニても三四百噸ツ、到着、合計壱千二三三百噸三四ヶ処ニ打ヤリ放シニ相成居候、一日も早く引取歟、荷受主ニ於て始末するニ非ラサレハ倉庫ニ入レルとの談判ニテ大モメ之由ニ御座候、而シテ日本輸出者ハ「Mitsui Bussan Kaisha」の由（三井も多少關係アル哉ニも聞知致候得共、事實不明也）ニシテ、此方受取人ハ藤井君御存のサセックス街のサリバンの由ニ御座候、NYKは日本ニテ運賃前払ニテ受取済ニ付、痛痒なしと申居候、如何ナル葛藤ニ哉？、無論為替付ナルヘキ様存候、何人の迷惑ニ相成候ニ哉不明ニ候得共、人事ナカラ莫大の損害と存候、御含迄是亦申添へ候

〔欄外書込〕

正金銀行ニハ無關係の由承知仕候

豊浦丸 Top 損害  
弁金ニ就テ

前便守田生より申上候件ハ筆者の意見ニ御座候、全く棧橋倉庫（物置？）の設備不完全ニ基因スル損害ニシテ如何ニ天災と申ス口術アルニセヨ、聊のプレミアムニテ保険引受致し居候（実状不案内、単ニ「K」ヲ信シテ）保険会社ニ対し、實際の損害以上の弁償金ヲ請求スル事ハ甚不徳義と存候、弁金ハ取り得との浅薄ナル陋劣ナル手段ハ大不賛成ニ御座候、兎角、日本の商

人の悪習慣が如此奴根性ヲ誘惑スル事と存候得共、へKへはへKへの主義トシテ如此弁金ヲ受取ル事ヲ恥辱と致候、該「Op」ニシテ幸ニシテ大ナル損金ナク得意先へ納り候得は、其差金ハ保險会社へ御返却被下度希望致候、但し五割損とのサベヤーの報告（一旦拵サセタル以上ハ）の不信用と相成候テハ是亦氣の毒ニ存候間、弁金と実損額の差金の大部分ヲ貴店の御尽力ニ由リ好直段ニ転売出来候為メトシテ御返却被下候ハ、保險会社の我等ニ与フル信用額ハ金高以上と確信致候、仮令聊の金高ニテも正直ニ是非御返金被下度、折入候テ御依頼申上候

硫安再輸出

御来示ニ由レハ、先日御当地 Golins 輸出、貴地久原荷受の式百噸ハ其俣爪哇へ再輸出致候由、由々敷違則と存候、貴地税関ニテヨクモ許可致候事と不審ニ存候、当店輸出の品ハ惣テ日本内地用の誓言書付ニテ特許ヲ得居候間、無論再輸出ハ無之筈ニ御座候得共、Golins ハ如何ニシテ日本經由爪哇行の許可ヲ得タルニ哉？、愚按ニテハ矢張日本内地用の届ニテ輸出シ、久原ハ此条件ヲ無視シテ大有利ナルジャワ地方へ再輸出ヲ敢行シタルニハ無之哉、若し左様ナ事ガ濠州政府の知る処トナリタル時ハ、今後玉石混合、我等の輸出ニ差支ヲ生スル場合ナシトセスと存候間、至急御調査之上、若し反則ナリシナランニハ、潜ニ貴地税関長の注意ヲ惹起サレ度切望致候

人事

古立君御辞任ニ付、其事情正金銀行へ御通知被下、且ツ従前之通り無限責任社員として連名保証差入相成候以上ハ従前之通り信用状発行承諾相成候趣、御厚意奉萬謝候、未タ老境ニ入りタルニハ無之、普通ナラハ今後一層商店の為メ御尽力ヲ願ハサル可カラサル年輩ナレ共、病氣ハ如何共致方無之、遺憾之至ニ奉存候

前田君愈神戸御移転、今後本店に御勤可被下の由、是亦奉謝候、萬事宜布願上候

B P 商会ウイリアム君安芸丸ニテ貴方へ出張可仕候間、公私宜布御待遇被成下度御倚頼申上候  
山本店員も同船ニテ出発帰任仕候、一路平安を祈居候

江戸店員も愈貴地出発、南阿へ再航致候趣、来電承知仕候、果シテ然ラハ前田君御来示の結婚問題ハ延期相成候義と奉存候

法律の規定ニ由ル事ナルヘキモ、準店員見習生の出入ニモ其都度逸々決議録御拵への必要アル事ニ哉、頗ル厄介ナ事と存候、右等ハ数口纏メテ一冊の決議録ニスル訳ニハ不相成候哉、乍愚

念御伺申上候

先は右迄、草々不具

北村生

第八四〇号信 大正7年10月23日 平神丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信S11 前田・四方両君認平神丸便、同前田君私信一通、南阿出張国包・片桐宛河内丸写、  
九月廿八日着

〃 S12 前田・四方両君認ガンヂス丸便、十月十二日着  
積立金分配ニ関する同意書及株主持分一覽表写外々

南阿出張員宛讚岐丸便写二、同中井省三認本店重役宛写四、重役及ユ出部宛写一  
〃 S13 前田君認広永丸便及私信一、十月廿一日着、外ニ南阿国包行因幡丸写一

重役決ぎ録謄本十二号亀山ノ件、奨励会貸金ノ件、第十三号広戸ノ件、古立退任前田受任  
の件（因記第十号脱番、十一号二部在之候）

御断

右順着、夫々拝見仕候、今便逸々御返辞可申上の処、筆者八月申中より感冒ニ罹り日々勤務罷在候得共、咳嗽頻発、服薬薄効の俣九月下旬プリスバン評価会出張中、発熱の為メ四日間医療ヲ受ケ休勤致候、同市より帰店後も毎日評価会ニハ出席致居候得共、気分優れず、本周立会のプリスバン第二回評価ニハ出張ヲ断り医業ニ由り風邪も咳嗽も快癒致候得共、依然、心気 *Depress* (デプレス) 引籠ハ却テ不愉快ニ付、出勤致シ居候方、気分宜布候得共、意氣阻喪ニテ閉口致居候、蓋シ病氣ニテ四日も引籠候事は幾年目ニ哉、記憶ニ稀ナル位ニ御座候、曩之、何歟のハヅミニテ禁酒ヲ初メ、満二ヶ月斗絶然「<sup>レ</sup>」と相成候得共、別段恋酒の氣も起らず、我慢出来候モノ、あまり気分引立不申為メ、過日来、又節酒の形ニテ再興致候得共、頓と快味ヲ覚へず、全く数十年の悪習慣と急劇変化等の為メニ体軀の工合ヲ損シタルモノ、如く体量六七封度輕減致候、併ジャミソン先生の診察ニテハ何等故障ナク、糖も蛋白も痕跡無之由ニ付、御安神可被下候、何分本年ハ近来稀ナル不順季ニ付、幾分ハ疲労の俱発シタルモノと存候、旁少々気分引立候迄、一便返答御猶予可被下候様奉願上候、実ハプリスバン行休会中、御返辞相認メ可申予想の処、依然頭腦元氣共ニ勢無之二付、不悪御承認奉願上候

日濠館

売却御相談の電信、去月廿九日到達拝見仕候

地処建物共ニ四拾三萬円、或は今少々高価ニ買人可在之ニ付、売却可然との貴店重役全会一致の由ニ候得共、筆者ヲ以テ見れハ本月一日返電仕候通り、何故ニ左様ニ売却スル事ヲ急カレ候ニ哉、假令平和克復する共、俄ニ暴落可致哉ニハ難考、如何ニ建築不便ナリト雖モ、堅牢ナル点ニ於テ他の建物ニ比し遜色ナク、我等の目的ニハ不便ニテモ、之ヲ買ハントスル方ニハ相当の成竹アルヘク、既ニ貴信九号（日付ナシ）、四方君御来示四十萬円云々ニ対し、爰元天正丸便 838 号ヲ以テ愚見開陳仕置候事ニ御座候、而シテ今回の来電四十三萬円ハ僅ニ三萬円の増加ニ不過、筆者の賛成スル能ハサル処ニ御座候

今仮ニ坪五百円（夫以上の直打アル可シ）と見テ約 295 坪ハ 147,500、之ヲ四十三萬円より差引トキハ建築物ハ恰も 292,500 ニ相当致候、建築當時の元価ハ十四五萬円（些少夫以下ナリシ哉ニモ記憶致候）と存候間、大約二倍ナリ、然レトモ其頃の建築材料之価格ハ今日平均二倍ニハ相成居候様存候、職工賃其他も大ニ騰貴致居候間、買人の評価ハ何等不審ハ無之、五拾萬円と申込候共、敢テ驚かす、何スレハ飛付テ売却セントスル意味不可解也、畢竟、五萬円ニ見積リアルモノガ四十三萬円ニモ成ル事故、此辺売り時との御考ナルヘキも筆者ヲ以テ見レハ尚早と存候、況ンヤ故老爺畢世の希望ヲ以テ建築サレタル紀念物ヲ金ニ困ラヌ今日の商店の資格ニ於テ売急グ事、筆者の忍フ能ハサル処ニ御座候

〔欄外書込〕

何れ買入ハ船成金の一派と存候間、希望者ハ此上五萬や拾萬円ハ何共思ヒ不居筈と存候  
 又今日は株式会社ニ相成、株主としては以前の如き権能ハ無之候得共、第一ニ住吉未亡人の得心承諾ヲ得る事肝要と存候、法律上左様ナ義務ハ在之間敷候得共、人情として先人の形見ニ付丁重の礼儀ハ守ラサル可ラスと存候

要之、筆者一概ニ紀念物ニ未鍊アリ、愚痴的ニ売惜ニ候ニハ無御座候得共、売ラヌ考ニテ落付  
 き居候ハ、無尠共五十萬円ハ慥と存候、近來諸会社大商店ハ旧居留地方面ニ移転するの流行  
 と相成居候得共、又營業ニ由リテハ旧來の海岸通の方有利の事も可在之存候、委細は天正丸便  
 ニテ申上候、鄙見御參酌被成下度候

七上半季決算

W Top の為メ守田当局者今夕メルボルンへ出張為致候ニ付、詳細説明ハ次便ニ相成候得共、不  
 取敢、各決算表一括郵呈仕候、御披見被遊被下度候、則本月十八日打電申上候通り

純益 £11,925.0.11、是は従來操越ニ相成居候馬匹勘定 237,12.2 ヲ此際振替申候、而  
 シテ保險割戻シ 336.15.8 は、如前例、正金銀行為替ヲ以テ送金の事ニ取計申候

輸出部は手数料撤廢の關係上、何等明記難致、僅ニザンボアンガ行麦粉の口仙若干と羊毛評価



役の給料及輸出手数料二九〇六£余ヲ計上セシニ過ぎず、而して輸入部の Gross 利益壹萬六千九百余£と相成候事、近来の好成績と存候、且ツ例ニ由リ貸倒レナキハ御同慶可被下候、ストツク表割合金高二相成候得共、過半ハ約定品ニ在之、且ツ運賃其他跡高二付、残品ニ対しあまり直引ハ致不居候得共、多分当局者予想之通り、近き将来ニ於テ無喰込有利ニ形付く事と相信し申候

先日前田重役御来濠の節、御同意を得置候ガントン店員へ付与すへき持株五百£ハ今回決算の際、雑費より保存致置候間、御含置可被下候、而して本人へは既ニ其頃喜バセ置候事故、来年三月七年度決算の砌ニ右持株ニ対する配当金交付の事、予メ御承認願上候

## 平和風

既ニ五年目ニ相成候大陸の戦乱も米国軍参加已来大分逆潮と相成、殊ニ八月已来、順々独軍の背進継続、且ツ捕虜約四十萬を越へ候事、著敷変化と存候、於茲乎、早きニ先チ自国領分ニ侵入セラレザル内ニ米国大統領ニ依リテ平和風を呼起し候為メ、事実如何よりも対陣各国ハ申ニ不及、中立の各国と雖とも戦争ニ困憊致居候折柄、一般ニ其結果の現実サレ一日も早ク平和克復を希望するハ人情の然ラシムル処ニ候得共、世上の与論ハ元より独乙の言明ニ誠意ナク、「此上多数の兵ヲ損スルヲ恐レ、休戦ヲ口述トシテ兵器軍隊ヲ白耳義・仏国等の占領地より無事ニ

引揚げ、防禦の基礎完全ナル自国国境ニ戦線ヲ短縮し、更ニ世界の大軍ヲ引受ケントスル覚悟」ナルヘシ、而も其間独乙方ニ幾分利益アル条件ナラハ平和修交ヲ収メントスル意思ナルヘク、既ニ最後の勝算ナキハ独乙と雖も覚醒致候得共、今日迄有ラユル不当暴悪の手段ヲ尽シ、今ニ至り得手勝手ニ口を拭ハントスルモ、聯合側も其手ニ乘らす、ズン々々平押ニ進軍致居候塩梅、早晚独乙閉口可致も、サスガニ多年修鍊の陸軍国ニシテ尚余裕ヲ存シテ、無条件降服ハ出来申間敷存候、ウイルヘルム二世の隠居、皇孫祚立が事実トナラハ、是ハホーヘンゾーレン家の勝利ナリと存候、然レトモ新聞報の如く社会党ニ勢力増加致し来候ハ、第二の露国皇帝と可相成哉も未タ知ル可カラス、実ハ其位根本的ニ社稷ヲ転覆シテ共和国創立ニテモ不致候テハ、聯合側の講和条件ニ服従スル能ハサルヘク被考候、既ニブルガリア国ハ無条件降服致候ニ次キ目下土耳其と協議中、多分近き将来ニ降参可致候、然ラハ其次キハ奥匈ナルヘク、果シテ此同盟国迄降参撤兵と相成候暁、如何ニ頑固暴悪ナル独国陸軍派と雖とも、無止閉口可致順序と存候、要スルニ独乙外交は陸軍派の齒牙ニ不過、敢テ国民一般の誠意ヲ代表スル者ニ無之候間、英京ロイド保険会社の賭事は此辺の消息ヲ漏スモノと解釈スルヲ穩当と存候、果シテ然ラハ、明年三月頃迄ハ到底平和の曙光ヲ認メ難ク、愚按ヲ以て見レハ十二・一・二月の嚴冬中対陣継続の機会ヲ経過せは、其間ニ諸種準備ヲ補充シ、更ニ々々戦争継続、来年中位ハ平和克復六ツケ敷哉ニ被考候、宜哉英米ニ於テも各市況ニ著明ナル影響無之塩梅、席末ナル殖民地濠州の如キ何等の波動無之ハ素より其処と存候

然るニ過日来、一再此平和風ニ付きセンシチブなる御警電ニ接し、店員一同へも其趣旨伝達致候、何れも御同感ニ御座候間、諸事注意不可怠候、併此方ハ前記の如き形勢ニ付、輸出品市場ニ何等の影響ナキノミナス、輸出品の得意先杯ニも殆ント樂觀家無之、平和克復は尚前途遠の与論ニ付、約定品の取消杯申出候向キ無之由当局者申居候、且ツ平和克復致候共、船腹の余融ハ中々急速回復致間敷、仮ニ産地の相場一時下落スル共、運賃ハ暫時寧ロ一ケ年位ハ大ナル下落在之間敷候ニ付、需用地の相場ニ著大ナル変化ハ無之哉ニ被考候（時局向キ際物ハ予想以外也）、加之、昨年来の仕入ハ一般「Hand to Mouth」的ニ相成居候間、約定品ニシテ見本ニ不違時日ニ到着すれハ、無暗ニ苦情ヲ付けて破談ヲ計画スル如き玉葱屋流の取引先ハ無御座候間、此点は御安神之上、約定期限ヲ遅滞せぬ様、更ニ御奮勵積出方御尽力奉希望候

反之、貴地方ニテハ株式市場・米・三品等の取引所旺盛ニ付、金儲ニ手段ヲ選ハサル猛悪ナル投機者流の構造的平和風の為メ一般市場ヲ惑乱波動致候事と存候得共、我等の商売ハ可成是等の影響ヲ蒙ラサル様御進退奉祈上候、但し棉糸の如きも現物ノミの取引ナラハ左程著敷変化ハ無之筈ニ候得共、悲哉、定期先物市場の為メニ日々多大の御心勞ヲ煩シ候事と深く諒察罷在候、旁冗長の警電と御批難ヲ蒙り候哉も難計候得共、手紙ニテハ延引ニ付、御返辭の考ニテ当方の愚案一電申上候事ニ御座候、不悪御了解可被下候

以下十月念四日認

支店独立登記不  
成立

其節併電仕候通り、兼て請願中の濠州独立会社設立の事、愈想像の如く「外国資本の会社登記ニ付テハ首相ヒユース氏英国より帰濠迄確答シ難シ」と頗る無便返辭ニ接し一同失望仕候、実ハ清水惣領事ニ倚頼シテ公式交渉開始の事ニ付、相沢正金氏ニ内談仕候処、同氏も此方考の如く、公然表向キニ謝絶サレタル以上ハ跡より再願の手蔓ヲ失フ事と可相成、且ツ清水氏ハ御承知の人物ニ付、押切テ抗議ヲ申込ム的の勇氣無之、或ハ藪蛇ニ相成候哉も難計と存シ、一時耐忍の事ニ致候条、不悪御免可被下候、前田君は昨年南阿ニテ此事御心付被成候趣御来示ナルモ、此方ハ敢テ格別の必要ナカリシト又何時ニテも可能ノ事と存し、荏苒手後れと相成候段、赧顔之至ニ御座候

貴方株式配当数登記の御都合も可在之哉ニ存候間、乍遺憾、一電御案内申上候仕合ニ御座候尚マカロン氏ニ於て何か新規ナル手段ヲ以て再願研窮中ニ御座候得共、中々難件と存候旁、所得税の如きは成行ニ任す外無之と断念仕居候

古立重役退任

二付、社員宛告別挨拶状九月十四日付拝見、感慨無量ニ候、支店各員回覧仕候、何卒閑地ニ付き御希望の通り十二分の御療養行届き、近き将来ニ於テ健康如旧御回復被遊候様遙ニ祈上候同君愈退職ニ際し慰労金及紀念品贈呈の件、入江・四方・藤井各重役へも御内談之上、前田君より平神丸・広永丸便ニテ御来意被下候廉々、逸々御同賛仕候、貴方惣会の御準備も可在之哉ニ存シ候間、右の件、不取敢、昨日電信ヲ以テ同意の事御報申上置候間、何卒御協議之上、宜布御倚頼奉申上候

古谷君絶縁

前田君御来示及南阿出張員宛通信写ニ由リ承知仕候、古谷君よりハ別段の通信ハ無之候得共、先日取引分離正式挨拶として貴重役を招待し、晚餐ヲ供セラレ候砌の合作ニ追記して、多年の交誼ヲ謝す旨の一通到達披見仕候

種々想到致候古谷君の心事を忖度するニ難からず候得共、要するニ先方より切出し候事ハ全くへK商店の便益と存候ノミナラス、将来の發展ニ於ても独立独歩、マッカソン氏の舞台も拡大し、貴店御尽力の功果も顯著と可相成御同慶申上候、反之、古谷君は多年の Good Will を森村組一派ニ売渡し、不遠現生(ナマ)ヲ掌握して閑散ニ余命を送るの引込思案ニ無之哉、果シテ然ラハ、既ニ御来示在之候通り、多年南阿ニ苦闘シタルミカド店員の氣の毒の地位ニ陥リ不申哉と乍他事同情致候

小池店員

NZ巡回ヲ了シ、一昨廿二日帰店致候、兼テハ日光丸ニテ帰朝の予定ニ御座候処、定期変更の為メ同船ハ年内神戸着無覚束、貴店ハ太多忙ニテ無人の折柄ニ付、丹後丸出帆延期ヲ幸ニ同船ニテ出發歸任為致候事ニ協定仕候、却て御便利と奉存候、不取敢、今夕の御案電可申上候

先ハ右迄、草々

北村生

号外信

大正7年12月5日

神隆丸便

シドニー支店守田治平→前田卯之助

拝啓

愈々御健詳慶賀の至りに奉存候

当地の今初夏は比較的冷しく凌ぎ易からんも此頃に至り急に暑氣加はり、九十、九十四五度を往来する日も少からず、一方、羊毛評貨は一層手数を要し候様の有様にて北村支店長などは早朝七時半頃よりして午後の二時、時には三時頃にも相成候ため、続々として来る貴状の御受けに御辛勞被遊候へとも、何分未だ充分御執筆の機を得られず、失礼の段御賢察願上候

前田幸一

病氣の爲め予定出発延期と相成候趣、承知致し居候折柄、貴店の御繁忙状況は歴然たる物あり、

大正七（一九一八）年

二二五

一方、当地輸入部は平和風の吹き初めしより急に寂寞と相成り候事は電信往復の殆ど中止状態と相成候よりしても、貴方の御想像難からざる可き議と存候、依て同人は此際当地転勤を無期延期と致し、貴店の執務に従事致させ候方、商店の為に目下の急務なる可くと認め候に、本月二日電報申上候条、御同意被下候儀と存候

〔北村寅之助による欄外書込〕

永々執筆を怠り詢ニ申訳無之、心中不穩ニ候得共、疲労の為メ遂ニ今便も御不沙汰之段、平ニ御海容可被下候、十二日又ブリスバン行ニ候得共、年内ニハ是非一信啓上可仕候、決算ハ惣テ御同意仕候、昨夕如命發電致候、余は後より可申上候、多罪ニ候



第八四一号信 大正7年12月27日 北野丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信十四号九月三十日付、十一月十一日着

十五号十月十二日付、十一月十五日着

十六号〃 十五日〃、〃 廿五日着

十七号〃 20、28〃、十二月十日着、北の丸ニテ延着

付賞与金分配案

十八号十一月八日付、十二月二日着

付 10、29 決算書類処分案説明等

十九号十一月十二日付、十二月十日着

十一月十四日付紀念会ニ付追伸

大正七（一九一八）年

二十号十一月十六日付、十二月十六日着

廿一号十一月廿日付、 同

〃 廿一日付追伸、 同

外ニ株式会社兼松商店株式名簿（十一月十一日着）

前田君私信二通、藤井君私信式通、外ニ赤新聞切抜、四方・入江君各一通、妹尾・山本両店員より各一通辱拝見仕候

重ネテ御断

前田重役入念達筆ニ御通信被下候ニ対し、此方近来執筆頗る難渋ニて前月日光丸便ニも小池店員の口伝ニ倚頼之通信を怠り候段、多罪謝辞ニ苦み居候、此処平ニ御海容被成下度訳ニ御断申上候、何分評価の労働ニ追ハレ午後ハ疲労の為メ執筆の勇氣沮喪、左り迎一日休メハ診断書呈出の必要在之、無止通信を怠り申訳無御座候、但し近来の如く通信来着輻輳致候テハ、熟読スルサへ慥ニ一仕事ニ御座候、況ンヤ輸出通信一読の要も在之候、本月十九日ブリスバンより帰店、来年一月六日迄評価中止ニ候得共、僅ニ二週間ニ付、殆ント慰勞の時間も無之、到底篤と意の通する迄御返辞申上度候得共、不可能ニ御座候、尤も大体ニ於て前田重役の御来示ニ対してハ御同感ニ候間、敢テ不賛成と申程の事件ハ無御座候、兎ニ角、通信遷延の段、幾重ニも御免可被下候

純益高ハ逸早く十月晦日着電ニテ ¥519,500 ナル旨拝承仕候

決算説明 10/29 付及所分案、10/30 付及付属書類一順拝見仕候

井村貸金ニ付、懇々御謝辞却て恐縮ニ存候、永年の得意ニシテ何等歟の原因ニテ不如意の折柄火災ニ罹り候由氣の毒ニ存候、恰も夫ニ対し前々仮勘定ニ相成居候大坂稲葉氏旧債入金ヲ以テ差引操越と相成候趣承知仕候、而シテ来季ニ於テハ切落しの御考の由、是も同意ニ御座候  
疏安勘定ニ於て、未売品の損金トシテ一萬円ヲ手扣ヘ利益ニ計上セラレタルハ僅ニ壹千余円云々と在之候得共、今期ニ於テ貴方ニ於て売捌済のモノ、此方目の子勘定と予期シタルニテハ壹萬九千円以上の利益ニ相成居候筈ニ付、係員ヲ使テ調査為致候処、恰も貴方売揚高と一致致候、殊ニ少々の出目ニテ更ニ増収の筈ナルニ僅ニ壹萬一千余円トハ何歟勘定違ハ無之歟、御再査被下度候、為念此方元直と貴方売直との対照表同封致候、御一覽被下度候

内地売買中、疏安定期ニ手ヲ出し三千余円ヲ計上シ、尚後期ニハ更ニ五千円斗も収入在之趣、如命詢ニ結構ニ候得共、其事タル哉、我等の初耳ニシテ甚感服セサル処ニ御座候、御来示ニ付大沢店員ニ聞合候処、同人ハ間接ニ聞ヒテハ居ルモ相談ニハ乗ラスと申居候

藤井君帰朝後ハ如此投機的取引廢止相成居候由、至極御同感ニ御座候、然ルニ濠州品未着未売品の損金保護之目的ヲ以テ ㄱ290 (三百噸) と ㄱ260 ヲ安直ト見テ定期品御買入の由、頗る不本意の事ニ存候、其後又下落致し、結局、双方共損勘定と相成候ハ、壹萬圓の見込金にては不足の由、如何左様ニ可相成苦々敷次第ニ御座候

〔日本側重役による欄外書込〕

普通ノ場合乗替ヘハ同時ニハ行ヒ難シ

日室の製品ハ右左の紙取引ニ便宜ニ付、御決行の事と存候得共、若し疏安の濠州政府調節直段が ㄱ18 ニ内地ニ売却シテ、ガス会社ハ尚利益ナル勘定ニ想及サレタランニハ、無尠共式百円以上の品ハ買氣ノ出サル筈ニ候、畢竟、買テ置ケハ必ず儲カルトの誤信ニ基由スル失策ニ候、左様ニ右の損ヲ左ニ埋合セガ出来ル様ナラハ、商売ハ楽ナモノニ御座候、夫レ然リ豈夫レ然ラシ哉ニ候、藤井重役の買好キの氣風ニ付テハ兼て懇篤ニ警戒忠告致置タル事ナルニ、矢張、此習慣の再演ハ遺憾千萬ニ存候、濠州品ヲ薄利ニテ売抜キ得サリシハ時の成行ニ付、何等の失策ニハ無之候、之ヲ救ハントシテ投機的ニ買入タルハ大々の不都合と奉存候、幸ニシテ相場回復今日の予想ハ杞憂トナリタリトスルモ、何等可祝の辞ハ無之候

〔日本側重役による欄外書込〕

投機的ニアラズ

G項次季ニ操越サレタル負担概算三十萬円中弍十七萬円ハ諸種の税金ナル由、今更ナカラ驚入候、濠州も近年非常ニ重税と相成、いつ迄継続負担セシメラル、モノニ哉難計、大ニ苦悶致居候得共、我等ハ日本ニ於テ更ニ二重の納税（英国人も同様ナレ共）義務ヲ担ハサルヲ得サルハ頗ル迷惑の次第、是も全く独乙人の無謀ナル戦争ニ基因スル事と憎惡の念難禁候

南阿羊毛直接の利益及仲買口仙割戻莫大ニ上り候事、感謝の次第ニ御座候、今季の羊毛取引も甚タ不整ニシテ、且ツ濠州第二次分割問題の未定ト相俟ッテ注文獲得御困難と存候得共、出張員の努力と共に今一回の大成効ヲ祈居候

し項御説明ヲ以テ操越負担三十萬円を差引き、尚未収既収の形ニ於て弍拾萬円の利益ヲ後期ニ操越サレタル勘定ニ相成候趣、御同慶申上候

今季純益金の処分案も御予定之通協賛可仕候、奨励会寄付金も目下拾萬円の借金在之候故ニ八萬円弱の実行同意致候得共、別項記載の如ク今後ハ今少々漸進主義ニ致度候

配当金一両年来15%の処、株式会社ハ10%ニ止メラレ候趣旨賛成仕候

賞与金モ中庸ヲ採リテ八萬円と成シ、而シテ従前重役五割半、店員以下四割半の処、今回より上下ニ転動之件、十月廿四日付貴方重役御決定済のモノ、結構ニ御座候  
重役賞与金三萬六千円分割御委任の件承知仕候、左之如く決定致度候

北村	¥ 7,000
古立	¥ 7,000
前田	¥ 7,000
入江	¥ 6,000
四方	¥ 4,000
藤井	¥ 5,000

四方重役御氣の毒ニ候得共、入江君ハ前季ニ於テ賞与没収と相成居候間、一寸色付ケ致置候、不悪御承認被成下度候

当店在勤店員ニ対スル割宛ハ可成原案賛成の愚按ニ候得共、貴方五百九十円の過剰金在之候間、

其半額ヲ此方へ申受ケ度、臨暗御送付の第二語“Account Agreed add 300”と打電仕置候間、行違ヒ山本・小池店員分ヲ除キ壹萬千七百円御振替被下候様期待仕候、而シテ如左変更

大西 　　¥ 3300

大沢 　　¥ 2500

関善 　　¥ 600

其他ハ原案通りニ御座候、関善八生ハ病氣欠勤の折柄ナリシ事、御来示之通りニ候得共、近来余程進捗相見へ候間、宣布御参同奉願上候

前記電信ハ御予定之如く小生ブリスバン出張前、本月四日発信仕置候間、惣会其他の御用意ニハ手違ナカリシヲ信し居候

前後致候得共、一兩年来、年末ニ本俸三ヶ月分支給致候処、組織変更ニ付自然消滅の事、此方各支店員ニ申渡し、同時ニ前記半季分賞与金額ヲ各自別個ニ申聞へ候、何れも御礼申上候、而シテ其処分ハ本人より貴會計部へ御倚頼申出可ク存候

日濠館

売却案ニ対し決答延引ニ付、種々御迷惑相掛ケ恐縮ニ存候、此方決シテ貴案を握潰す考ニハ無

大正七（一九一八）年

二三三

之、委細ハ小池店員帰朝ニ際し懇々理由の存スル処説明仕置候、不悪御宥免可被下候、最初四十三萬円と小切りニせず、五十萬円ナラハと貴方御内決の如く來電セシナラハ、或ハ早速確答致し得タ歟共存候、要するニ見切売ニシテモ正味五十萬円の手取りの直打ハ可在之ニ付、是非右直段迄御尽力被下度候

居留地所有の地面が今日坪千円の相場ナラハ、又新築予算の暴騰等より比較スレハ六十萬円と申スモ不審ハ無之候、只紀念会事業の速進ヲ希望スル為メニ売急の必要アル所以と拝察致候得共、何卒、腰弱ニ安売セヌ様御願申上候

(因記) 夫ニしても昨年居留地所有地面ヲ勧誘ニ応し売放サ、リシハ商店の為メ幸福と存候、四方重役も其考慮の足ラサリシヲ今ニ於て覚醒セラレ候事と存候

## 紀念会

寄付実行ニ付、種々御配慮被下奉多謝候、實は山川氏へ考案ヲ依頼シテ其案否決ニ付、同君の感情如何を大ニ氣遣ひ、過日打電の注文ニも付加致候次第ナルガ、近着貴信廿一号にて同君へ適當の御挨拶可被下の由御來示ニ接し大ニ安心仕候、幸ニ同君も新案ニ賛成致呉られ様祈居候

既着の成行ハ省略して去月十四日付北の丸追伸御來示敬承、水島校長との御協議の結果、我等



も賛成ニ御座候、而シテ第四項の前田君熟慮の存スル処、殊ニ株式会社利益金の中一定額ヲ公益事業ニ寄与する新案ハ世間ニ対しても好事例ヲ示す点、如何ニも好き思付きと賛成仕候得共、素と々々世間の迷惑を購ふ主義ニも無之、我等ハ藤井君意見の如く寄付事業ハ神戸高商への建築供呈ヲ以テ一段落と致度存候、而して前田案ヲ尊重スル趣旨ハ早きを希サル事ナレ共、他年未亡人逝去の後、従前同君ニ供呈セシ定款規定の報酬ヲ学校へ寄付する事と相成候ハ、遺言の趣旨ヲ継続スル上ニ於て、後進店員等の紀念ニも可相成ハ前田重役御来示之通りニ御座候

右の主意ニ於て基金不充分と看做サレ候補案トシテ、五十萬円の寄付ヲ六十萬円ニ増加相成候様致度候、即本月十一日發電致候如く、其金の出処ハ日濠館売上金の多寡ニ由リ候得共、可成此金高より四十萬円ヲ徴収し紀念会寄付金式十萬円を加へ度精神ニ御座候、殊ニ寄付金の為メニ定款の変更ニハ及間敷存候

萬一、不足の場合ニハ商店の Claim 十五萬円との御来示を又御来意の如く居留地々面の利益ニ転嫁して、此 Claim を減額シテ可然と存候、所得税登記料等の關係上、余剰金アラハ一時奨励会へ寄付の形ニ致置候事ハ御同意ニ御座候得共、無限奨励会へ寄付の事ハ不賛成ニ御座候、既ニ五十萬円ニも相成居候テ明年決算の際分割実行致候共、先達前田重役来濠の際、御相談致候如く約其半額ヲ実施し、残高ハ其俣保管の愚見ニ候間、其上過分の寄付ハ不用と存候

尚愚意不尽处在之候得共、後便閑ヲ得て補筆可致候

住吉未亡人

日濠館売却の件、紀念会寄付の件ニ就ても其都度老人へ御報告被下居候由、御煩勞奉多謝候、惣て同意被致候趣安堵仕候〔後略〕

新築工事

種々御督励被下候結果、昨今ハ既ニ新 office へ御移転行届候義ニ奉大賀候

倉庫改築御企図之处、基礎の不完全と予算著敷超過の為メ来年四五月頃迄御見送の趣、如何ニも御尤ニ御座候

番人の宿所兼準店員等の収容所として新築建物の外部ニ二階建一棟御設計の由、至極の名案と存候、自然火の用心ニも相成可申候

当時心付申サ、リシモ、御近送の図面ニ由リ何故ニ現ニ建築中の処へ仮倉庫ヲ建テ、北側本通

りの処ヲ空処ニシテ置カサリシ歟ヲ遺憾ニ存候、丁度新事ム所ハ倉と倉との裏通りと相成候勘定ニテ、新築振の引立タサルヘキヲ残念ニ存候、何も跡カラ跡カラの改良ニ付、不得止とも可申歟

NYK Wool Rebate

ニ付、種々御尽力奉謝候、丁度先日の Top & No.1の輸出意外ニ多数と相成候為メ五萬俵の辻ニ超過致候間、此処ハ御便宜ナリシ哉と存候、御成効を祈上候

南阿羊毛口仙割  
戻シ

昨年前田重役御出張中、御取極被下候 Forred & Baker 買次口仙の割戻合計 56750 の巨額ニ上り候由、如何ニも一寸思ひ及サリシ金高二御座候、用意周到ナリシ賜と奉存候

南阿南米出張員  
手当

ニ付、十四号より御懇示被下候点御尤も奉存候、方針賛成ニ御座候間、可然御実行奉願上候、殊ニ出張員ニ対し費用計算報告御催促の事、御趣旨同感ニ御座候

濠州在勤手宛変更

御来意御尤ニ御座候、但し近来日本物価暴騰の為メ恰も逆比例ニ相成候次第ニ候、従前ハ日本在任者ニ割合好ク、薄給の濠州在勤者ハ頗ル割合悪カリシヲ辛抱シ突キタル事ニ候得共、所謂時世の変化ニ伴フ現象ナルヘク、特ニ貴地重役全一致の御決議トシテ御送付の改正案賛成仕候、追テ在任者一同へ移喋可仕候、敢テ不服アルヘキ性質のモノニハ無キ筈ニ御座候

店員以下の給料  
改正案

十一月十一日付貴地重役御同賛の明年四月初より実行案拝承仕候、当方異議無之候

席順ニ付テ御記入の中、林店員ヲ守田店員の上ニ変更スル事、御実施可然候、妹尾君ハ気の毒ニ付其俣ニ据置き、林店員ハ恰も東京支店長心得ニ付、此際進席為致候事ハ同人の奨励ニも可相成と存候

山本・国包両店員当分従前の俣変動ナキヲ希望致候（但し前田君より国包生への私信の趣旨ハ能ク承知致居候得共）、一概二月給額ニ由ラサルモ可然歟、高浜店員ニ対しての批評御尤ニ御座候得共、店内ニ此位の老人ハ商用已外或場合ニハ必要の者と存候、若ヒ者計ニテもダメと相信申候

風間店員の事ハ此方何等申上の材料無之、只ダ文字の下手ナ事ニハ驚居候

今村・溝渕・沢辺の三名ハ御来示通りニテ可然存候、此三名も来年ハ無論店員ニ採用スヘキ者

## 經費

と存候処、見習より店員ニ昇任スル原口・石津・岡崎等ハ定テ其技倆も優秀ナル事と存候得共、是等ニ比較セハ今沢溝の三名ハ甚不利の地位ニアル様被考候、同じ給料又ハ多少低位ニテも年功の者ヲ上席ニ置ク事ハ日本固有の謙讓と存候、一概ニ給料ニノミ根拠スルハあまり卑近ニアラス哉と存候、御一考願上候

吉江正の件ハ御来示賛成ニ候、其他ハ省略致候

倉庫係員増給実行の事も御来示御尤ニ存候

御来示之通り、物価の暴騰ニツレ給料の増加ハ詢ニ無止成行ニ御座候処、近来著敷人員の増加ハ一層毎年の經費膨大ヲ意味シ、商取引の盛大ナル間ハ格別の苦痛も無之候得共、大戦の平和克復後ハ諸種の影響ニテ一時頗ル閑散ニ堪ヘサル場合も可在之、従テ經費の膨大ハ商店の苦痛ヲ感セシムルニ至ル哉も未タ知る可からず、常ニ各員の人心緊縮、濫費の節約ハ真以テ御尤もの高見と存候

但し申迄モ無之、人心動揺の際、諸相場ハ如何の変化ヲ来スヘキ哉、常識ヲ以テ判断難致ニ付、アマリ熱心ニ錢儲ヲセントスルハ却テ損害ヲ招ク憂在之候間、如此場合ハ寧口

経費ヲ節約し、萬一喰込ニテモ経費ダケナラハ予算額迄ト安心シテ、確實ナル取引ノ  
ミ、従事スル様致度存候、甚消極ナカラ愚見申添候

千住入札

メリノ廿萬封度の入札ニ対し、南阿割安品大坂モリスンと御協商の結果ナルヘク、キワ時処ニ  
テ三井ニ打勝ち落札致候由、Top & No.1の敵打トシテ詢ニ氣持能ク相感し申候、御同慶之至  
ニ御座候

第一回分割羊毛

一ヶ年半も東京支店尽力の上、着荷後の多大ナル手数ヲ要シ候品ニ対し、1 $\frac{1}{2}$ %の口仙を安  
キモノと思ハサルノミナラス、川西氏の如きハ更ニ減率杯申出候由、詢ニ人情知らずの没常識  
漢と歎息致候

人事

第十四号信御通知、古立重役退任ニ関シ種々御手数被下候段奉謝候、紀念贈呈品の義も賛成ニ  
御座候、寄付金の回章当支店員分記入、先日返送仕置候間、御入手被下候筈ニ奉存候

古立君自身ニ退任披露旁挨拶の為メ御上京被下候趣、御苦勞ニ奉存候

山本店員・小池店員無事帰任之由奉賀候

結核性感冒流行ニテ日本各地も大分蔓延の趣、新聞紙ニ相見へ、折角御案事申居候処、店員各部ニテ格別の患者ナカリシ由奉賀候〔後略〕

予テ来任の筈ナリシ前田幸一生も、感染之為メ出發延引の由承知仕候ト同時ニ平和克復ニ近ツキ候結果、輸入部ハ既ニ閑散ヲ感し、貴輸出部迎も当分目醒敷仕事も無覺束被考旁、同人ハ大多忙ナル本店ニ在勤為致候方利益と存候間、過日一電申上置候次第ニ御座候

中井店員無事帰朝奉賀候、同人出張中の書面御転送分二三拝見仕候、如何ニも大分油が乗り来り居、御同慶之至ニ御座候、当店係員ニも転読為致、大ニ奨励の一針ニ致居候

片桐店員、此出張員の書面写も南阿より到達毎ニ披見致候、此人も責任ヲ持タセタ功能在之、大ニ活動の模様相見へ御同慶申上候、但し日本在任中、今少々研窮不足ナリシニ哉、渋皮の成効ヲ追ッテ高直ナル牛皮ヲ見込買送り、又フェルモンガーニ不經驗ナル日本へ軍用宛ナラサル

羊皮ヲ買送リタリ致候事、未タ商取引上の常識不足と存候、其内広戸店員も順着致候間、アマリ進ミ過キル様ナ事ハ在之間敷と存候

岡部正君来着後、程無ク新カレドニアへ出張の由ニテ、今以テ面会不致候

井島重保君、愈三井退店致候由、成効ヲ祈候

平野丸の遭難ハ御来示之通り惨事の極ニ御座候、前田君ハ特ニ昨年乗船サレ記憶ニ新タナル馴染ナルハ一層其感ヲ強カラシメ可申候、温厚篤実のフレーザ船長も氣の毒千萬、正金銀行員家族等其他遭難者ハ寔ニ不運の事、同情ニ不堪候

富森店員、病氣ニテ東京支店多用御困りの由、同情申上候、速ニ恢復致候様祈上候

倉庫係監督者必要の趣、御尤ニ存候、候補者の適當ニシテ成効ヲ祈候

店員増加の計画

ニ付テ御来示承知仕候、一時学校卒業生の取り勝ナリシ為メ適當の人物頗る払底、各商業家共



準店見習

ニ迷惑致候経験ニ鑑ミ、程度克ク能キ人物のアル時ニ補充の事ハ最も必要と存候、恰も平和風の急変ニテ、来年春の各卒業者ハ六ヶ月前ニ比シ大ニ需用減少可致哉ニモ被考候、折角撰抜ニ御勝利ナラン事ヲ祈上候、給料手当等ニ付19より御来示御尤もニ可存候、成行ニ御一任申上候  
廃止の理由承知仕候、可然御実施被下度候

乗船規定

ニ付、十九号信御来示承知仕候、是亦御同意仕候

倚頼

小生健康ニ関シ廿一号追伸ヲ以テ御見舞ヲ辱シ奉感謝候、如命敢テ老境ニ入りタル感シハ無之、藤井君御送付赤新聞切抜の如キハ我等格別感心致さす、心掛けハ肝要ニ候得共、矢張バンカラを主張致度存候、幸ニ御放慮奉仰候

先ハ本年の擱筆と致候、一陽来復、日出度新年を迎ラレ候様祈上候、恰も明年ハ当支店開設已来満三十年ニ相成候間、元日ニハ知友ヲ招キ挙杯、商店の満歳を祝スル手筈ニ致居候、本店ニ

テも御祝可被下候

此書面写ハ東京支店へハ無論郵送不致候

右

北村寅之助

〔以下は守田店員の執筆による〕

シドニー洋人給料

大正八年一月より一部増給、左の通りと相成候、其他は異動無之候

Frank Woods	£ 2. 15. 0	5/- 増
Bert Read	2. 15. 0	〃
F. Watts	2. 10. 0	〃
L. Hill	2. 10. 0	〃
W. Fooks	2. 10. 0	〃
J. Bourke	4. 5. 0	〃

日本人年末支給金

Miss McGregor	2. 10. 0	10/-	増
Las (Boy)	1. 10. 0	〃	
Horace (〃)	1. 10. 0	〃	
McGregor Jur	1. 0. 0	2/6	

無之事と相成候へトモ、該相当額を矢張前年の通り支給したる物として、当支店負担と致し置き、従て当方雜費支出に加へ置候事、然る可くと存候に付、今回北村支店長外十一名（則ち山本・小池両店員の分をも含み）¥3,693 = £403.18.5 貴方よりの借勘定として伝票を以て御振替申上置候間、可然御帳合為し置き被下度御願申上候、此方法に於て萬一貴方の御都合悪し候様なれば、至急御申越に預り度候、当方は単に所得税輕減の意味に外ならず候

(守田記)

〔北村寅之助による追記〕

当方ニテ仮勘定ニ入レ置候テハ、所得税の調査上不都合ニ付、雜費トシテ付出シ置候間、貴地ニ於てシドニー支店手数料の項ヘデモ御付加ヘ置被下度候



大正8年

シドニー来状



第八四二号信 大正8年1月14/16日 海王丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

新年の御慶千里同風目出度奉大賀候、殊ニ昨臘十五日ニハ日濠館より伊藤町新築事ム所へ御移  
転相成、商店も広々として奉祝被遊候哉ニ奉存候、而して住吉隠居初メ重役及店員各御家族ニ  
至るまで御機嫌克御超歳被遊候御事と御同慶申上候

当支店ニ於ても如既報開設滿三十年ニ相成候間、賑々敷祝杯を挙げ萬歳を唱し候、別段招待状  
杯ハ不差出候得共、毎年の賀例ニも在之、人ヨリ人ニ伝へ、本年ハ約百人斗の来客ニテ午前十  
時より午後三時日出度納会致候

貴信

去十一月廿七日付22前記、同十二月七日付22信本月三日着、同十二月十二日付23号同十四日付

大正八（一九一九）年

三三九

追記本月十日着、辱拝見仕候

上毛モスリン会社

株券買集、会社乗取の策士出現の由、併松尾氏の位置ニハ変化無之御見込の由、然ラハ安心ニ御座候得共、多年苦勞ヲ重ネ被居候正真の同君ニ付、何卒、会社發達と共に同君も多少の慰安ヲ得ラレ候様乍蔭祈居候

当輸入部品類別

の件、御来示奉謝候、係員ニ於ても行違上伸仕候通其辺ニ心付き、追て区分細別の方針ニ可為致候間、御安心可被下候、尤も御来示之通り、戦争の影響ニテ意外の品物や金高の劇変在之候間、遂ニ不行届ニ相成候得共、尚精々注意方係員へ申達可仕候、尚御心付の件ハ每次御忠告被下度候、出来ル事ハ速ニ改良可仕候

Top & Noils

Hughes + Whid 製品買約上の失敗ニ付、再三の御攻撃、只管恐縮ニ存候、逸々分疏可仕筈ニ御座候得共、既ニ守田生より詳細得貴意居候間、粗御了解被成下様奉希望候

ノイルを三井ニ専領サレ候事ハ全く直段ニ莫大の相違アリシ故ニ如何共致方無之候得共、



Hughes Top の俄然の閉口ハ全クペテンと称サレル共、遁辞無之候、我等ハ飽迄も中央委員長ナルモノヲ紳士トシテ信用致居タル為メ如此御迷惑相掛け、何共申訳無之候、而もウイドンノ品当時無条件ニテ85片以下ニテハ協商六ツケ敷ナリシ哉ニ存候、寧ろ此取引成立ノ為メニ Hughes の品ヲ見切ルノ決断ヲ早カラシメタルヤニ跡ニテ心付き候事ニ御座候、其以前、他国へ販売スル杯恐喝致居たる手前ニ対して、セメテ二週間と三週間の後と折レ来リ候事ナラハ貴方御得意への申訳も相立テ候得共、何分ニも中三日ニテハ全く何と評サレ候共、弁解致し難く候、併先方の立場よりすれハ百万封度近クの貯蔵品は毎週の利息も莫大ニ在之、時日延引ヲ耐へ兼候テの処分と存候、而して当時貴方より Protest 入電前、W氏ヲ以テメルボルンへ歎願的分疏ヲ為サシメ、是非 Hughes の直段ニ均霑の事交渉致候得共、Wの品ハ特別ニシテ既ニ日本の得意も満足の筈ナルニ君等の交渉ハ其意ヲ得ず、強テ不服ナラハ全部取消スベシ云々、其間明瞭ニハ記載不致候得共、跡々の交渉ニ付テハへKノ計ニハプレフレンスを与フル能ハスと申様の意味アリ々と相見へ候為メ例の直段ニ不抱、喰込主義の三井・増田屋杯の無法者の為メ将来日本の得意が「より以上」ニ割高の品ヲ買入サル可カラサルニ至ルモ未タ知ル可カラス、へKノとしても、多年養成シ来リタル此一手の品ヲ感情の為メニ他ニ開放サレ候事ハ飽迄残念ニ在之候

〔欄外書込〕

大正八（一九一九）年

此Wの品、手合未成立ナリシナランニハ Hughes の品も見切ル之時日延引シタル哉も難計、併W製品取極メ方、再三の御催促ニ付、最善の配神ヲ以テ決定シタル義ナリシナリ加之、其前ニ87片ニテモ無条件不苦との入電ハ中央委員ニ於テ檢閲済の事ニモ在之、モスリン相場ニ比しても敢テ損トナル直段ニも無之、畢竟 Hughes 分が安直故ニWモ同率ニせよとの御請求ハ感情より申セハ無理ならぬも、理屈としてハ一旦承諾シタルモノヲ変替スル事と相成、甚男ラシクナキ話と可相成候、其後十五萬封度ハ得意不承諾ニ付、是非取消シすべしと再三の御請電ナリシモ、如前記、既ニ此方ニテハ交渉の結果、泣寝入の姿ニ相成居、今更又約定の一部取消と申事ハ全然申出難く、貴方の事情ハ充分洞察仕候得共、中央委員長のペテン主義ナリ迎、此方は夫ニ応スル手段ハ甚不得策と存候間、飽迄契約ヲ重シタル義ニ御座候、此辺の消息ハ、ウイドン氏ニ於テ諒解致居候間、他日屹度入合セの時機可在之哉ニ相信申候、貴方は飽迄も正義の掛合と御主張ニ候得共、素々無条件ニテ買約仕候品故、其内若干取消と申事ハ約定不履行ニ不外、 $\langle K \rangle$ 今日迄の信用ニも係り候義故、貴方の御請求ヲ無視シタル形にて甚不都合とハ存候得共、重テ萬一の場合ハ自家の損勘トシテも御辛抱被下度返電仕候事ニ御座候、此電信ハ勿論中央委員長も閲覽致居候事と存候間、御来示の如く他日の入合せ杯の誠意ハナキモノと我等も御同感ニ御座候得共、而も多少の感しハアリシナラント奉存候、当方ニ於て Best ヲ尽したる事ニ付、萬障御看過不惡御有免可被下候

〔欄外書込〕

貴方ハ御承諾サレタルニハアラサリシモ、Hughes サヘ安直売放サリシナラハ大満足ナリシナリ

Hughes 本年二月末迄の製産品ニ対してハ貴方各得意御協商之上、当方 offer せぬ事ニ御決定被下候事ハ頗ル時機ニ適し、多少ハ応懲の功能可在之哉と相信し申候、而も中央委員長ニ於て今以テアセラス、サワガス我慢辛抱致居候処、中々の見物と存候、カナダへ百万封度売約の由伝承仕候得共、未タ實際輸出シタルヲ聞カス、或はペテン的の悪い掛引歟も不知候

何ニ致せ、貴方の協約サヘ堅固ニシテ違反者ナキニ於テハ屹度勝利と存候、要ハ御来意の国利主義ニ付、何卒、横鎗者ナキヲ切望致候、既ニ平和風も吹靡き、運漕船ハ追々便利ニ相成候事、別紙切抜の如く二十三萬噸余の汽船ハ二月三月の間ニ入港の筈ニ候得共、是等ハ第一ニ小麦・麦粉杯の重要食糧ヲ積送サル可カラスシテ、Top 杯ニハ急ニお鉢の廻らぬハ見易の道理と存候間、いつ迄も高処ニ止り居候事或ハ不可能と存候、御来示之通り日本買ハサレハ他国へ売却云々の恐喝的高唱ハ此方逆も迂活ニ信シ居不申候得共、相手ハお役人ニ付、致方無御座候

Hughes No.1's ニ付テモ、三井との御妥協ハ詢ニ好都合ニ御座候、初メ馬鹿高直の入電アリシ

ヲ取消し、 $\langle K \rangle$ も三井も殆ント同直ニ Limit 変更の事、Hughes は素より中央委員ニ於ても貴方握手の事ハ合点致候事と存候旁、目下睨合ニシテ何等の口切不致候、然ルニ過日打電之通り高島屋は Duboe の手ヲ経テヒュースへ直段聞合せ來候趣ナレ共、今日迄ハ何等取り合ヒ不申由、守田店員探聞致候、想フニ Top 同様不遠日本側ヨリ痺ヲ切ラシ相当の指直と共に offer シ來ルモノとウント耐忍致居候処と存候、何卒其手ニ乗らず、飽迄も貴方より切出ナキヲ希望致候、呉レ々々も抜掛け的の邪魔者の入ラサルヲ希望候、但し御承知之通り近來新入者多く、一寸屈指スルモ増田屋・茂木商店・明治貿易・野沢組・岩井商店等色氣滿々の連中各出張員も在之候間、油断相成不申候

却説、曩日納の口御困難ナリシ  $\approx$  Top 十五萬封度も、其後平和風ニ不係、モスリン市況順調ニテ都合克嫁入済の事ナルヘク御同慶申上候、加之、本年三月末迄の製産見積四十萬封度無條件ニテ八十二片迄御奮發可被下の由、旧臘來電早速 W 氏へ移喋致候、年内成立ナラハ八十四片迄御任セ被下候得共、是ハ無論先方へ不申出、何分年末休日続きの折柄ニ付、右左ニ協商不行届、W より一再電信交渉之上、漸く本月四日無条件 82 片承諾致候間、定て御満足被成下哉ニ奉存候

但し調談割合容易ニ成立致候事、全く Hughes Top 全然 No offer ナリシ賜と存候、何卒、又あまり近き將來ニ於て Hughes の 4 が八十片已下杯ニまけ來ラサル様祈望致候、マサカと存候

得共、役人の事故、何共付度の限りニ無之候

右ニ引続き № No.15 三十五片御指直被下奉謝候、早速ニ交渉致候処、メルボルンより三十七片以下不売との返事ニ付、一応貴方へ照電可致存候処、Wニ於テ若し折合三十六片迄取計ナラハ更ニレコンメンディングするとの事故、此際僅ニ一片の事ニモ在之、Hughes 睨合の折柄ニ付、寧ロ早く取極候方（メルボルンの氣の替ヲヌ前ニ）便益と存候間、右執計再 offer 仕候処、Wの進メヲ承諾スル云々の返電ナリシ由、何れも電信ハ守田店員実見致来候間、其他ニ掛引ナキヲ信し申候、何卒、御満足被成下候様祈居候、但し本品も折角此方約定後、近き将来ニ於テHughes の品割安ニ閉口シ来ラサル様祈居候、此口ノミナラハ、貴方ハ十分ニ御値売出来候筈と奉存候

### 毛織界好調

平和来の為メ相場屋ハ一般ニ大騒キ致居候趣、此方不関焉ニ候、而シテ実物ノミの取引ナル毛類原料の底意堅固ナルト棉織物・絹物類の相場下落ナキ影響ニ哉、毛織物類ハ頗る順調ニテ日本毛織・東京毛織ヲ初メ各モスリン会社も前年ニ劣ラサル配当出来候趣、詢ニ好音ニ御座候、兎ニ角当世の商売ニ付、尚発達の余地アル事と存候、幸ニ南阿新毛の御注文輻輳致候様祈上候

オリイン

キッチン商店対一手販売約束上、無止御無理申上候処、早速御同意被下奉謝候、先方も貯蔵の場所ニ困難の折柄、日本へハ内地製競争ニテ取引不出来ヲ口術として、結局 ㊦45 ニテ代金ハ積出前一ヶ月先払として約束仕候、然ルニ積出シヲ可成延期スル考ニテ利息モ多少ヲ要し、又グリスリン会社との前約の手前、或は同社へ御引渡被遊候哉も難計と存候間、当時 ㊦48 と打電致置候、其後、藤本某氏の辞任ヤラ何歟ニテ右御解約交渉中の御通信も在之、多分ハ独立御売捌行届可申哉ニ想像致候間、元インボイスハ其俣北の丸ニテ郵送申上候次第ニ御座候、何卒六ヶ月予告の項目無事有利ニ解決相成候様祈上候、残り壹百噸三月輸出為致度、御前生尽力罷在候

脂肪

欧州への船腹出来次第、相場ハ騰貴すへく兼テ期待致居たる処ニ御座候得共、如此大急激ニ(日露戦争も同様、大戦争ハいつも兎糞的ニ止ムモノト被考候)、休戦否独乙敗軍可致とハ考ヘサリシ処ニ御座候、而も今日は事実ニ於テ第一着ニ各製肉会社の貯蔵品ニ割宛居、現ニサンダウンの品、積入居候事目撃致候、タウンズビル・プリズバンニても徐々輸出の準備致居候由、就中昨年 ㊦45 ニテ一旦マントより買入候ダットソンの牛脂式百噸ハ貴方御承諾無之故、無止小便致候処、マント老人其俣辛抱致居候処、目下 ㊦50 迄買入在之候得共不売放、London へ

送レハ 570 ニナルと申居候、いつ迄も相場上ラサリシナラハ、一旦かい約シタ手前、多少の利子位ハ加勢シテ遣らねハならぬ歟と存シ居候処、急ニ好順と相成候為メ、マント老人大天狗ニ御座候

却説、普通の混脂輸出の船腹ハ未タ不充分ニシテ忽チ買進ム程の根底ハナキ事ニ候得共、例のオレアドン、ギアリン、偕はターナー杯の思惑筋セリ市ニ出袞張り候為メ、売方ハ益高直ヲ主張シ、殆ント纏リ品の offer 皆無ニ御座候、如此急邊昇騰前、丹後丸の宛荷たけでもかい入置度御照会申上候事ナリシモ、546 Ton 以上御承知無之趣ニ付、遂ニ長蛇ヲ逸シ候事、残念ニ候得共、成行致方無御座候、初メヨリギリスン会社の御為メヲ斟酌シテ種々尽力仕候事ナリシモ、いつも御採用無之、既送品中の或モノニ対スル船待利子及電信料杯も不払の由、イヤナ相手と存候、要スルニ本年三月一杯ニ予定数量ヲ輸出スルモノトスレハ成行買入の外手段無之、唯今の処 550 迄の覚悟必要と存候間、今夜ニも発電御伺可申上考ニ御座候、無論出来ルダケ安直かい入可申候

〔欄外書込〕

本信認メ後今朝別紙貼付の如キ新聞在之、一層底意と相成可申、本日のセリ市ハ、高直 51/- 高の 547/10/0 一達ニ申候

疏安

先達乗替宛先物御買入分三百噸は其後若干の利益ニテ御転売之由、御同慶申上候  
濠州より来着三百噸は未処分之由、何卒、都合克有利ニ仕舞相付候様祈上候

此方入札品等、無照会買入無用の事、態々御念電恐縮ニ存候、今日の如き場合、決テ見込買杯  
不致候間、幸ニ御安神可被下候

児玉社員の配当

金処分の事、御来示全然賛成ニ御座候、今日迄商店ニ保管の事ハ遺言執行当時の習慣が訳もナ  
ク今日ニ因襲シタルモノニ候、而シテ入用の金子ハ無介意店へ請求の事ハ未亡人も本人も承知  
の筈ナレ共、無意味ニ気兼シタニ不過、今後ハ御来示之通り御実施被下候ハ、本人も満足と  
存候

日濠館処分と紀  
念事業

二付、縷々御来示敬誦致候、此方決答遷延之為メ日濠館売却の好機ヲ逸サレタルモ難計、此段  
陳謝致候、委曲筆者の意見小池店員へ伝言致置候通ニ御座候、何卒、不急不廻好個の買人出現



致候様祈居候、申迄も無之、平和克復と雖とも建築材料・工賃・地処等ハ急激の下落ハ在之間  
敷確信仕候間、宜布御尽力奉願上候

記念事業ニ六十萬円の称一寸工合悪敷由、御尤ニ存候、幸ニシテ研窮所の建築費弐十萬円ニテ  
充分ナランニハ如命後日追加トシテ十萬円奉納可然歟、而も新聞紙上勝田氏の東京青山学院の  
講堂ハ三十萬円ヲ要し候趣、神戸高商ニ於テモ将来生徒ハ愈益増加可仕勢ヒと存候間、此際規  
模ヲ拡張し三十萬円迄奮發シテ大形ニ建築相成候テハ如何ニ御座候哉？

如命寄付の事実ハ故店長の年忌ニ発表するとしても、一時ニ納金の必要無之段便宜ニ御座候、  
殊ニ平和来ニ財界一寸沈静の折柄の我等の小会社の公共事業トシテハ、慥ニ世人の注意ヲ惹起  
スル事と奉存候、故人も満足致呉られ候様相信し申候

### 紀念会醸金不振

茲兩三年来、商店の事業好調ニシテ賞与金配当金杯重畳致し、店員一般ニ預金も増加仕候ニ不  
抱、第一ニ寄付すへき紀念会の献金、却て不振ナルハ甚不似合云々の御来示、御尤ニ御座候、  
併又御来意之通り、紀念会の事タル故人恩顧の人々の進ンテ加入スヘキ事ニ候得共、新敷店員  
ニハ僅々お附合の格ニ過サルハ当然の成行と存候、苟も我商店ニ従事スル者ハ故人の謙徳ヲ追  
想スル心掛ハ大必要ニシテ、之レハ単ニ紀念会ノミナラス、日本固有の道徳心トシテ發展セシ

ムル能ハサル迄も、是非此趣旨はいつ々々迄も継続\*遵奉セシメ度希望ニ御座候、而も曾テ秀才養成ニ関する近時の弊風ニ付、御来示相成候様ニ殆ント絶対的ニ社会主義の如き考ヲ保持致し居候様ニては、我等の婆心ハ不備半文銭ニして人の世話する者が馬鹿ヲ見ル次第と存候、素より慈善事業ニ報酬アルヘキ筈無御座候得共、世話シタル人の期待の有無ハ兎ニ角、世話ニ成リタル者ハ何歟の形式ニ於て、報恩の意思ヲ忘却ス可カラサル筈ニ御座候事、茲ニ考ヘ及サルハ我国教育方針の錯誤ニシテ、無暗ニ独乙流の詰込主義、所謂教育普及ニ重キヲ措キ、其内容の詮考ヲ怠リタルニ由ル義と存候

今ニシテ徳育修養、寧口旧弊ニテも国粹保存トシテ一時科学の進歩ニ防害アルトモ（方法ニ由リ無関係ニテ可能の筈ナリ）、寧口再ヒ儒教の伝播ヲ大呼致候、問題が少々脱線致候得共、要するニ紀念会の如きも一時の事ナラハ奮発も容易ニ候得共、毎年引續きての慣習ニ付、人気の墜落致方無之哉ニ存候、敢テ強ユヘキの事ニ無之候間、有志の浄財ニ埃チ、可成は明年七年忌寄付事業発表と同時に一段落ニ致候事、穩当と存候、如何？

〔※欄外書込〕

無尠共、我商店の店はトシテ

今便別紙之通り当支店諸店員寄付額列記仕候、筆者ハ昨年之如く同率金弍千円寄付仕度候間、

御振替置被下度候、而シテ大沢・御前兩人は本人より直接貴方へ御通知可申上候筈ニ御座候

羊毛紡績株式引受

森川滝村一派の知人の組織とナル新会社設立ニ付、我商店へ交渉在之、店議ニ付せられ候得共、全会一致を得ず、僅ニ古立・藤井 300 宛、前田・北村 200 宛、メ千株個人として御引受相成候由承知仕候、御配慮奉多謝候、結果の如何ニ不抱、今日迄の交際上、夫位の事ハ不得止存候南為太郎氏方久々御往訪被成下候趣、前田重役御注意奉謝候、其後一家の整理も相付き、多少の私産を得ラレタル外、南為商店の経過良好ニテ徳二郎氏日々出勤御勉強之由、御同慶申上候、何卒益御発展被遊候様祈上候、此方大ニ御不沙汰仕居候、其中閑を得て御伺可申上候

前田重役、先頃御東上の砌、横浜正金本店の重役ニ対し株式会社第一期決算報告を兼ネ御挨拶被成下候趣、是亦御注意奉謝候

其節記念会寄付案ニ付、山川氏へ種々御再説御弁明被成下候由奉謝候、如命同氏の頭も英国流ニ中々頑固ニ付、急ニ変化ハ在之間敷、而も同氏の提案ナリ迎固執ニ不及との謙辞も在之候間、

人事

他日貿易研窮所案決定の事、御説明被下候得は庶幾くハ賛同致し呉られ候筈と奉存候

昨年中、茂木惣兵衛商店へ入社せし加藤元千住所長拘引事件驚入候、併事実法律ニ触レタリトスレハ如何共致方在之間敷、評言の限ニアラス候

併同氏等閩聯の満蒙毛織会社ハ如命徐々進行の事と奉存候、お歴々揃ヒニ付、将来發達可致哉ニ存候得共、兎角政府の保護ヲ目宛ニスル会社ハ筆者ハ嫌ヒニ御座候

高橋泰二郎氏も千住辭職の趣、如仰我商店の誠意を諒解せる人のなくなるハ甚不利益と存候、此人ハ例の手島某の屑毛会社ニ援勢スル歟、或は井島博士同様、茂木商店へ入社スル哉も不知と存候

前田幸一、此方出張無期延期の事ハ行違ニ申上候得共、恰も今回御来示之通り、平和風と同時ニ此方輸入部事務緩漫ニ可相成予想と貴店無人ニテ御差支の場合、暫時其方へ御利用被成候方可然との愚按ニ御座候、帰還解隊の青年も不尠候得共、出征中戦争已外ニハ不規律の生活ニ馴レ居候間、中々役ニ立ツ人物の売物ハ無之候、支店より出征セシ二人の帰還兵ハ前田君昨年御来遊の時同様神妙ニ致居候得共、何分羊毛 *Shi pping House* の仕事ノミニ付、頓と目ニ立チ不申候

兎二角、輸出入共ニ多用と申時節ニ無之候間、外人杯新規雇入の必要無之候

右の次第二付、前田生ニハ氣の毒ニ候得共、他日ヲ待合す様重テ御訓諭奉願上候

井島君の三井ヲ出テ茂木へ入社之事、腑甲斐なき事と存候、御来示同感ニ御座候

郵船の黒川君ハ社長隨行、欧州へ出張の由ニ付、其前ニ羊毛割戻の談判御尽力の趣、中々の御骨折奉恐察候、是非成効ヲ祈上候

過日死去の廣告アリシ瓦会社技師 Fouque 氏は此方及ニニューカレドニア屢往復致候ロバート・フック氏の兄と存候

御来示之通り、新聞紙ニテ初メテ承知致候ブリスバン名誉領事 James Forstyth 氏は、バンスフルプの重役ニシテ昨年死去セシ当地のアダムホーサイスの弟ニ候、清水氏より推選シタル事歟と存候

兵庫鈴鹿支店も昨年老主人御出張、日夜無間斷御勉強ニテ店務の規律回復、硫酸其他ニテ莫大の御収益、益御發展の由御同慶申上候、前月久方振御書面接到、其内ニも硫酸杯の乱高下ニ乗

し火事泥的平和餅を拾ひ居云々の大気焰ニ御座候、御来示之通り我等の鈍□ニては到底へS  
源水式の曲芸ハ出来不申、全く御当人の熱心なる嗜好ニテ初メテ実行シ得へキモノニて、決シ  
テ他人ニ真似の出来ル芸当ニハ無之候、益御繁昌ヲ祈上候、其内直接御返辞可仕候得共、御面  
会の節ハ御宜布御伝言願上候

「店員の病氣回復復職、店員家族の病氣、兼松馨氏の朝鮮不動産業の蹉跌について翻刻省略」

カメルフィールド  
商会

メルボルの新取引先の苦情ハ御来示之通り厄介ナ事ニ候、余計なお世話をして呉レタ Buyer  
氏は未タ帰濠不致ニ付、小言の向ヶ先無之、Hume 老人ヲ以て充分解決ニ尽力為致居候「後略」

大正八年一月七日認メ初ム

南阿出張員

宛通信写、有益ニ披見仕候

兼て去月晦日限登録延期相成候ニも不係、廿萬俵の予定額ニ不達、遂ニ英国政府へ買上げの協  
商は不調と相成候様、当地新聞報ニ相見へ申候、例の国民派政党员等は独乙の敗戦ニも不抱、

矢張、南阿独立杯主張致居候折柄ニ付、農牧家連も彼等の巧言ニ眩惑サレ、国家的觀念ナク自個の利益ヲノミ考へ居候事と存候、而も買方希望者中、英人仏人偕は伊太利杯より競争相起り候ハ、単ニ日米ノミの占領ニハ相成間敷、既ニ相場も其影響ニて存外底意強固ニ相成居候趣、世の中ハ兎角不如意多しと存候、出張員の骨折洞察致候

〔欄外書込〕

本状認メ後、広戸店員より此事來電在之候

一方ニハ英國よりの第二分割問題も役所の干涉ニテ東支尽力ニ不係、意思の疎通ヲ欠キ、いつ二なれハ如何ナル品物ヲ幾何ニテ供給ヲ得ルニ哉不明ニ付、此方大体の基算起タサレハ、各工場ニ於テ南阿原料の注文出し渋り候事無理カラヌ次第ニシテ、注文集獲上、層一層余計ニ御骨折ヲ要スル事、是亦御察申上候

幸ニ御予定の通り、今季惣計三萬俵ニハ相達し候様潜ニ祈居候

〔欄外書込〕

羊皮買送りは片桐店員の見込の如く存居候處、其後の通信ニ由り東京支店の注文ナリシヲ承知致候、御成効ヲ祈り候

NYK特別割戻之件ニ就ても種々御尽力の程奉感謝候、御成効を祈上候

結核性感冒も其後大ニ下火と相成候趣、我商店出張員三名の健康ナルハ御同慶之至ニ御座候

因記、昨年常陸丸ニテ古谷商店へ出張せし大藤某ハ、多分捕虜トナリテ独乙ニ抑留セラレ居候事と存候、休戦条約と共に無事解放帰国致候様祈居候

為替延期請求、  
付南阿輸出の方針

流行病ニテ死者夥敷、一般の人氣沮喪致候処へ、俄ニ平和風吹靡き一層悪影響の波及ニテ、昨年四五月已来、異常の勢ヲ以て濫登されたる諸種の注成品、十一月中旬の休戦調停と共に俄然其反動を蒙り、頻りに注文取消の申越在之、本店ニ於ても一方御配慮の模様、通信写ニ由り拝見、乍蔭御案事申居候、マカソン氏の手を経ず直接電信致来候由、随分乱暴と存候、併是はM氏の容易ニ受付ケサル結果と存候、前田君樂觀説の如く、幸ニ最後の交渉成効シテ大ナル損害ハナキニセヨ、M氏ニ於ても決て面目アル話ニハ無之、苦心慘胆と同情致候、特ニ約定当時其任ニアラサリシ国包出張員の此難局ニ処するの技倆如何ハ、御来示の通り、得易カラサルの機会ニシテ好個の試金石なるは申迄も無御座候得共、同人ニシテ果シテ確固たる決心ヲ以テ切抜ケ可申哉、頗る同情致候、畢竟、同人平常の不心得の為メニ天ハ如此困難の場合へ同人を派



遣したる事と存候間、是非御注意御鞭撻の趣旨ヲ咀嚼して必死勉強、一々最善の仕舞相付け候様、我等も遙ニ祈居候

而して僅々（敢テ僅々と言ふ）是位の事ニテヘコタレ候様ニては同人の価値も夫迄ニ候、小生昨年中、既往の不都合ヲ責メ是非名譽回復可致候様注告状差出し置候処、前周返辞到達、大ニ決心勉強可致候様申参り、聊安心致候様のもの、同人の決心なるものが果シテ發揮可致哉、如何案事ラレタ者ニ御座候、何卒奏効を祈上候

夫ニ比して中井店員ハ仕合な男と存候、初メテ海外ニ出張し、稀有ニ人氣旺盛なる機会ニ遭遇し、トシ々々拍子ニ大取引の成立と共に本人の氣乗も一層ニシテ惣て面白ク商売鞅掌、本人も愉快ニ本店ニも好感を与へたる事ニ候得共、筆者ヲ以テ見レハ、実ハ此人ヲシテ此反動の始末ヲサセ度存候事也、滞在期限其他の事情ニテ不可能ナリシ次第ニ候得共、若し可能の場合ナリシナラハ、此人ハ一層好運の人ナリシ哉と存候、何トナラハ一挙ニシテ商売の善悪表裏の呼吸ヲ感得シ、貴論の所謂「守成の難きハ創業の難きよりも難し」との格言ヲ覚悟スルノ機会ヲ得タレハナリ

併本店在勤と雖も、其得意先の人格如何、經濟資質如何等ハ記憶ニ新たなるべく候間、本店の為メニM氏も保護し、目下在任者の困難なる位置をも回顧して、一層事務取扱上ニ注意鍊磨の効ヲ積ミ候様御訓戒奉願上候

却説、兼て打合之通り參着払取組の爲替ヲ九十日ニ延期の事ヲ本店へ照電の由、是は甚方角違と存候、幸ニ前田重役該当の御所置ヲ以テ元地銀行へ交渉方御返電被下、スタンダード銀行ニテも考慮中の趣、寔ニ其処と奉存候、へKの信用ヲ背景ト爲シテ成立致候事ナルヘキ歟ナレ共、元來信用状マカソン氏の請求ニ応し、スタンダード銀行の發行シタルモノニ付、期日延期の如きは無論元地ニテ相談スヘキモノと存候、若し其権限ヲ越テ神戸へKより延期の承認ヲ申込ムカ如キコトアラハ、信用状の責任はへKニ轉嫁サレルモノと相成、萬一不渡りの節ハへKの迷惑と可相成候間、飽迄も Stand 銀行とM氏の間ニテ妥協セシムル事肝要と存候、而シテ必要ニ応し、間接ニM氏ヲ保護スルハ又別問題と解釈致候、其後、国包店員ニ於テもM氏ニ協力シテ順序成立致候様祈居候

南米注文の如く筋立チタル商品ニ異り、南阿は黒人宛混雜商品ニ付、販売地ニ於て一蹶跌ヲ來シタルトキハ、其始末の困難ナルヘキハ詢ニ不得止義ニ御座候、貿易品の性質異リ居候間、一旦着手の上ハ之ヲヤラサレハ金高毛纏ラサルノ故ニ騎虎の勢ヒ何でもゴサレの取引と相成候義と存候得共、廿年前ニハ当支店ニ於テも經驗致候事ニテ、結局、下ラヌ雜貨は絶対中止の方針ニ致候次第ニ御座候、今日は時勢も変化致居候得共、若し再ヒ惣テの雜貨ヲ取扱候事ナリシナランニハ、濠州方面ニ於ても一九一五年已來相當の利益ヲ挙ケ得タルナラント存候、当時大西

係員等より一再提議在之候得共、小売屋又は資本薄弱ナル輸入屋との取引は自然苦情多く、貸倒ナシトスルモ勢ヒ stock 堆積の弊ニ陥リ可申、而シテ今日の如く俄然平和風ニ遭遇致候暁、折角今日迄取得シタル利益ヲ吐出ス如キ場合ナキヲ保シ難シトシテ、一時人の花赤しとのみ割愛看過致候次第ニ御座候、加之、従来取扱経験ヲ積ミ居候筋立チタル品ニても、何分内地製造家の準備不行届の為メ引渡し大延引杯、兎角、取扱品の範圍ヲ狭小ニシテスラ尚且ツ如此、況ンヤ南阿向輸出ニ付テハM氏の活動ニ応スヘク、本店当局の御苦神、奮ニ仕入上ノミナラス、船腹約束ニ附テも不尠御努力の程遙ニ恐察致居候処ニ御座候

マツカン氏は熱の人ニ付、好景氣ニ乗スレハ活動旺盛ナルモ、其反動ニ遭ヘハ俄ニ意氣消沈可致哉の国包行通信拝見仕候得共、マサカ左様ニ屈託スル男ニハ在之間敷様祈居候、猶太人種ハ中々熱心と共に根氣も宜敷、殊ニ昨年来へKの特別庇護ヲ受ケ、ミカド商会と反対の位置ニ立チテ奔走シテル手前ニ対しても、此難局ヲ手奇麗ニ始末致さず候ては男前ヲ下ケル事幾段ニ候、愚按ニても恰も前田君の鑑察同様、三四ヶ月の猶予ヲ(無論利息ハ先方持ナルベシ)与ヘ候ハ、大体の解決ハ相付き可申哉ニ奉存候、又タ左様アラン事、乍蔭祈居候

只此際、乍遅蒔M氏へ忠告致度ハ丁子ニ乗ツテ無暗ニ手を広げ経費の重ム事ニ候、昨年春已来、不可当繁盛ニ付、我等の容喙ヲ許サ、リシ処ニ候得共、御承知之通り筆者ハ漸進主義ヲ有利と

考へ居候、即盛ナル時ニ花々敷大利益ヲ得サル替リニ反動の不景況ニ陥リタルトキモ別段大ナル損害ヲ蒙ラヌ方針ニ候、旁中井店員の通信中、各方面へ agent や出張人ヲ派遣する事著敷活動振ハ「サル」事ナカラ、其経費と差引の結果如何ハ当時より潜ニ杞憂致居たる処ニ御座候、今日と雖も敢テ失墜シタルニ無之候間、猥リニ杞憂論ヲ振舞す訳ハ無之候得共、今後ハ可成一定の見本相当ニ供給安全ナル品物ノミ御取扱の方針ニ御改良被遊候テハ如何、惣テ萬事元方の供給ニ批難ナケレハ何等憂フル処無之候得共、前田重役御来示之通り、苦情ヲ付ントスレハ付ケ得ル弱点アル日本品ニ付、御一考願上候

濠州の日本貿易、南阿対日本貿易ニ付テの統計御来示、今更の如く大急進ニ驚入候、而シテ我商店取扱高の比較的僅少なる、特ニ当支店輸入部の如き詢ニ緞顔之至ニ御座候、而も如前掲取扱品物の範圍ヲ狭メ、本店仕入上の混雑ヲ防クと同時に此方ニテ苦情百出貸倒レ等のナキヲ遠慮致候為メ自然消極的ニ相成候段、筆者大ニ責任のアル処ニ御座候条、不悪御宥恕可被下候、之ニ引替へ開業日浅き南阿南米の發展著明ナルモノアリシハ御同慶至極ニ奉存候、但し近来日本商人の一般ニ直輸出入業ニ従事スル者著敷進歩發達致候間、先輩タリ迎到底我商店の名義ノミニテハ自然の發揮ハ無覺束、各自当局者の不撓の尽力ニ俟タサル可カラサルハ勿論ニ御座候得共、充分ニ元方の基礎ト配置ヲ慥メ、而シテ後陣容堂々需用地ニ活動致度奉存候

兼ては本年三月頃ニはマカソン氏、日本巡回の御予定と伝承致居候処、平和条約進行中、南阿の景況沮喪致候今日ハ寧口同君の不在ヲ許す間敷、先々約定品到着の都度、夫々始末相付け候必要可在之、自然日本出張ハ暫時中止の事と存候、按するニ同君が日本ニ出張シテ盛ニ活動致居候折柄、俄然、平和風吹キ起り候と仮定セハ或は一層手違ヲ生シタル哉も難計、此処、同君の出発ニ先立ち平和来(尤もインフルエンザ流行の大打撃モアリタルナレ共)と相成候事、双方の僥倖と奉存候、恰も此好寸暇ヲ利用し、中井・小池新手の二君帰店と同時に供給地の陣容整理ニ御尽力被成下候ハ、需用地の人氣の落付くト共ニ将来の取引上非常ニ好調と相成可申候且ツ南阿南米等の客人来朝候共、巡視案内(迷惑ナレ共商売冥利)等も大ニ都合克相成可申候

因記、申迄も無御座候得共、非常の大多忙ニ付、萬事手廻り兼、インボイスの間違ハ申ニ不及、甚敷は皆無インボイス同送ナキモノ在之、荷受方の迷惑不一方候、是等はいつ迄も同じ事を繰返すへきニ無之、是非係員の勉強と會計部員の補助とヲ以テ至急革新相成候様、御鞭撻被成下度奉希望候

乍序申上候、往昔原支配人全盛時代、屢金融閉塞、\$400/\$700の為替取組ニも銀行保証困難の折柄、一時の救済方法として精米燐寸の如き、其他三十日六十日延払ニてかい入出来候雜貨類ニ至る迄、当方より注文せざる品物を見込輸出し、夫々為替を組ミ其収金ニテ急場を免れた

る事、殆んど常往の金融法なりし際、其荷物の当地着後、米の如きは投売をすれハ格別の勞なきか如しと雖トモ、毎度操返し候ては店の信用ニも係り候のみならず、夫ニては商売ニ無之、是非有利ニ手早く処分セサルヘカラス、又雜貨の如き毎月仮二百箱の入荷ありとすれハ其約半高は先操売行可申も残半高は大概堆積するの常也、況ンヤ 5350 の品ニ 2650 の為替付なる事、往々ニ在之、此外運賃税金の遣操等も用意セサル可からず、隨て為替期限來るも無事支払ヲ了スル能ハス、不幸の場合ニハ三ヶ月も四ヶ月も停滯して合計式千以上ニも上りし事在之候、元來為替は日本貿易銀行保証香上銀行振出しニて、当地ユニオン銀行ハ単ニ其取立ヲ委任セラレタルモノニ付、萬一、期日不渡りの節は其假該為替証を返送すれハ夫迄のモノナリ、而も之ヲ返送サレテハ跡為替取組不出來ナルノミナラス、へK 信用失墜可致候、於是乎、ユニオン銀行当局者へ懇願シテ期限経過の為替手形ヲ保管、則チ利息ヲ負担シテ延期ヲ承諾セシムルナリ、而シテ是ヲ承諾スルトキハ為替の責任ハユニオン銀行ニ轉嫁スル理由ニ付、中々容易ニ承諾不致、此間筆者の苦心慘胆筆紙ニ難尽、安眠休息ヲ得サリシモノ幾回ナルヲ知らず

一方、輸入為替の仕末ニ如此困難ナル場合ヲ顧す、否、故店長ニ於て敢テ斟酌ナキニハアラサリシモ無い袖は振れず、無止信用状なしニ濠州品の注文あり、品物アルモ代金ナシ、於是乎、又タユニオン銀行ニ泣願シテ融通ヲ得ルノ手段ヲ講セサル可カラス、初メハ其都度少額の取組ヲ承諾セシメシモ夫ニては中々追付かず、遂ニ 5500 の正金ヲ定期預トナシ、之ヲ見替リニ最高尙萬以上 の満額為替ヲ承諾セシメ、急場ヲ凌キタル事ハ実ニ三四ヶ年ノ永キニ及ヒタル

事在之、今日の舞台ヨリ回顧すれハ全く嘘の様な真事ニ御座候、想フニ「窮すれハ達す」の格言之通り、我等の誠意誠心貫徹すれハ又保護者ヲ発見するものと存候、三十三四年恐慌時代の山川氏の如きハ其著明なるものと存候、依之、国包南阿出張員の如きも一概ニ自身ニ難局杯と認識せず、大ニ反抗的勇氣ヲ鼓舞し、M氏ニ協力して必要ニ応し為替の延期等はスタンダード銀行ニ歎訴懇談し、一方ニハ荷受主ニ対し事情ヲ窮メ意見ヲ緩和し円満の解決を得るへし、金融通過ノ途ヲ開カサル可カラス難関と称スト雖トモ、本店ノ信用ハ確固不拔ノ立場ニ在之候間、須く十二分の努力を以て此関門ヲ打破セサル可カラサルト同時ニ、飽迄も責任の転嫁ハ之ヲ忌避セサル可カラス、蓋し売方上手ニテも買方巧者ニテモ、金融の方法ニ熟練ナラサレハ一人前の商人とハ難申と存候、嗚呼、既往ヲ顧レハ今昔の感ニ堪へず、而シテ幾百萬、幾千萬円の仕事ヲ成すニ何等の煩悶ヲ要せざる今日の商店の境遇ニ想到すれハ、寔ニ故店長多年苦闘の恩賜トシテ我等後輩の夢ニも忘却ス可カラサル要点ニシテ、又後進店員等の幸福拳ヲ算フヘカラス、此他諸種の困難窮迫ニ瀕シタル枚挙ニ遑あらず候得共、茲ニハ為替の一端を述べ、御参考の爲メ後日の記録と致度奉存候

一時は千萬成金として有名ナリシ大坂の染料商小西喜代松商店の破綻ニ瀕し居候由、我等何等の理由不明ニ候得共、曾テ山嘉商店と組合タリシ杯より推窮すれハ、矢張賭博の当り屋ナリシ

迄の人と存候、其他錢屋藥屋杯ニ手形の不渡り多数ナル由、当地正金支店へ來電の由伝承致候、ツマリ時勢ニ迂活ナル欲張屋連中が先以テ御免ヲ蒙ル訳ニテ自業自得と申外無之、幸ニ我商店の得意の大丈夫ナランヲ祈上候

右

北村寅之助

〔以下、守田店員による執筆〕

支店在勤外人賞与 昨十二月「クリスマス」時に於て例年の通り支給したる額の ち10 以上如左に御座候

コッス	一〇〇£	1916	以来同額支給
ターナー	五〇£	々	
ガントン	三〇£	々	
フレッド	一五£	々	
バーク	二五£	昨年	ヨリ£5増シ
フランク・ウード	一五£		
バート・リード	一〇£	昨年	七月ヨリ再勤



兼松翁記念会

寄附金半ヶ年分として左の通り寄附致し度、各自よりの希望に有之候間、乍御手数各貴店勘定より御振替被下度御願申上候

レナード・ヒル	一三£
フークス	一〇£
ワッツ	一〇£

大西	五〇〇円
守田	二〇〇円
関	三五円
今村	一五円
溝渕	一五円
澤辺	一五円
中野	一〇円

大沢・御前両氏よりは貴方へ直報可申上由に御座候

(守田記)

大正八(一九一九)年

16/1/19 海王丸便重役状附「守田店員による執筆」

外国会社拒絶ノ件

に關し、当地清水総領事より外務省へ電報したる物が、内地各新聞紙に掲載致され候由承知致し候

是れは当店の問題には無御座、先般筆者が清水総領事と或機会に於て懇談を重ね候時の話に、此頃日本商店にして「メルボルン」へ支店を登記す可く願出候処許されず、領事へ依頼し来りし者あり、依つて当局の意向を照会致候処、目下外国人会社の新登記は全然中止と相成居る為め如何共致方なしとの返答に接したる為め、領事としては近来依然として陸続濠洲し来る連中が是等の点を樂觀せる為め手違ひを生ずるが如きなき様、特に打電致候由承知致候

領事の談振りより綜合するに、日濠貿易も已に戦時勃興時代を去り候にも拘らず、続々新来者の増加するは一面慶す可き事なるに、亦実地論より申さば或は徒らに同胞同業者の地盤を侵害し同志討ちの止むなきに至るなきか、然らば国家的見地よりしても大に慎重に考究す可き事なりとの意見に有之候如く、我等の立場としては頗る同感に候へトモ、殊に領事としては軽々に発表し得可き意見には無之、本件に關する電報を敢てせしは外交問題も含ずには非ずして、暗に軽々敷飛出し来る者を未然に減じ度き意味などの含まれ居りし物かの如く想像致され候、実

新会社登記

に目下日本人会々員丈けにても八十名の多きに達し（人名表不日新調の上、貴覽に可供）、會員以外の者も多少有之、「メルボルン」在留同胞を通算すれば両市にて約百名と可得申盛な物に御座候

其内の一部は目下注文取消、苦情品始末等の消極的仕事に忙しく、或は閑散に苦しみ居る者も不少模様有之、不遠同胞頭数の減少は自然の結果なる可しと存じられ候

も休戦条約成立以来、当局者に於ては幾分手加減を緩め候かの如く、新聞紙に散見致候に付き、是れを機として更めて当局者へ交渉の手順中に有之候へトモ、外国人設計会社に関しては未だ其機の熟し居らざるが如く危まれ候

領事を通して公式に交渉致候時は、殆ど Jintai と成る嫌有之候に付、愈々の時に到達する迄領事の手を経ざる事と致し居候事は、既に御報申上置候如くに有之候へトモ、前記領事よりの談有之候際、当店も同様の立場に在り候事は領事丈けの耳へ入れ置候次第に御座候

NSW 所得税計  
算期変更

聯邦政府は自七月至六月を年度とし、NSW 州は自一月至十二月と相成居候は種々の意味に於て不便多大に付、之が変更方は久敷難問題なりしが、近来漸く解決、NSW 州年度も聯邦政府同様に改正実施の事と相成候、依て昨年度は先づ自一九一八年一月至六月の六ヶ月分と相成候

へば誠に簡単に候へトモ、政府としては年度収入額の均衡を失するのみならず、税率に於て非常に不利益と相成候為め矢張り十二ヶ月分の届出必要と相成候、而して嚴格に一九一八年六月三十日迄の一個年利益を算出せんとせば、自一九一七年七月至一九一八年六月とし、1917後半季に対しては二重払の事と相成候、其代り右の割合にて課税せられたる者は事實に於て1918一月ヨリ十二月マデ課税済と認めらる、由に候、依て仮りに1918十二月に廃業する場合は、1918六月以後の六ヶ月分に対しては所得税支払の義務なきと同時に、自1918七月至1918十二月の六ヶ月間利益額が1917七月ヨリ同年十二月マデ六ヶ月間（則チ二重払期間）の夫れに比し減少の場合は其差に対する割戻しある可しといふ誠にヤ、コシキ事と相成り、当局者に対する諸方面よりの出問続出の有様にして、前記以外の込み入りたる物は一々説明を要すると同時に、当局者は臨機の処置を採り公衆の不便なきに力む可しと申居候

## 〔欄外書込〕

年度ハ自七月至六月ト限ラレタルニ非ズ、最近ノモノナレバ何レノ十二月ニテモ宜シキ事ト相成居候

依て当店は聯邦再近届出同様自1917十月至1918九月の十二ヶ月分を届出る事と致し候、併し当店の立場としては聯邦の場合はNZ以外濠州全体の結果を要し、NSW届出はNSW州内

の損益額を表すと同時に、控除額等に於ても其内容同一ならざるに付、届出額を聯邦に比し大に減少致候

休戦の報伝ありし以来、已に日本にても労働者失業問題の喧しきあり、世界一般同様の打撃を免れざる状態に有之候事は業に各方面よりの情報に依て明らかに候へとも、当地の如きも已に其兆候顕れ、既に帰着したる凱旋義勇兵は其一部分に過ぎざれとも、最早就業難の声高く、数日前は棧橋人夫組合に属する帰朝兵約三百名の一隊、組合主腦者師揮の下に行列してNSW州首相（代理）を訪ひ、棧橋人夫雇入れに当りても Returned Soldiers にして組合に属する者に先取権を与ふる事、而して先般鉄道其他のストライキに当り、政府の厄急を救ひたるために Preference を与ふる事と成り居る所謂義勇労働者なる者には第二の「プレフェレンス」を与ふる事に同意す、此際法文を改正しても、是非国家の為に生命を賭して戦ひたる凱旋兵士に 1st「プレフェレンス」を与へられたしと強硬の態度に出でし模様候

其後、州首相（代理）は閣員會議に於て大体に於て右要求を認め、次の議會に於て現在の法案を改む可き意向なる事を發表致し候

此鉄道「ストライキ」當時の義勇労働者が、依然として Preference を与へられ居り候事は各「ユニオン」には目の上の瘤なれば、是れが排斥ニ苦心慘憺たるは明らかにして、濠州全体の

「ユニオン」を一団として常に同一歩調を取る可く努力致し居候事は、已に御承知と存候、愈々是れが実顕を見るには多大の難関を越へざる可からず候へトモ、徐々進行の途にあり、此際帰国兵を道具として彼等の要求主張貫徹に研究致居候事も事実にして、其裏面には勿論労働党の力大なるあり、今後続々として帰国兵の多きを加へ就業困難なるに於ては、必ずや労働組合及労働党は一大要求を提出す可く、右棧橋人夫以外已に鉦夫間の悶着の起らんとしつゝあり、茲二三ヶ月内に一大ストライキの勃興するなきを得ば濠州の為め大に慶賀す可き物にして、怖らくは是れを未然に防止する事不可能なる可しとは、大分識者間の杞憂する処に御座候、将来の事は勿論予測困難に候へトモ、御含み迄に実況御報申上をき候

(守田記)

第八四三号信 大正8年1月30日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信廿四号本月廿日到達辱拝見仕候、同写も其後第二英丸にて入手仕候

新築移転

惣て御予定之通旧臘十五日伊藤町百十九番屋敷へ御引越済、年内ニ諸事御整理之上、新年より各部御活動自由と可相成奉慶賀候、机の配付図拝見仕候、折角御便利ニ相成候様奉祈上候  
右移転其他変更の登記も惣て御手数数済之由奉謝候

株式会社第一回定 も兼て御来示之通十二月廿二日御開会、各社員列席、内容予定之通り決議通過仕候由、是亦御

大正八（一九一九）年

二七一

賞与金の配付、古立君へ紀念贈呈品等一段落の上、須磨花月楼ニ於て一同忘年会御催の由奉賀居候

## 店員等禮儀の廢類

御來示の如シハ詢ニ痛歎之至ニ奉存候、尤も株式会社ニ相成候已上ハ自他共主従の關係ハ無之、当世流の薄情主義ニ申せは自己の勞働ニ對スル特別報酬ニ付、是ハ自己の勝ち得タルモノニ付別段謝辭の必要なし杯の理屈も可在之歟ナレ共、是等ニ對シテハ議論ハ偕テ置き、店員の働キニ對シテハ月々の俸給ヲ以テ勘定濟の筈ニ御座候、而も重役等の事務取扱其宜敷カリシ結果、予定已上の収益アリ、其分配の有無ハ掛リテ重役の胸中ニアリ、年末賞与金ナキモ正面より不平ヲ鳴スノ權利ナキ者ニ候、然ルニ重役等ハ自己決定の公平ヲ期し、末輩ニ至迄相當の賞与ヲ渡す事ハ全く重役等の心切ニ起因スル事ニ不外候、從て店員等ハ重役等ニ對シ相當の謝辭ヲ述フヘキハ事の順序ナルノミナラス、日本人トシテの禮儀と奉存候

而も前便ニテ申上候通り近來學校ニ於て是等の修身的講義ニ重キヲ措カス、從て長者先輩も青年ニ對シ指導ヲ怠リ居候様存候旁、或は压制等の批評ヲ蒙り候哉も難計候得共、是等はヘKゝ式の作法トシテ前田重役より下僚へ好機會ヲ以テ御伝達被下度候、而シテ尚服從セサル店員ニ



奨励会惣会

ハ次期賞與其他ニ於て罰的手加減実施可致候、夫ニ不服の者ハ解雇スルモ不苦と存候、一時ハ青年の血氣ニテ不平在之哉も難計候得共、後來年輩の加ハリ世態の了解と共に決シテ無理カラ又事ニテ、青年彼自身の利益ナリシヲ覺醒スルノ時可在之奉存候、我等ハ飽迄も我商店ニ従事スルモノハ是非へK〽式型体ニ符合スルノ人ヲ拵へサル可カラスと存候、幸ニ実現スルヲ得ハ自他ノ幸福ノミニアラスと奉存候

合資会社依然存在の結果、株式会社利益処分ニ付、合資会社も惣会決議の要在之、委任状云々の件敬承、種々御手数奉謝候、詢ニ厄介千萬の手續と存候、夫が濟ンテ更ニ奨励会の惣会ヲ開キ、今季株式会社より受取ル配当金及寄付金ヲ以て、創立の際一時借入ニ相成居たる十萬円ヲ返済し、十二月末ニ於ける資産状態報告会の開会云々是も承知仕候、何分宣布奉願上候

今更事新敷申上候迄も無之、夙ニ御了承の義と存候得共、店員等ニ奨励資金ヲ配与スル根本主義ハ、其人の技倆如何よりも商店の為メニ尽瘁する誠意誠心ヲ認識シタル信用ニ重キヲ措クヲ以テ眼目と致候事ニ御座候間、貴方各店員の働き振の外、平常の心掛如何にも十分御注目置被下度敢テ奉希望候、輕薄才子ハへK〽式ニ不合格ナル事、御記臆置可被下候

配当金

Cos 分三萬円ニ対する年一割即千五百円御振替被下奉謝候、実は株式数の自然増加は本年四月ニ発表の事と誤解致居候処、株式会社ハ半季毎の決算ニ付、如何ニも其一期増株増資の當時より実施の事、正理ニ御座候、本人も満悦仕居候、茲ニ筆者より御伝礼申上候

ガントンの分は濠州の会社登記ニ際し、同人加入の事申渡し置候事ナレ共、登記不成立の事ハ本人も承知仕居候ニ付、其俣ニ打過居候旁、之ハ本年四月決算の節、一ヶ年分の配当交付の事仕度存候間、其俣握潰し置候、追て右五千円保管分ヲ貴店へ振替可申ニ付、二期決算前株金之内へ御加算被下、夫ニ対する配当金御下付被下候ハ、光栄ニ奉存候

南米派出交代員

之件御来示御尤もニ奉存候、貴方御操合都合宜敷候得は松平店員出張の事御同意申上候、而して一ト通り任地の事情会得致候上、松木店員帰朝相成候様致度奉存候

輸入部伝票洩レ

予防ニ付、種々御研窮被成下奉謝候、何卒、東京支店と御打合之上、再演無之様奉希望候、而して齋ニ東京支店の分ノミナラス、貴本店ニ於てもインボイス其他の Check 一層正確ニ御注意被下候様係員へ御伝訓被成下度奉願上候

平和風已來、銀行屋連の自家予防の警戒過嚴ニシテ、神戸鈴木商店振出しの廿萬圓の手形割引ニ躊躇致候由マサカと存候得共、御來示の如クンハ事実ナル可シ、天下の奸商として世人の憎惡ヲ一店ニ担キ居候「カネ辰」ニ候得共、三十萬や五十萬の融通ニ云々スル様ナ事ハ在之間數被考候、元來、日本ニテハ金融上不健全の習慣として確實の商店？ニても融通手形の發行ヲ何共思ハぬ事ニ候、素より振出人の不謹慎ニ候得共、平常銀行家が些少の日歩のカスリヲ收得する目的ノ為メニ裏書人等の空印ヲ信用？シテ割引融通致候故、手元不如意の商人ニアリテハ頗ル便利の方法トシテ自然濫發ノ弊ニ陥リ易シ、竜動・紐育如き大市場の風習は我等無經驗ニ候得共、当地如きニアリテハ振出人の信用如何ハ第一の問題ニ候得共、尚延手形の性質則チ何の為メニ發行スルモノナル歟の理由鮮明ナラサレハ、組合銀行ニ於テハ漫リニ割引ヲ与ヘス、若し其手形が Accommodation Bill ナルコトヲ發見スルニ於テハ、其振出人ノ信用失墜適面ニ候、故ニ信用ヲ重視スル各商家ニアリテハ断シテ延手形ノ發行ヲ肯セス候、融通手形ニ由リテ金融の途ヲ開カントスル不信用ノ商店ハ、僅ニ高利貸屋の門ヲ潜ルノ外無御座候、然ルニ日本ニ於テは堂々タル商店ニ於テモ平氣ニ發行シ、銀行屋モ亦タ之ヲ取扱テ特別ノ注意ヲ与ヘスと相見ヘ候、即チ好景氣の時ハ夫ニテ萬々便利ニ候得共、一朝恐慌來の場合ニハ忽チ玉石混合ト成リ、就中、流通資本不如意の商店ハ啻ニ支払停止の窮境と瀕シ候ノミナラス、お互ニ融通の遺操を

実行セシ裏書人等も同時ニ将棋倒レと相成候事、毎度実見する処ニ御座候

あまり堅き事計申居候ても日本ニハ通用不致哉と存候得共、銀行家一般、平素延手形の取扱ニ今少々特別の注意ヲ与ベキハ慥ニ緊急問題と奉存候

日露戦後の経験ニ鑑ミ、あまり多くの泡沫会社の創立ハナカリシ様ニ候得共、既ニ戦争中相当の利益ヲ得たる既設の会社ニテも準備積立金ヲ等閑ニ付シタル向キハ、此際基礎の動揺ヲ免レサルモノ不尠と存候、幸ニ貴店御取引先の大丈夫ナルヲ祈上候

ニ付御来示ニ対し、先般小池店員帰朝ニ際し托言致候段、御聞取被下候由、其後此方よりも詳細ニ愚挨拶陳仕候間、追々御諒解被遊被下候哉と奉存候

日濠館処分と紀  
念会

兼て所望者ナリシ北海道の日下部汽船会社も、平和風と共に一旦 offer ヲ撤回致候由、不得止奉存候、若し筆者の不賛成の為メニ正味五十萬円ニ売却シ能ハサリシトセハ、筆者の不明陳謝致候、併最初先方より直付致来り候当時ナラハ、或は御交渉行届キタルモ難計候得共、四十萬円ニテハ筆者今日と雖トモ不賛成ニ御座候、故ニ仮令売却ト決心シテモ四十萬円相当の御見込の由ニ候得共、筆者ハ五十萬円以下断然不服ニ御座候間、堅く御含置可被下候、今日急ニ

売ラントスレハ四十萬円が値打歟も不知候得共、左様ニナルト筆者ハイヤニ御座候、一時の人氣ハ不得止の勢ニ御座候得共、居留地の地面千円坪相場ナラハ、海岸の地処ハ夫已上ナル共以下の筈ハ無之、仮ニ千円トスルモ、地処ダケニテ廿五萬円の値打ハ在之、之ニ建築材料ノ騰貴工費の騰貴ヲ見積レハ、所望者アラハ五十萬円ハ安キモノと存候、而も所望者の進マサルニ売ラントスレハ、無論値打已下ナラサレハ手合不出来と存候間、断然御見合之上、時節の来ル迄御猶予可被下候

新年の店賃引上げ実行、年六朱乃至七朱の利廻りニハ相成可申御見込の由、御配慮奉多謝候

貿易研窮所建築及寄付行事ハ故店長七年忌二月七日ニ發布の事、水島校長へ既ニ御申込済の事、日濠館不売却ニ不抱、寄付実行の事等貴重役諸君ニ於テ御決議被下候趣御尤も存候、筆者何等異議無之、御進行賛成ニ御座候

而して日濠館売却不調の折柄、五十萬円即時出金は不便不尠ニ付、分割納金の事モ予メ水島校長へ御話込置被下候趣、周到の御配慮奉謝候、是非左様の段取ニ願度候、学校ニ於ても一時ニ現金の入用ハ無之哉ニ存候、前便六十萬円云々ニ付鄙見申上候得共、日濠館処分如何決定致候迄ハ御来示之通り五十萬円ニ止メ、余融相付き次第、更ニ十萬円追加の事御名案と奉存候

## 棉花下落

近来米国より直接入電無之ニ付、産地景況不明ニ候得共、リバプールにては去月来引続き下押、最近本月廿八日入電ハ二月積 *Go* ミッドリング十五片一七と在之、戦時最高より約十片落ニ御座候、按するニ産地も下落致たるへきも英米間運賃の暴落ニ起因する義と存候、米国棉花輸出解禁ニテ直段下落ニ不抱、聯合紡績会社ハ矢張定期相場の足取ニ重キヲ措き、騰貴すれハ高直ヲ放唱し、下落するも原料安ニ拘らず、中々安直ニハ売出し不申哉ニ存候得共、両三年来、輸出大発展の実を挙げたる棉織物類の輸出原料の供給ニ便宜ヲ与へ、日本工業界の頓挫ヲ来ササル様祈望罷在候

## 羊毛

英国の在荷大分豊富と相成候ニ付、愈本年四月上旬ニ於て約八萬俵の出品、セリ市開始の入電在之、一同其結果如何、興味ヲ以て期待致居候

就ては濠州新西蘭ニ於ては明年六月末迄の産毛買約済ニ付、英国政府ハ今更解約ハ致間敷、荷主等も寧口同直ナラハ買約継続ヲ希望致候哉の風聞、加之、濠州の羊毛売方問屋ハ従前ロンドンへ直接輸出サレタル品迄も、惣て此方ニテ評価買上ケの事ニ相成、却て収益増加致居候勘定

二付、漫リニ口外ハ不致候得共、内々中央委員会ニ於て戦後迄も更ニ一二年間英政府一手買上ケ勸誘方ロンドン滞在中のヒュース首相へ進言致居候哉の噂も在之候、然ルニ一方羊毛買方仲買等ハロンドンニ送り、二重の口仙ヲ支払フ事ハ不利益ニ付、是非、従前之通り濠州開市アルヘキヲ唱導致候得共、是は少々自家の勝手論ニシテ政府者ニハ馬耳東風と被考候、殊ニロンドンノの売方問屋ハ二年此方閉業の姿ニ付、此際市場再開の事ハ至当の希望と存候、兎ニ角、我等ニハ頗ル不利益の立場ニ候得共、ロンドン市場開設相成候ハ、南阿ニ於ける英仏の競争ハ減少可致哉ニ存候、果シテ如何ニ哉？

昨年来評価済、此方船待品尚約二百萬俵近くハ在之候得共、近来運漕船入港頻繁ニ付、五六ヶ月の内ニハ余程輸出済ニ可相成奉存候、米国及伊太利軍用品も平和風已来、ホツ々々輸出サレ居候

我等ハ毎日々々同じ事ヲ操返し機械的の労働、詢ニ嫌焉タラスニ候得共致方無之、御憐察可被下候、兼ては来周二月五日出発ブリスバン評価ニ出張の筈ニ候処、前周より俄ニ流行感冒騒きの為メ（国境検疫の為メ）無期延引と相成候、而もブリスバン行不在中休会の筈ナリシシドニ一市場ヲ継続スル事ニ引直サレ、我等ハ一日の休暇もナキ事ニ御座候

毎送新聞紙ニテ御概読とハ存候得共、本季の産毛は西南リバリナ地方ヲ除ク外、大小共早魃の影響ヲ蒙リ短毛細毛多く候、併其割合ニテランダのもの少数ニ候、Q産も同様ニ御座候、而シテX Bハ益増加致居候

## 筆者帰朝

兼ては本年三月下旬の便船ニテ出発仕度、過日、当地評価会長へ請暇出願致候処、俸給不申受ニ不係、羊毛直入継続中ハ解雇難致趣申来り、少々閉口致居候、前記羊毛セリ市ロンドンニ於て開会の入電アル哉、メルボルの評価人ニ於テ婦英致度中央委員長へ三名出願の処、何レモ不許可と相成候由ニ御座候、勿論六月中旬已下ニナラハ差支無之候得共、夫ニては此迷惑ニ付、尚運動中ニ御座候、是非四月の便船ニテ出発仕度存候得共、未定ニ御座候、旁三月末決算報告会ニ或ハ間ニ合不申哉も難計奉存候間、予テ筆者立会不可能ニテも差支無之様、御用意被成下置度御願申上候

## 未亡人遺言状

先般来御配慮被下候住吉未亡人遺言書、妹尾君ニ於て起稿通過、既ニ公証手續完了の由、是亦奉謝候、慥ニ一安心ニ御座候、内容御洩し被下委細承知仕候、尚故店長七回忌の機会ニ於て生前店員及家族等ニ御厚志の恵贈品可在之御目論見之由、前田君御想像之通り小生も大ニ賛成ニ



御座候間、未亡人御希望之通宣布御実施可然奉存候

先は右迄、余は讓後便候、勿々不完

北村生

尚此便の写ハ東京支店林店員へ別郵可仕候

〔店員の父親死去弔意について翻刻省略〕

大正八（一九一九）年

第八四四号信 大正8年2月5日 第二英丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、前便後貴信ニ不接候

小麦

御地輸入税撤廃問題未解決の爲メ、各製粉会社ニ於て原料仕入ニ躊躇致候趣、御尤もの義と奉存候、而も御尽力の結果、引続き御注文接到難有仕合ニ御座候、品物撰択ニ付テハ大沢店員監督之本ニ中野生其他大ニ勉強仕居候間、庶幾くハ御得意の御満足被下候様祈居候、何分比較的優等の Stark より撰抜キ居候間、追て普通の二等品と相成候事ハ自然の成行ニ付、不得止次第二御座候、既送十一月積丹後丸日清行分品質今一段ナリシ由遺憾ニ存候、尚精々注意為致可申候、但し前郵ニも入念申上候如く他店ハ Edo 杯申候得共、曖昧ナものと存候、若し能ク可クンハ二者平均御対照被下候ハ、弊店輸出品の値打のアル処御合点可在候哉と奉存候

本船積、昨日来荷役中ニ御座候、此次のゴヨウ丸分も十分尽力為致可申事、而してゴヨウ丸船腹残り分も是非運賃ヲまけさせ、御注文指直ニ出合候様相運セ度希望罷在候

昨年、平神丸輸出分大目欠ニ対する弁金ハ守田店員ダツカー仲買等不撓尽力の結果、漸く半額収入ニテ落着、既ニ先日御振替申上候通りニ御座候、甚不満足ニ御座候得共、僅々口約ニ過ぎず候間、訴訟沙汰ニも相成不申弱味も在之、折合ニテ承諾仕候段不悪御承引奉願上候、其後ハ每袋逸々秤量仕居候間、積入ニハ少々手間取候得共、再演ナキヲ期し居候

### 運賃下落

貴方よりも追々下押と可相成御予想御示電被下、御同感ニ御座候、既ニ前郵便新聞紙御送申上候通り英国よりハ是迄平押の 150/1 唱へニ御座候処、濠州兵帰還の御用船の下積トシテハ 80/1 乃至 75/1 迄迄管理局ニ於テ低下致候得共、何分英国諸工業半休止の姿ナリシ為メ、濠州より注文アルモ供給品即時間ニ合不申由ニテ、過半ハバラストニテ出船の塩梅、米国よりも一時ハ 250/1 迄騰貴の処、近来ハ普通 160/1 と相成、尚追々低廉ニ傾き、近き将来ニ於て 100/1 ニハ可相成噂ニ御座候旁、日本より輸出運賃率も予想よりは早く下落可致哉ニ被考候間、折角御注意願上候、此方より輸出分ハ定期已外のものハ運賃決定之上、取引出来候事故、貴方買人ニ

於て意外の失望ハナキ筈と奉存候

マツカソン来電

南阿手持品可成損金ヲ減少サセ度、此方ニテ転売方倚頼入電在之、事情尤もと奉存候、併南阿濠州間の運賃ハ今尚割高二在之、實際二重の運賃ヲ負担シテ果シテ商売ニ相成可申哉否、頗ル疑問と存候、加之、南阿向きと濠州向きと多少品物、織巾其他相異の点も可在之候ニ付、一応在品見本取揃急便ニテ送付在之度、精々尽力すべしと昨夜返電致置候、南阿ニ於て一時人氣沮喪の為メ大ニ悲觀の結果と存候得共、前田君御来意之通り、三四ヶ月乃至半季も経過致候ハ、又人氣挽回可致哉ニ被考候間、此際アワテ、二重の運賃、税金の手間等ヲ掛ケルヨリモ、利息ヲ我慢シタ方が最後の勝利ニ相成不申哉と存候、委曲当輸入部より御通信可申上候、尚南阿ヘハ近日の郵便ニテ右の意見国包出張員ヘ申送り、M氏ヘ移喋方倚頼可仕候

南米来信

松木出張員より本店輸出部宛九月十二日・同廿・同廿三日追伸(此分無番)、十一月八日付 333 輸入部宛、十一月廿二日付 334 写一昨日接到披見仕候、其輸入部宛の通信ハ全部殆ントインボイス・秤量表・為替期日の間違等の苦情ノミナルハ驚入候、此方へも時々間違在之候様ニ伝聞候得共、如此大不都合ハ無之仕合ニ御座候、定メテ南阿行ニモ同様の苦情百出と奉存候、全

ガントン奨励株

く貴方輸出部無人ナルト無経験の新入店員ニ放任サレタル結果ニシテ、入江君目暗判の責任ヲ免レス、遺憾千萬、我商店信用の為メニ松木店員痛歎の如く如何ニも同感ニ御座候、入江君非常ニ御多用ナルヘキも、輸出部員ニノミインボイス計算ヲ放任セス、会計部員ヲ駆使シテ逸々無間違様チエツクする事ニ御取扱相成候ハ、如此見易き間違杯ハ予防し得ヘキ筈ナルニ事茲ニ出タル歟否ハ不明ニ候得共、全く驚の外無之候、イソガシー々々々テ間違沢山ニテハ折角の働キモ値打ナキ義ニ御座候、将来大ニ御注意被下度、乍僭越御願申上候

為替取組期限の間違ハ電信の誤達ニ基因スル様ニも相見ヘ候得共、会計部ニも不注意の廉アルカ如く被考候、四方重役ニ於て部下の店員ニノミ放任セス、逸々御厳監之上、御捺印被成下候ハ、間違の減少受合と存候、大多忙の際ハ徹夜スルモ辞ス可カラサル義務と存候、商売人のインボイスや為替の間違ハ一番恥スヘキ事ニ御座候

前便ニも一寸申上候通り、此方ニて新会社登記不出来の為メ立消と相成居候得共、前田重役御承知之通り五千円の株を給与する事と申渡し候責任も在之、是非、本年三月末の一ヶ年決算ニ於テハ配当金ヲ遣し度希望ニ御座候、而して昨季ニ於て雑費より 6000 円 扣除仕置候処、過般所得税届出ニ付、会計引合員（オージトア）検査の際、仮勘ニ 6000 円 引去の事ハ認定不致候ニ付、本人賞与トシテ一旦相渡し、本人の希望ニ由リ本店株金の内へ振込の事ニ取計の必要在

之候趣、今便不取敢 〽500 だけ別紙伝票ニテ振替へ仕候間、於貴方御都合ニテ一時奨励会へ寄付トシテ御記入被下、追テガントンへ株式御割宛之上、五千円ニ対スル一ケ年分の配当金御振替被下候様御願申上候、而して五千円と 〽500 と為替換算不明ニ付、其差貴方奨励金より御付加被下候共、又ハ此方へ御振替被下候共、其辺ハ貴方の御便宜ニ任せ候

## 御倚頼

一昨年来、羊毛見本売揚ニテ此方浮勘定多額ニ相成候為メ、濠州戦時公債千五百磅応募仕置候処、旧臘 4 1/2%、利息 〽56/5/0 収入致候、然ルニ是もいつ迄も浮勘定ニ致置候事ハ不本意ニ付、此際北村へ譲受け度存候、貴店へ御預け致置候ニ比し利息割安ニ候得共、便宜筆者へ御交付被下度候、而して合計 〽156.5.0 也、相当の御換算ヲ以テ筆者勘定より御引去之上、当シドニー支店勘定預り金の部へ御入帳置被下度候、追て配当準備金ニ御使用被下候様致度存候、此分特ニ伝票なしニ御座候、是ハ所得税の關係上、浮勘定トナリ居たる故ニ御座候、不悪御含置可被下候

## 雑俎

今便別紙写之通り、鈴鹿保家氏へ呈信仕置候間、御披見可被下候、其他永々不音ニ打過キ居候矢野正躬・南為南徳・林和太郎諸氏へ新年祝賀旁、久々通信仕置候

今周竜電、棉花二月積 Good Middling 十六片二一、三月積十四片八一と在之、順次下押の調  
ニ在之候、但し古聞ニ属し候得共、各国棉花聯合会々長英国のマカラ氏の戦前より戦中及戦後  
ニ於ける棉織物ニ関する意見ハ大ニ参考ニ可相成、茲ニ切抜き貼付仕候、世界の紡績錘数一億  
四千四百萬ニ対し、印度・支那・日本合計僅ニ一千万錘ナル事、機械代金ハ戦前ニ比し二倍三  
倍ニ相成居候間、新規設立サレル共、旧会社ニ競争六ツケ敷カルヘク、大陸ニ於ける破壊機械  
の整頓迄ニハ多数時日ヲ要する事等、織物類ハ近き将来ニ於て急劇の下落在之間敷意見ハ如何  
ニモ穩当と奉存候

殊ニ職工界の形勢、戦前ニ比し非常ニ変化致居、啻ニ労賃の騰貴ノミナラス、従業時間の短縮  
ヲ要求致し（織物業ハ一周四十四時間、電気機械方等ハ四十時間）居、例のストライキ々々々  
ニ恐迫致シ居候旁、生産能力ハ追々減退スルノミニ在之候、依是觀之、自今一時諸品下押の人  
氣ニ候得共、實際安直ニ供給不出來の事、一般ニ伝聞致候ハ、再ヒ相當の相場ニ回復スヘキ筈  
と存候、只夕運賃の暴落ハ忽チ影響可致存候

露国政府否同国の社稷ヲ転覆し、既ニ独塊其他ニ切迫伝播致居候狂暴的社界党の跋扈ハ困ツタ

物ニ御座候、悪敷事ニハ御多用ニ洩れぬ日本へも不遠蔓延波及致候哉も難計、折角案事居候  
二三年來中止致居たるE & a会社のイイスタン、セントアルバン両船ハ近日帰濠、再ヒ東洋開  
航の由ニ御座候

「私信發送や店員父親死去について翻刻省略」

右

北村寅之助



第八四五号信 大正8年3月6/11日

五洋丸便二間二合ハす日光丸ニ郵寄す

シドニ一支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信 235 一月八日付広永丸便、二月十七日着、外ニ前田君私信ニ

ク 26及26追伸五洋丸便、ク 廿日着

ク 前田重役私報電818、二月十八日着

ク 27一月廿七日付日光丸便、ク 廿四日着

外ニ四方・入江・藤井諸君の私信日光便共、正ニ入手拝見仕候、其他南阿南米出張員行通信写も拝見仕候

日濠館所分

希望者ナリシ北海道の日下部船会社よりハ其後再信無之趣、全く平和来人氣沮喪の結果と存候、売却の時機を失したるは筆者の責任ニ在之、此建物の所分未決の為メ種々御厄介ニ相成候段、御氣の毒ニ奉存候得共、大体売洩りたる根本主意ハ御賛同被下候通りの義ニ付、不悪御宥免被成下度奉願上候、但し筆者は飽迄も正味五十萬円ニ相成不申限り手放し不賛成ニシテ、売レサレハいつ迄も保存の覚悟ニ御座候

一方、貸役場ニ致ても二階三階の小室ハ借り手在之候得共、旧商店事ム所タリシ場処の希望者少数の由、御迷惑恐察致候、併平和克復愈決着後ニハ人氣も回復可致被考候間、少時の犠牲ハ辛抱して安家賃ニナラヌ様御注意願上候

公会堂寄付金

二付、御計画被下候趣御同感ニ御座候、然ルニ日濠館の所分も未解決ニ南阿形勢変化等ニテ現生出金御再考の趣、是亦御尤ニ奉存候、兎二角、紀念としてハ貿易研窮所建立の大寄付実行の折柄ニ付、他の寄付金ハ一時御見送被成候共差支無之、鹿島市長へ口切り前ナリシハ好都合と奉存候

の軟下ニ付、御来示御尤もニ御座候、特ニ其末文の御意見は如何にも同感ニ御座候  
目下英国より帰還兵隊の為メ盛ニ入船在之候得共、英国工業品（特ニ棉織物の如きハ）割高二  
付、且ツ一時各工場半以上休業ナリシ等ニテ、多少の注文品アルモ輸出の場合ニ不至、無止バ  
ラストと兵隊ノミニテ航海致居候様子、随て運賃率を減下スルモ格別影響無之哉ニ被考候、又  
此方より輸出は永く停滞致居たる諸種の荷物も順次積出中ニシテ、羊毛の如きも 1917/1918  
の品は殆ント出切、多少は米仏伊行も在之候、本季の分も本年一杯ニは無論形付可申哉の噂、  
小麦の如きも印度ノルウエー等ニ売約サレタル十七萬五千噸ハ別口トシテ、英国政府買約品中  
分一月已来頻繁ニ輸出仕居候、現ニ三月の積船割宛三十七萬五千噸、四月廿萬噸ニシテ、本年  
八月一日迄ニ尙百萬噸の輸出可在之も尙五十萬噸ハ残り居候趣、タローの如きも割宛少数ナル  
ニ哉、唯今迄はクインスランド其他各州肉会社貯蔵品ノミ第一ニ積出サレ居、未タ普通の混脂、  
船腹ニハお鉢が廻らぬ模様ニ御座候得共、濠州兵の帰還サレヘキ数ハ尙十幾萬人の由ニ付、遅  
くも本年九月十月頃迄ニハ帰濠の筈、是等の運漕船の復航ニテ英国及大陸の聯合國行荷物、偕  
ハ印度南阿等行の停滞品も大概右九月頃迄ニハ輸出済と可相成、其後來着の運漕船杯ニハ或ハ  
輸出スベキ纏リタル荷物ナキ哉も難計、船会社の連中ハ大分杞憂の塩梅ニ御座候  
郵船大商等の大会社ハ勿論、社外の船持ハ如何ニシテ有利ニ船操の算段致居候ニ哉、戦時中莫  
大の利益ニ慣レ居候間、俄ニ大損の如く高唱可致も実ハ準備積立の要アリシヲ忘レタル輩ノミ  
苦痛ハ不免処と存候

紹介

今便支店の向側、元の砂糖会社の処ニ Office 在之候ギルクリスト・ワット支配人 Sydney Clarence 氏夫妻貴地へ出張致候間、添書致候、若し往訪致候ハ、一夕西善でも御馳走被下度候、貴地滞在中、社外船の代理店引受等の目的ラシク候、確實の会社ニ付御心当り在之候ハ、御周旋被下度候、河内研太郎氏等へも御紹介被下度願上候

疏安

勘定ニ付、御説明奉謝候、藤井君より別伸来着、却て恐入候

此方より輸出品売上げ利益の内、当店手数料トシテ5%別口勘定ニ御扣置被下候為メ損益表の差引尻少額と相成候趣、夫ニて恰も合点致候、但し従前此方の口仙ハ普通1%ナリシ哉ニ記憶致居候

其後一再当地メルボルンニて入札在之候得共、貴地下落の為メ取引不出来ナルハ遺憾之至ニ御座候

南阿輸出品紛糾

二付、詳細の御説明大ニ心得と相成申候、解決難渋ニ付、一時ハ前田重役御出張ト迄の決心の

処、其後多少の曙光アリ、富森店員出張の事ニ相成候由承知仕候、未夕左様ニ楽観ハ出来申間敷も、本店輸出部の整理其他前田重役の不在ヲ許サ、ル事情在之候間、御出張見合の事ハ御同感ニ御座候

按するニ景氣ニ乘し初メヨリ少々楽観ニ過キタリ、其上ニ見棉毛布の如き検査ナシの輸出等不行届の重積ニテ苦情の種蒔キト相成候段、御同様遺憾不尠候、商売ハ左様ニ氣楽ニ取扱得可キモノニアラサルヲ注意セス、全く常識不足と無經驗ナルニ用心ナク、全然其取扱方ハ無茶ナリシナリ、貴信25号15葉六項ニ御認メの通り、進ム事計が商売上手ニアラサルヲ御覚醒被遊候哉ニ存候

16葉末項の御述懐も御尤もニ御座候、併小生ハ悲観セサル迄も決シテ楽観ヲ許サス、昨年輸出の利益ヲ吐キ出シ差引手一杯ニテ解決ヲ得ハ好結果と存候、最後の整理相付候暁ニハ相当の損勘定ハ免レサル処と杞憂罷在候、要スルニ何事も無代ニテハ經驗ハ得ラレ不申候、南阿取引も高価ヲ支払、苦心慘胆ニシテ漸く将来の活路開發と相成候事、是も商売道行の順序と存候何卒、此上意外の蹉跌ナク手持品の所分行届き、跡ハ確實ナル基礎之上ニ円満の取引と相成候様切望仕候、古谷駒平君此頃南阿經由欧米行視察の由来示在之候、同氏ニ対シてもマカソン君は大ニ整理の腕前ヲ見セサレハ、へKへニ濟マヌ事萬々と存候

委任状の件承知仕候、代理店協約証の写拝見仕候、詢ニ簡單のものニ候得共、双方ニ誠意アラハ書類杯ハ形式ノミと奉存候

南米よりも故障

取引上故障在之趣、遺憾ニ存候、併非常の場合ニ付、何事もスラ々々とは参る間敷奉存候、幸ニ貴店の損勘定ニナラヌ様祈上候

濠州ニも苦情

百出、約定品大分ペケ品出来、何れも手持と相成居候、急ニ売ラントスルも思敷買人無之、時機待の外無御座候、二三年來当支店輸入部も引続好成績ナリシモ次期ハ左様ニハ不參、係り員等大分頭痛ニ御座候  
併我商店ハ割合ニ苦情無尠方ニ付、多額の停滞荷物も無之候得共、三井の如きは憐寸だけでも千箱も背負込、其他の雜貨ニシテペケ品ヲ日本ニ返却シタルモノも不尠哉の噂ニ御座候、パブリハンター杯も同様の様子ニ伝承仕候

人事

宇都宮師団參謀神村中佐、被服廠木村一等主計はプリスバンニ上陸、マント案内にて諸方見物之上、陸路去月廿四日着市、其後日々諸方巡回中ニ御座候

馬購買員本多少佐は日光丸にて二月廿二日先着ニ候、尔来無虚日奔走、駟馬牝馬共扱拔濟ニ候  
処、牝馬ハ輸出禁止ヲ解かず、目下政府へ歎願中ニ御座候

多年サッター老人方通弁致居候たる大山卓爾君、貴地丸井商会代表として来着、商要調査中之  
由、近日NZへ出張と伝聞仕候、同店ハ帆布工場杯所有製品在之趣

約四年滞在の領事館書記生内藤啓三君も五洋丸ニテ横浜直航帰朝致候

其他毎船日本の各商人衆、引続き沢山御来遊ニ御座候

偕前田幸一生御派遣ニ付種々御説示、却て恐入候

貴方御多用中御差支無御座候ハ、御派遣何等不苦候、当方輸入部目下緩漫ニ候得共、其間精々  
錬習為致可申、又御来問の今村・溝渕両員も機ニ応し、外出の方面へ実行為致可申候

前田生ハ既ニ木曜島安着の来電在之、来ル十二日ニは当港入津之筈、幸ニ船中病人ナケレハ直  
ニ上陸可能ニ御座候

片桐南阿出張員の進退ニ付、当方意見一電可致様広永丸御来示の処、多用ニ取紛れ失念仕居候内、貴電ニ接し恐縮仕候、御来意人操の段取、大概御同感ニ御座候、然ルニ僅々一ヶ年前後の滞阿ヲ非常の苦役ニ就キタルガ如ク思意し、聊の胃腸病位ヲ口述トシテ帰朝歎願ヲ敢テスル片桐店員の心得方、不可解ニ御座候、南阿政府ニ於て滞在延期絶対不許可と申事ナラハ是ハ泣兎と地頭ニテ萬不得止次第ニ御座候得共、前年来、副領事の出張、前田重役の御交渉等ニテ多分ニケ年ハ猶予出来候哉ニ想像致居候、果シテ可能の事ナラハ自身より進ンテ滞在延期ヲ希望スヘキガ順序ニシテ、其位の熱心ガナケレハダメニ御座候、況ンヤ商人の海外出張は恰も軍人の出征と同一般ニシテ多少の好果ヲ挙ケサレハ死ストモ不還的決心肝要也、然ルニ少々の胃病位テ弱音ヲ発スル杯甚心得違と存候、何トナラハ日本ニ返ヒレハ胃病全治スルの保証アル可カラサレハ也、依之、不取敢去月廿六日、同人の滞任可然旨御返電仕置候、而シテ萬一滞在延期不許可の場合ニは不得止仕合ニ付、御前店員又ハ都合ニ由リテハ大沢店員転任同意可致様ニ申上置候事、不悪御了解奉願上候

御前店員の進退ハ御来示之通りニ御座候、小生本年帰朝中ハ大沢店員不馴ニも在之、可成は御前生の在勤ハ当支店ニハ緊要と存候得共、貴方御操合相付き不申様ナラハ、不得止割愛可仕候守田案ハ如何ニも御同感ニ在之、可相成は小生壯健の間ニ他の方面へ修行為致置候事、本人の



為メニ商店の為メニも利益と存候得共、御賢察之通り小生本年帰朝留主中、同人の不在ハ小生の忍フ能ハサル処ニ御座候、如命新来の店員ニハ小姑の如く感セラレ候歎ナレ共、是ハ来ル者も々々多くハ常識不足のブッキラ棒連中ニ付、自己の不行届の欠点ヲ棚ニ上ケ置キ、親切デ注意スル事ヲ難有ク感セサルハ甚以テ不心得と存候、小生ハ店員の惣テガ姑さんの如く萬事ニ氣の付く人物と相成候事ヲ切望致候、慥ニ不行届連中の集合ヨリハ優ルトモ劣ラスと確信致候、追テ或ル時機ニ於テ家族等ヲ日本ニ帰朝セシメ、守田单身南阿南米何レの方面ニテモ貴店御指図ニ従ひ出張致遣候ハ、大ニ仕合ニ奉存候、兎ニ角、本年小生帰朝中は同人ハ依然当支店在勤の事ニ御同意被成下度候

大沢店員ニ付テハ未タ何等御報告申上候程の材料無之、前田重役より公私御通信ニ対し、逸々御返辞申上度意余リアルモ筆不進、段々遷延仕居候段御断申上候、實際御賢察之通、店務の上ニ於テは遊軍ニ在之、殊ニ輸出品目の範圍狹隘の折柄、大概の事ハ守田・御前ニテ処弁致し、従テ通信の如きも同様ニ御座候、而して藤井重役の跡釜ニ付、特ニ其行動の遲速著敷目立チ候為メ一再注意ヲ加ヘ「仕事の来ルヲ待タズ、自ラ仕事ヲ拵ヘル可ク」心掛ケ在之度補言致候様の仕合ニテ、本人も能ク自覚致居候得共、着任已来浅日ニ付、借寸ニ時日を与へ呉れ度、追々相働クベシとの答ニ付、夫已上の忠言或は尚早と存候間、耐忍致居候、唯今の処ハ恰も山本店員軼掌致し居たる小麦積出し見本検査等の監督ニ従事致し居候得共、是等は同人ヲ煩し候事甚

不經濟ニ御座候、尤も一ト通り品物ニ関する智識の鍊習も必要ニ候間、敢テ無要ニハ無之候、  
 ドー七五六年ハ当地滞在の覺悟の人ニ候間、必要ナラハ此際一ヶ年位ハ操合セ南阿出張も不苦  
 との愚按ニ御座候、但し本人ハ濠州研窮中、俄ニ南阿出張と相成候てハ濠州來が無意味とナル  
 云々の議論も出候得共、人操上必要ニ応じてハ自己の便不便ハ第二の問題ナラサル可カラス、  
 乍併此方返電ニ対してハ矢張片桐店員の留任方御命令可被下、押て此人の派遣とハ相成間敷哉  
 ニ存候得共、此方の愚按ハ御含置可被下候

## 記念事業

日濠館処分未決の為メ寄付の金額ニ御考窮、貴信26号六葉御來示頗ル御同感ニ御座候、深重の  
 御注意奉多謝候、27号3・4葉御來示の学校側の先生方と御協議の次第、此方何等異議無之、  
 可然御進行被成下度候、但し坂神四新聞社の人を招くの件は大朝・大毎・又新・神戸ナルヘキ  
 モ如此時ニハ赤新聞社も仲間入為致置候方、一層宜布カリナランニと存候得共、既ニ跡の祭ニ  
 付致方無之候

5葉の紀念会資力御説明中、不足の廿七萬円は商店の利益中より支出云々と在之候得共、是は  
 積立金より一時融通する事ニ致候テハ如何、ドチラニセヨ同シ結果ニ候得共、既ニ積立金も在  
 之候事故、日濠館ヲ積立金の所有ニ致置候ても差支在之間敷乎、御相談申上候

店員席次

之件ニ付、御来示如何ニも一理アリ、何と歎宜布工風無之ものニ哉？

山本・国包両店員ニ付、御来説の趣承知仕候

故店長七回忌

は馨君ニ於テ法要執行相成可申の由承知仕候、相続人タル大義務と存候

当地ニては二月六日夜、支店楼上ニ於て故人の話ヲ致シナカラ惣員晚餐同席致候

増員計画

ニ付、御配慮被成下候処、東西高商卒業生よりハ応募者無之由、強テ名義ダケアルモ生半可の者よりハ一層方角違の高等工業生ハ如何ニ候哉、是も無ケレハ夫迄ナレ共、昨年末岩井より出張の羊毛研窮生ハ何レモ高工出と承知仕候、今後ハ機械類の知識アル人も必要と奉存候

羊毛徴発

英国の政策ニ付御来示中、兎角日本ニては南阿買上げ不調ヲ英政府失敗如く御批評相成居候得共、我等岡目の評ハ反対ニ御座候、濠州産買占メと同時に、即 1916 末ニは英政府より南阿産も

買占方ニ付計画アリシハ相違無之、當時蘭系の牧業者の反対の為メ不調ニ終ルト同時ニ南阿羊毛ハ度外視サレ居タルモノニテ、昨年の如キハ牧業者より英政府へ買上ケヲ出願シタルモノと解積致居候、而シテ直段も濠州品よりも高価ヲ希望スル杯欲張牧業者の向フ不見ニテ、英政府より拒絶サレタルモノと存候、何ニ致セ日本米國等より高直の買人アル間は宜布候得共、下等品は遂ニ停滯可致、此処何レガ利益ヲ得ルニ哉、疑問と存候

輸出部通信ニも在之候通り、英本國ニ於ては売買解禁四五月頃セリ市再開の報在之候間、不取敢打電御案内申上置候、併濠州新西蘭ハ矢張御解積之通り来年六月末ハ買約済ニ付、此方ニテハセリ市ハ無之順序ニ御座候、併米國日本の如キニ対してハロンドン市場ニ於て買入候テハ恰も二重の運賃と相成、仏蘭行の如きも矢張此地ニテ適當品撰択致方便益不尠と主張致居候間、ドンナ拍子カ徵発約定中ニセリ市ナシトモ不限哉の噂も在之候得共、先達申上候通り、先以テ此約定中ハ公開セリ市ハナキモノと相信申候

別紙中央委員長の報告新聞切抜き貼付仕置候、御披見可被下候  
流行病検査規則の為メ、ブリスバン往復不自由ニ付、当地評価人の半数ハ二ヶ月斗ブリスバン滞在の用意ヲ以テ前周出張、昨日より評価進中ニ御座候、Cos は其一人ニ御座候  
当地も引続き每周評価執務中ニ御座候

旧臘末の交渉順序ニ付、御尋問の趣ハ守田の書面認メ方不行届ナリシ義と存候、此方ハ無論無条件78ペンスの指直ハ先方ニ伝ヘ在之候

東京支店ニテ一片方高く売約相成候ニ付テ、元方より一片高きインボイス拵候方御請求ニ候得共、是ハ甚迷惑ニ御座候、Hughes 半休業等の場合ニ付、容易ニ出来ル事の様御想像相成候様ニ候得共、西洋人ニ対しては可成此種の倚頼ハセヌモノとの趣旨、前田重役ニシテ尚十分御了解ヲ得サルハ遺憾ニ奉存候、輸出部通信ニモ相認在之候通り、何卒如此インボイスなしニテ宜布御処分奉願上候

四月已後の供給ニ付テハ前周既ニ Francis 氏へメルボルン交渉方相談致置候間、何分返事着次第打電可仕候

対中央委員及聯邦政府との葛藤ニ付テハ前便ニ御報申上候処、愈訴訟沙汰と可相成塩梅、併アマリ金高の高大ナル事件ニ付、或は仲裁者現ハレ候哉も難計と存候、尤も政府の威厳ニモ関シ

候事故、矢張法庭之裁決ヲ仰候哉も亦タ難計、若し裁判トナラハ英国の大審院迄持出し候哉と存候間、一年位ヒテハ形付不申哉ニ存候

別紙新聞切抜キノ如く、政府請求セル金高ハ \$282,000 の外ニ定約違背の罰金として廿五萬磅ヲ要求致し居、合計約五百萬円の出入ニ御座候、ヒュースニ於て多分自家勝利の打算も在之事ナルヘキモ、其争議中の心配も並大抵の事ニ在之間敷、ソシテ何カ愉快ナルニ哉、同人等の心理状態不可解ニ御座候

右の如き混雜の折柄ニ付、御來電のノイル直増御注文も果シテ如何可在之哉、尚本船出港後交渉可被致候、尤も右の offer ハ既ニ Hughes へ申込済、三井へも同直の來電アリシ哉ニ守田伝聞致候

近着ホリングス通信別紙切抜キノ如く、Nos 優等品62片迄付直在之候得共、政府委員ハ満足せずと在之、英本国ニ於ても Bur ナキ品ハ高価の希望者在之様子ニ御座候

別紙諸種の切抜キ同封致置候、御閑散の節御一読可然存候

松尾氏

上毛専務の位置危急の由、御氣の毒千萬ニ存候、寔ニ薄運の人にて同情ニ不耐、何卒無事継続被致候様乍蔭祈上候

濠阿取引

兼て引合中ナリシマカソンより Tallow 30 トンの注文在之、信用状請求ニ応し、全濠銀行宛ニテ送電致シ来り候、尚小麦の照会も在之、引合中ニ御座候、但し南阿行は日本行よりも高く T/S と小麦局申居候、如何ナル理由アルニ哉研窮中ニ御座候

貴店輸出部

の各注文品取扱上、頗ル不行届の点ニ対し御來電在之、甚重大事件と存候（乍遅蒔）ニ付、贅弁とも存候得共、前田重役へ嚴重御整理方御倚頼、且ツ各重役御協力十分筋の立チ候様御返電仕置候条、何卒不悪御了解、速ニ御改新被成下度、伏て奉願上候、昨年初バーネット氏帰濠の節ニも古注文の始末不明、見本の不整調其他欠点ニ付キ懇々注意致呉レラレタル処ニシテ、当方よりも御注意申上置候事ナリシモ、依然トシテ等閑ニ付セラレタルナルヘク遺憾千萬ニ御座候、何卒旧注文残りの解決相付候様祈上候、近日は又タフラネレットの取消等ニテ大分混雜の様子、是亦何卒多大の損勘ニ不相成様祈居候

御倚頼

今便日光丸事ム長川田氏ニ托し葡萄12箱送呈仕候間、左の方へ御転送被成下度、筆者より御倚頼申上候

住吉隠居 川西清兵衛 有馬唯一 塚脇敬二郎 森広蔵

一箱京都北村宅行 金原与吉?

山川勇木 青木五兵衛 栗原幸八 鈴鹿保家 東洋モスの田中某?

合計十二箱、但し?印は小生の考ニ候得共、貴方ニテ更ニ重要ナ処アラハ御振替へ被下不苦候、実は貴店重役諸君へも差上度精神ニ候得共、船の水室狭隘ニ付、右の数が一杯の由ニ御座候条、不悪御承引可被成下候

先は右迄、草々不尽

北村寅之助



第八四六号信 大正8年3月28日 鎌倉丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、前便写ハ過日喜春丸（或は大陽丸便）ニテ差送済ニ御座候間、日光丸と前後して御入手と奉存候

貴信 228 二月五日付同十二日付追伸、青葉山とアレ共、惣て鎌倉丸ニテ本月十二日着

外ニ支店員昇給辞令・南阿南米出張員宛通信等共、故店長七回忌霊前奉告写前田重役付箋も拝見仕候

貴信 229 二月十九日付及廿五日付追伸、前田重役私信ニ通紀念会報告及新聞記載の切抜等の書類、輸入部宛及藤井君認輸出部宛特別状、南阿南米出張員方宛通信写等、夫々拝見仕候

今便逸々御返辞可申上の処、昨日迄引続キ評価従事の処、本日より四月五日迄季節末の事迎中

休ニ相成候得共、雜務へ取紛れ時間無之、次便詳悉御受可仕候間、不悪御猶予可被下候

昇給辞令

は明日支店一同へ交付と同時に、手当金改正其他訓令可仕候

入江君

〔入江重役の病氣入院見舞いについて翻刻省略〕

此際貴店輸出版は同君の帰勤ヲ待ツの猶予無之、前田君ニ於て惣務の時間御割愛、寧ろ輸出版長専務の御覚悟ヲ以テ大改革御実行可被下の由、大賛成ニ御座候、因襲の久敷不行届不注意百出の場合、係店員等の悪習慣矯正ニハ破天荒の御活動切望ニ不堪候、而して倉庫在品及積出積残品の整理監督ニ付テも大ニ御革新可被下の由、本懷此事ニ御座候

南阿交代員

の件は片桐店員勤続の事ニ御決定被成下候趣、御返電奉多謝候、種々御配慮奉謝候、セメテ二ケ年も滞在致候ハ、羊毛の事情も一ト通り了解可相成、片桐店員の為メニハ大幸福と存候、病氣云々の如きハ心の持ち様ニテ回復スルモノと存候

七回忌法要

祥月命日に於て無滞御執行相濟候趣安心仕候、未亡人ニ於ても御休神と存候、其節前田重役より靈前への奉告御注意届深く御礼申上候、然ルニ馨氏より何歟イヤミら敷評言在之、且ツ其奉告文の写請求の由、いつもの流義ニテ礼義知らすと存候、按するニ其裏面には株式会社今日の如き勢ヒナラハ退社セサレハ宣布カリシ杯の愚痴の含マレ居候事と存候

紀念会寄付発布

是亦種々御尽力奉謝候、水島校長ニ於ても大ニ満足致呉られ候塩梅、我等ニ於ても本懐不過之候、而して御披露の際ハ坂神各新聞社及通信者迄御招待被成下候趣、是亦愚按ニ符合致、大ニ満足と奉存候、各新聞の切抜き及前田君入念の御説明拝見仕候、詢ニ結構ニ御座候

筆者帰朝

御察の五月初の丹後丸ニアラス、五月中の評価役ヲ終り、日光丸ニテ出発の予定ナリシモ、六月一杯殆ント格別の評価無之哉の想像ニテ請暇出願致候得共、如別紙書面、断然辞職スルニアラサレハ許可せずと申仕候、当方辞職シテ俸給ヲ俸ニ振ルハ素より不厭処ニ候得共、其結果、Shipping House の資格ヲ失フ哉も難計危険在之、然ルトキハ年四五千の犠牲と相成、是ハ難堪処ニ付、目下更ニ特別認可歎願中ニ御座候

三井の井島君ハ昨年の五月末出發致し、当年季ニハ同店の評価人なし、大倉組の沢田君ハ出願シタルモ評価人の任命無之、共ニアップレーザー無担任ニテ本季も引続き輸出取扱方ニ相成居候先例も在之候間、一ト通りハ交渉致候事ナレ共、昨年十一月講和風已来、メルボルン及当地英仏評価人中請暇乃至臨時辭職トナルモ、帰濠復任の条件ニテ欧米行の旅行出願者三五ニ止ラス、而も多くハ相当位置アル人々ニ付、中央委員会ニ於テ中々承諾セス、表向き声明ハ不致候得共、若し強テ他出スルナラハ Take the Consequence と申様ナ樽瀨々ニ付、未夕何人も励行致し得さゝる処ニ御座候、我等も詢ニ難有迷惑ニ候得共、唯一の日本人ニ付、如命仕事の実価値ハ兎も角、容易ニ請暇ヲ許サ、ル次第ニ御座候、旁今一船延期し六月一杯即本季の終迄勤続し、来季ハ Cosas 一人代理（評価人ハ何レモ個人の資格ニ付 Time ニハ關聯ナキ筈ナレ共、先方ハ得手勝手アルナリ）トテも申立テ、輸出取扱方ニ影響ナキ様交渉中ニ御座候、若し得可クンハ五月末の日光丸ニテ出立仕度存候得共、右解決相付き不申候テハ未定ニ御座候、萬一ドーシテも不許可の暁ハ一ケ年四五千圓の収入ヲ犠牲ニスル訳ニ相成申サス候間、来年迄延期の止ムナキニ至るも難計候得共、我等ハ方面も異り候事故、何ト歎シテ是非無事の裁可ヲ得度、知人等ニも倚頼して奔走中ニ御座候、次便ニハ今少々具体的御通知申上度存候

此件ニ関し当地の組合十五軒計集會協議の上、委員長へ照會致候事ナレ共、別紙の如き  
不得要領の返事ニ御座候

右

北村寅之助

重役御中 大正八年四月三十日着（鎌倉丸便、ウエストリノ失念ノ為メ延着）

江戸君不在中代理として大阪毎日新聞社電報通信は守田引受け居り候事は已に御承知の如くに  
候へトモ、昨年来、前神戸クロニカル主筆「エバンス」とか云ふ人が「シドニー」在住の事と  
相成候は、幸に大阪毎日電報通信を本年一月下旬以来同氏に托する事と相成候為め、夫れ以  
後の濠洲電報は総て「エバンス」なる仁に依て發せられ居る物に有之候間、御含み置被下度願  
上候

但し毎日よりは今後共面白き出来事も御座候へば時々文通懇望に接し居り候へトモ、是れは小  
生に於て中々余暇無之候に付、依頼を受けたる俣と相成居り候

大正八（一九一九）年

三〇九

Indent Order  
Confirmation

として当支店輸入部が近來使用し居り候書式、御参考の爲め御送申上候  
平時には如此売方強味多き物は問題に成らざりしも、戦争の爲め売買者地位転倒の爲め此書式  
も何等文句なく買方の署名を得、今に引続き使用致し居候次第に御座候、以上

右

守田記

第八四七号信 大正8年4月29/30日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信三月五日付30号前記・三月十七日付30号本書丹後丸便、本月十七日到達拝見仕候、但し本船ハ十五日朝入港仕候得共、流行感冒の為メ郵便局員式百数十名欠勤、無人ニテ仕分けニ二日も掛りたる事ニ御座候

### 流行感冒

当支店ニても御前・関両店員最初ニ引籠、其次周二ハ一時十七名も欠勤致し店ハ空屋の如く相成申候、幸ニ丹後丸入津前閑散の時ニテ仕合致候、但し風引予防の為トシテ酷暑水吸入ヲ過度ニ実行シタルガ、却テ咽喉ヲ害シ発熱トナリ感冒ヲ惹起シタルカ如し、全く長鞭馬腹ニ及ハスの失策ニ御座候、其後ニモ店員殆ント一同三四日乃至二週間已上欠勤者在之、就中、今村ト沢辺ハ余病併発の為メ今以テ引籠中ニ御座候、新着の前田幸一と筆者とレン・ヒルとタイプ補助

の少女ノ<sup>ハ</sup> so far 無事ニ御座候、乍憚御心配被下間敷候

### 倉庫改築

二付、引続き御研窮之上、其後物価多少下落ニ付、以前三層の予定ヲ四層ニ改正し、費用大約十式萬円ニて建設出来可申の由、是ニ対し目下数ヶ所ニ借倉相成居、其時間の空費々用の比較等詳細御通知被成下、如何ニも御尤もニ御座候、筆者も御同感ニして二ヶ年半已前、帰朝の際ニも一ヶ所ニ新築の利益ヲ称導致し居たる義ニ御座候

御来示中、商売不景氣の為メ却テ滞貨物多く倉敷の下落ナキ云々ハ大ニ心得置へき事と奉存候  
天井を低くして空処を節減する御目論見及中央ニ火災除の仕切壁を区画し、縦線中央ニ錢路を敷き、又 Lift の設備等細心の御注意妙案賛成ニ御座候

更らに倉庫と本館付属家屋間の空地通路ニも（本館と倉庫の中間モ勿論と存候）硝子屋根の設備も必要不可欠と存候、速ニ御起工被成下度候、此方同意返電延引ニ付、態々御催電ヲ蒙り恐縮ニ存候、過日發電仕置候間、既ニ御着手と奉存候

本店輸出部組織

昨年来、入江部長ニ於ても改革の必要を感せられ種々御心配中の処、疾病の為メ二三ヶ月静養



の止ムナキニ至り、御不在中其俣ニハ相成不申、其間前田重役ニ於て大ニ御配慮、先以て事務章程ヲ定メ昆蕪摺部署役員表御送付、辱拜見致候、係員等ノ思想一新、商人トシテの活動振ニ及第致候様御鞭撻被成下候事、如命今日の一大急務ニ御座候

回顧すれハ故店長在世中、日濠館起工ニ先立ち、則チ京町へ臨時移転前、小生帰朝の際、当時銀行方面緊要の事務ハ店長自ラ鞅掌シ居ラレ、會計部ハ頗ル閑散ニ見受ケラレ候ニ付、四方君ハ其事務の余暇ヲ以テ輸出商品取扱方ニ付テ研窮致サレ候ハ、得ル処不可尠と小生より店長へ呈議シタル結果、其実施ヲ見ルニ至リタル事なるが、此研窮者が未タ相当の経験ヲ得る至ラサルニ原元支配人の辞職と成リタル為メ、遂ニ其俣主任者の如く継承せられたる次第ニ付、四方君ニ於テハ十分の努力ヲ以テ執務アリタルニ不拘、無き袖ハ振れず、兎角、意思の疏通ヲ欠ク事多く、屢書面ヲ以テ其弱点ヲ指摘シタルモ何等革進ヲ見ルニ至ラサル中、不幸店長の物故ニ遭遇し、荏苒大正五年ニ及ヒタル訳也、而シテ商店ニハ比較的一番古キ勤続者ナル妹尾店員の如きも其初ニ於テ適當の指導者ナカリシ為メ年と共に頭腦ハ偏固ト成ルノミニテ、技倆ハ頓と進歩せず、牽テ其部下の青年店員等ニ対し、既往の経験ニ鑑ミ逸々教訓指導スル能ハス、於是乎、彼等ハ各自己のアビリチーニノミ信賴シテ立チ働ク事と相成、一同大多忙ニ勉強ニハ怠ナカリシナランモ、其割合ニ成蹟拳ラサリシ訳ニテ全ク其因なしとせず、畢竟、藤井君も御来示之通り当時我等一同日本へ輸入の事業ニ尽瘁し、輸出の方ヲ等閑ニ付シタル罪ニ外ナラス候得共、此前小生帰朝中ニモ外見依然トシテお役所風ハ改マリ不居ニ嫌焉タラス、詢ニ不得止義

二付、商店利益の為メニハ引替へ難く、結局主腦者ヲ交迭シテ部下の革新ヲ期スル為メ、四方君ニハ御氣の毒ナリシモ元の會計部へ転務ヲ御依頼致候事ニ御座候、尤も會計部迎モ店長在世時代トハ比較ニナラヌ膨脹ナレ共、商店ノ基礎確定と共ニ信用莊重ヲ加へ、金融上多大の苦心ヲ要セサルモ、而モ金利の収支其他相当の注意ト手腕ヲ要スルヲ以テ、四方君の担任ヲ煩シタル次第ニ御座候

入江君ニハ前以テ別段深き御打合ハ致さゞりしも、数年濠州在勤中、多少共其悪弊の有る所ヲ看破シ居らる、筈、而シテ熱心ヲ以テ事ニ当レハ不馴ノ事ニテモ敢テ不可能ニハ無之と信し、會計部より輸出部主任として転勤ヲ御倚頼シ、同君ニ於テも充分の決心ヲ以テ引受被下たるニ不抱、速ニ其病源ヲ探窮シテ革新開発スヘキヲ怠り、注意不行届ニして僅ニ其日々々の風靡ニ委シツ、アル折柄、戰爭中予想意外ニ注文膨張シ、加フルニ南阿南米の新取引増加ノ為メ忽チ日頃不熟練の店員等ヲ鞭撻スルモ事務ハ更ニ撻取ラス、多用々々ニ追ハレ間違ニ重ヌルニ間違ヲ以テスルモ、之ヲ矯正スルノ順序立タス、特ニ南阿南米輸出ニ対スル信用状条件ヲ輕視シ(事實ハ決シテ左様ニ不深切ニ非ラサリシナルヘキハ小生私ニハ信し居候得共、結果不成蹟の今日、如此申サ、ルヲ得ス)、所謂ト一ニ歟可成的樂天主教ニ放任セラレタルカ如きは、寔ニ遺憾ニ堪へざる処ニ御座候

既ニ一昨年棉糸思惑買持の失態等ニ懲戒シ、根本的ニ輸出部の弱点乱調の原因ヲ詮索解発シテ

陣容ノ整理ヲ期待実施スヘキニ依然トシテ悪習陋慣ヲ続行シ、遂ニ混沌タル乱脈ニ陥リ、苦心慘憺の余「中略」他症ヲ併發サレタル事、入江君ニハ御氣の毒千萬ナルモ全く最初ニ於テ熱心不足ニ職由シタル義と奉存候

入江重役療養中、本年ニ入り前田君ニ於テ此難局の革新方ヲ引受ラレ、部署ヲ區別シテ係員ノ執務上ニ逸々干渉指導ヲ加ヘラレ候事、勢ヒ然ラサル可カラサル処ニシテ、奮ニ商店の為メノミナラス、青年店員等の教育上ニも大幸福と存候、其替り前田臨時主任ニ於テは非常の御苦勞ナルヘキモ、此場合主腦者の破天荒式ニ由リ組織順序ヲ整調シ、商店ノ商店ヲシキ所以ヲ發揮セラレ候様俯テ奉懇願候、而シテ追テ入江君病氣恢復再勤の暁ハ、此改革の規律ニ従ヒ慎重ノ注意ヲ以テ事務ヲ見ラレ候ハ、庶幾くハ既往の失態ヲ回復シテ歩武堂々能ク外敵の競争ニ打勝チテ進展スルヲ得ヘキ歟、亦タ必ス其然ラン事ヲ切望致候

但し愚按ニ由れハ、前記改正励行以上ニ前年古谷駒平君呈議アリ、小生も同意見ナリシ輸出商品ノ大部ニ経験ある中年者ヲ見本係トデモ称すヘキ歟、此人の役目ハ毎日取引先を巡回して他店の行動を偵察し、同時ニ新規の商品ヲ発見するニあり、且ツ他店輸出品の相場乃至製造家巧拙の研窮等、主トシテ輸出の拡張發展ニ資スルニアリ、一寸茫漠なる外交係の如クニ候得共、其人ニして適任者を得ハ取引上有力なる強味ヲ加ヘ可申候、是ハ恰も往年居留地全盛時代ニ於テ、支那人又ハ商館の番頭等が仕事の有無ニ不抱、毎日各店又ハ各地ヲ巡回し、其鍛鍊シタル

報告ヲ主腦者ニ与へ、商機ヲ利用スルニ資シタルト同一般ニ候、顧クニ所謂新進氣鋭の人達より見れハ甚迂遠の如クナルベキモ、而も「急げハ廻れ」とハ此処と存候、仮令ハ近来の新進商人中、相場表ニ由ラスシテ自家取扱品の惣テの相場ヲ胸裡ニ蘊蓄シ、即時快答ヲ能クスル者幾人カ有ル？、大概ハ注文又ハ照会ニ接し、俄ニ調査ニ掛ルカ普通也、加フルニ自ラ進ンテ取引先ヲ歴訪研學スルナク、迂活ニモ電話ニ由リ直段ヲ聞合ス位ニテ大体仕事ニ力ガ入り不居候、旧弊思想の様ナレト、一流の大坂商人の如ク顔ヲ見テ其意中ヲ洞察スル的機鋭俊敏ナル技倆ナキハ元ヨリ其処也、依之、是等の諸点ニ就ても将来大ニ革新の方法ヲ講窮セラレ度存候、而シテ店員中ニ此外交係ニ適任者ナケレハ、學識ハ多少不足ナルモ商売ニ実經驗アル人ヲ撰挙備入在之度希望致候、但し前記の論旨ハ年来筆者の唱導致居候処ニシテ、敢テ新規の説ニハ無御座候得共、茲ニ後日の為メ記録トシテ上伸仕候事ニ御座候

因記、此人撰或ハ難事ナルヘキモ近時の学校卒業生の需用過多ナルヨリモ、俸給ヲ奮発スレハ寧口適任者ヲ得ル容易ナラン歟、蓋し斯業のエキスパートとすれハ高給ハ覺悟セサル可カラスと存候

支店輸入部宛特  
別状

二通難有拜見仕候、其御厚意のある処大西係員へも懇々伝達仕候、口仙率引上の件も逸々統計ヲ示シテの御来示ヲ見レハ一言無之候、要するニ店員増加、俸給其他費用累進の結果、段々商

売ハ六ツケ敷相成候次第ニ御座候、而も仕入方鋭達ニシテ元価割安ニ相成候得は、手数料ハ時と場合ニ由リ如何様ニも融通の付ヘキヲ信シ居候、尤も当支店係員等の頭も少々旧弊ニ傾キ居候様存候間、追々（乍延引）改訂各員進捗の途ヲ開キ、本店の行動ニ呼応シテ円滑有利ニ商売仕度切望致居候処ニ御座候

此方より注文品の大延引其他ニ関シ御調査被下、貴方係員の失態今更の如く驚入候、御来示之通り可成ハ無損害取消出来候モノハ一ト先取消し、又残り居候品の引合表調査ニ関シテハ関店員ニ於テ配慮致居候間、多分本便ヲ以テ御返辞可申上哉ニ存候

当支店輸入部の  
現状

既着品中、戦争継続中ナラハ勿論引取可申筈と被考候品ニテも、相当の理由アルモノハ少々の直引ニテは引取不申、不得止、此方へ貯蔵致居候もの乃至大西店員見込注文ニシテ人氣沮喪の為メ目下不捌ケの品も不尠候由、但し此等の注文書ニハ見込ハ見込と記載致置タル様申居候間、粗御承知之義とハ存候得共、兎ニ角、三月末手持の在荷ハ不残半額ニ引下げ、stock check 拵ヘサセ申候、其高 5,9938 余ニ相成、一旦決算メ切御案電申上候処、其後再調の結果、例のメルボルの厄介者 Kemelfield へ貸勘定ニ相成居候千六百三十余円ハ全く返却品金高の由、即チ此方手持品の形ニ相成居候ニ付、是も半額ニ切下ケサル可カラス、加フルニ、アドレード行

フラネルと小倉織ニ対し式百余の *claim* 承諾セサルヲ得サルモノ在之由、果シテ然ラハ貸勘定の俣更ニ交渉為致可申も、先ハナキ物ト看做し置カサレハ例の所得税の關係も在之、断然更ニ合計壹千餘減額致し候間、夫だけ損勘定と御承知置被下度候

実はカメルフィールドの苦情の如きは甚理由ナキモノトの来電も在之候間、其心組ニテ掛合方申付け候事ナレ共、相人ハ□□シテ格別の資力アルモノニハ無之、荷物ヲ渡シテ仕舞へハ掛金延引の憂在之、此方より係員出張の用意も致候事ナレ共、生憎、年初来流行病ニテメルボルン行汽車ニ檢疫及交通謝断の折柄、萬事思フニ不任、不得止ヒユーム老人へ出来ルタケノ交渉ハ為致候事ナレ共、結局先方ニ有利の品ハ引取り、不利の品ハ返却サレタリと可申訳ニテ不面目の限りニ御座候、全く *Bayer* 先生の余計のお世話の為メ非常の大迷惑ニ御座候、今後ハ此方御紹介申上候歟、又ハ大丈夫の先ニアラサレハ、直接御取引ハ大ニ注意ヲ要し候

此他 *Beath Schiess* 外ニ軒の大口中、延手形ニテ承諾セサルヲ不得取引先も在之、全く濠州輸入商一般ニ手持品大停滞の現況ニ御座候、旁手持品ヲ減価シテ売却セントスルモ頗ル不捌ニ在之、金融上甚不便ニ候得共、暫時持耐ル外手段無之、茲ニ於テ乎、見込品の不可ナルヲ操返し居候、尤も平和風の如此急激ニ到来スルヲ何人も期待セサリシ処ニ御座候間、悪運トアキラメ、今後の注意ニ資スル外無之と存候

為換相場の暴落

小村商店ニ対して多額の取引不可ナルヲ唱導シ来リ候得共、矢張同人ハ買好キニ付商売カ楽ニ付、遂ニタ々深入の形と相成、未渡の品物ヲ此方ニテ他へ転売シタリ、 $\$4500$ 余正金入手ヤラ必死催促ハ致し居候得共、目下  $\$4500$ 前後の貸勘ニ在之、甚無心元苦勞罷在候得共、世間一般金融必迫（但し銀行界ニハ左程必迫ハナキ塩梅也）折柄ニ付、引殺ス訳ニも不相成、暫時猶予致居候事ニ御座候、但し同人等のP/Nヲ受取候テモ割引ハ六ツケ敷候間、大厄介ニ御座候、今後大ニ警戒方係員へ注意致居候事也

当支店ハ多年の歴史云々の御来示ハ頗ル皮肉ニテ恐縮ニ存候、全く口広き事ヲ申様ニ候得共、往年の如く筆者ニ於テ担任致居候ハ、今少々キツパリ報告も致し、損害モ蒙ラサリシナランと存候得共、何事モ一手ニハ遣リ切レ不申、近来大西店員ニ任セ過キタルハ全く筆者の責任ニ在之、申訳ナキ次第ニ御座候、乍去唯今の処、小生へ引取り組織変更と申訳ニも不參、精々今後ヲ警戒スルヲ努メ居候、不悪御承引奉願上候

二付、南阿輸入羊毛非常の御心配と相成候趣御同情申上候、本年ニ入り英米為替鑑理局閉鎖の影響ニテ、先頃一時NY  $\$4.50$ の称アリシモ實際ハ四弗六十二三仙の由、夫ニしても一昨年英国政府へ御支払相成候羊毛換算  $\$4.79$  ? とハ莫大の相違ニ在之、目下ハ英国の損、米国の

利と相成居候得共、日本ニアリテハ輸出旺盛の砌ハ英国ニ対シテハ為替の差ニテ加重の利益ヲ得タルモ、輸出減少と為替の下落ハ双方ニテ損勘と相成候訳也

但し前記鑑理局撤廢の影響ニ哉、貴信の三月十日ヲ最低トシテ三月三十一日ニ至、四月二日追掛けニ、合計一周間以内ニ10ポイント回復致候趣、正金より伝聞致候間、一時3%の大差トシテ御心配の物力差引ニ片則チ1/2%の損ニテ御免ヲ蒙り得る次第ニ付、塚脇將軍ニ対スル御苦心も大ニ軽減致候事と存候、何卒、右騰進前ニ正金銀行と先約等の事ナカリシヲ祈上候、御来示添書ニ種々御苦心の末、三月中及四月十五日迄ナラハ1/16安ニ約定云々の御記事在之候得共、仮令仮約アルニセヨ非常の相違、特ニ乱暴の高下ニ付事情酌量、正金ニ於て歎願ニ応じ呉ラレ候様祈居候

濠州への輸入ニ付テ、又輸出ニ付テも御来示御尤ニ在之、常々当局者へ注意罷在候事ニ御座候  
 第一決算ニ関し其他重要な記事在之候得共、Easter 休日明けの四月廿四日より評価会初り、次周迄継続中、毎早朝より午後二時迄働き居(半数ハブリスバンへ出張ニ付)、疲労を覚へ候、大ニ奮発致候得共、到底今便ニハ間ニ合不申ニ付、次便迄御猶予被成下度候  
 右の次第ニ付、輸出口通信も一ト通り披見無之、若し手落の事共在之候ハ、追て訂正為致可申



候

却説、小生出発の期も前便宇品丸ニテ委員会への往復書信写同封仕置候通り、頓と不得要領ニテ決心仕兼候、過日再電仕置候得共、此丁子ニテハ本年は帰朝見合すの外在之間敷敷とも考へ居候、故人の年忌及紀念会寄付の件等ハ無滞御執行被成下、我等心残りハ無御座候得共、奨励会の件、重役報酬の事等重大の用務も在之候間、三四ヶ月ニテも帰朝仕度、尚交渉ハ致居候得共、如何ニシテも四五千磅の犠牲ハ商売緩漫の際、忍ヒ難き処ニ御座候、貴方重役ニ於ても御協議之上、若し来年迄帰朝延引不苦との御意見ニ候ハ、此書面貴着後御一電被下度候、若し亦タ夫迄ニ都合相付キ候ハ、此方より再電可仕候、但し唯今の考ニては次の日光丸ハ見合せ、六月末の評価会ヲ無事ニ完了シテ、出来レハ外国船ニテも出立仕度と存候事ニ御座候  
右の事情、住吉未亡人へも宜布御伝言被成下度願上候、今便葡萄酒桶托送仕候間、乍御手数早速御引取之上、住吉隠居へ御送付願上候

不取敢右迄、匆々不尽

右

北村寅之助

第八四八号信 大正8年5月27日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、前報後貴信

32号海永丸便本月六日到達

31・33号写同封分 ヶ（本信ハ延着）

34号日光丸便本月十四日到達

31号本信ハ呂宋丸取消の由ニテ、何船歟ニテ本月十二日着

32号 ヶ 五洋丸便も外の船便ニテ本月十三日着

其他封入書類及南米南阿出張員宛通信等、夫々拝見仕候

丹後丸上伸後貴信三十号迄の内、或記事ニ対し逸々御返辞不申上候テハ衷心相濟不申、過日来  
評価会二週間中止中相認可申考案の処、流行性ニアラサル風氣ニテ、用心の為メ中抜き五七日

御断

第二期決算

静養致候為メ遂ニ又遷延の段、不悪御海恕被成下度願上候、今便は不取敢前記貴信御受迄相認候条、是亦平ニ御免可被下候

草案、宇品丸便ニテ御送付被下、又藤井重役特別状ニテ貴輸入部収益概算表共、辱拝見仕候、其後当店メ切後、所得税未納金用意其他ニテ却て損勘定ニ相成候發電ニ対し、貴地四月十九日付ノ電信廿二日着、当地の差引尻ハ次期へ操越可クの御来示承知仕候、而して日光丸便到達、予定案第一号より第五表迄慥ニ拝見仕候、段々の御注意ヲ以て操合方御配慮被成下奉多謝候、大体ニ於て此方何等異議無之、只当支店収益五萬円御見積の処、持越品直下ケ其他ニテ三萬円以下ニ減少致候段、懺愧の至ニ御座候得共、前郵の実情ニ付如何共致方無之、不悪御了解奉願上候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

分讓羊毛手数料六萬円ニハ可相成御見込之由、矢張有難キものと存候

萬事御除才ハ無御座候得共、第三期予算、即貴第五表の如き近来の不況ニ付、或は予定の収益不可能と相成候哉も難計、旁第四表の利益処分案ニ於テ当季の利益約四十九萬円御見積の分、

内五萬円ヲ何等歟の名目ヲ以て第三期ニ御操越被下、則四十四萬円より御予定通り四十三萬五千円ヲ所分シ差引五千円（貴表五萬五千円の処）ヲ乍聊奨励会寄付の事ニ決着仕度存候、併又貴方の御意見も可在之存候得共、不取敢本月十九日如左發電仕候

“Account agreed However please reserve much possible emergency for next account”

右可然御斟酌之上、御協商可被成下哉ニ奉存候

「神戸本店重役による欄外書込」

一応御尤ニハ思はれども、兎角奨励会ニ関してハ根本的ニ了解不行届の点ある様なり

小生の帰朝

本船ニテ是非出發仕度、既ニ準備済ニ在之候得共、何分 Shipping House の資格問題不安心の為メ決行中止の外無之、即別紙当地委員長來信写之通り当季最終後ニアラサレハ何等の協議ヲ見サル次第、甚不都合ニ候得共、無視スル訳ニも不相成、無止其旨併電申上候次第ニ御座候、尚丹後丸便ニテ得貴意置候通り貴重役四君御協議之上、是非共帰朝ヲ利益と御看認相成候ハ、御一電次第、最近便ニテ出立可仕候、但しNSW委員通信の如く七月ニ入り新赛季ニ於テ云々と在之候得共、御承知之通り七八月ハ殆ント休暇ニ在之候間、其間具體的の決議可在之とハ難

考、果シテ然ラハ、来季中、日本滞在の決心ナラサレハ帰朝の功能も減少可致、旁今一年辛抱シテ来春早々ニハ仮令 Striping 割宛犠牲トスルモ其一部ニ留り可申、且ツ市場旧体ニ回復後、新注文の關係も在之候間、大延引の今日ニ相成候以上は寧ろ来年迄出発延期致候テハ如何ニ候哉、御相談申上候、尤も此書面貴着前、丹後丸弊信ニ対し何分の御返事可被下義と期待仕候兔二角、小生出発大延引ニ付、第二期決算処分ハ近日御発布可被下の外在之間敷、賞与金ハ無止一時延引シテ行違此方へ御相談可被下様願上候、而シテ奨励会資金分割の實行、是非本年御発表の御希望ナラハ是亦御相談ニ応し可申、或は此方へ御委任被下敷？、愚按ニテは決定額ハ明年ニ延引スルモ追て本年ニ逆り、奨励会勘定ニ収入シタル配当金ヲ新規増加及初メテの株主へ第三期の決算ニ於テ付加配当スルモ格別違法ニハ相成間敷哉と存候、貴見如何？

「神戸本店重役による欄外書込」

配当ハ兔二角として奨励株交付の事が年内ニ取極度意なり、此点亦少シク見解が違ふ

乍序申上候、当地羊毛評価会ハ本月分前周廿二日より開始、明後廿九日仕舞ニ御座候、其後臨時ニCWC勘定再ヒスカードせし品の評価可在之哉も難計、其他ハ六月下旬最後の一会約式萬五千俵（予定）ニテ落着可仕候、ブリスバンは如既報当地流行病の為メアップレーザ―半数計ハブ市駐在と相成居候間、双方共、比較的余計ニ仕事アル訳ニ御座候（中間休暇時の外ハ）、然

ルニ過日來流行病は檢疫所嚴重の警戒も其効ナク、遂ニブリスバンニ侵入、數百の患者ヲ出シ  
 死人も相当ニ在之実況と相成候為メ、本周より陸路の檢疫撤廢と相成候得共、船便ハ尚警戒致  
 居候

紀念事業

予定三十萬円の研究資金の外、当座の經費として別ニ參萬円御寄付被下候由承知仕候、而して  
 惣て公債証書ニテ御呈供の趣ニ付、現金ニスレハ正味ハ矢張三拾萬円未滿ニテ相済可申も、尚  
 建築費ニ於テも丁度廿萬円とハ參る間敷、成行多少の増額ハ事業の性質上、無止義ニ奉存候

記念館建築設計、名古屋高工武田博士ニ於テ御引受被下候趣、御周旋方奉多謝候

寄付発表校長已下御招待の節ハ、関西の七新聞記者も御招待被下候趣、本懐之至ニ奉存候

倉庫改築と不動産

一再御来示の改築工事、愈御着手之由奉賀候

宿直員及番人家族用付属家屋も粗落成の趣、是等合計本年末の不動産勘定ハ三十五萬円ニ可相  
 成の趣敬承仕候

店員以下の給料

四月一日より御改正支給相成候由承知仕候、但し最近の情況を斟酌し山本一郎・国包・片桐・中井・原口等多少の増減変更の由、御尤ニ奉存候、何も賛成ニ御座候

当地独立登記

の事、ヒユース首相不遠帰任可仕も外国会社の登録ハ甚難事の如く被考候、御来示の所得税ニ付テハ別紙守田生より御受可仕候、尚今後も不怠研窮為致可申候

因記、ヒユース氏の言動ハ不尠日本人の感情ヲ害し候由、此方ニテモ同人の外交体度のアマリ不謹慎ナルニハ種々の批評在之、前便ニ切抜同封仕候マクホン氏（萬国地理興會員）の演説ハ既ニ大毎へ通信電報記載在之候通り、濠州内ニも反対者ハ沢山在之候、但し人種平等問題ハセンチメンタリーニ緊要事項ニハ相違無之候も、夫か為メ支那人も黒奴も同一視サル、ハ我等の嫌焉タラサル処ナルヘク、特ニ日本人ノミ西洋人と同等ナラシムヲ希望スル事故、問題がデリケートと相成候次第と存候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

愈外国会社登録せずとせば国際問題とすべきも、一面独立会社の案ニして外国会社の様ニせず、CosS等の名義ヲ活用して内国会社として登録し、後ニ株式を転ずる便宜法な

き哉

〔神戸本店重役（前出と別手跡）による欄外書込〕

案ノ性質ニモ依ルベキナレトモ、第一、日本国ノ保護ヲ受クル立場ノ關係、第二、名義人ノ貫目ノ關係ニ於テ余程考量ヲ要ス

千住払下げ

問題より東西毛織会社合併の説ニ付、種々御情報奉謝候、何分問題浩大ナルタケ夫的議論も多く、第一合併条件の金の問題ニテ遂ニ不能と相成候趣尤もニ存候、我等ハ寧ロ千住製絨所ハ矢張官營の方賛成、而シテ東西の両会社も独立行動の方、我商店の利益と存候

被服廠南阿注文

御成效之段、乍延引御祝申上候、此注文ニ対し高嶋屋の均霑セサリシハ何故ニ哉？、如命広戸片桐両店員の努力ニ由り、何卒三井出張員等ニまけぬ様満足の結果挙ラレン事、遙ニ祈居候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

之れはへKゝ独占の心組の処、三井が割込みしなり



正金重役変更

御来示敬承、其後出張員の咄ニは重役已下ニも大分変動アリタル由ニ御座候、山川重役も年令の關係上、永く在任ハ在之間敷、同君隱退後と雖トモ、我商店との關係円満ナランコトヲ祈居候

当地の相沢□氏も急ニ孟米支店出張ヲ命セラレ、既ニ本月十七日P O 火船カシミア号ニテ任地へ直航相成、目下山岸君代理ニ御座候、近日元マニラ出張処主任ナリシ人新來の由伝承仕候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

之れハ格別御案じニハ及フ間敷存候

南阿通信

御送付の写披見中、M氏売掛乎約定履行歟ニ対し訴訟ヲ起し居候趣、右ニ対する前田重役の御記事頗ル同感ニ御座候、我商店ハ訴訟禁物ニ御座候間、萬不得止難件の外ハ示談協議ヲ以テ解決致度奉存候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

大正八（一九一九）年

結局訟訴事件ハ先以テナシニテ済ミソ一なり

夫ニ付テモM氏の熱励ハ賛成スル処ニ候得共、今少々若年ナルの關係乎、兎角過進の癖アル様被見受候、各所ニ手ヲ拵ケタル出張店代理店の費用の莫大ナル驚入候、是等ハ大ニ緊縮整理の要アル様被考候、如何?、同地の勝手不案内の想像ニ付、或は不適當乎も難計候得共、一定の期節ヲ定メ Traveller ヲ派遣巡回セシメル事と相成候ハ、逸々 office 開設の必要ハ減少可致哉ニ存候、如何?

〔神戸本店重役による欄外書込〕

過進との見解御尤もなれども、トラベラー巡回ニテハ間ニ合ハズ、支店存置ハ止むを得ざるべし

南米通信

の写中、骨蹄類最後の *strip* ハ大損失の見込云々と在之、是ハ初耳ニ御座候、いつも収益好成績の報ニ接し居候、損勘云々は少々意外ニ御座候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

行違報告済の筈

南阿羊毛

East London の Boyle 氏貴地へ出張致し、今後 Blaker 氏の事業引受けニ付、へKへ代理店タラン希望の由、然ルニブレーカー氏も全然退隠する訳ニも無之、目下最後の御考案中の由承知仕候、萬事好都合ニ相運ヒ候様祈上候、実ハ昨年末よりハ濠毛輸出可能と可相成も相場の關係上其幾分ハ南阿品の方割安の場合も可在之、粗品と雖トモ二三年使用シタル經驗上マンザラ捨タモノニハ在之間敷、多少の注文ハ毎年出ル事と被考候間、代理店の撰択ハ尚緊要と奉存候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

此觀察ハ御尤ニ存候

本年度の買次割戻し口仙の中々ニ有利益ナルハ、最初御交渉の深き注意の賜と感銘罷在候

メルボルの Boyle 氏ハ不幸本年一月病死の由、ポーモンツト氏より通知ニ接し居候、乍延引一寸御報申上候

大沢商会

ハ三百萬円払込済の株式会社ニ相成候由、然ルニ森金氏等重役割宛の株金の少額ナル驚入候、全ク藤井君御来示の通りの京都市ナルベシ、但し日本の商店ハ兎角主人ニノミ過重ニシテ、奉公人ニ優渥ナル待遇ヲ与ヘツ、アル我商店の如きハ稀有と存候、尤も一昨年来、成金全盛時代の変体ハ全ク一時の発作熱ニシテ、亀鑑トスヘキニアラスと存候

南為商店

非常の好成績ニ付御来示敬承、如何ニも御同慶の至ニ御座候、徳二郎君ニ対し特ニ御悦申上度候、但し資本金ニ対し異常の収益ハ多く見込商売の順調ニ由ル事と存候、何卒、其反動ナキヲ祈上候

NYK Rebate

濠毛禁輸時代の Top No.1 の計上ハ約束違反云々の議論生し居候由、何卒、有利ニ解決致候様祈上候

以下、五月廿九日認

貴信廿九号状第一葉ニ於テ、聯邦政府対 Highes 訴訟事件ニ関シ八百長云々の御鑑察ハ頗ル皮肉ニ候得共、実ハ左様疑ハレテも致方ナキ仕義ニ候、殊ニ stock 換貨の必要云々、全く其通りニ御座候、何分事件があまり大キク愈裁判所ニ出ル事となれハ、双方の費用も非常の額ニ上ルヘク、旁今日迄睨合の俣経過致候ノミナラス、NSW 政府の斡旋モアリタル由ニテ、一旦休業セシ工場も今周より one shift だけ運転し、職工の困憊ヲ保護スル事と相成候由、加之、メルボルンとの交渉も大ニ融和シタラシク過日の offer と相成候得共、当店ハ不幸？遂ニ御注文ニ接せず候得共、三井ハ最初よりハ大分減少の塩梅ナルモ若干注文接手、俄二本船ニテ輸出の由ニ御座候、委曲守田生より御報可申上候、併残額ハ如何ニ処分可致乎、英国羊毛セリ市及 Top 相場も強氣の入電ニ候得共、仏国歟伊太利ニデモ交渉成立セサレハ英国ニハ買手在之間敷被考候

ノイルも此方へ再電無之ニ付、三井よりの offer、即此方への御指直より半片高ニテ八百俵計全部昨日 accept 致候、其中ニハ X B も一部交り居候由伝承仕候、但し本品は此方へ再電無之共、貴地ニ於テハ三井と共同の御約定と了解仕候間、此取引ニハ防害的行動ハ取ラサリシ処ニ御座候

仮令少数ニテも Hughes の品 3. 七十九片、4. 七十八片ニ売行候とすれハ、過日成立致候 W 四十六萬封度七十八片半は割安と存候、定メテ東洋其他ニテも御満足被下候哉ニ存候、尤も H の残高ドーシテも売行不申候様ナラハ、追て七十五片前後ニ閉口致候哉も難計候、併夫迄ニハ多少の時日も可在之、其間 W 既約品ニハ何等影響無之様祈居候

W ノイルも御來電前より交渉為致居候事也

「神戸本店重役による欄外書込」

此時ニハロンドン五月セールの結果未詳ナリシナラン

小麦

本月上旬ニ於て一時ハ 35/1 運賃ニテも不引合の來電ニ接し、恰も新穀の季節ニ付暫時ダメとアキラメ居候処、一周間ナラスシテ 30/1 運賃ニテも不苦の急変入電驚愕致候、何歟の原因アル事と存候得共、大体は十月一杯免稅、其後は有稅ニ復歸致候点が眼目と被察候、兎二角、段々の御尽力ニ由リ壺萬六七千噸の約定成立は御同慶の至ニ御座候

品物撰択方ニ就ては大沢店員必死尽力致し居候間、庶幾くはお得意の満足を得とハ存候得共、

既報之通り 16/17 年産は当地ニテも問題ニ相成居候如く欠点付の品ニシテ、段々格落と相成傾向ハ不免の趨勢ナル上、実ハ小麦局直接買入ならハ大ニ安心ニ候得共、直接ニテハ矢張 ㊦ 以下まけ不申、不得止、思惑屋のヂョージンなる仲買より亦タ買ニ付、甚心苦敷存居候処ニ御座候、一時は貴方不況ニ付、彼等の見込買入タル (㊦) 乃至 (㊦) ニテ) 七萬二千噸は如何ニ所分可致乎、内部ニハ増田屋も關係 (鈴木名ニテ) 致居候哉の想像も在之、旁彼等無鉄砲ナヤリ口ハ非常ナル危険ニシテ屹度困憊可致哉ニ存居候処、豈計ランヤニテ貴方景況回復の為メ今日の噂ニテハ全部日本へ輸出サレソーナルハ我等ニハ意外ニシテ、全ク彼等の思惑適中、不尠利益ヲ絞ラレタルヲ遺憾ニ存候

「神戸本店重役による欄外書込」

之れハ思惑の程度ヲ通り越シテ、バクチか政商的、万一の逃げ道ヲ作り置キテノ事ナルベシ、遺憾トするニ至らずと存候

亦タ小麦局より直接ニ買入れ ㊦ 支払候テも、品物サヘ夫的優等ナラハ二三片の相違ニテも不苦と考へ候得共、大沢店員地方へ出張実地研窮の如く、品物の出テ来ル処ハ惣テ同一ニ付、㊦ 奮発スルモ夫タケ上等計撰抜キ不出来の塩梅ニ付、不得止、ヂョーガソンより買入候次第、不悪御了解奉希望候

勝田代理店

前記小麦積取の目的にて社外汽船三隻御約束相成候ニ付、当支店ニ於て代理取扱方御来電奉謝候、乍赤面汽船取扱ニハ何等の経験無之候得共、研窮の為メ荷扱手数料一 $\frac{1}{2}$ %ハ甚僅少ニ過クル様存候得共、無口仙ニテも取扱ヒの覚悟ヲ以テ御引受け可仕様返電申上候、何れチャーター約束書到着の上、更ニ研窮可仕候

但し戦争已来、石炭取引ニ同盟的組合在之、其列外の者ハ供給ヲ得ルニ困難ナル哉の説も在之候得共、是等ハ組合の仲買ヲ使用スレハ難事ニ無之様存候、其他税関手数、棧橋揚屋の借入(港務局より)、水先案内等格別六ツケ敷事も在之間敷存候得共、或ハカストムエゼント使用の必要可在之も難計候

脂肪

引続きレコードを拵へテ又破ルの暴進ニテ、本日も $\$63\frac{10}{100}$ セリ市高直ニ御座候、今日ヨリ見れハ、レッドバンク牛脂 $\$58$ ハ早く売過キタ形ニ候得共、不得止候、ブリスバン船待の七十五噸モ転売方御来電ニ接し、遂ニ $\$61$ 正味ニテ転売致候、此分掛改メニ候得共、格別目欠ハ在之間敷、只数ヶ月の倉敷と利息ヲ食ヒ居候間、掛り物ニテ多少差引在之候得共、結局七十五噸ニテ勿驚 $\$1000$ 計ハ抜け可申勘定ニ御座候、コンナ事が二ヶ月も以前ニ分り居れハ忒



百噸位ハ \$47 前後ニテ樂ニ買入レ出来（ブリスバンニ於テ）致したるも、何分、日本行火船寄港ナキヲ恐レ、多少先高の見込ハアリシモ振ツテ思惑ヲ成ス能ハサリシハ、矢張凡夫の悲サニ御座候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

之れハ純然たるへK 臨時収得トナレ得ベキ立場なり哉、如何？

竜動セリ市は Prime Mixed \$79 迄売行居、尚強氣の由、マント老人先達「ゼンソク」ニテ転地療養中ニ在之候得共、昨年之グラッドストーン式百噸の後、Mixed 百噸余見込輸出致候間、此処一寸当り屋ニ御座候

〔欄外書込〕

英国行運賃ハ £9 ニ御座候

併あまり暴騰致候時ハ蠟燭屋・石鹼屋の原料難洪と相成候間、再ヒ政府干涉策実施と相成候哉も難計、茲三四ヶ月の内ニハ又下落可致哉ニ我等ハ弱氣ニ候得共、神様ニアラサレハ前知難致候

夫ニシテもグリスリン会社の貯蔵品ハ頗ル有利ニ相成居候筈ニ候得共、貴方ニテハグリスリンも下落致居候事故、英国在荷の如キ勘定ニハ相成間敷、遺憾の至ニ存候

オリイン

例のキッチン氏頑固一点張ニ付、わごより多少ニテも直引為致度交渉引張居候中、五十噸の外ハ供給せずと断り来り候為メわごニテ式百噸引受け置カサリシ此方の手落懺悔致居候処、貴方の形勢一変シテわご以上不用の御來電ニ接し大安心仕候、幸ニ貴方御手違ニナラサリシ様祈居候、目下わご杯申居無茶ニ候

「神戸本店重役による欄外書込」

跡高を見ての今日だから言ふ訳でハナキモ、倫敦わごダカラ日本行わごと言ふのをわごと値切りたるハエライ勇氣と感服の外なし

但し此方如此暴騰致し候ハ、グリスリン会社製品の売捌ニハ御便益と存候

岡部正氏の死

五月五日布哇惣領事より当地清水惣領事へ同君自殺の報入電の由、同日鈴木商店より筆者へ電

話アリ驚入候、早速見舞トシテ同店へ往訪致候処、鈴木氏ハメルボルンへ出張中不在の由ニテ西脇氏面談致候、種々情報ヲ綜合するニ亜鉛鉱石十五萬噸の約定事件、其他諸種の事業ニ手ヲ扱ケ候仕末中々容易ナラス、サスカ豪放の同君も非常ニ頭ヲ痛メタル如ク、当地滞在中も雇外人等の支配振頗ル不満足の如く被見受候、五月中旬当地出發の節ハ元氣ナリシ外見、又オー克蘭ドニテ流行感冒の為メ檢疫停船中、筆者より見舞發電ニ対し簡明の返電在之候得共、五月下旬同地出港前より既ニ精神ニ異状アリタルカ如し、清水氏及西脇氏への來信ヲ披見するニ慥ニ正氣ナラサルヲ察セラレ候、一昨日米國メール入船の為メカ遂ニ昨朝昨夕のテレグラフ及イブニング新聞ニ記載致候、今日迄小生等ハ内秘ニ致居タルモ是カ為メ世間ニ發布サレ氣の毒千萬、殊ニ子女九人も在之趣妻女の心持如何、寔ニ同情ニ不堪候、為念新聞切抜同封致候、幸ニ頗ル穩当の記事ニ付、惡敷評判ニハ相成間敷、故人の為メ悦居候、併貴地の新聞ニハ當時既ニ記載致居候哉と奉存候

近着新聞中、別紙切抜の如キ神港汽船より百八十萬円の損害出訴の記事在之、按するニ会社の内部ニハ種々の雜件相起り居候義と奉存候

新聞中貴地鉄商・亜鉛工業等、平和風已來非常の暴落ニ付、銀行家又ハ政府の救済ヲ迫り候塩

梅、当方ニテも銅価暴落ニテ鉦山の閉鎖スルモノ頻々、工夫の解雇夥敷候為メ銅山国有等中々紛糾の様子ニ御座候

戦争中莫大の収益ヲ得シモ相当の予備ヲ怠り、遂ニ窮境ニ瀕し候段、元より当局者の失態ニ候得共、其相談（救助の）ヲ傍觀スルヲ得サル政府者も厄介ナ者と存候

但し近日出港のマドラス丸積荷の重ナルモノハ、ニューカスル製工場の鋼物材料の由ニ御座候

沿海汽船水夫の  
ストライキ

過日来開始致し居、厄介ナ事ニ御座候、本日の新聞郵寄致候間、御閑暇もアラハ御披見可被下候、夫カ為メ炭山閉鎖致候ものも不尠、政府ニ於テ仲裁干渉中ニ御座候、幸ニ大事ニ不到恢復ヲ祈居候

萬一、棧橋人夫等ニ波及致候哉も難計、勝田汽船代り引受、又はチャーター等の場合の御用意トシテ過日一電申上置候事也

当店輸入部

貴方輸出商としての準備整頓と共に不動産勘定拡大旁、此方販路ニ於テ一層努力ヲ要ス云々の御来示御尤千萬ニ御座候、貴店口仙引上げの件も既報の通り實際の勘定ニ付如何共致方無之、

萬一競争の場合ハ支店無口仙ニテも貴店ニ聊のユトリ在之候ハ、損ニナラヌヲ目安トシテ尽力可致候事ニ係員へ申聞居候

「神戸本店重役による欄外書込」

純理より申せバ不動産の拡大の為ニハ無之候

過日來電のタオル工場の仕事殆ント仕舞ニ付、継続の仕事の件御同感ニ御座候、直ニ当地其他へ電信郵便ヲ以テ交渉奔走致候由ナルモ、何分相場割高の為メ、或ル向キハ少々は買氣アルカ如キモ直段ニ於テ閉口の由、一般人氣沮喪の折柄、実ニ不得止立場と存候、夫ニシテも多年雇続ケタル織屋の工場ヲ他人へ譲ル事ハ如何ニも残念ニ在之、何と歟工風シテ目先キ多少の損勘ニテも工場の借り賃トシテ右左ニ売行宜布寸法のタオルでも商店の責任ニテ御製造被下候事ハ如何、当店係員へも種々相談致居候事ニ御座候、今便何と歟御返事可仕ニ付、貴方重役ニ於ても御協議の上、多少の犠牲ヲ忍シテ仕事継続の御計画被成下度希望仕候

「神戸本店重役による欄外書込」

左様致居候

先達無相談ニテ手袋返送之件ニ付、御来示御尤ニ存候、其当ても御断申上置候得共、尚今後ニ付テ大西店員へ種々申聞置候

為替打歩の乱調

南阿輸入羊毛ニ対し種々御配慮被下、予約後周日ナラスシテ<sup>10</sup>。も再騰ノ為メ非常の御迷惑と相成候由御同情申上候、何卒、正金ニ於テ特別ヲ以テ予約取消呉候様祈上候、其後も引続き再騰の形勢ニ在之、小麦輸出ニ付テも予約可然説も在之候得共、貴方の用意も可在之、羊毛ニ就ても今後ハ矢張注文主の負担の旧慣復習の事ニ御交渉被成下候ハ、臨時の収益モナキ替りニ却テ安心と奉存候、御成効祈上候

運賃詐偽

時世の変化と共に新規の泥棒手段発展ニハ驚入候、深き御注意ヲ以テ未前ニ予防被下候段御礼申上候

〔神戸本店重役による欄外書込〕

御礼ハ痛入候、併幸ニ荷物もスリ替ラレ居らず、無事荷渡済を確め安神致候

合資会社解散案

詳細の御来説奉謝候、貴方御都合円熟次第可然御実行被成下度候、今迄各役所上納品ニ付、何等の故障ナカリシハ全く多年の信用ニ由ル義と存候

店員席次

の件ニ付、再御来示奉謝候、其後ヨク々々考へ居候得共、偕好キ考案も出不申、前田惣務の権限ニ於テ御決定被下候事も一手段ナリ、又重役協賛ヲ以テ毎年決定相成候テも可然、ドーシテも夫ニテ融和六ツケ敷ナラハ如来命給料順、同給は年令ニ由ル事可然乎、若し各員の心得サヘ穩当ニ礼義ヲ知覚致居候ハ、ドーデも宣布事ニ候得共、大勢（多数）の事故、不得止必要ヲ生し候ナルベシ

御礼

前便本船ニテ送呈致候葡萄、到着状態不良ナリシニ付、種々御手入之上、御配送被成下候由御好意奉謝候〔後略〕

実ハ本船ニテ帰朝の考案ヲ以テ、ミヤゲ物杯先頃来夫々用意仕候中、前入四藤四君へ差上度、上海製机六脚（二脚ハ小生用）林ドクトルへ注文致置候、既ニ藤井君へ御依頼申上候得共、何

卒代金御支払之上、御分配置被下度候

人事

昨年八月依頼休職中ナリシ亀山店員帰来復職致候由、輸入部ニハ好都合と存候、折角御指導被成下度候

中藤見習員解雇之事、賛成ニ御座候、左様の薄志弱行の徒ハ店員払底の折柄と雖トモ淘汰必要と存候、三木準店員病身ニテ辞任の事、不得止と存候

国包店員、南阿紛糾時代ニ処シ大ニ努力致居候塩梅、何卒、引続き名誉回復的勉強実行致候様祈居候、滞在延期許可ハ好都合と存候

中井店員も帰朝後南阿近来の出来事ニ反省シ、大ニ御訓戒御鞭撻被成下候由、大賛成ニ御座候富森店員、南阿派遣の目的ニ付、29号信15葉ニ御来示の件、賛成ニ御座候、愈四月上旬ヒマラヤ丸ニテ発程の由、香港より筆者宛一書入手仕候、前途の成効ヲ祈居候

南阿滞在期二ヶ年ニ延長許可相成候趣、仕合ニ御座候、從テ片桐店員今一季滞留の事ニ相成候由、是亦御同慶申上候〔後略〕



購馬委員及陸軍將校二名無事帰朝之由、承知仕候

被服廠長千住製絨所長の新任ハ新聞ニ披見致候、矢野氏時代の三井氏主計監ニ成ラレ、八木氏廠長ニ相成候等、矢野氏ハ今昔の感可在之、過日久々同老より来信、昨年来御当人初メ御家族ニ大病人沢山ナリシ由在之、氣の毒の事ニ奉存候

Sydney Clarence 夫妻ニ付テハ種々御配慮奉謝候、船中より病氣其他ニテ段取変更と存候

大山卓尔君ハ本船ニテ帰船致候、其他日本人船客十二三人も在之哉ニ伝承致候

故店長在世中より当支店会計検査方倚頼致候J・ジョンソン老人、昨年来病氣の処、七十四才ニテ此程死去致候、曾テ店長来濠の節、採影セシ後列の老人ニ御座候

過日、鈴鹿主人来信中、原幸二郎氏一時八十萬円斗も収益の処、木造船等ニ手ヲ出し水平線以下、尚八萬円斗の欠損の由、氣の毒の事ニ御座候、例の買好キニ付、下り場ニハ必ず巻添へ相成候

一昨年常陸丸沈没の際、捕虜トシテ永々独乙ニ抑留セラレタルミカド商会行大藤某ハ先般解放、

無事喜望峰市迄帰還、其俣任地ニ從務致候由、見上ケタ決心と存候、大概の者ナラハ一旦日本ニ帰国休養之上、再航スヘキニ其俣ニ任務ニ付キタル耐力感服致候、但し此男ハ当世の所謂軟文士の雛子ナルカ如ク、下ラヌ文章一句時事新報紙上ニテ散見致候、仏語が少し出来ル由、果シテ商人トシテ成効スヘキニ哉？

「このほか店員結婚、店員父親死去の弔意などについて翻刻省略」

御願

前田重役へ御依頼申上候、御多用中甚申上兼候得共、茲元封入元当店員松田貫一君、其後N Y Kニ入り、又独立營業失敗後、森金の世話ニ成り居りし人ニテ、或ハ御面会被成候哉も難計候、此人今回無資本ニテ才取デも初メ候ニ哉、無心の手紙ニ御座候、小生是迄金錢の立替ハナキモ屢忠告シタルモ利用シ能ハサリシ人ニテ、別段補助スヘキ義理モナシ、又可愛氣ナキ男ニ候得共、日暮レ途遠し、果シテ成効無覺束哉ニ存候得共、一片氣の毒の感ナキ能ハス、到底返金ハ六ツケ敷哉ニ存候得共、三百円カ五百円迄ナラハ貸シテ上ケタクも在之、就テハ若し夫位ニテ役ニ立ツ様ニ哉、一応本人へ御面会の時間御割愛之上、事情御聞取被下、諒トスヘキ様ナラハ小生勘定より御出金之上御交付被成下度、乍恐御依頼申上候

先は右迄、草々不尽

北村生

大正八（一九一九）年

三四七

号外信 大正8年5月13日

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

第二期シドニー  
決算報告追記

報告中、IX頁中輸入手持品切り下げ額約五千£とせしは筆者の誤筆に有之、既に売約済受渡未了なりし糸屑丈けは原価額二二二〇£其俣手持品表に記載致し候為め、實際原価切り下げ額は如左に御座候

手持品原価金額	一八、七七一£
棚卸表評価額	九、九三八£
原価切り下げ額	八、八三三£

所得税

聯邦昨年度、則ち当店決算昨年九月三十日迄の一ケ年に対する課税額は予期の通り 55610.8.9 の通知に接し、来六月二日迄に支払の事と相成居候

外に過去の分に対する追徴 ￡864.15.2 も同時に支払を要する事と相成り、又復重荷に兎附は  
愈々苦痛に候へトモ、致し方も無御座次第に御座候

其成行は藤井重役の御記憶にも存し居候儀と存じ候へトモ、概略の説明如左に御座候

聯邦第一回届出ハ恰モ守田不在ノ時ニシテ、一九一五年六月ニ了ル一ケ年ニ対シ一九一四年  
九月ニ了ル一ケ年分僅ニ ￡1024 ノ届出ヲナシ、其後除去課目ニ於テ ￡365 ハ allow 出来  
ズトノ事ニテ、結局 ￡1389 ニ対シ納税済

第二回ハ特ニ一九一六年六月三十日終了一ケ年ノ仮決算ヲ作り届出、是亦納税済

ナリシガ是ハ事実非常の反則にして、此俥に致候事は甚だ危険にして是非共全部改正の届出の  
要ある事を当店備臨時会計監査人よりの注告あり、折柄輸出利益を当シドニー店の収益とせざ  
る事に州当局者の承認を得、同一筆法にて聯邦当局者を納得せしむ可き機会なりしたため、萬事  
其方の呼吸を心得居る Accountant に委任し、訂正届出の結果は如左物と相成り、是れにても  
輸出租益額を差引き、輸入及日本行以外の取扱品収益丈けに御座候

1915年度 ￡ 10,986

大正八（一九一九）年

1916 〃 　　£ 2,857 (+552)

〔欄外書込〕

当店ハ単ニ神戸本店の代理者ニ付、輸出品ハ一切利益關係ナシト高唱シ、輸入品の利益  
ニノミ由リテ経営シツ、アルモノとの届出ガ通過シタルナリ

第一表の如きは実に桁違ひにて、其当時も遂に躊躇せし処なりしが、所謂誤て改むるに憚る勿  
れにて、是れ等に対しては可然説明を加へをさ候処、約十八ヶ月を経たる今日に至り、遂に其  
結末を見るに至り候次第に御座候

但シ第二年分より除去し置きたる修膳費及家具消却費 552 を引去り得ざる事と相成候為め

1915 へ 追徴額 　　£ 1796. 6. 6

\* 1916 へ 割戻シ額 　　931. 11. 4

差引未納額 　　861. 15. 2

〔\* 印欄外書込〕

1916 年度訂正額ハ輸出利益ヲ除去シタルタメ最初ノ届出額ヨリハ結局 54,078 減少ト

相成候タメ該年度ニ対シテハ此割戻シ税の得ル事ト相成候也

にして修膳費以外全部当方の希望通りにて通過致候形と相成居候は幸なれとも、右追徴額は文句なしに支払はざる可からざる性質の物に有之、只此際一層の苦痛を覚へ候次第に候

#### 輸出品利益

を当支店<sup>の</sup>に編入せざる事は於茲漸く安堵の思を致候様なれトモ、此頃に至り又復新聞紙面に披見致候処に依れば、海外に得たる収益額に対しても課税する事は明らかに致候様にして其内容は不得要領に有之、実は尚一段確め度とは存候ヘトモ、我等としては藪蛇の怖多く、可成寄らず障らずに注意罷在候

但し昨一九一八年度以前にて、何れにしても溯らざる事と相成居候如くに候

#### N S W 州

税務署よりは未だ課税額の通知に不接候ヘトモ、却て当店届出書支出額内容等に対し一層詳細の説明を要求し来るなど誠に感服致さるも、当方も今は後暗き事無之、只過去に於ては大目に見たる支出除去額に故障ある位にして大違算は無之見込に御座候

## Stock 評価標準

額は普通原価にて見積る事を税務署の原則と致居候如くに有之、今年度の成績不良は何れの商人も同様なる可く、従て政府は収税額の大減少を防ぐ意味に於ても届出額の内容調査は一層厳を加ふ可く矢釜敷相成候へば、当店最近の stock 50% 引きも問題と成り兼まじく幾分杞憂罷在候

貴店に於ても已に御配慮被下候儀とは存候へトモ、右等の事情に付き未納税金宛として貴店御保管額の幾分はシドニー分として御留保被下候様御願申上置候

## 輸出統計

自大正七年四月一日至八年三月三十一日、一ケ年間統計表作製の上、以今便御送申上候

貴店宛インボイス額百萬八千余  
と相成候

五月九日

守田認



重役状附      Per Nikko      29 May 19

所得税ノ件

先般日光丸便にて守田認め状初頁に「六千七百£」とせしは貴状御指摘の通り誤筆にして、同状次頁記載の如く七六〇〇£以上は *5/1 per 5* なる事、御想像の通りに御座候御来示の比較数字は大体に於て貴表の通りにして、個人と会社との聯邦税に於ける負担の差は全く莫大なる物に有之、会社登記成立の速ならん事を望むに切なる儀に御座候

終局迄追及して課税する問題に就ては前便決算報告にも追記致置候如く、近来此問題を一層明瞭にして課税励行致候かの如く稅務署の意見として新聞に見受け候に付、不取敢、専門家の意見をも徴し置候処、文面通り解釈致候へば当店の如きも其厄を免れざる如くに候へトモ、此記事の公にされたる後に於て課税されたる当店の標準は、何れも当方届け出希望通り輸出無口錢にて通過したる形と相成居り候事は既報の如くにして、幾分安堵の思を為せしも、依是、全くの安心は成り難く、一日も早く会社組織に肩替へ致し度は勿論に御座候へトモ、同時に後日萬一の場合に於ける追徵税等の準備金を保留致しをくの必要有之候、御詳知の通り当支店にて仮勘に保管し置きたる金額も相当に有之、又同様の性質収入金にして本来なれば是等準備宛とし

大正八（一九一九）年

三五三

て保管致し置く可き金額の全部は当地の帳簿体裁を宜くし、可成丈け二重課税（濠州及日本の）を免る、可き意味に於て、全部不自然ならざる方法に於て貴方へ振替濟なり、又今後も同様取計ひの必要可有之と信じ候に付き、第二期に於て計上されたる純益及今後正式に計上さる、支店純益額を以て、昨年度及今年度以後の所得税及戦時利得税に宛て余益を生じたる場合は、是れを当支店に於て相当額丈け保管するか、又は貴方へ振替へ、貴店に於て御保留願ふかは其時の状況に依て臨機の処置を講ずるを以て適宜の方法なる可しと存じられ候

将来の商況を今より予算致候事勿論困難の儀に候へトモ、目下の状勢より觀察するに來るべき第三期及第四期の当支店純益額は貴店利益へ計上するには至る間敷、覺悟を要し候事と存じられ候

尤も公に当支店利益に算入せずして、貴店の利益に振替へ得る物は若干有之候事と期待致し居り候

### 他店の振合

大倉組は最初より単に羊毛バイヤーとして出張し居る者なれば、何等取引上の収入なしとの意味にて届出ざる事と相成り居り、其俣今日に継続致し候由に御座候

三井・正金等の立場は領事を通じてなりとも研究致候事も御来旨之通り慥に一案に有之、啻相互實際の立場を打開くるために当店最近の届出方法を發表する事は一寸考へ物なれトモ、不日

考究の歩を今一段進め可申候

御尋ねの「マーテン」の件は全く我等の爲め一参考好資料に有之、其後判決非常に永引きし模様にして、遂に新聞にも表れざりしが、其成行及結果を取調中に御座候

を免る、防禦手段として、不自然ならざる程度に於て可然手加減致候必要なるは今に始めぬ事に候へトモ、今後は一層是等の点に於て意を用ひ可申候へトモ、御心附きの事をドシ々々御教示被下度願上候

此頃の「タロー」転売益額の如きは前年の例に一層研究を加へ、当支店帳簿に記載せずして直接 Y S B 為替にて貴方へ御振替申上る事と致し居候、貴地よりの輸出品口銭増率も此問題に關聯しても亦有意味なる事は、已に当輸入部係員へも説明致し置候処に御座候

又先般「S」の輸出口銭率 $\frac{3}{4}\%$ を $\frac{1}{2}\%$ にでも変更可致歟、御意見伺ひ出で置候は本品も平時状態に復し候へば、口銭率も戦時に於ける如き事には參る間敷、且ツ愈々会社組織と相成り、輸出口銭を計上する場合の用意に、今より引下げをき候も一手段ならず哉と考へられ候爲めに御座候

支店傭人にして、輸出部に三ヶ年半実直に勤続致し居りしWフックスは、何分健康不良にして City Life に堪えず、医師の言に依り遂に田園生活に移る事と成り、乍遺憾依願解任致候  
藤井氏御存知の「カールトン・ウォーター」も此頃仏国方面より無事帰濠致候、当店も羊毛の本業を取り上げられし今日、増員の要は無御座候へとも、戦地より帰り来りし者にも有之、当人の希望次第にては再傭入の事とも可相成候

## 羊毛研究生

増加の事は貴方にて御詳知と存候へトモ、目下「テクニカル・コレジ」へ通学致し居候者は岩井商店より二名、三井より二名有之、不遠茂木其他よりも入学の計画なる由に御座候、併し同学校羊及羊毛課は追々不完全と相成り、有益なる智識を克ち得る好機関とは難申、殊に本年は悪疫流行閉校勝ちなりしたため、新来の日本学生諸君は失望となまけ癖にて、身に染みて勉強も致し居らざる模様ニ候

尤も同 Class の歴史的人物たる「ホークスウオース」氏は遂に老年其職に堪へずとして本年限り引退、後継者は若手なれトモ中々シツカリ致居候様に付き、或は改進を見るに至る可きかと存じられ候

大阪毎日シドニー  
特電

なる物は本年一月以来「エバンス」なる人に依て担当致され居候事は已に御報申上置候処にして、其後注意致居候へば平和会議に關しても屢々長文の駄電少からず、夫れは直接我々の影響無之候へトモ、最近「小麦の不正輸出」などと大活字にて公に致され候事は關係者を *mislead* する事少からず、其他にも再々比例散見致され候様なるは遺憾迷惑に御座候

早魃大ニ破ル

約二週間以前よりの大雨はNSW州中殆ど全部に普及し、此度こそは一般大に愁眉を開きたりしが、其後も引続き雨勝ちにして「シドニー」市内外の如きは屢々豪雨猛烈に低地は出水の厄に遭ひ、市内の者は閉口罷在候

過去六十年間の一ヶ年平均シドニーの雨量は4802ポイント（則48インチ2）にして、本年は元日より五月廿七日迄の間に既に三四一四ポイントに達し居候

悪疫インフルエ  
ンザ

は漸く底が見へし模様にして、同病死亡者として発表さるゝ者は少数にして論ずるに足らず、安堵の思を致し候、当支店員も已に全部復務致し居候間、御休神被下度候

右

守田認

大正八（一九一九）年

三五七

号外信

大正8年6月27日

安芸丸便

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

拝啓

各位愈々御健祥慶賀の至りに奉存候

北村支店長には過日「メルボルン」より御帰市後、聊か御風邪の気味なりしも今周は今季最後の評価にも有之、押して初日は御巡廻相成候へトモ、幾分日頃の御疲労も加はり、気分勝れられざる為め昨日も半日御来店、羊毛を休み店務を御覧相成候へトモ、今日は少しく寒気を感じられ此頃の事とて特に御用心の意味にて自宅御休養相成り、従て今船便御執筆の機を得られざりし段、不悪御了承被下度御願申上候

但し軽微の風邪にして「インフルエンザ」の気味は無御座候に付、茲一兩日の御静養にて御全快相成候事と祈待罷在候次第、御配慮御無用に願上候

北村支店長御帰朝の問題は、何分来季に於ける評価会及 Shipping House 割宛未決の爲め決定難致事、既報の通りに有之、南京丸貴状待受け居候次第に御座候

右支店長御指命に依り執筆致候

当地の悪性及普通「インフルエンザ」の流行猛烈、怖る可き有様は今便会計部状にて御覧相預候如くに候へトモ、幸ひ当店は直接間接にも其厄を免れ居候間、御省慮被下度候

藤井重役へ申上候

日本人会幹事改選の様様は別紙回章写の如くにして、中野の奥君は毒にもならず又薬にもと仲間入りをさせられし如く、其他は皆新しき連中にして所謂運動家連、則ち若連の大将株にして、此地の同胞間にも大に「デモクラシー」気分が漲り始めしを証し候、幸に「ポリシエビズム」の仲間入なきを祈り居候

正金の石井、大谷、領事外ニは大体に於て三井の卜部、正金の田村、鈴木の添田、店よりは大沢君の積りなりしが、大勢は世界的にして幹事中には内々運動したる者もありしとか、三井丈けにても十七名の会員を有し、其殆ど全部は卜部氏すらも新来次席者にして運動家（幾分野心

家?) たる井上派にして、今は本会も或程度迄成行を觀るの外無御座候  
清水総領事は来八月一日發丹後丸にて御歸朝に決定の由に御座候

以上

守田治平



号 外 信

大 正 8 年 7 月 11 日

イースタン便

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

ハ当店届出額  $\$8,183$  なりしに、雑費差引額の内より接対費と見做さる、物及寄附金（慈善事業等）並に「タイプライター」消却額の一部は控除し得ずとの理由の下に  $\$225$  の異算を生じ、結局  $\$8,408$  に対し  $\$525/10/0$  支払の事と相成候

過去に於ては如此厳密ならざりしも、右は所得税法ニ依れば議論の余地無之、只当店は他に広告費用の支出なきを以て該金額（接対費と認めらるゝ）の大部分は広告費なる解釈を以て弁明したるも、他にも同様の説明を為す者少からざる由にて遂に容れられず、止むを得ざる次第に御座候

今後は又其考を以て可然整理の考に御座候

右課税率は会社率の Flat Rate  $1/- + 3$  pence per  $\$$  にして、個人勘定なれば御存知の如く  $\$250$  の Allowance を天引し得る訳なれトモ、会社扱の為め其特点を得ず、納税額約  $\$50$

の損と相成候

是れは稅務署が当店を事實に於て会社の支店なれば、現在北村名儀にて登記され居る共關せざる處なりとて会社率扱を受け候、是等は争論の余地なきに非る可きも、是れは先般特に輸出品利益別勘定の取計ひを認容されたる時に起因する物に付、泣寝入りの外無御座候、聯邦も同様の見地よりして会社率と致し呉候は、大に歡迎する處に候へトモ、聯邦よりは引続き個人扱にて此方より変更を請求する筋合の物にも無之、何れにしても弱き立場に御座候

## 聯邦稅

1918 年度及追徵稅額（既報の通り）26,483 は六月二日限納稅の命なりしも、特別交渉の結果、半額宛六月廿五日及九月廿五日迄無條件延期ニ容れ候為め、依是生ずる利息約 20% を節約し得たる訳に御座候

## 戰時利得稅

当店の分は未だに何等の通知にも接せず候へトモ、前言の通り本稅は本年六月三十日限り打切りと發表致され候、但し当店は本年九月末日迄の計算にて起算さる、事と相成候へトモ、本稅を課せらる、丈けの利益を計上し得ざる折柄、何等の影響も無之筈に候

本稅の反對熱は引続き猛烈に最初より全部撤回の運動盛にして、政府は予算の如き好成績を挙

## 同業者の立場

げ得ざるに拘らず、之れに要する労費重大にして頗る閉口苦心致し居候は事実なれども、今日と相成候以上、出来る丈けは取立て候外なかる可しと存候

過日三井の卜部出張所長と懇談の節聞き得たる処に依れば、「シドニー」出張所は三井の支店として登記済なれトモ、所得税届出は独立勘定として取扱居り、輸出入品共に利益額を計上し居候、殊二同社各支店は何れも各店収益額計上の多きに努め（夫れがため弊害は伴へトモト卜部氏附言）居候為め税務署としては文句なき筈なるに、夫れにても再三帳簿の取調べ等を受け面倒に付き、近來は所得税専門家に一任しあり、其後とても時々帳簿検閲を受けし事あるも、結局、日本乃至其他の利益に追及さるゝが如き厄は免れ居れりとの事に御座候  
要之、三井の届出方法は当店が輸出勘定を別物とする特種の取極め成立前に為し居たると同様の物にして、三井の帳簿検閲の結果、輸出入収益額が Fair と認められし為め、夫れ以上の面倒を惹起するに至らざりしならんかと察しられ候

YSBは普通商人と取扱を異にする立場にも有之、当支店の決算通りにて通過致し居候由に御座候、但し日濠貿易大発展の時に連れ、銀行の成績も同様なる可しとの意味に於て或る程度迄の照会はありし模様候

Martin Co

に関する Supreme Court の判決ハ、別紙の通りに有之、是れ丈けにては要領を得ず、結局、Court of Review (凡しの所得税問題を処理する処) の判決は、同社が当地にて得たる利益と英本国にての混益 (NSWより輸出羊毛の) と合したる物の半額を NSW州ノ課税額とする事に落着せし由に御座候

依之觀れば矢張り或程度迄は最後迄追及して課税し得るも、夫れを嚴格に勵行するか、否、而して其査定額も全然当局者の判断に任せらるゝ物にして、該「マーテン」の件も如此重大問題と相成候より察するも、事實に於て大概は最後迄追及するの勞を避け居るかの如くにも思はれ候

貸滞金

小村は其後も引続き嚴重なる注意と催促を怠りなきは勿論にして、今日迄の状態にしては毎月500 づゝ、入金的事と相成り居り、夫れも中々予約の如く掛取り申さず、昨六月末の貸残三六〇〇と相成候へトモ、今後は売却し得可き手持品も愈々欠乏と相成候へば、一層苦痛の増すに至らざる哉と杞憂罷在候

Beath Schiess は昨六月に於て全部皆済と相成り、利息も当方要求通り入金済に御座候

戦捷祝賀

日は英国同様七月十九日と決定し、聯合國側の重なる者則ち米仏伊希日五ヶ国人より醸金して目抜き「マクツロー」街両端に二大アーチを建設する事と決し、日本人側よりは合計 ￡100 を出し、当店割前は ￡15 に御座候、日本側代表者としては相沢氏を撰みしも、今は同氏も留守と成り守田に於て継続斡旋の勞を採り居り候

Australian  
Manufactures  
Directory

なる物此頃発行致され候、何分 ￡2/12/6 といふ高値の物に付、思案致候へトモ、我々輸出入部共に必要な場合少からず候に付、外国行 10% 引とさせ一部購入、貴店備付用として丹後丸便御送申上候間、御利用被下度候、若し其価値を認め御入用に候へば、東京支店用としては又御追送可申上候

右

(守田認)

信用状

は今後可成有効期間を短縮し、長々多額の金高を「バランス」に残し置かざる様に注意致候様、重役状より御来旨有之候由拝承致候、御来意一々御尤に有之、将来は貴意を態して銀行へ交渉可致候

但しY S B当地支店設置以来、発行さる、物は普通の信用状と異り“Letter of Instruction”にして是れに対する手数料は不要なる由、当地岸副支配人の談に御座候、果して貴地にては如何なる御取扱を受けられ候哉、耳に致候俣書き添へ置き候

以上

御断り

別封北村支店長御認め状は、本便メ切りの切り上げと日常務に追はれ完結する能はざる俣投函の余儀なき破目と相成り中途擱筆、余は丹後丸に譲り候間、不悪御賢察願上候

(北村代守田記)

第八四九号信 大正8年7月24日 イースタン号便  
シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信35号前記と本信アキ丸便及決算書類、第二期賞与配当案等

六月十三日着

♪ 36号南京丸便本信 七月七日着

♪ 〆 con は大正丸ニテ 七月一日先着

♪ 37号大正丸便 七月一日着

♪ 38号丹後丸便 七月十五日着

外二前田君私信三通、四方君同一通、入江君同一通共、夫々敬誦仕候

微患

安芸丸便にて御受書差上可申の処、メルボルンより帰店後風邪ニ罹り、別段 〆 的発熱ハ無

大正八（一九一九）年

三六七

之候得共、時節柄用心の為メ静養引籠、遂ニ御無音ニ相成候段、平ニ御断申上候

御断

〔体調不良などにより返信遅延について翻刻省略〕

小麦

積出ニ付、如前記非常ニ混雜致居候原因とも目スヘキ *Georgeson Contract* ニ対する *Royal Commission* ニ付、実ハ過日来屢代言人等来訪、一月中の小麦取引事情聞合ニ参り、此方ハ何等疾敷処無之ニ付、電報写坏披露致候（既ニ内々電信局より *copy* ハ徵発致居候塩梅ニ付）、今日迄ハ証人トシテ呼出ハ無之候得共、何時来ル哉も難計、ダツカー氏ハ既ニ昨日出庭致居候事、別送新聞ニテ御披見被下度候、此方ハ双方ニ対し格別有力の証拠も無之ニ付、呼出未定と相成居候哉と伝聞致候、是等の外容再三大坂毎日通信者より発電掲載相成、於貴方も大ニ御配慮被下、藤井君よりマント經由ヲ以テ御聞合相成候義と存候（*Censer* ヲ遠慮シテ）、兼て各商店の雇船一時ニ輻輳可致ニ付、其前の用意ニハオサ々々怠慢ナク手前の配膳ハ出来居候事ナルモ、既ニ喜春丸・榛名山丸・イイスタン・大正丸の四隻一周間ニ入船、如前記混雜ヲ来タシ居候上、此裁判の為メ無辜の我等ニ迄大迷惑ニ御座候、尤も唯今迄の処ニテハ政治的軋轢の為メ二起リタルカ如キニノミ相成居、農務大臣等ニ贈賄等の証拠ハ挙ラス、万一、*ジョージソンの*



敗ケニ相成候共、第三者たる我等の約定取消と相成候様の杞憂ハ無之様子ニ付、夫迄ハ心配不致候得共、船のデモレージは中々の痛心ニ御座候、不取敢 Best プ尽すへく返電致置候次第ニ御座候

〔欄外書込〕

相当資産ナキ一介の仲買人ジョージソンニ七百萬円カラの大約定ヲ内閣ニ相談ナク、且ツ相当保証金ナシニ許可シタル点ガ大問題也、疑へハ疑点ハ沢山ニ在之事も

初メ我等ハ飽迄も小麦局より直接買入レの方針固執致居候事ナリシモ、ジョージソンヲ代表者トシテ鈴鹿慶太郎一派、即ドイル等の奸商尻押ニテ一手買占の姿と相成、S/S ニテも跡供給中止と相成候為メ、後ニ至り無止ジョージソンより買入ル、の外無之立場と相成候、実ハ此約定成立後、四月中の貴方商況ハ大ニ沮喪 S/S の定期船運賃ニテも見込薄の御來電ニ接したる位ニ付、ジョージソンの一派は定メテ約定履行ニ困難スル事ニ潜ニ一笑致居タルナリ、而シテ彼等も全く無責任デナク、麦の俣輸出不可能ナラハ製粉ニシテ輸出の計画ヲ立テタルカ如し、然ルニ彼等の為メニハ僥倖ニシテ、貴地景況意外の劇変、忽チ暴騰ニ々々ヲ加へ、遂ニ 130/1 運賃迄も引受け、尚足らす、メルボルンニ等品 S/M/T 2 ニテ既ニ三萬七千五百噸(当店の壹萬噸込)日本行成立の勢と相成、ジョージソン等の投機ハズブ大当り、七萬噸ハ儲置き十萬噸ニテも有利

ニ確實ニ売行ク事と相成、我等の笑覽シタル連中ハ大落第二御座候、此外ニも申上度件は在之候得共、夫迄ハと差扣申候

入江重役

愈南米へ御発程之由今朝來電敬読、御苦勞ニ存候、一路平安、任地ニ於テ諸種の解決ニ御尽力被成下度願上候

為替暴落

貴地より当地向き六十日払、遂ニ  $2\frac{1}{2}\%$  と相成候趣、開關未曾有の事ニ御座候、先日御聞合の節、正金岸君へ聞合候処、当分下落するも再騰ナカル可シとの情報ニ接し其旨返電仕置候、其後此方未タ變動發表無之、正金へ入電本月十五日付ニテハ  $NY \$453\frac{1}{2}$  の由、然ルニ当地ヘラルド記載ニよレハ本月十六日ニハ実々四弗廿七仙迄落込、十七日ニハ二仙方引返し四弗廿九仙と在之候、果シテ双方事実トスレハ、一日ニシテ廿六七仙方暴落の事ニ候、近年は米國より英國へ貸勘定と相成候為メ英貨ハドン々々下落致候、今後急ニ恢復致間敷ニ付、小麦 Top 二対シテの跡為替ハ其俛見送りニ致居候

〔欄外書込〕

昨夜岸君より伝聞ニ由れハ、其後正金宛十七日付電報着 94.26 1/2 と在之候由、然ラハ新聞報よりも尚五厘方安直、即チ英貨の下落ニ御座候、廿五日追記

貴地よりの輸出ニハ非常の打撃ナルヘク、国家の為メニハ幸歟不幸歟、我等一寸勘定相付き不申候、就て当店既約品ニ対し為替の差違たけ引上げ方交渉云々御尤もニ付、係員ヲ使シテ一同へ交渉為致居候得共、何分 *quite* 約定のものハ頗ル難問題ニ御座候、到底貴方ニ満足ヲ与へ候事無覚束、大概ハ手前損と可相成乎、何分貴地羊毛の如く先方ニ腹のアル人無之ニ付、入合せと申事が六ツケ敷処ニ御座候、何卒約定品積出し当時ニ於て、今少々我商店ニ有利ナル相場ニ変動アランコトヲ無理ナカラ祈居候、尚今後の約定品ハ為替率の *Basis* ヲ記載し、其より上下ハ買主持の条件ヲ加筆為致候

然る時ハ積出し期日の問題が運賃の高下よりも一層緊要の焦点トナル訳ニ御座候

乍遅蒔一寸手出相試候処、御注文ニ接し、ソコ々々ニ直段ハ出合ソーニ候得共、何分八月ハ措置き九月十月ニテも船腹無之、既ニ *NYK* 其他ニテも重量貨物ハ満腹ニ付、此方予定の荷物ヲ減少スルモ、其替リトシテ銅の如きハ引受呉不申候、且ツ船賃の如きも定期率ハ認識セス、目下 120/- *ハテ* 謝絶致候由、ウイリアムの話ニ御座候、併安キ丸と丹後丸 *ハテ* *Booked space*

の内五十噸位ツ、ナラハ、何と歟操合せ積入可申由ニ付、昨夜打電仕置候、貴方注文ハ八月積ニ限ル条件ニ付、或ハ物ニナラヌ乎と存候、兎二角、目下小麦入船の混雜中ニ付、本品ニ付全カヲ注スルの余裕無之候

近着新聞ニ由れハ、日本ニハ本品輸出入取扱問屋トシテ十三店の組合在之候趣、我等ハ飛入ニ候得共、多分三菱辺の注文と存候、要スルニ全く為替變動の為メニ出来スル臨時の商品ニ付、三井等の先鞭と相成候段甚遺憾ニ存候、三井ハ既ニ三千噸斗約定済、跡も二千噸斗奔走中の由、或ハ他店モ其中ニ加ハリ居候哉も難計候、但し唯今の有荷ハ英国政府買約以外の残荷ヲ Free ニ取扱居候得共、一時ニ多額と相成候得は供給断切と相成可申哉ニ供給者の話ニ御座候

〔欄外書込〕

三井より先ニバウデンは相当数量ヲ約定致候由ニ御座候、日本宛ニ哉、上海行ニ哉？

(本日清水惣領事招待の午餐ハ相断り候得共、今夕ハ正金武内支店長新任披露の晚餐ハ断ル訳ニ不参、時間割愛出席致候)

七月廿五日認

脂肪

石鹼屋壳渡し約定解除如何は、兼て此方心配致居たる処ニ御座候、遂ニ解約不出来、五十五噸だけは是非入用との御注電御尤ニ存候、三拾噸OR大正丸廿五噸Cook bill丹後丸ニ積入申候、何分莫大の直開きニ付、牛脂六十五噸混脂七十五噸利喰転売の収益ゼロと相成、尚少々不足歟も難計、遺憾千萬ニ奉存候、併一昨年来の一再転売の利益も不尠候間、今回ハお得意ニ対する御奉公と奉存候

ロンドンハ引続高直保合未曾有の記録相場ニテ、本月十七日付

Mutton Best £ 112/10/- Medium £ 106/-

Beef » £ 115/10/- » £ 110/-/-

ニテ羊牛脂共、上等ハ全く精製シテ食料宛ニ候、且ツ過半は独乙露国等へ再輸出の為メ如此暴騰との噂ニ候、実は是迄ニ英国商ム局ニ於て戦時中の如く価格協定可致哉も存居候処、其事ナキラ以て見れハ、当分大ナル下落ナキ哉ニ被考候

그리스リン会社は廉価原料沢山所有ニ付、石鹼屋宛は此方面より御融通相付き可申哉ニ存居た

るも、ソー都合克相運サリシ義と存候

オリイン

如右タロー急ニ下落の見込ナキニ於ては時機待と申も無意味の如くニ候得共、実ハ御尋のキツ  
 チン老人ニアラス、此人存命ニ候得共、数年来隠居致候、末子の Fogie キツチン君専ラ当局致  
 居候、此男が又老人ニ優ル我侷ニ付、頗ル六ツケ敷、現ニ茲二三ヶ月ロンドン行 Space 無之  
 塩梅ニ付、今少し腰弱ニ相成候様祈居候旁、御催促ニ不抱、暫時御猶予被下度返電仕候事也、  
 併次周ニハ交渉開始可仕候

小生帰朝

南京丸御提案至極御尤ニ存候、小生も羊毛取引開始之上ハ年末年始日本滞在を不許候間、此際  
 久方振お正月致度存候、而も此方の立場依然不得要領ニて困入候、別紙写の如く、過日オース  
 チン氏へ文通致候得共、今以て返辞無御座候、併出来ル事ナラハ御来示之通り九月の安キ丸位  
 ニテ出發致度候、恰も本年八月下旬より評価開会の予告在之候間、初マルト直く辞職の事、如  
 何可在之歟、全くトツオイツニて煩悶罷在候

次周月曜日ニハ組合集会在之候間、Shipping House の件多少共探窮仕度存候

第二期利益処分案

ニ付ては、兼て第三期の用意として充分御見越置被下度打電仕候ニ対し、種々御研窮被下、御予想の当支店利益五萬円ヲ棒ニ振りても尚御操合、日光丸予告之通り（積立金廿五萬円トシテ）純益惣計四十八萬六千余円と御決定被下候趣奉謝候、実ハ先便ニ申上候通り奨励会寄付五萬式千円ハ多キニ過クル愚按ニ候得共、貴方ニも理由在之ニ付、御同意仕候

株主配当金10%は頗ル上品と存候、世間ニハ三割五割も近年普通の如く相成居候折柄ニ付、二割ナラサルモ15%位ハ相当ニ無之哉、是ハ次期の御参考迄ニ併記仕候

賞与金

七萬五千円は従前重役45%、店員已下55%の処、人員増加の為メ今回より店員以下ニ対し60%分割の事、賛成ニ御座候

店員已下の割宛逸々御尤ニ存候、可成は1000円の余剰ナラ全額割賦可然も匙加減出入六ツヶ敷、差引残出来候事と存候、此方三百円追加願出候分ハ守田店員百円増、今溝沢中四名五十円増ニ致候、貴店々員の働キ振りハ不明ニ付、何共申出兼候得共、広戸・片桐・富森等ハ今百円ツ、増加可然乎と存候、併既ニ御布達後ナラハ御訂正ニハ不及候、当支店員へハ既ニ交付済ニ御座候

古立監査役ニハ賞与普及ニ不当との御協議の由、当方モ別段異説無之候、只夕世間の会社監査役ハ報酬の外、賞与金均霑致居候様ナラハ矢張少額ニテモ贈呈可然存候、世間ニ例ナケレハ夫ニハ及間敷候

重役宛三萬円は如左分配致度候

北村	¥7500
前田	7500
入江	4500
四方	4500
藤井	<u>6000</u>
	<u>¥30,000</u>

而シテ若し古立君ニ送呈の事と相成候ハ、北村・前田より式百五十円宛御引去被下、五百円贈与可然乎と存候



記念会

今回醸金の事ニ御決定被下候趣、御尤ニ奉存候、当支店員一同も御同賛申上候、小生分前期同様式千円御記入被下度願上候

記念館

設計、追々進行致居候趣、御配慮奉謝候、資力ト費用ニ付御論及敬承致候、増減可然御執計被下度候

若し残余アラハ尅萬余円ヲ Sydney Hospital 寄付の事至極名案と存候、併兼松館の名称ヲ請求スルニハ、無尅共十萬円位ハ必要と存候、御来示の通り急ク事ニハ無之、何と歎シテ積立金テモ拵へ度希望致候

松本倉庫員

〔老年で辞職願出につき退職慰勞金支給に関する翻刻省略〕

古立君持株讓渡

貴案ニ付、四葉余ニ涉リ懇々御来示、如何ニも御尤ニ存候、殊ニ現有十八萬円の内十三萬円ヲ讓受け責任解除云々は穩当の案と存候、但し古立君の呈議も亦タ一理ナキニアラス、単ニ銀行の思惑ニ何等關聯ナシトスルモ、本人より希望ナキ限りハ強テ讓受けの事、一考の余地ナシト

セス、筆者敢テ反対と申程ニ無之、貴方各重役全会一致ナラハ小生も賛成可仕候得共、愚按ヲ以テ見れハ如前記古立君の提議もアリ、同君功蹟の大小ハ別問題として、商店創業已来、艱難辛苦時代ニ耐忍サレタル慰勞トシテも今暫時所有株ヲ維持セシメ、毎期の配当ヲ与タルモ決シテ過賞の取扱トハ難申存候、況ンヤ我等同僚何程ニ勉強尽瘁スルモ好結果ノミハ期待致難く、從テ好況の今日ニ於て其権理ヲ売収スルコトガ決シテ商店の利益トノミハ可難申、旁茲処二三年現狀据置キトスルモ不可ナカラン歟、何トナラハ同君ハ停年満期ニテ退任セシニアラス、達ツテ同人の希望ニ由ルト雖トモ、好く申せは勇退セラレタル形可在之、若し辭職ナカリシ場合ヲ透觀スレハ蓋シ思ヒ央ニ過キン?

乍併既ニ電報御返辭濟ニ付、此書面貴着前、重役の全一致ヲ以テ御決定相成居候ハ、夫迄の事ニ御座候

## 四方重役退任

御希望の由、今便御当人の私信も在之、如何ニも商店規約ニ明記在之候条項ニ付、理論より申せは反対の余地無御座候得共、前田重役御来示の通り、今日の商店ニ於ける會計部ハ中々重大の任務ニ在之、古立君退任後、重役無人の折柄、大ニ考窮ヲ要スル問題と存候、加之、仮定數ヶ月ニテも入江君海外出張中、単ニ前田・藤井両君ノミニテハ御除才ハ萬々無之哉と存候得共、十二分ニ御手廻り被下候事ハ中々の大役と存候、旁御本人の予定も可在之候得共、兎ニ角、今

## 奨励会積金

一年御留任被成下候義ハ相叶不申哉、篤と御協議被成下度奉希望候

資力ニ付、御研窮の詳報敬誦致候、併常々此資力ヲ準備シテ退職者の持株讓受ニ引当の事ハ、単ニ毎期の寄付金ニ由リテ補充スル事ハ不可能と存候、且ツ所得税免除の手段アルも此金ヲ充填スルニ重キヲ措クハ大ニ考物也と存候、殊ニ資金入用の場合ニ於てハ商店より臨時借入テ可然筈也

原来資金の少額中より割賦サレテコソ千円の株式も非常ニ難有感し可申モ、多大の有金ヨリ割賦サルレハ尅萬円も格別有難味ナシ、否其少額ナルニ不平の声起ルモ未タ知ル可カラス、況ンヤ今日見渡したる処、大概ハ山家育ニテ将来我商店ニ対し多大の功蹟ヲ齎ラス可ク期待セラ、候補者幾人乎アル？、候補者少数の故ヲ以テ夫ニ及ハスと申セバ語弊ニ陥リ可申歟ナレ共、現今ニ於ては人心維危也の患ハ無之候得共、道心維微ナルハ一般の風潮ニ在之旁、此金の填実ハ他日不平の基と可相成哉ニ杞憂致候、為念申上ハ筆者の持株ハ既ニ商店定款の殆ント最高ニ達し居候為メニ如此議論ヲ弄スルニハ無之、故店長の趣旨ヨリ遠慮シテ申上候義ニ付、能ク々々御玩味被下度候

右の如き愚按ニ付、奨励会寄付、今後暫時中止シテ臨時ニ余得アリシ場合ヲ待合可然と存候、旁第三期決算ニ於て余計の金額相生シ候場合ニハ、法定積立金別途積立金の外ニ配当準備積立

金ヲ置キテ可然と奉存候

奨励分株

予定之通り本年中ニ決定の件御尤ニ存候、兼ては筆者今日迄ニ帰朝御協議申上度存意の処、意外の故障の為メ遷延仕候段申訳無御座候、而も羊毛鑑定委員及輸出方の惣てを放棄スル事は損害金高以上ニ商店信用上ニも無形の被害可在之哉ニ被考候間、決定躊躇致候、微衷御賢察被下度候

評価会員

ニ関する収入ニ付、御質疑御尤ニ御座候、一季節ハ如以前七月初より翌年六月末迄ニ候得共、割賦金ハ延引勝ニ付、当店決算の際キツパリ算出致し難き次第第二御座候、而して第一回 1916/1917 年ニハ八ヶ月ナリシモ、1%手数料 Basis ナリシ為メ年俸も給料割合収入多カリシモ、1917/1918 年ニハ1%取消シCWCの当行扶持ニテ給料同格ナリシモ、輸出宛分割ハ一俵 1/6 (十八片) と相成、当店ハシドニー・ブリスバンニテ五萬六千俵より呉不申、是ニテも正味ナラハ 英4200 の収入ニ候、併 samples の給料其他諸入費(普通仲買トシテ其口仙スルモノヲ)引去ラレ候為メ、シドニー分ハ正味十四片、ブリスバンは協同 office 雇人給料加ハリ正味八片ニより相成不申、且ツ俵数ニも過不足相生し候間、結局 Shipping House トシテの収入は二

千八九百<sup>£</sup>ニ御座候、之ニ筆者とCosの給料千三百磅ヲ加へ、合計一季四千一二百磅ニ相成勘定ニ御座候

### 店員結婚

〔店員結婚祝い金について翻刻省略〕

人事  
入江君出張ニ不抱、松平店員ハ予定之通り八月出の博多丸ニテ南米へ出張の事ニ候哉？、入江

君出張ニ付、暫時延期ニ哉？

正金支店長武内氏無事着、面会仕候、相沢君とハ是迄始終同行路の人の由ニ付、庶幾くハ衝突等の在之間敷奉存候、御安心可被下候、殊ニ於貴地一酌御招待の事、好機会ナリシと存候  
片桐店員の帰朝希望の理由拝承、矢張辛抱心不足と存候、何卒将来励精ヲ祈上候

へS 大人引続き兵庫在陣御旺盛之由、御序ニ宜敷御伝言可被下候

酒井真二郎君丹後丸ニテ安着、大西案内致候、尚同行廿七日夕、陸路メルボルンへ出張致候

右

北村生

第八五〇号信 大正8年7月30日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、前号ニ引続き御受旁上伸仕候

小麦訴訟

デョージソン約定疑問審査裁判の傍聴筆記ハ、別紙新聞紙ニ由リ御披見被下度候、愈昨日筆者ニ対し証拠人トシテ出廷可致様通喋在之候得共、恰モ今朝ハCWCスカード羊毛評価の事務在之候ノミナラス、小麦の事ハ初より大沢店員担当ニテ筆者はデョージソンニハ一面識無之ニ付大沢君出廷致候得共、正午迄ニハ呼出し無之ニ付帰店、他のイイスタンデモレジ談判ニ掛り居候、何卒掛り合ニ成らす、落着致候様祈居候

〔欄外書込〕

証拠調ハ昨夕ヲ以テ一旦メ切と相成候由、尚回ヲ改メテ審査裁判在之筈ニ候得共、小麦積出シ多忙の折柄、暫時の休会モ大ニ気苦勞ヲ助リ申候、三十一日追記

西海丸

廿六日入港、バランスフルプ商会ニ於て萬事周旋致し、当店よりも大沢・御前兩人応接致居候間、船長も満足の塩梅ニテ昨日面会の節挨拶在之候、船長白石周吉氏ハ十四年前大成丸鍊習生ニて来濠、筆者ハ記憶無之候得共、同君ハ承知せりと申居候、他の代理店杯ハ大分不行届の様  
伝聞致候

委細ハ係員通信御披見可被下候

第二期決算

營業報告書写難有拜見仕候、簡ニシテ要ヲ得、大ニ心得と相成申候

利益計上処分案及第三期予算ニ就ても詳細の御来示奉多謝候、此分別段異議無之、何分宣布御倚頼申上候、可成第三期ニ持越方御願申上置候得共、其後小麦のの大取引成立相成候間、恐くは前二期同様の好成蹟ヲ挙げ得可く御同慶申上候

当支店貸売尻其他ニ付テも種々御警告奉謝候、係員等へ夫々注意仕居候

## 小村貸売

二就ても御注意御尤ニ奉存候、此方ニ於ても既報之通大ニ注意致居たるも、遂ニ巨額ニ上り申訳無御座候、如命同人の商売好きなる亦タ何等贅沢も無之好人物ニ候得共、経済下手なるは不可争処ニシテ、一口ニ評すれハ殆ント金融の為メニ注文ヲ出スとも申可く、是ニ何等の思慮なく売約したるハ全く当局者の粗漏ニ御座候、其後毎月 5000 入金の筈ニ候得共、滞り勝ニテ目下尚 53000 の残金ニ候、マサカ閉店ハ致間敷も一時の取立テハ不可能ニシテ同情すへき点も在之候ニ付、「モラトリアム」ニ掛リタリトアキラメ猶予致居候、尤も利足ハ取立テ可申候ニ付、不悪御承引奉願上候

## 信用状

二付、御注意御尤と奉存候、如何ニも今日の取引関係より申せは余分の据置信用必要無之、御来示の方針ニ御執行可被下候、但し前便守田生より申上候通り、当地支店設置已来、従前外国銀行宛発行致たる如き正式信用状ニアラスシテ、神戸正金支店より「兼松ニ対し何程迄為替取組差支無之」と申様ナ簡單なる Note ニ相成居候ニ付、如従前信用状発行手数料ハ徴収無之筈と岸君より伝承仕候、果シテ然ラハ一層難有仕合ニ存候



日本宛荷為替買  
相場

と題し御来示の件、御警告御尤と存候、日本銀行井上新惣裁の大坂ニ於ける演説より新聞紙上種々散見致候、当地の岸君ニ聞合候処、為替銀行の資金聚集上、大ニ便宜ヲ増すべしとの事ニ御座候、御封入の日本銀行印刷説明書は支店一同へ回覽為致候、依是觀之、従前日本の銀行者が其貸出しニ於て須く対物主義ナリシヲ稍対人主義ニ發展セントスルノ意向相見申候、従て銀行者の取扱寛容と相成候と同時に、取引商人ニ於ても之ニ酬ふへし、正意誠心を以て營業の方針と成サ、ル可ラサル次第ニ御座候、併今日の日本商界の一般ニハ一寸六ツケ數問題と存候、一日も早く公德心の發達進境を祈居候

若し夫ニ当地正金支店の売買為替相場ハ単ニ日本宛ノミニ由らす、他組合銀行のロンドン為替率ヲ標準ト成シ、日本行ニ対シテも他銀行の率ニ競争セサル約束在之趣ニ付、御来示の1ポイント割安引受の事ハ難題と存候、現ニ前便守田生より上伸仕候通り、貴方相場の高下ニ比し目下の買相場ハ十分ノ一方却テ割高二相成居候次第ニ御座候

前郵ニも記載致候英米為替四弗三十仙前後ニ迄下落致居候得は、日本の為替も変更スヘク、既ニ貴地よりハ六十日払  $2/5 \frac{1}{2}$  の御来電（ノミナルとあれ共）接手致候得共、当地正金ハ本月七日着電、六十日払  $2/4 \frac{1}{4}$  と在之候已来変更無之、是ニ対し当地より貴地宛ハ七月十四日  $2/2 \frac{3}{4}$  と相成候後変化無之候、此差壹円ニ付一片ト十六ノ十一の相違ハ莫大の事ニ候得共、銀行出合の關係と当地とロンドン、貴地とロンドンの相場關係ニ起因スル事と存候、併英米相場の大下落ニ直ニ影響ナキハ銀行間の掛引ニも由ル義と被考候

以下、七月三十一日認

オリイン

先般筆者メルボルン出張の節、特ニキッチン訪問ヲ見合居候処、昨日偶然、Pete キッチン氏当地へ参り居候事伝聞ニ付、早速往訪百方懇談致候得共、目下相場 500 と申し居候勢ニ閉口致候、漸くの事ニテ 570迄承諾致候得共、御差直の 565ニハまけ不申、甚残念ニ候得共、如何共致方無之、570ニテ五十噸だけ昨夜打電申上候、多分御引受被下候事と存候、今朝夕ロー 580ニ達し候由、此塩梅ニテハ油脂類当分下落ハナキモノと存候

寄宿舎

付属家屋新築完了と共ニ準店員・見習生等十四人收容、割安賄料御決定之由、賛成ニ御座候、殊ニ店員中より教師を撰出し夜学御開始の趣、最も好主意と奉存候、何卒、生徒等の進歩ヲ希望すると同時ニ教師諸君の御尽力奉謝候

但し此教師撰任の人ニハ矢張店より多少の月謝ヲ給与スル事可然存候、ロハニては氣の毒と存候ノミナラス、氣乗モ薄カル可ク被考候

## 倉庫改築

竣成と共に組織改革、各課の分担、雇員給料改定、勤勉奨励等種々御配慮被成下候段、商店の爲メ厚く御礼奉申上候、多年の因襲と惰勢ニテ更ニ何等の活氣無之、アンナ事ニテ能ク間違や品物紛失等の患ナキ哉？、筆者帰朝の度ニ瞥見致来り候義ニ御座候、今後勤惰ヲ公明ニ調査シテ奨励増給法御励行被下候ハ、大ニ事ム抄取り可申哉と相信し申候

## 運賃

NYKニ於テ濠州より入荷ニ付 $2\frac{1}{2}\%$ 運賃割戻しの内約在之候処、日本より輸出品ニ付テも特別割戻し御交渉被下、種々御尽力の結果、年額三千噸迄 $2\frac{1}{2}\%$ 、三千噸以上 $5\%$ と御協議纏り候趣、御配慮奉謝候

但し天産物・油類は除外ニ付、現今の如き注文大ニ緩漫ニテハ如命折角の御好意も荷物の無尠と運賃の安率と相俟テ、特別収入の殆ント算盤ニ乗ラサル如き悲況は真ニ遺憾ニ奉存候

### 〔欄外書込〕

羊毛 Top 五萬俵ニ達したる $12\frac{1}{2}\%$ 割戻しも無事御受取済之由、御尽力奉謝候、実ハ $12\frac{1}{2}\%$ より少額の様存居たる事ニ御座候

## 電信暗号

私用暗号引続き御調編御尽力中の由奉謝候、英米行「センサー」は本月廿三日夜半（4/23/14已来）ヲ以テ解除相成候処、日本其他の中立国宛ハ今尚センサー続行致居候、甚不都合と存候得共、政府の仕事ニ付、致方無御座候

## 諸会社増資

昨年十一月平和風已来、一時人氣沮喪致居候処、近来又々景況挽回物価再騰と共に人氣盛返り、諸会社資本金追加の計画瀕々の由、国家の為メ悪敷事ニハ無之と存候、正金銀行の壹億円は三井や郵船・大商等ニ対し夫位ハ当り前と存候、我等のお得意なる各毛織会社も莫大の増資は御盛大と可申候、戦争中大分基礎堅実と相成、積立金多き会社乃至同盟聯合、所謂トラスト的紡績会社の如きは不当の高利ヲ占領シテ需用者の苦痛ヲ不顧の輩多きは日本一般の風ニ候得共、競争場裏ニアル者ハ余程確実の見込相立不申テハ濫リニ増資ハ考へ物ト存候、大資本ナルダケ正比例ニ収益も多額ナルヲ得ハ何事も無之候得共、人事不如意の場合不尠候間、御来示の如く我商店ハ先以当分居坐り可然候、否増サントスルモ未タ夫迄の歩調不整ヲ奈何？

千住注文

第二回の入札式洗上げ十五萬封度も、藤井君上京首尾克御獲得の由、御同慶申上候、其後南阿市場もロンドン相場ニ靡き、大分上騰の塩梅ニ候得共、片桐店員ニ於て都合克調弁行届候様祈上候

第二回分讓羊毛

蹉跌の事、御迷惑御察申上候、何分セリ市開始已来、政府の First Price より一割已上も高直ニ売行候好況ニ付、外国行直段も再ヒ引上げ考ニ変更シタルナル可ク、日本需用者の決定永引の為メニ不利益と相成候段、御氣の毒ニ奉存候

加之、農商ム省・外務省等の Red Tape ニテ又々余計之手数相掛り候段、周旋方御察申上候、既ニ英国政府買上げハ来年六月末限と発表ハ致居候得共、七八月已後、直ニ此方セリ市開会可相成哉否哉ハ懸案問題ニして未タ安心シテ期待難致模様モ在之候旁、何と歎、交渉続行五萬俵テモ七萬俵デモ分讓方御奔走相成候事肝要と存候

但し陸海軍用としてメリノ洗上げ百四十萬封度、XB洗上げ十萬封度ハ既ニ引受濟之由、果シテ事実とせば此処軍用萬歳ニ御座候、如命此取扱御引受相成候様祈上候、此方清水惣領事へハ何等報知未着の由ニ御座候

ウイットン製品は時機好適中、近頃ニ於ける初メの四十二萬ポンド 78 ½ 片、五十萬封度 86 片と確約纏り候段、好都合ニ御座候、其前の 77 片口ハ申ニ不及、最後の八十六片口と雖トモ、今日の欧米相場ニ比較スレハ非常ニ割安原料と相成、御同慶申上候

Wノイルもマニラ行四萬五千封度、是非供給の CWC 差図ニ付、此方延引致居候得共、再三守田生より催促致候結果、前刻筆者 F. G. M. 氏ニ面会のせつ、37 片ナラハ承諾可致塩梅也との口振ニ付、早速来年二月末迄六ヶ月分右直段引受の事ニ交渉中ニ御座候

反之、Hughes Top ハ僅二十萬封度ナリシモ貴方返電延引の為メ二片と四片モ寝返リサレ、無止御引受の事、成行とハ乍申、如命心外千萬と存候、何故ニ此前の時の如く正義国利主義ヲ固守し、79 片 78 片、即先方申出直段以上ハ不承諾の事ニ各方面示談纏ラサリシニ哉、遺憾ニ存候、全く三井等の見込的先廻リニ東洋其他の得意の応酬サレタルニ由リ、又一般モスリン景況更ニ上騰（棉系生糸の関聯上）の為ナル可きも、Hughes の品ハプレジユダスの為メ余程の割安ナラサレハ英国へ輸出ハ不可能ニ御座候間、日本の腰如何ニ由リ大ニ叩キの聞く筈ニ御座候、併例の如く増田屋や其他新米連中の抜け掛け在之候テはダメニ御座候

日ノイルは此前の大口ハ三井と協同ニて都合克相運、更ニ跡品も聞合中、委細ハ守田店員より御通知可申上候

Yana Fall 交渉手振り云々の御批評ハ聊残酷と存候、我等も僅々人ノミ三面六臂の働ハ無覚束、況ンヤ工場落成数ヶ月前より Current Price ニテ不見点ニテ X B Top 約定ハ思付カサリシ事ニ御座候、此 X B 約定出来の為メ付属的ニ少数の 60s、64s の供給ヲ得タル事、事実成行ハ前郵守田生筆記報ニテ御承知被下候哉ニ奉存候、我等も近き将来ニ於てメルボルンニ輸出入品兼帯の派遣員必要と存候

MM は如此多数の X B Top ヲ於貴方如何ニ処分可致乎、過般安芸丸ニテ其係員 Whitory (ウイットリ) 氏出張致候間、貴方御探窮被下候ハ、明了可致候、此男ハ藤井君御承知乎も不知、ハラムハ存知シ居ル筈ニ御座候、元々ヒュースのエゼントとして英国及大陸ニ一兩年滞在 (元々英国人ナレ共) シタル人ナルモ、成蹟不良ニテ解約後、ブリスバンのモアヘッドの羊毛係トシテ二三年在勤シ、1916 の中頃増田屋へ住替タル先生ニ御座候、人柄ハ善良の男ニ候得共、手腕ハ怪敷ものニ御座候

割安の上等ノイルを三井ニ使テ遣られたるは全く此方の油断ナリシニ相違無之、不幸ニシテ、メルボルン駐在員ナカリシ罪ニ御座候、平ニ御託申上候

筆者態々出張ハ書面ニテハ再三落第致居候間、無止面談の為メ出張致し、如既報僅少の取引開始は不満足ニ候得共、今後交渉の端緒ヲ得たるノミ、近日支配人口ビンソン氏当市へ参る様申

来居候間、重テ協商可仕候、但し既報之通り、殆ントXB専門ニしてメリノは少量ニ御座候、併ノイルハ相当ニ貴需ニ可応存ラレ候

### 小麦約定

二付、貴方針全然賛成ニ御座候、取引先の資力如何の注意ハ最重要点ニシテ夫カ為メ尚買氣アルモ、押して跡約御割愛の処御注意奉謝候、全く貴地の約定モ非常の御尽力、其功蹟著明ニ候得共、此方も二三店の雇船一時ニ着港可致為メ積取段取ニ中々の配慮ヲ要し、加フルニジョーゾン信用問題より不正の嫌疑起り、如既報裁判沙汰と相成候等、此間ニ其問題の小麦ヲ引取候事故、表面の多忙已外の心配も不尠、何卒、全部無故障積出済相成候様神掛け祈居候、如命利益割合宜布ニ付難有過クルの感云々、御尤ニ候得共、此方の苦神も御斟酌被下候ハ、夫位の値打可在之哉ニ存候、殊ニデモレジの為メ多少の吐出しは御含置被下候事必要と存候

東洋製粉ハ増田屋劣等品の違約として四千屯の手前、約八萬円も弁金支払の由、随分乱暴ナル咄と存候、裁判筆記ニ在之候ホーンなる仲買人もドイルの手先キニシテ、此男より久原ハ買送り候事と存候、果シテ然ラハMM同様弁金問題と存候、夫カアラヌ乎、久原ハ其後手扣の模様ニ被見受候



鈴木慶太郎氏ハ Doyle 同行安キ丸ニテ貴方へ参り候間、鉦石問題已外、小麦其他ニモ沢山葛藤在之候事と存候

(因記、岡部氏死因ニ付、貴方の新聞紙ニハ何ニも無之、故人の為メ喜ヒ居候)

#### 競馬

先達馬政委員会ナル法律發布ニ付、新聞記事より研窮致候ハ、近き将来ニ於テ条件付ナルヘキモ、競馬会再開可在之哉と被考候、御除才ハ無之候得共、馬の輸出もマンザラ捨タモノニ無之と存候間、今より内密ニ御調査置被下度候

#### 兔皮

五十萬円斗被服廠より注文可在之の由、生憎英米大暴騰の為メ此方ニテも毎周上進一方ニ御座候、薄利の品故格別難有味ハ無之候得共、昨年の先例も在之候間、他店ニ横取ラレ候事ハ在之間敷、東京支店適當の御交渉ヲ以て不日御注文可被下哉ニ存候

#### 取引所改正案

大分問題ニ相成候趣、別紙切抜ハ多少御参考ニ可相成存候間、閑暇御披見被下度候、相場屋の事ハ此方不案内ニ候得共、日本ニ於ては公然大博奕の実行サレ、夫カ為メ實際の需用者ハ大ニ

迷惑ヲ蒙リ居（主意ハ需用者の利益の為メト云フ口述ナレ共）候、如当地惣て現物ノミニ致候  
ハ、弊害ハ減少可致事と存候、株式や三品米穀の大バクチを攻撃セス、僅少ナル競馬の富籤杯  
ニギヤア々々々騒き致候新聞屋や裁判官杯ハ没常識の連中と存候

御倚頼

目下為替の相違多大ニ相成居候間、甚乍勝手、店の規定以外ニ小生勘定より金壹萬円、最近の  
Best 高率換算（英貨の）ヲ以て御振替被下度御願申上候

右

北村生

号外信

大正8年8月19日

西海丸便

シドニー支店守田治平→神戸本店重役

拝啓

所得税届出の件は追次御報申上置候如く、今日にては悉皆整理済にして後ろ暗き事無之筈に候へトモ、輸出口銭無視の事も現在当局者が認めくれたりし事にて、他日再び意見の異りたる者が表れ候哉も難計、何れにしても帳簿を手許に置かざるを安全と為すとの注意に基き、別表の通り諸帳簿は事実必要無之候に付、一箱として本船々長に托し御送申上候間、貴地にて其御保管被下度御願申上候、而して比較的最近の元帳は便宜上小生私宅に保管の事と致し候、萬一照会を受け候場合は、当方の答弁は「毎年帳簿全部を日本へ送る習慣と相成り居り、日本にては通覧後、多分焼却するならん」と申すにあり、貴方にては全部焼棄済の事に御含みをき被下候様御願申上候、如此取計ひをき候とても、我等は法律上の責無之物に御座候

以上

大正八（一九一九）年

三九五

守田  
栞

三  
九  
六

第八五一号信 大正8年8月29日 井平丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信七月三日付39号江蘇丸便、本月十二日着

入江君認本店ユ出部ニ関スル通信、ク 同

貴信七月十四日40号日光丸便、本月十九日着

ク 七月廿九日付41号マドラス丸便、本日延着

(此 copy ハ天正丸ニテ本月廿三日先着)

外ニ第二回定時株主惣会決議録謄本等、辱拝見仕候

小生の帰朝

ニ付、種々御心配相掛け恐縮ニ奉存候、今回ハ丁度丸三年ニも相成候間、ホリデーとしても一

大正八(一九一九)年

三九七

応歸朝仕度用意致居たるも、既報之通り、メルボルン中央委員長の圧制的決答ニテ遂ニ出立不可能と相成、貴方年内の御計画ニ手違を生し候段、幾重ニも御断申上候、別紙往復書面之通り他ニ例のアル事ニ候得共、十一月一杯ニ帰役ナキ限りハ輸出方割宛中止と申候、不得止、来年一月出發の事交渉致候得共、是も不承知、是非三月一杯相勤可申様の伝達ニテ閉口致候、貴方ニテハ先日小生メルボルン出張の節、直接談判云々御想像アリシモ評価人等ハ各州の委員会通過ニ付、直接ニハ交渉セサリシ義ニ御座候、而シテ当地の委員等ハ大ニ同情致呉居候得共、メルボルンニ与奪の權ヲ握り居候事故、如何共致方無之候、今回の如キ新季の application ヲ出ササル前官報ヲ以テ任命致候事、頗る高飛車ニ御座候

尤一昨年任命の際、首相より任命取消ナキ限りハ辞退スルヲ得ストの書付ヲ取ラレ居候故、文句ハ相立チ不申、愈昨日布達在之候間、無止本年歸朝見合ニ決心致候間、最後の發電御案内申上候事ニテ定メテ御不満と存候得共、四千名余の犠牲ハ忍ビ難き処ナルノミナラス、英国政府ハ来年六月末限買入中止と声明致居候間、是ハ恐ク大丈夫ナル可シ、然ルニ近来の様子ニテハ例の原料制限法と歟何歟の名義ヲ以テ濠州聯邦政府ニ於テ買収実行致候哉も難計、而シテセリ市ニ出スニシテも政府の関渉付と相成不申哉の掛念在之旁、唯今の処、中央委員長の意思ニ反スル行動ハ少々遠慮セサル可カラス乎と恐レ居候処ニ御座候

## 第二次奨励

ハ可成本年内ニ御実行相成度御希望を以て、種々参考材料御送被下御尽力奉謝候、比例通りニ割出シタル四表ハ大ニ備考ニは相成候得共、素々奨励金ハ寧口抜適的配分すへきが本意と存候間、最後の前田私案最も参考ニ相成申候、之ニ対し尚篤と再考之上、願クハ本年内ニ御発表行届き候様御答申上度奉存候、尚安芸丸便ニも何歟参考資料御送付被下候ハ、是亦斟酌詮議可仕候

奨励会資金充填の事ニ就ては、前田重役の御来意と筆者の意見ハ少々符合不致、書面ニテハ到底十分ニ意思疏通六ツケ敷哉ニ存候、筆者の考ハ前便ニも一寸申上候通り、此金の多額ニ上ルコトハ大ニ考へ物ニシテ、御来示之通り銀行家の思惑又ハ所得税モ免レスと相成候ハ、益急イテ貯積スルノ要ナシと存候、御来示の定款ニ10%以上と相成居候ハ、之ヲ10%以下と変更シテ頂キ度希望致候、此会創立の頃ハ左様ニ多額の純益ヲ予期セサリシヲ以テ、10%以上の必要アリシ事ニ候得共、半季ニ五万円も操合可能の場合ハ10%以下の自由ヲ与へテ差支ナシと存候、如何?

新株贈与候補者ニ付、御来示ハ大概御同感ニ付賛成致度存居候

余は次便ニ譲り候、不具

北  
村  
生

四  
〇  
〇



第八五二号信 大正8年9月4日 天祥丸便  
 シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、日光丸便ニテ一筆差上可申の処、本月一日より新季評価開会ニ付其方へ掛り居、且ツ本  
 船貴着と遅速無之見込ニテ省略致候

1919/20 期節

前便切抜既送ニ付御承知と存候得共、記録の為メ左ニ再記致候

Sydney			
S61	1st Sept to	4th Sept	25,000 B/S
62	15 "	19 "	25,000 "
63	22 "	26 "	30,000 "

大正八(一九一九)年

64	29	〃	6th	Oct	30,000	〃
65	7	Oct	15	〃	35,000	〃
66	27	〃	4	Nov	40,000	〃
67	5	Nov	13	〃	45,000	〃
68	14	〃	24	〃	45,000	〃
69	25	〃	3	Dec	45,000	〃
70	4	Dec	12	〃	<u>40,000</u>	〃
					<u>約 360,000</u>	B/S

at Brisbane

8 th	Sept	to	12th	Sept	40,000	B/S
20th	Oct	to	24th	Oct	45,000	〃
15th	Dec	to	19th	Dec	<u>45,000</u>	〃
					<u>約 130,000</u>	B/S

Coss は本日午後三時半汽車にてブリスバンへ出張致候、筆者ハ多用ヲ口述ニシテ出張免除ヲ得候得共、次周八九十の三日間はCWCのスカート羊毛評価ニ従事セサル可カラス候、厄介千萬ニ御座候

〔欄外書込〕

NSW西部及西北部旱魃の声高ク大ニ杞憂致居候処、第一回の評価出品ヲ見ルニ案外善事ノモノ多く、草種少ナキ割ニテンダー多カラス候、如此ナラハ昨季ニ劣ラサル作柄と被考候

1920/21 期節

ニ於て公開セリ市再始如何、態々電信御照会ニ候得共、此方ニテも全然暗黒ニ御座候、漸く新季ニ入りタル計の処ニ付、十ヶ月先の事ハ見当相付き不申候

英国政府ニ於ては濠州聯邦政府ヲ通して一手買上げ約定ハ、一九二〇年六月末ヲ以て完結の事と公表致候間、果シテ然ル義と存候、乍併前便一寸申上候通り、聯邦政府ニ於て一季位ハ継続致候哉も難計杞憂在之候間、不取敢「見込不附候得共、前途悲観」の旨返電申上置候

濠州ニ於てもウィクトリア州産毛の如く、歩留り高き混雑物無尠品の持主ハ Wool 片 Hat 直段ニては甚割合悪敷候間、既ニ不平の声高マリ居候実況ニ付、政府の管理ニハ大反対と存候然ルニ NSW 及ヒクインスランド産の如き優劣相半スル産毛国ニ於てハ特ニ其劣等品の荷主の数多く、是等ハ勿論 Wool 片 Hat 直段ニ均霑スル事非常之利益ニ付、買上げ継続ヲ希望スル向キ多キ哉の噂ニ御座候、政府の命令と雖トモ既ニ平和克復後の明年ニ於テ各荷主の一致贊

大正八（一九一九）年

四〇三

成ハ六ツケ敷カル可シ、去り迎予定之通、公開セリ市実施の暁ニハ上等品ハ米国日本等の競争ニテ割合克売行可申も、劣等品ハ仏白等専門の炭化工場の整頓迄ハ思敷売行申間敷、此辺の斟酌も難問題ニ御座候、加之、過日新聞紙呈出致置候通り、本年六月末ニ全濠州ニ貯藏品約百三十萬俵 1919/1920 新毛約百七十萬俵と見込、合計三百萬俵の荷物ヲ来年九月十月頃迄ニ積切りの事、到底不可能ニ属し候、仮ニ毎月廿萬俵ヲ輸出スルモ尚十五ヶ月ヲ要し候、況ンヤ戦後運漕頻繁の折柄、食糧其他必需品ニ重キヲ措キ候間、既ニ英国ニハ羊毛原料過剩ニ苦ミ居候位ニ付、跡も急遽回船ハ六ツケ敷哉の公評ニ御座候、旁セリ市ニテ買ツタ人も積船困難ナル可ク（日本の如キハ便利ナルヘキモ）、又荷主ニシテ直接ニロンドンへ委託送荷セントスルモ亦タ船腹不足ナルヘク候、殊ニ政府所有の羊毛相当ニ日鼻相付キ不申以前ニ私有品と混交ニロンドン公開市場ニ出品スルヲ得サル可ク、又相場保合上ニも中々の困難アル可ク被考候

右の事情より推窮すれハ、明年九月頃ニ於て濠州セリ市再開可在之とハ難考、仮ニ政府の干渉なしとするも、公開セリ市ハ一九二一年ニ入りテの事ナルヘシ

竜電ニ由れハ、本月一日より已後の英国各市のセリ売品ハ米仏伊等ハ勿論、中立国及独乙人ニも売渡許可可在之情報ニ付、此処数ヶ月乃至一ヶ年位ハメリノニ限り、相場下落ハ在之間敷被考候

南阿市場

貴方ニ於ても木棉糸の暴騰よりモスリン市場も確實ニ高相場保存可致被考、既約定「*to*」は何れも大ニ割安と相成、御得意の為メ御同慶申上候、只タヤラフオール製品は全く鈴木へ先約相成候為メ途中横取ハ先方ニ於て徳義上承諾不致、詢ニ無止立場ニ付、政府管理解除の時迄御猶予被成下度候、守田店員報告之通り其他新規の工場ニハ注意不怠候間、近き将来ニ於テ多少買入レ行届き候哉も難計期待致候

P E 四十一号信サヌキ丸便写、昨日到着披見仕候、片桐店員活躍の模様紙上ニ徹見致し、スカート雑品の需用増加、恰も四年前当地より買送り候時の如ク、貴方の御奔走振も想見致候、一時は Home stick ニ罹り居候哉ニ伝聞致候片桐店員も大分ニ油が乗り出シタルカ如し、矢張、一定の地ニ暫時辛抱セサレハ味の出ヌモノと存候

fordred 君久々英国へ出張中の処、広戸店員再三の出張ニテ新季節ニ於ケル西部産毛買集メの御計画ニ付、急遽帰阿可致の旨御苦勞ニ存候、何卒米國より注文の衝突ナク御成効を祈上候、顧フニ濠州産毛取引の前途ハ前掲の成行ニ付、来年今頃ニハ矢張買方トシテへK<sub>2</sub>駐在店員必要と御覚悟置被遊可然哉ニ奉存候

以下、九月五日認

三井の赤松店員ハ明日出帆南阿へ出張致候由、本日告別来訪致候、一二年同地滞在之由申居候、内海君も近日日本出発南阿ニ向フ由伝聞致候間、此事片桐店員へ心得の為メ打電可致候

第三期決算予算

二付、藤井重役特別状忝拝見致候、寔ニ好成績ニ可相成御同慶申上候、小麦積出しの混雑と延引ニ付、滞船料問題ハ容易ナラズ、是非ヂョージソンへ転嫁致度用意無怠手配致居候得共、相手モサル者ニ付、簡單ニハ解決致間敷、大ニ心配罷在候、只一の望みは裁判所ニハ凝り々々の同人ニ付、可成訴訟沙汰ニせず、内済可致候哉ニ被考候得共、果シテ此方請求ノ通り弁償可致哉否哉ハ問題ニ御座候間、此方ニ於て貴方予定の収益ニ減少を加へ候哉と存候得共、前期より準備も在之候間、大体ニ於て大差ナカルヘク難有仕合と奉存候

小麦  
積出し延引ニ付テハ、大沢店員弁明之通り、一同必死ニ奔走尽力仕居候得共、相手ハお役所ナ

ルト小麦局取扱以上の事ハ責任なしとのジョージソン体度ニ付、大ニ苦心の処ニ御座候、例の Royal Commission 無之、雇船も予定の通り順着すれハ、今日の如き三井・増田及当店と一時ニ衝突ハセサル可カリシニ、他店の船ハ知らず、当店分ハ皆数周乃至一ヶ月已上も延着の爲メ非常の混雑と相成、滞船料問題を惹起し候段、頗る遺憾ニ奉存候  
加之、代理店ト荷主と一手ニ引受と相成、代理店トシテハ船主の利益ヲ擁護セサル可カラス、荷主トシテハ可成事情説明、滞船料軽減ヲ願ハサル可カラス、詢ニ苦敷立場ニ御座候、此難問題ヲ貴方へ御倚頼致候事、頗御氣の毒ニ候得共、何分宜布御願申上候

〔欄外書込〕

各船延着入港の事ハ滞船料掛合上、一の口術と可相成存候、如何？

〔欄外書込、日本側重役による〕

○一 予定数量丈ケ船ガ收容シ得ザリシ点ニ付研究中也

但し三井及鈴木（MM）等へ聞合候処、代理店手数料も10/100のボッキリは甚無情と申居候、多少の口仙の外ダンネージハ大概船主持の習慣の由ニ御座候、尤も三井の雇船の中、或船ハ半持ニ相成居候事モ在之候趣、按するニ習慣ニ経験薄カリシト運賃ニ困窮の折柄ナリシヲ以テ、貴方約定上、讓歩サレタルト空氣抜キニ重キヲ措カレタルニ起因スル事と存候、實際、ヴェン

チレーター不用ナリシヲ先覺サレタルナラハ、ダンネージハ無論船主持ニ強弁相成候義と想像致候

又如此当地ニ手間取ル様ナラハ井平・天祥ヲメルボルンニ廻し、広福丸ヲ当地ニ止ムルの手段もアリシナレ共、元々チャーターの条件ニ反スル義ニ付、不可能の事ナリシモ、今後同様場合ニ御参考置被下度候

〔欄外書込〕

此点貴説ノ通りナリ、全ク通風害ヲ重要視シタル素人ノ間違也

本日貴地カネ辰出張員田井駒吉氏より伝聞ニ由レハ、鈴木ハNSW麦ハかい入サリシモVic麦を大分買入レタ由、而シテ同代理店Sheepの見込買持余分の四千噸（先日小麦局の直段より三片安ニofferシタ分）も同店へ買取りシ口振ニ想像致候

夫ニシテも当店買持分二千噸、今日の相場及本品も既送見本より優等ニ付、是非便船ヲ得テ貴方ニテ利売行届候様切望致候、他国ヘデも輸出運賃払底ニ付転売の途無之、無条件取消の閉口ハ小麦局ニ対し男前悪敷ノミナラス、目下6/10<sup>1/2</sup>と相成居候品ミスタ々犠牲と相成候事、遺憾千萬ニ奉存候、昨今交渉中のNYK臨時船の来航決定ヲ祈居候



兼て守田店員より御通知申上候米国行ハ事実トシテ現レ、去月末、汽船ナイアガラ号にてヴァンクーパー港宛千式百四十四俵積出し申候、多分XBとMerino 半々位と存候、カナダ着之上、各地へ納り候事と存候、例の政党屋の古手ワットソン氏ハ目下ボストン滞在中と伝承致候  
守田店員通信之通り跡売約見合居候事、中央委員長の意向ニ哉?、Hの見込ニ哉?、頗る不審ニ存候、目下の直段ナラ政府の収入も多額ナルヘキニ付、此際Hを鞭撻シテS. Smithニ拡張すれハ製産順増可致、然ルニ尚「S. Smithニ緩漫ト仕事致居候事、例の訴訟事件も行掛リニ相成居（一説ニハ妥協行届き、訴訟ハ取消ニ相成候様の唱も在之候）為メ、ヒュースニ於て「スネ」テ拡張セヌ事ニ哉?  
三井ニ於ても「Top」の咄ハ当分六ツケ敷とアキラメ候ニ哉、赤松生南阿出張致候ハ、羊毛係員ハ皆無と相成候事ニ御座候

## 脂肪

貴方の注文ニ付、下ルトハ心付ナカラ、最頂上の直段ニテ五十噸買入候事、詢ニ不器量ニ御座候、品はALニ付申分無之候得共、十日立タヌ中 \$10も下落申訳無之候、ORの \$85 Cock billsの \$80も今日より見れハ割高ニテ御氣の毒ニ存候、但しCock billsも近来製品余程進歩致候（冬期ナルニモ由レ共）、残り百廿五屯御催促ニ候得共、ジツト見合中ニ御座候、然

ルニロンドン弱氣ニ不抱、前周の下落ニテ内地石鹼屋の買氣ヲ催し、昨日は34£跡戻り致候、併安キ丸出帆迄ニハブリスバンニ於て \$75 100 辺ニテ買入度計畫中ニ御座候

ロンドンの本日着電は、2375 C/S offered 670 C/S

sold	Mutton fine	£107	Medium	£94
	Beef	”	”	£94

此直段ハいつも 2 1/2% 割引アルモノニ御座候

而シテ出品の割合ハ売行少数ニシテ人氣の沮喪ヲ示シ、且ツ近着八月末のロンドン統計ニ由レハ

Stocks	5441 tons	Imports	3357 tons
& Deleveriges	2445 tons (only)		

依之見ルモ、売行は一寸滞滞致居候哉ニ見受ラレ候ニ付、今後下落する共、再ヒ大ナル暴騰ハナキ事と被考候、但し近来為替の大狂ヒニテ貴地向キハ余程割安ニ相成候次第ニ御座候

御願  
今便野沢船長ニ托し段通一卷筆者より輸出致候間、御受取之上、二枚ハ住吉隠居へ、二枚ハ京

都拙宅へ御送被下度、委曲前便山本一郎店員へ申遣置候間、宜布御願申上候  
外ニコーンビーフ四打托送致候、此内二打は酒井真二郎君の注文ニ付、代金御徴収可被下候、  
二打は小生より福田俊夫老人へ送呈仕度候間、乍御手数御配分奉願上候

酒井真二郎君

二ヶ月已上滞在之處、爪哇廻りヲ見合せ、日光丸ニテ帰朝相成候、メルボルン出張中の費用ハ  
お客様トシテ支店負担ニ致候、又滞在中も昼晩共可成店ニテ日本食御馳走致候間、大満足の筈  
ニ候〔後略〕

右

北村生

第八五三号信

大正8年9月16日

セントアルバンス号便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信42号八月十二日付アキ丸便、本月十三日着

同封入の来年度より昇給の草案、入江君行写

南阿出張員輸出入部宛南米松木行通信写

藤井重役八月十三日付第二奨励会ニ関する私案

入江重役七月三十一日付香港出通信、本月九日着

夫々拝見仕候

大沢店員

より前田重役宛辞職願の発電相成候趣ヲ以テ本月九日私電到着拝見仕候、筆者ニ於ても驚人候

処ニ御座候、態々貴方ニ迄御心配相掛け赤面之至ニ奉存候、十日夜如何なる発電を成したる哉聞合候処「中略」、帰朝辞職之上、独立行動ヲ欲ストノ再答ニ御座候、敢テ本人の希望ナラハ致方も無之候得共、苟も縁アリテ入店し足掛け七年も勤務致候事故、特別の理由アラハ格段ナレ共、自己の耐忍力不足の為メニ一轍ヲ貫カントスルハ頗る不心得と存候ニ付、尚本人の為メニ引止メ度考ニ御座候、目下不幸ニシテ在留邦人中、這般の相談相手ニ成ルヘキ知人無之との本人申出ハ如何ニも尤もニ存候、此相談相手ナケレハ筆者の趣旨が本人ニ了解ヲ得サルハ筆者の不徳ニ候得共、一旦日本ニ歸リテ相談スルと申事ハ時機後れニ候間、筆者の意見ヲ書面ニ認メ同人ニ交付し、同人ニ於て尚理解シ能ハサルニ於ては前田重役ニ書面交渉、又ハ大沢店員親族の方へ書面交渉シテ、電報ニテ其意見ヲ返辞シテ頂ク事ニ相成候ハ、慥ニ本人の利益と存候、何レニシテモ小麦積出し後、尚デモレージの交渉ハ最初より本件の担任者ニ付、此事件の落着迄ハ同人の帰朝ヲ許ス能サル処ニ御座候、旁初メヨリ電報ヲ以て前田重役ヲ煩ス程の事ニハナカリシ義と存候、按するニ Home Sick の気味ナルヘシと存候、尚アキ丸便より再報可申上候、実ハ前田重役ニ対し電信ニテ御返辞可致乎とも考へ候得共、夫程の緊急事件とハ難認候間、書面ニ相成候段、悪からず御承知奉希望候

## 第二奨励金

の義ニ付テハ此元 891 号上伸仕候後、如前記、入江・藤井両重役の私案接手、近日更ニ四方

重役の御考案ニ接すべく待合居候、但し或は四方君の遠慮ニテ御送付無之哉も難計と存候間、  
兎二角、既接の前田君の私案ト称スルモノと今着の入藤両君の提案ヲ斟酌し、愚按起稿致度奉  
存候

初メ奨励会積金ハ所得免税の御見込ナリシモ、其後、矢張徴税の交渉ニ接セラレ候由、幸ニ免  
税ニ相成候様御尽力奉願上候、此成功不成功ハ第二の問題トシテ、筆者ハ今尚此積金ヲ多額ニ  
充填スル事ハ不賛成ニ候間、好機會ニ於テ定款改正、純益の10%以下と御改正被下度切望致居  
候

愚按ニては、前田私案ヲ原案トシテ、第二候補者ニ迄新株配贈の考ニ御座候、而シテ昨年前田  
君御来濠の節の予算よりも奨励積金ハ多少過上ニ相成居候ニ付、小生の考迂活ニシテ事実前田  
重役予算以上ニ相成居不申共、此際三拾萬円迄奮発配与実行御賛成被下度候、振当ニ付テハ鬼  
カ出ルカ蛇カ出ル歟、筆者の愚考ニ御一任被下度候、幸ニ御同意被下候ハ、引返シ“Fidelity  
agreed”御打電被下度、不賛成ナラハ“Fidelity unagreed”御一電被下度候

御同意被成下候得は、三拾萬円ヲ基礎トシテ（キツチリ全額ニ充ルヲ要セス）割賦可致、若し  
御不同意ニ候ハ、今一段意思の疏通ヲ埃ツテ決定仕度候、然ルトキは或ハ本年内ニ間ニ合ハサ  
ル哉も難計、頗る難題ニ候得共、其内行違ニ接手する貴信中、又参考スベキ材料ヲ得は愚按撤  
回も不苦候、併大概の事ナラハ御賛成被下度候、筆者ハ可成各位の思惑の一致致候好機ヲ以テ

実行の利益ヲ確信致居候事也、余ハ目下考案中ニ御座候

給料改正案及其  
前の臨時手当

御来示敬承、日本の諸物価値棒立の暴騰ニ付、実ニ不得止仕義と存候、而シテ臨時手当の百円已下の20%ニ対し百円已上の15%ハ適當の比例と存候得共、百円以上の人ハ多少の余裕可在之筈ニ付、本人の心得次第ニテハ10%ニテモ辛抱スヘキ義理と存候、併ソソナ事ハ当世不通トナラハ是非モナキ事ニ候得共(百十円の一割は百廿一円と相成、九十円の20%は百〇八円ニナルカ如シ)、一度20%、15%と決定スルの故ニ給料改正ニ於テも夫ニ相当する増給の必要起ルベシ、而シテ家族多人数の店員ニハ無理ナキ事情ニ候得共、若輩の独身者ニシテ百円已上の月給は、如何ニ生活費暴騰ニテも多少の余剰ヲ生スル筈と存候、而シテ此残金ヲ貯蓄スル心掛アル男ナラハ大丈夫ニ御座候得共、多くの場合無ケレハ辛抱の出来ルモノモ、有ルカ為メニ贅沢ニ流レル杞憂ナシトセス、各店員の比較上増給の必要あらハ御同意可申上候得共、此場合給料の幾分ヲ店ニ保管スルの方法ハ無之哉、五十円以下の人々ニハ大ニ同情致候

濠州在勤手当改正の御提議も御尤ニ存候、一応研窮之上御返事可仕候、大概の処ハ勿論賛成可仕候、唯今の考ニテハ人物の価値乃至働き振よりも、給料の方多過キル様相見ヘ申候

日本人店員ノミ増給実行の暁ハ、是迄チビ々々引メ格別の増給ヲ成サ、リシ濠州人店員ニも相

当の実施ヲ成スノ要起ル旁、支店の経費膨大ニ対シ大ニ憂慮致候処ニ御座候、去ル明治三十四年恐慌のトキハ頭カラ薄給ニ苦ミ居タル支店員一同ニ 5/4より 20/- per week 減給シテ一層苦ミタル事、今以て記憶ニ新ナル処ニシテ、一旦増給之上、利益ナシトテ俄ニ減給ハ實際不可能の事と存候間、各個人の克己心ニ訴へ、世間輕薄の風潮ニ浴セサル様為致度切望致候、併筆者の考が *obsolete* ニシテ通用せぬ歟も不知候得共、近来の壮年者の多クガ徳育涵養の不足ナルハ、将来の日本の為メニ最トモ憂慮ニ堪サル処ニ奉存候

## 為替率大變動

既報之通り過般來英貨ハ米國ニ於テ益下落、遂ニ最低 17/3 相当迄下落仕候由 (米貨 \$4/12 セント)、而も濠州より米國行輸出品払底ニテ、各船会社の苦神別紙新聞切抜キニ由リ御散見被下度候、又此為替の關係ニ哉 (£と\$の差15%前後ニ相成候)、米國よりの輸入も戰時中不足品の一段落行渡ると同時ニ漸次減少の傾向ニ御座候、恰も日本の諸輸出品再騰ニ加フルニ為替の差6%も8%付加税の姿と相成候間、海外取引、特ニ英國筋の注文ハ手合難洪と相成可申候ニ付、不尠苦勞仕居候折柄、実は正金銀行の爪長主義 (或ハ出合ナキ為メカモ不知) ニテ貴地ニ於ケル日濠相場ニ比し、当地よりの濠日相場不公平ニ付、前周中二回ニテ四萬£ユニオン銀行ヲ經テ正金御送付被下御心勞奉謝候、如何ニも正金の率ニ比し此金高ニ対し約 \$2500 の利益ニ付、趣意ハ大ニ賛成ニ御座候得共、相沢氏時代と異り、新任の武内氏の氣風より付度ス



ルトキハ手加減大ニ注意ヲ要スル様相信し申候、加之、毎月輸出品の爲替入用金高、前以テ時々聞合ニ参り候ニ対し、差支ナキ限り内輪目の予算額通牒仕先例も在之、一船ニテも全く無爲替の事と相成候得は武内氏の感情如何ヲ杞憂仕候爲メ、ミス々々犠牲とハ存候得共、御送金ハ毎月式萬£位ニ御止メ被下度様、返電申上候次第ニ御座候、宣布御賢察被成下度候

然ルニ昨午後ニ至り、俄然 Buying 9/16 ポイント、Selling 13/16 ポイント騰貴の旨、正金より通知在之候、此激騰ニテも尚貴店より御送金率の  $2/4 \frac{1}{4}$  乃至 60 days 率の  $2/3 \frac{3}{8}$  トハ丁度  $7/8$  の差在之、我等ニ有利ニ候得共、此間明細の利息勘定ハ如何ニ可相成乎、殊ニ此方へ着金後直ニ使用セサレハ船待中ハ無利息の損耗も在之事モ採算セサル可カラス、又日本行  $1/1$  は  $2/5$  と在之、若し日本ニテも同率ニ変化アリタランニ、却テ  $3/4$  片の割高と相成候、併神戸とシドニーとハ自ラ出合相場ニ不同可在之候ニ付、是も御参考ニ資セラレ度候、要スルニ商店の利益の爲メニハ敏捷の御活動大ニ敬服仕候得共、目下ハ所謂戦後非常の変化の場合ニ付、今回ハ慥ニ大利益ナリシモ、今後或ハ反対の場合ニ遭遇スルナキヲ保セス、加フルニ我等ハ些少の利益アリ迎も浮気ヲ制シ、可成一銀行ニ信頼シ、銀行モ亦々常得意トシテ特別の融通ヲ承諾致呉ラル可ク、所謂依心伝心の情合ヲ保有仕度精神ニ付、此辺の關係宜布御酌量被成下度候

「欄外書込、日本側重役による」

他の Bank に浮氣した訳でハ無之

Lincoln Mills

Top

メルボルン新会社製品御照会申上候処、藤井君東京へ特別御出張被下候結果、へKへ勘定ニテ御引受け被下旨御返電ニ接し本懐之至ニ御座候、幸ニシテ 70s 四分ノ三、64s 四分ノ一の割合ニテ平均九十四片御指直一杯ニ約定成立の由、今夜メルボルンより好音ニ接し安心仕候、委曲守田生より書面到着の上、打電御案内可申上考ニ御座候、品物ハ不見点ニ候得共、種々注意仕置候間、多分御満足の品ヲ供給可致、格別心配なく寧ろ楽天ニ存居候

右

北村生

第八五四号信

大正8年9月25日

安芸丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

大義丸小麦

漸く昨朝積込開始、係員等大ニ奔走尽力致居候得共、段々着荷の品柄劣悪と相成候為メ棧橋でのハネ物多く、従て小麦局ニテハハネ出し過多の抗議アリ、受取の方ニテハ余計の手間掛リテ積入捗取らすと申す難義の立場ニ御座候、大沢店員必死尽力致居候間、セメテ品物たけハ相應の物輸出致サレ候様祈居候、是よりジョージソンニ対するデモレージ転嫁の件ニ候、頗る難問題ニして大義丸積荷の小麦代金ヲ抑留シテ掛合度下心ニ候得共、夫ニテハ小麦局が承知致間敷、大沢店員ハ始終G氏ニ接触ヲ保チ居候間、多少の弁金ヲ出ス事とハ被考候得共、到底、實際額ヲ満足ニ支払申間敷、可成訴訟沙汰ニハ致度無之候得共、示談ニテハ形付間敷、是のみ屈沢致

大正八（一九一九）年

四一九

居候、尤も当地の鈴木商店ハドイルを通して素々G氏と同盟（匿名ニテ）者と看做サレ候間、停滞料ハ内談行届可申歟ナレ共、我等ハ鈴木の申事ニ信頼難致候ニ付、三井と携帯して同行動ヲ採ル考ニ候得共、三井も此問題ヲ先ニ出すと小麦引渡ニ文句の付ク歟ヲ恐レ（此点大沢店員の意見と同じ）跡廻しニ致居候、然ルニ当店は此船ヲ以て最後と致候得共、三井ハ唯今第二英丸既着待合中の事迎、此掛合ハ当店独立ニ開始の要可在之、潜ニ心配致居り、大沢店員ハ掛合上自信アル様の考案ニ候得共、成功如何、決シテ安心ハ出来不申候

メルボルの残  
二千噸

も十一月迄引取遷延の事、無条件ニテハ小麦局承認不致、目下守田店員引受交渉中ニ御座候、今日ハ $7/4$   $1/2$ ニ騰貴致居候事ナルニ日本行の買約ニ付種々尽力致候も結局転売不能ニ終り、漸く太陽丸約定出来、ヤレ々々と安心シタ間も無く容易ニ待ツテ不呉、結局、代金先払ニシテ倉敷其他の条件ヲ勘弁シテ貰フ位が関の山歟と存候、貴方ニ於ても東洋へ御勸納被下候得共、充分の収益ニハ相成居申間敷、於是乎、ミस्ता々割安ニ買入タル品も思ふ様ニ利喰も出来ず、商売の六ツケ敷事、今更の如く感慨無量ニ御座候

正貨電送

利息の勘定致候ても尚 $1$   $1/2$ %計の利益ニ相成候間、過般の約四十萬円ハ慥ニ御決断の敏捷ナ

リシヲ御礼申上候、此正貨ヲ以て無為替輸出致候荷物の貴着後、又融通相付候ハ、引返し為替の關係御研窮之上、時ニ応し相当の金額御送被下候事利方と存候、其替り行違ニ正金銀行の Buying 率上騰の場合の Risk ハ覚悟セサル可カラス候、詳細ハ守田店員より御通知可申上候、但し今後御送金の節ハ貴方チャーター銀行ニテモ香上銀行ニテモ、当地ハ全濠銀行宛ニ御取扱被下度奉願上候、是ハ近來ユニオン銀行ニハ取引中止ニ相成居候得共、全濠銀行とハ今以て取引継続致居候關係上、同行支配人より特ニ依頼致し來候間、何卒御許容被成下度候

大沢店員

辭職問題ニ付テハ、前報別紙写之通り書面ヲ以テ更ニ革心方勧誘中ニ在之、未タ此書面ニ對スル返答ハ無之候得共、一旦店務ニ従事せし以上、本人の氣俣ニテ辭職セントスルハ、尚辛抱の余裕在之事と信し居候間、出来ルダケハ止ル考ニ御座候、前田重役へ種々御心配相掛け御氣の毒ニ奉存候

給料改正案

候  
ニ付ては尚考中ニ御座候、ドーモ一旦増給して又節減と申事の不可能なるを心配する故ニ御座候

大正八（一九一九）年

四二

## 賞与分配

前期決算の賞与分配ニ付、兼て御来示承知仕居候処、其後再議の結果、松本店員分減額相成候由、是は南米送荷の始末不結果ニ付テの事と存候得共、結果の善悪ハ一概ニ松本店員のみを責む可からず、本店輸出部ニも責任の分担を要し候旁、如此場合ハ今後公平の御判断を希望致候中元臨時給与として新雇又見習員等へ六百七十一円の支出相成候由賛成ニ御座候、但し雜費勘定より支出と在之候得共、前記賞与金の残余約千六百円も在之候際ハ、此金より御類用被遊候方至当と存候

## ガントン配当金

は四方君御来示ニ従ひ、当店雜費勘定より支出仕置候

## 南阿形勢重大

の題下御来示の件、御同情申上候、入江重役寄港の節、大ニ配慮致呉られ候事ニ存候得共、片手間にては到底満足の応援も六ツケ敷カル可ク、大体は矢張国包・富森の二君必死の配神ニ由ルニ非ラサレハ解決ハ無覺束と存候、M氏経費の節減ニ付テハ曾て御注意申上候処ニ在之、其節トラブラー巡回は支店代理店の奔走ニ如かすとの御返辞なりしも、元より各地ニ居据りの代

理人アルニ如かず候得共、夫ニては経費の減少ハ望む可からず、矢張、不自由ヲ忍ハサレハ儉約ハ不可能の事ニ候、M氏の熱誠ハ大ニ買ツテ遣るへきと同時ニ牽制も又必要と奉存候

新規雇入人の給料ニ就テ

各新規の貿易会社が無暗ニ高給ヲ以て誘引致候為メ、東京神戸高商卒業生ハ 1000 円迄奮発セサレハ応募人無之由不得止と存候、近來学資の騰貴より比較しても、親父の勘定よりすれハ夫位徴収セサレハ引合申間敷も、本人の値打ハ左様ニ發揮する者ニ無之、旁雇入レル時ハ世間の輕薄ナル風潮ヲ応用し、高給ヲ以テ釣出し、實際役ニ立タサレハ無斟酌のペケニする事可然存候、是ハ我等の筆法ニハ無御座候得共、德育觀念のナキ若造等ニ施すニハ矢張夫相当の手加減必要と奉存候

南阿羊毛

当方面明年ニ及ぶも公開セリ市無之見込ハ前報之通り在之、日本政府ヲ通して英国政府へ濠毛分割の交渉ハ稍進捗致し居候ニ哉、当地O S Kの代理店へ羊毛積入の件ニ付來電の由ニ候、然ルニロンドンセリ市ハ引続き暴騰の一方ニ在之、何時下落可致哉の兆候も不判然の折柄、直段の決定ハ頗ル六ツケ敷義と存候、米國へハ濠州より五萬俵ヲ直輸しセリ市開始の新聞報在之、多分事実ト可相成存候、是ハ Fair Competition ヲ予期しての事ニ候得共、若し日本ニ直輸し

て同様の事ヲ試ミントスルモ、日本の需用者（買人ハ）範圍狹隘ニ付直ニ妥協同行可致ニ付、英国政府も此手段ハ応用致間敷、慧眼ナルクロー商ム官も在之候間、此処頗難問題と存候

貴店發電写中 Forded の仲介ニテ London へ直接五百俵御注文相成居候事承知仕候、其結果ハ如何ナリシニ哉、承知仕度候

要之、役者不足ニテも南阿出張員ハ明年も明後年も尚必要と存候、此点ニ於テ松平・原口両店員の南阿派遣ハ適當の御決定と賛成申上候

当店輸入部通信  
ニ就テ  
御来示御尤もニ奉存候、如命書面ハ小生検読可致が原則ニ候得共、手廻り兼候ニ付披見致し居不申、併電信ハ小生不在ナラサル限り、大概目を通し居候間、御含置可被下候

御依頼  
今便事務長ニ托し挽割燕麦百廿封度（5ポンド入廿四袋）筆者より呈送致候間、前田・四方・藤井・妹尾・古立・小池・山本・福田俊夫・原幸二郎の諸氏へ御分送被成下度、委細ハ山本一郎店員へ案内致置候、向寒の砌、朝食ニ御笑味被下度候



毎度御手数数恐入候得共、金四百円也、小生勘定より京都拙宅へ御送金被成下度御願申上候

松田貫一依頼の金件、小生勘定より四百五十円也、御貸与被下候趣奉謝候

切抜御送付の岩井芝川乙宗等、一時の好景氣ニ引替へ本年上半季ハ大分損勘定の様子、特ニ岩井商店一千萬円の資本七百萬円払込の營業ニシテ、取引決算のメ高千九百萬円余ナルハ頗ル少数と存候、損スル時ハ取引高も減スル訳ナルベク存候

増田屋の鈴木ドイル、ウィットリーハ今以て帰濠不致、ドイル、ウィットリーは多分、近日、Eastern ニテ帰濠の由伝聞致候、鈴慶ハ多分暫時日本ニ止り、營業上の解決ヲ要スル事と存候、此方評判ハ甚不信用ニ御座候

例の大坂亜鉛会社ニ約定したる十萬噸のブロークンヒル鉍石の大部分今以て引取得す、既ニ廿萬£の違約金ヲ以テ解約交渉アリタルモ、聯邦政府ハ廿六萬£余ヲ請求致居候由、最初百萬£の保証金引受の香上銀行書面在之趣ニ付、此方政府ハ中々まけ不申趣、亜鉛会社ハ藤田組大株主の由新聞紙ニ散見致候、果シテ如何可相成哉、御心得迄申進メ置候

余処の事

右

北村寅之助

四六

第八五五号信 大正8年9月29日 大義丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信43号及43追伸共八月廿日イイスタン便及前田重役八月十八日付私信、今朝到達拝見仕候

大正丸・Eastern 二船便通信を省略致候為メ種々御心配相掛け恐縮ニ奉存候、本年ハ評価休会中と雖トモ一週間と続けて休養致候事ナカリシモ、引続き三度も風邪ニて引籠候故、恰も便船之時ニ執筆を怠り候仕合、不悪御承認奉願上候

小麦積出シ

の難関ニ付、御同情被下奉謝候、實際心中大ニ苦勞罷在候、最後の大義丸多分明朝積切出帆の予定ニ付、不取敢一筆御受申上度候

大正八（一九一九）年

四七

既報の如く、是よりは滞船料問題ニテ貴方船主ニ対する交渉上不尠御尽力ヲ願ハサルヲ得ず、此方もジョージソンへ転嫁ニ付、大ニ苦神の処ニ御座候

大正丸ニ対する一日の延引は多分NYKニテ勘弁致呉候事と推察致候得共、掛合上の都合も在之候間、井平丸・天祥丸の船主 Claim 金高等大沢店員の意見ヲ採り、今朝発電御伺申上候事ニ御座候

110。残式千噸ハ折角太陽丸御仕立被下候処、十一月迄輸出延期無条件ニテハ不承諾、去り連今更取消も出来不申、目下協商中ニ候得共、例のお役所ニ付此方の立場ニ斟酌不致（跡騰貴の事も理由ノ一ナルベシ）、是亦大ニ苦勞致し居候

貴方輸出の不進  
ニ付、種々御焦慮ニ候得共、世間一般の事ト孤立シテ營業挽回ハ不能ニ在之、需用地の不進ニ不抱、日本ニ於ける諸種の原料大暴騰の上ニ為替換算ニ於テ平時ニ比し五歩も八歩も割高二相成居候テハ商売も一層困難ニ御座候、Stock Towels の原価ニ付テも種々御心配被下、頗る同情難禁、決シテ余処事トハ存し不申候、實は此方買人もいつも英国割安挾牽制的の口上ニ候得共、英米共ニ中々左様ニ安直供給ハ無覺束、米国よりハ矢張為替率の影響一段甚敷、英国よりハ運賃ニテ困難ナル可ク、矢張、必需品此処日本ニ倚頼する外当急の手段在之間敷候、旁一時

所得稅請求問題

緩漫ニテも追々此方の持品減少と共に、跡注文も出るへき筈と相信し申候、此処寧ろ氣永ニ御耐忍被成下度候

今更の如く是亦御同情申上候、当地ニテも經驗アル事ニテ御苦神の程恐察仕候、大西弁ゴ士宛御通信写も拝見仕候、何卒、同君ニ於て有為の抗弁材料ヲ發見致呉られ候様祈上候、要之、地頭代官の如く申出候以上ハ無条件引込ハ致間敷、結局出す金高の減少スル様、御尽力被下候外ハ良途ナシと存候

日濠館処分ニ付テの御来示ハ筆者ニも大ニ責任在之、今更御氣の毒ニ奉存候、果シテ紀念会ニ寄付シタナラハ課稅ヲ免レルモノナラハ、御来示の通り合資会社解散ヲ見合せ、当分依然トシテ合資会社の財産と看做し、他日売却之上、其金額ヲ寄付する事ニハ相成不申哉、按するニ日本法律ヲ悪用し？乃至重箱楊枝主義ニホダクリ出し候様ニテハ、又寄付済と相成居候テモ或ハ遡及徴収と相成候哉も難計存候、如何？、兎ニ角、署員と御妥協軽減の方法ニ付、御尽力被成下度願上候

貴方ニハ当地方ニ於ケル如く稅務事件専門の夫れ屋ハ無之ニ哉、民事弁護士ナラハ大丈夫の筈ニ御座候得共、若し得可クンハ専門家を顧問トシテ平常より御抱へ置被下候方、可然様奉存候、事實可否如何？

## 第二次分讓羊毛

問題ニ付、近況御来示敬承致候、茲元既報之通り Price fitting 不可能の場合ニ付、ツマリ此件ハ立消へと可相成乎と存候

夫ニしても先日 London へ御指直の純毛 73ペンス平均ニシ、64s/76s ? (70s ?) Coarp 一千俵(五百俵宛)の注文も指直不出合ナリシ趣、去月のセリ市ニテ買入不能ナリシナラハ、其後ハ一層奔騰の入電ニ付、塚脇將軍も奮発躊躇致す事と存候

如命英京ニ駐在者必要の時可在之、御同感ニ御座候、南阿仕事の都合にて広戸店員ニ出張ヲ命スル外、一寸人操六ツケ敷哉と存候得共、品物劣等ニテもロンドン市場之諸掛り運賃重用の荷物ヲ買入候よりも、南阿市場ニテ撰買の方利方と存候、而シテ当方の Top ヲ精々多輸の方針ニ致度候

既ニ前月愚按上伸済之通り、来年六月末、英政府との約定解散致候後ハ聯邦政府ニ於て 15% 片以上何歟の条件ヲ附し、濠州内ニテ政府へ徵發し、此再売の利益の一半ヲ以テ国債償却の資ニ供するの政策実行候哉も難計、ヒュース首相の二枚舌の如き弁明其他大分具体的ニ旗幟鮮明致し来り候哉ニ被感候、別紙切抜御披読被下度候

御断

筆者帰朝、予期ニ反し来年迄延引ニ付、諸種の計画齟齬致候段、恐縮ニ存候、委曲既報の事情ニ付、如何共致方無之、夫ニ付、種々打合御来示の件敬承、大概御同意申上候、心得ニ御座候得共、尚熟考の上、次郵確答可仕候

燐鉍石

大洋島及ナルー島ニ於ける鉍石取扱の件ニ関する別紙切抜ヒュース首相弁明ハ、傾聴の値アリと存候、是迄ハ三井ニ於て大洋島所有の大洋燐鉍会社との契約も濠州政府の管轄と相成候ハ、将来売約の方法ニ変化可在之、日本ニ於て引続キ必需ニ候得は、我等ニも切込の余地アリト存候、旁貴方肥料会社の原料ニ就て御研窮被成下度候

Tramp 取扱

夫ニ付、雇船の事も近時小麦の経験より将来取扱商品の増加と共に自家チャーターの必要起ルベキ哉ニ存候、船価高直の間は古船買入と申場合ハ在之間敷も、追々ニは筆者多年の理想なる持船二三隻を所有致度希望ニ御座候、貴意如何?

正銀取扱の為替率

四方君よりの御説明敬承致候、原則として他銀行の信用状付ハ 1/16 割安取組の由ニ候得共、

ニ付

正金銀行自家発行の信用状ニテも多年取引の關係上、之ニ均霑する筈との事は既報之通りニ御座候、然るニ近年（支店役設置已來）、我商店ニ対する信用為替は表向キ Letter Credit なしニ神戸支店と当地支店の間ニ簡單の通知書のみニ由りて取組の自由ヲ与へられ居候間、嚴重ニ信用状発行ニ対する千分ノ一二五、即チ 12.5% の手数料ヲ要せず候事ニ相成居哉ニ伝承致候、果シテ然ラハ 1/16 高率と称するも実ハ却テ 1/16 割安ニ相成候勘定ニ御座候、況ンヤ四方重役御意見之通り且ツ此方愚按既報之通り、仮令他銀行と取引親密ヲ重加スルニシテも、今日迄正金銀行より得たる自由ニ比すれハ同一の談ニ在之間敷、旁多少の犠牲ヲ支払候共、我等ハ飽迄正金銀行ニ信頼する方永遠の利益と奉存候、此点は貴店重役諸彦も御同感と奉存候間、何卒宜布御願奉申上候

肉エキス

壹箱筆者より今便托送致候間御笑納被下度、名宛の詳細ハ山本一郎店員へ依頼申遣候

右

北村生



号外信

大正8年10月7日　ソノマ号便桑港經由

シドニー支店北村寅之助

↓南米ブエノスアイレス出張　入江金三郎

拝啓、神戸出發前御寄郵の七月三日付本店輸出部取扱の商品、南阿南米ニ於て苦情百出の起る迄の成行御詳報八月十二日到着、其前五月廿四日付私信老兄病氣療養中の經過通知書の如きもの七月七日到達拝見仕候

御航海中、香港七月三十一日付第二奨励会其他ニ関する参考書九月九日着、錫蘭八月廿一日付追伸本月一日到着、辱拝見仕候

神戸コロソボ間、既ニ三十日を経過致候由、OSK外航船の不規律共可申歟、乗客の迷惑御同情申上候、南米任地到着迄八十余日相掛り可申予定の趣、文明の航通も中々気の永きものと驚入申候

## 南阿苦情

解決ニ付テハ、御出発前稍樂觀の模様ナリシモ、其後国包・富森両出張員よりの来電ニ形勢益暗黒、少シモ樂觀ヲ許サス、却て送り返し品の決行等、前田君引続き御配神の程遙ニ恐察罷在候、ダーバン着後、直ニ陸路ヨハナスボーグへ御回旅、十日計の御滞在中種々御協商、定て御多端の御事とは亦御察申上候、併苦情品積出前の事情ハ当局者として御記憶も可在之、夫等の経歴ニ比し損ハ損として思切の御解決も速ナルヘク存候得共、種類も多く問題も重大ニ付容易の事ニハ在之間敷、結局ハ国包・富森両店員の努力ニ埃タサル可カラスと存候、M氏の熱心ハ諸方面の通信ニ由り了解仕居候得共、此熱心の為メニ過進の弊害ヲ伴ヒ候段、詢ニ一得一失ニ御座候、兎角金儲けの出来ル時ハ樂ナものにて、損スル時程大ニ骨の折れる事ハ商売の常例ニ在之候、何卒、此苦しき経験ニ鑑ミ、第一ニ品物の撰択、得意の撰択と同時に自家経費の大節減も今日の急務と存候、本店ニ於ても買入元方の撰択、又肝要ニ御座候、一例ヲ挙げハ、甲の見本ヲ以テ注文ヲ取りタルモ、直段不引合（或ハ利益僅少ニ付）の場合、其見本同様受合ナル口上ヲ以て多少安直ニ乙供給者より実物ヲ買入レ輸出シタルニ着地開函の結果、見本ニ符合セス、苦情相付き候事往々在之哉ニ探聞致候、是等ハ輸出業者トシテ自家収益ヲ計ル上ニ於テハ一応尤もなる取計ニ候得共、経験不充分なる品ニ対し、此方法実行ハ甚大胆ニシテ不注意の譏ヲ免レス、況ンヤ輸出前検査の不行届ナリシオヤニ候

南米苦情

二就ても又々同一事情ニ基因スル事多しと存候、棉糸の如き内地にては各会社の商標にて不見  
転の俣取引実現致居候得共、堂々たる鐘紡の品と雖トモ時ニ或ハ粗漏の品混合なしとハ保証出  
来難カルヘク、況ンヤ日本ニ使用の織物機械と南米使用のものとの相異より起ル欠点の発見も  
可在之、日本ニ於ける各紡績会社ハ聯合同盟ヲ以て直段ヲ釣上ケ暴利ヲ貪ルニ急ニシテ、其間  
製品の改良進歩ヲ忽諸ニ付シ居ル嫌ナキニアラス、幸ニ今回ハ旅費ヲ支弁シテ鐘紡技師某氏御  
同行ニ相成、実物ニ接触シテ御研窮被下候ハ、自家の警醒ヲ必要とする欠点思ヒ央々過クル事  
ある哉も難計、其他人造絹糸・陶器・メリヤス・麻紬類諸種の苦情ニ付テ円満の御解決ハ大概  
の御苦勞ニハ無之、深く御同情申上候

乍併其品物の性質より顧れハ南阿行の大部ニ異り、南米取引の主眼は多く工業用原料品ニ在之  
候間、双方の事情疏通し、需用家希望の適当品供給可能と相成候得は、将来纏リタル商売出来  
可申筈と奉存候、只夕近距離なる北米より Demand 的割安の競争相起リ候テハ日本ハ不利益の立  
場不尠候得共、是も当局者の努力ニ由リ敢テ悲観スヘキニ非ラスと存候

松木店員六月廿七日付本店輸出部宛31号写、同月十七日付重役宛三十七号写及電信往復訳文  
copy、是又本月一日到達拝見致候、此人ニして錯綜する苦情紛糾之中ニ立ち奔走尽力致居候段、  
頗る頼母敷奉存候、注文主ニ対し直接売方の立場ニして聊モ元方ヲ責ムル筆法と相成可申候も

前田重役宛御通信ニ在之候詰責的ニ相成候ては本人も無迷惑と存候、素より本人の為メヲ深慮して激励的の意味と我等ハ了解サレ候得共、南阿ニ於ケル馬車馬式M氏の跡押しを成したる中井店員の行動と同一ニ論スヘクモ無之、語学校出身者ニして是だけ働き候事、全く常識の有る証拠と存候、幸ニ今回貴台の御出張ニ協力して活動相成候ハ、既往の損ハ損としてして将来取引の継続ニ由リ利益回復の曙光ヲ認め得可しと相信申候

要之、商店の経営上、一概ニ消極的の保守主義のみにて取引拒絶ハ出来不申候得共、而も無經驗の仕事へ注意不行届なるを顧ミす旨進したるが抑もの誤謬ナリシ也、依之、高価なる償金と貴重なる時間ヲ費シテ苦き經驗を購ふたりと諦メルの外無之歟、是れと同時に今後取引政策ニ付、充分の研鑽アラン事ヲ希望致候

松木店員通信中ニ在之候如ク、本店の信用主義之為メニ当時注文引受方甚困難ナリ、又数量と種類も減少シタルヘキモ、今日より觀レハ此根本の堅実ナリシニ由リ、他の日本商人の如ク多大の損害ヲ蒙ルニ至ラサリシハ、全く本店の厚篤ナル深慮ニ感謝セサルヲ得ず候

又松木店員来信中、鈴木・三井・湯浅・高島屋・芝川其他の小店ニ至る迄、非常の損害を蒙り居候趣、余処の迷惑ヲ悦ふニハ無之候得共、後進者の為メ実地の証拠トシテ大ニ反省スヘキと

## 第二回奨励

存候

当地正金銀行支店より伝聞致候処ニ由るも、一昨年来、最初ハ稍好調ナリシ為替付荷物も昨年平和風以前より既ニ品物ニ苦情多く、昨年末よりの不渡り頻繁なる非常の迷惑ニして、其原因ニ付テ推測スレハ多クハ新進気鋭ニ任せ活動？したる商店の取引ニ失敗者多キ趣ニ御座候、恰も松木店員来信中、貴地正金銀行の迷惑と相成候物も同一種類のものト存候

実行ニ付、貴見御洩被下奉謝候、実ハ前田君よりも懇々御来示ニ付、九月にも安芸丸にて出發の準備ハ致居たるニ候得共、压制ニも中央委員会ニ於テ Shipping House の仕事中止の交換問題の為メニ遂ニ決行不可能と相成候、実ハ来年六月末、英国との約束ハ解決致候後と雖トモ、今日の形勢にてハ濠州聯邦政府ニ於て続行可致哉ニ被考候ニ付、今日自己の理由の為メニ振り切ツテ断行致兼たる次第ニ御座候

兎ニ角、明年一杯ニハ公開セリ市自由売買の運ニハ至ル間敷予想ニ御座候、旁小生出発ハ不得止来年三四月の頃迄延引仕候、最近、前田重役ニ於ても此無止立場ヲ諒セラレ、小生帰神迄第二次奨励実行延期承諾の通信ニ接し、聊安心仕候

但し奨励資金充実ニ付テハ小生大ニ反対の異見在之、先日大体ハ本店へ上伸仕置候得共、尚次

便再説の考ニ御座候、此元本店宛 〇〇: 45 号写同封仕候間、御披見可被下候  
旅中風土の変化、折角御自愛專一二御座候、草々不尽

北村生

第八五六号信 大正8年10月14日 イースタン号便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

貴信のハ号及付箋九月四五日付ガンヂス丸便、四方・藤井両重役別私信、他方面行通信写共、忝拝見仕候（本月九日着）、貴信のハ号九月十六日付丹後丸便、同輸入部宛及第三期決算計画諸表ニ関する説明書、前田重役九月十日付私信、他方面行通信写等、昨夕到着過半拝見仕候

第三期決算計画

関する御来書ハ未だ披見の時間無之ニ付、丹後丸便ヲ以て御答辞可申上候  
支店第三期決算尻 57801.15.4 純益ニ御座候処、前期操越の所得税ハ既ニ引去候得共、此九月一杯迄の所得税半死半生ニ今以て決定徴収ニ至ラサル戦時所得税の予備、輸入部タオル見込の損金トシテ準備 52000、其他ニテ全部此方へ扣置候事と打電申上候処、其内 57500 を操

大正八（一九一九）年

四三九

越、残余振替方御返電承知仕候、早速 5301 余振替仕候、是は前期にも当支店無出入と相成居候ニ付、銀行ニ対し少許ニテも純益計上の御考察歟と被察候、果シテ然ラハ僅ニ三百余㍊あまりニ少額と存候間、貴方御所望ニ候得は、更ニ千磅ニテも千五百磅ニテも振替可仕様返電申上候間、近日更ニ御指電ニ可接奉存候、實は所得税の一部ハ次期勘定より支出も出来可申、輸入部の用意金も左様ニ多額ニハ不及と存候得共、大西店員の希望も在之、大丈夫の方ニ賛成致候事ナレ共、貴方決算上の御都合ニテハ如何様にも御便宜ニ応すべく候

守田會計部員よりも御報告可申上候得共、本書類調製済之上、次便再報可仕候

御礼

重役より紀念会へ寄付金高二付、四方會計長より御報ニ預り奉謝候

曩ニ小生勘定より最近為替率ヲ以て金壹萬円御振替被下度御願申上候処、御研窮之上、外国銀行ニ於て正金以上の高率ニ取組出来、モリト余御送金被下御注意之段厚く御礼申上候、支店借金の内へ即時払込申候、甚欲深く候得共、年内出合の好機ニ於て更ニ壹萬円為替御振込被下度御倚頼申上候、若し預ケ尻不足ニ候得は八千円ニテも不苦候、此方預金ハ無利息ニ候得共、為替率ニ大差在之候間、御送金ヲ願ヒ置候方、利益と奉存候



当方所得税

二付、詳悉御来示敬誦致候、追々守田係員より再答可申上候得共、此方ニテハ所得税支払前の利益ニ対シ徴収致候間、所得税金モ有税と可申勘定ニ御座候、而シテ戦時税ハ、如前記、今以テ徴収の通知無之位ニ付、七千余金支払候内ニハ加算致し無御座候、御含置被下度候、則チ貴示の Taxes incomplete ナレ共、唯今何程ト申上兼候事也、当方税務署の請求通りニ何等抗議ナク簡單ニ高を括りて易々諾々ニ閉口致居候様御警訓ニ候得共、夫程ニ縮み上り居候義ニハ無御座候得共、御承知之通り従前ハ支店より輸出品ニ対スル口仙ヲ報告致居候処、是ハ本店の注文ニテ取扱居候品ニ付、支店ニハ無収入の勘定也との口術ニテ、当店ハ単ニ輸入品の利益羊毛取扱収入の合計より支店全体の費用ヲ弁し、其差引尻ヲ純益トシテ届け出テ夫ニテ通過致居候、寛大の点も在之旁、会社扱と個人扱（実ハ会社の登記不出来の場合ニ付、聯邦ニ対し会社扱とハ難申処ニ御座候）の相違ハアルモ、大ニ利己主義ヲ主張セサル訳ニ御座候、不悪御諒解被成下度候

入江重役航途の  
故障

シンガポールより南阿直航の予定が途中積荷の為メ（と想像す）、Colombo 寄港にて既ニ二週間も延引した、然ルニ航海中機関破損ニテ又錫蘭ニ引返し、二週間已上も滞船の無止ニ至り候趣、入江君一メ我店の迷惑ハ申ニ不及ハす、如何ニ営利の方便と申サン歟ナレ共、あまり二遣

繰のダラシ無き又乗組員の不注意等OSKの取扱方頗ル不快と存候、NYKの御役所風ニモ嫌焉タラスと雖トモ、当地代り店雨照シの取扱振杯も頗ル我利々々ニテ不賛成ニ御座候

夫ニしても二週間已上もColombo 船待中、入江君のみは他船ニ便乗、南阿先着の手段ハナカリシモノニ哉？

## 南阿南米の紛糾

航海中ニある入江重役宛AよりD迄貴信写拝見仕候、然ルニ如前記ハワイ丸の大延引ニ付テハ南阿寄港の日取操上ケ候哉も難計、遂ニ入江君のヨハナスバルグ市立寄不可能ト相成不申哉、遙ニ御案事申居候、自然南米到着も大延引ニ付、到底予定のプログラム履行六ツケ敷カル可ク、且ツ折角御出張被下候以上ハ多少延期シテも松木店員ヲ奨励シテ、今一二ヶ年滞在延長の覚悟ヲ為サシメ、此機ヲ以テ将来の取引ニ付充分トハ至リ難クモ、何等歟目鼻ヲ有スル計画ヲ立ラレ度切望の至ニ御座候、果シテ然ラハ、御同行小林技師ハ先発帰朝の事ニ可相成、而後南阿御寄港ニ付テも二三ヶ月同地滞在之上、マッカソン氏の働き振り其他今後の援助ニ付、確實ニ発展の途相付候様御尽力被成下希望致候、依之、同君帰朝ハ或ハ来年六七月頃ニ相成候哉も難計候得共、再出張と申訳ニも相成間敷、筆者も多分明年九月頃迄ハ滞在可致ニ付、御会見の機ハ不尠と存候、奨励実行の如きも大概ハ我等へ御任せ可被下候哉と存候間、若し御同意ニ候得は、

右南米へ御發電置被下度願上候

過日香港シンガポールより來信ニ対し、別紙寫之通、南米へ返辭致置候間、御披見可被下候

松木店員宛 S16 博多丸便寫拜見仕候

国包・富森両出張員宛 S16. 17. 18. 19 号迄敬読仕候、懇々の御諭示逸々御尤も我等全く賛成ニ御座候、用意周到なる訓戒指揮一言も無之、両店員ニ於てもM氏ヲ補助シ又鞭撻シ、可成損害ヲ縮小シ、跡々の取引円滑の域ニ進歩致候様尽力在之度、只管切望罷在候

M氏經費の膨大ニ関し御痛告同感ニ御座候、取引高の 16 1/2% ニモ或ハ 20% ニ相成居候テハ苦情なしニ無事ニ取引実施サレ候共、是だけの収益ハ中々六ツケ敷事ニ御座候、M氏と雖ともマサカ心付かぬニハ在之間敷も、一旦出シタ支店ヲ閉鎖スルハ取引先の面目ニモ関ス可ク、損失喰込と知りツ、決断未練ニシテ、今ニ景況恢復スレハとの欲目と夢想ニテ、ダラ々々ニ相成居候義と被察候、人情無理からぬ処と可申も、ソコガ決断ニ御座候、恰も明治三十三年度大恐慌の節、スワ山の本邸より一ヶ月十円の家賃ナル敏馬の崩屋へ閉塞サレタル故店長の思切り方、追想感銘致候

M君は惣ての口仙を犠牲ニシ、尚二年半ニ55000の喰込と相成勘定の由、夫のみならハ時局の打撃とアキラメも相付候得共、苦情直引解約背負込と相成候品等の為メニ前期ニ於て過大と想像シタル十七萬五千円の準備金ニテも本店経費分割の決算相成候時ハ、更ニ五萬円計持出し損金御見込の由、御心勞之程深く恐察仕候

M君金融補助ニ付テも周到の御注意奉感謝候

ドーセ乗掛けた船ニ付、今更跡戻りも相成間敷、相互ニ誠意精神ヲ以て解決の外無之候得共、スタンダード銀行ニ対する前田重役の御意見ハ自家保障の上ニ於て理屈は御尤もニ御座候得共、既ニM氏をへKへのagentと公称致候上、前支配人二名迄死去後の今日、萬一M氏ニ於テ債務蹉跌の暁ニハ、銀行屋ハ矢張へKヲ第三者として債務の負担ヲ強請可致哉ニ岡目観ニ御座候、何卒、左様の不幸ニ至ラスシテ此難関通過切望ニ不堪候、而して此解決相付候迄ハ富森店員の帰朝ハ無期延引、政府の故障ナキ限り国包店員と共に滞阿尽力在之度、萬一滞在延期不出來の場合ハ中井店員再派可然奉存候

## 第二回分讓羊毛

海軍省宛七千俵、民間用壹萬七千俵濠州より直輸の事、英国政府との御協商成立行届候趣キ、筆者ニハ少々意外の感在之候得共、東京支店不屈の御尽力ニ対し奉賀候、殊ニ八月ロンドン市

場の parity ニテ供給之由、貴方ニハ最も御満足の点ニ奉存候、尤も別紙新聞切抜キの通り  
“Description sales” は本荷開覽のセリ市の如く高価ニハ參らず、5%方下鞘ナリシ由、畢  
竟、品質歩留リニ多少の掛念アル故と存候、併貴方ニ於ては第一回分實際の御經驗も在之候事  
故、跡上りの場合、前月の建直ニテ御協約成立ハ好都合と奉存候

〔欄外書込〕

近来仏白伊等へ直輸のモノ大分ニ在之、多分デスクリプションニ売約シタル乎と奉存候  
此二萬四千俵の積取ハNYKニ於て定期船の外ニ臨時船相仕立テ候事ナルヘク被考候得共、折  
角、御尽力奉希望候定期船の一部ヲ応用サレ候テハ夫的其他の船腹減少可致ニ付、宜布御願申上  
候

広戸・片桐南阿出張員宛御通信20・21号写拝見仕候、新毛注文ハ前記濠毛ニ不抱、御成效ヲ祈  
上候

小麦滞船料

交渉の成行ハ別紙大沢店員通信ニ詳悉之通りニ御座候、但し高圧手段ヲ以テ壹萬£支払抑留致

大正八（一九一九）年

四四五

居候、平時ナラハ直ニ訴訟問題ナルヘキも、ローヤル調査裁判進行中の先方弱味ニ附け入り太キ方ヲ握リテ談判中ニ御座候、最初より大沢店員接触致居候事故、是非同人の尽力ニ由り解決為致度苦神致居候得共、今一段と内輪カラ腰弱ニ付大ニ苦勞罷在候、半額已下の £4000 位ニテハ到底お話ニ相成申間敷、貴方ニテも此方の電信ヲ見テ判断ニ御困りの事と存候、大沢店員の意見ニ任せ打電ハ致候もの、壹萬£押へ居候事ヲ併電セハ宜布カリシ哉と跡ニテ心付き候得共、可相成ハ表沙汰ニセス、速ニ妥協致度考案ハ誰も同意見ニ在之、貴方ニテも出来ルダケの転嫁歟、御辛抱可被下決心相付き候得は、双方の譲歩ニ由り解決仕度精神ニ御座候、ドーセ収益の幾分吐出しの覚悟ニ候得共、三萬円も四萬円も損害スル事ハ耐へ難き処ニ御座候

今日より見れハ一日の積入高ヲ予約セサリシハ手落ニ候得共、是迄ハ DI Stued ニ貯蔵の品豊富の際、積入居候習慣ニテ、船サへ取レルナラハ千噸でも千五百噸でも供給ハ充分と考へ居、又貴方チャーター成約の時も可成少量ニ御表示被下候事ナルヘキも、其数量サへもゾーゾンニ於ては故障ヲ申立テ居候、当方ハチャーターパーティー約定書ヲ公開致居候テ約定以上の余益ヲ貪ル考無之事ハ先方も諒解致居候塩梅ニ候得共、尚西海丸ニ対シテスハツチマニ一請求採論外ニ候、仮ニ約定アリタリトスルモ滞船料の普通半額ニ付、先方の申出不条理ニ御座候貴方専門法律家の鑑定ニ対し、藤井君御加筆 DI 設備ニ付口述なしと在之候得共、理屈の付ケ様ニ由リテハ必スシモ然ラス、何トナラハ本品ハ普通 *Ear* ニ異り、内地ヨリ船積期日前ステアライス之上發送致候（前ニ此手数済ニ致置候得は、船待中ニ再ヒ虫付の患アレハナリ）品故、

鉄道貨車の不足、職員のインフルエンザニテ欠乏の為メ延引セシと申せハ、一ト通りハ理由と相成可申歟、併船主ニ於テモ世間共通一日何程と積込の予定ニ先例可在之ニ付、或ハ水掛論と相成候哉も難計、貴方船主ニ対スル滞船料削減の御談判も中々容易の事ニ在之間敷、御苦勞の程奉恐察候

Towels 見込製織

の件ニ付、S&S 付当店輸入部宛貴信詳報再度熟読、御来示の趣旨逸々御尤もニして当店輸入部当局ニ於ても敢テ異議在之間敷候、尚再議之上、両三日中ニ御返電可申上候、単ニ愚按を以て見れハ全部貴案賛成ニ御座候、如何ニも楽みなき *Risk* を踏む様ニ候得共、是ハ商店の歴史的製品ニ対する義務と可考処と存候、殊ニ如命棉糸相場も近き将来ニ暴落スヘシトハ難考候ニ付、手一杯以上多少有利ニ処分行届き可申筈と存候、併大丈夫として10%も喰込ヲ覚悟スレハ違算ナカルヘク、但し見込品の事故、貯蔵中の金利倉敷が厄介物ニして、売場ニ於て此費用の回収ヲ見落すヘからさる処ニ御座候、精々注意可致候

関稅改正ニ付御入念敬承、愚按ニテハ戦後の政策トシテ英国へ一層プレフェレンスを与へ候事勿論ナルヘキモ、本品の如キ日用必需品ニハ大ナル増率ハ無之哉ニ被考候、特ニ英米為替の權衡も近き将来ニ戦前の同率ニハ恢復可致とも難考、従テ米棉の原価ハ日本よりも却テ割高二相付き可申、加之、労働時間の短縮、給料の暴騰等ヲ打算スレハ、早く共明年一杯位ハ到底日本

品ニ競争シ能フベシトハ被考不申候、濠州の買人も口頭英品の割安ヲ高唱致居候得共、胸裡ニハ其然ラサルヲ覚醒致居候哉ニ奉存候

依之、貴問の今日迄の努力ヲ放棄し深入ヲ見合云々ハ得策ニハ在之間敷、如前記、商店歴史的の仕事ニ付、多少の犠牲ヲ覚悟シテ消極的ニテも見込製織継続の方針ニ賛成ニ御座候

既往数年の製品統計御来示、用意周到奉謝候、此方注文輻輳の砌は中々お鉢の廻らぬ織高も人氣閉息の今日は茶白二種合計毎月五千貫以上の供給出来の由、兎角、物事ハ不如意ニ御座候、見込製品ハ一時貴方へ御貯蔵之上、此方売約ニ随ヒ漸次御輸送可被下の由、頗る便宜と奉存候

Towels 会社設立

二付、御呈案詳説興味ヲ以テ敬誦致候、是ハ筆者モ多年の宿論ニシテ一定確實の製品ヲ輸出セントスルニハ、自家勢力範圍ニ工場ヲ有セサレハ不可能の事ニ属し候、先例ハ森本組の陶磁器其他の如し、既ニ晒工場匿名組合も成立致居候事ニモ在之、此工場の仕事ヲ拵ヘル手段トシテも自立製織工場ハ車の双輪ト申程ニ至ラサルモ、必要の計画タルヲ失ハスと存候、恰も製織業者手元緩漫の折柄、合同談も容易ニ纏リソーナ御見込の由、頗る好機会と存候間、速ニ御協商進行可然と奉存候、之ヲ統轄スル上ニ於テ、少クモ五萬円位の出資の必要ハ正ニ其処と奉存候、否愈着手の上ハ更ニ夫以上の後見モ予メ決意シ置ク可キと存候、而して此資金ハ一時奨励積立



金より御融通相成候てハ如何？、店員ニノミ限ラス、事業の奨励ニ応用スルモ故店長の深意ニ  
抵触スル様の事ハ無之候のみならず、今後の店業発展ト見込アル輸出品ニ対してハ、同様手段  
拡張新設の必要起ルヘクと予想致居候

〔欄外書込、日本側重役による〕

奨励会資金ニ対スル見解ハ何処までも大ナル差違あり、困ツタ事ナリ、但シ此提議ハ奨  
励会ハ営利事業ニ関係不出来ノ一事ニテ解決シ得ルヤ

書余次便へ譲り候、草々不完

北村生

第八五七号信 大正8年10月21日 榛名山丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

入江重役

漸く本月十四日ヨハナスボーク到着、本月下旬南阿出發予定の趣、過日同地來電にて承知仕候、段々遷延、南米紛糾の解決ニハ甚以迷惑の事ニ奉存候、此丁子にては到底本年末同地出發ハ不可能と存候、旁來年二月迄も三月迄も南米滞在充分の御尽力ヲ願ふ方、商店の大利益と存候、加之、帰途南阿ニ於ても一二ヶ月滞在之上、M氏將來の方針ニ付、一層確實の見込相立候迄御尽瘁相願度希望致候、既報之如く右趣旨貴店より入江重役へ速ニ御發電可然奉存候（多分既ニ行違、同意味御打電済とも奉存候）

## 第二回奨励

実行ニ際シ參拾萬円迄割賦之件、此元 8853 セントアルバン号ヲ以て御相談申上候処、御同意可被下の由、本月十八日付 525 電報到達奉謝候、追て其起算ヲ以て振当研窮可仕候、恰も行違ニ右実行は明年小生帰朝之節迄、御遷延御決定被下候由、御通信ニ接し安堵仕候、其方何歟ニ便宜と奉存候

## 第三期決算計画

ニ関シ

貴信 545 付、敬誦仕候、種々御配慮之段御礼奉申上候、如命大体ニ於て異議無之候間、昨夜“General Plan agreed”御返電申上置候ニ付、可然御精算可被成下哉ニ奉存候、夫ニしても此方決算尻ハ貴信着前發電済の処、5301 余振替御希望ニ任せ是も実行仕候、然ルニ前期ニ於ても無出入勘定ニ相成居候間、可相成は今期は多少の収益記載の体裁宜布義ハ御同感ニ在之旁、更ニ 51000 乃至 51500 振替如何御相談申上候得共、今以て御返電ニ不接、多分五十歩百歩との御決断ニ哉と奉存候

貴信御説明ニ任せ重複ニ相成候得共、愚見開陳仕候

第一表御説明敬承、昨七年初より未解決之俵、B 未納税金四十萬円の保管は大シテものと存候、

如此重税額ヲ未済の俛ニ打過居候事、サスガ御役所風と存候、此金高未納の間は利息だけでも商店の利益と存候、如何？

C 項目中、前期ニ於て四拾弍萬圓の準備在之候処、予想ニ反し形勢不利の為メ今回ハ更ニ増額、南米ニ対し十七萬五千圓、南阿ニ対し無慮四十萬圓の損失及ヒM氏援助準備として御保管の由、今日ニ至りてハ何事モ謂フニ忍サル処ニシテ全く鳥餅桶ニ踏込ミタル苦境、如命 Best を尽して実損害の軽減ヲ計ルの外無之と奉存候

D 項目の予想外の税金請求ハ大西弁ゴ士意見之通り如何共致方無之、泣兎と地頭の古諺も在之、殊ニ初メヨリ出ス可キモノヲ出サスニ濟ムト樂觀シタル誤信ニ基クトスレハ、此処妥協ニテ可成軽減方御尽力奉願上候

記念研窮館寄付金廿八萬圓も萬一他ニ不足ヲ生シ候場合ハ、此内幾分ハ第五期へ御操越の便宜モアルベシ

第二表、如前記巨額の操越負担ニ対スル準備金ニ対し格別の苦算ナク、仮勘定ヲ以て御用意行届き、殊ニ諸種の割戻金合計四十萬圓ニ及候由、如貴命取引発展の余榮と難有相感し申候、又本店と当支店の邦貨英貨の換算上、約廿萬圓斗も捻出取得可能御見込の由、是も取引金高膨張

の御蔭と感佩仕候、而して第一表ニ比し三萬円の準備不足と相成候得共、第一表の金高全部消耗の事は萬々在之間敷ニ付、如命敢テ掛念ハ無御座候哉と相信し申候

第三表、本店輸出不振の為メ御予算の収益高の三分ノ一二過キサル御見込と相成候趣、是ハ時勢の然ラシメル処とアキラメ可申候、幸ニ輸入は其反對ニ頗的好調、加之、為替換算の収入も不尠、南阿羊毛為替ニ付テハ是迄一再御喰込の傷手ニ不抱、輸入利益約十五萬円の利益<sup>\*</sup>ハサスガニ難有仕合ニ奉存候、南米輸入益の六萬円ハ前期ニ於て大ニ元価切下ケアリシ物の回復ニ由ルナル可ク、内地売買の式萬四千円も著シク目先チ申候、濠州よりも惣て順境ナリシ上ニ臨時小麦の大取引ニ付、余益ヲ加ヘタルハ御同慶之至ニ奉存候、但し滞船料問題ハ中々解決六ツケ敷、仮ニ半額デョージソンより受取り得ルトシテも、船主より特別の割引ナキニ於ては、又東洋其他の得意先より出金承諾ナキニ於テハ尠トモ三萬円、悪行スレハ五六萬円の吐出しと相成候哉も難計、何分買入元方不確實ナリシ為メの災難ニ御座候、是は追て解決の上、乍遺憾、井平・天祥・大義丸の三隻の収益ニテ差引の外在之間敷乎、萬一夫ても不足の時ハヴィクトリア一萬噸口より平均するなるべし、兎ニ角、其金高ハ第四期収益より減少する訳にて寔ニ残念の至ニ御座候

〔※印欄外書込〕

大正八（一九一九）年

此外口仙割戻シ、運賃割戻シ合計十三萬円も在之候事、第二表の如し

貴方利息収入の五萬円も全く貴店金融上、敏捷の御活動ニ由リ捻出サレタルモノト厚く御礼申上候、支店差引尻振替の £301 余ニ付テハ前掲之通りニ候得共、其外直接振替分

Canton 割戻シ	£ 1473. 4. 10
馬匹勘定利収残	71. 17. 3
利息収入	<u>637. 4. 11</u>
	<u>£ 2182. 7. 0</u>

〔欄外書込〕

保険割戻の著大ナルハ小麦輸出船の一時ニ輻輳シタル結果ナリ

此金高、既ニ貴方予想ニ算入相成居不申候得は、是は第二表操越負担ニ対する準備金の内へ御記帳相願ヒ、利益予算の四十五萬円ニ変更ナキヲ希望致候

小村商店貸売残金段々遷延致居候得共、是ハ南阿南米の葛藤ニ比スレハ格別の事ニ無之、且ツ

時日延引ニ対する利息ハ密ニ取立テ居候、目下弐千磅余ニ相成、今月中ニ更ニ $500$  入金の約束ニ御座候間、先以テ倒産閉店等の患ハ通過致候哉ニ存候間、御安神被成下度候

#### 利益所分案

ニ関シ種々御配慮恐縮ニ奉存候、前期ニ於テ此方愚按開陳ニ対シ御斟酌被成下奉謝候、惣テ商店の為メ利益擁護の目的ニ於テ御起案被成下候義ニ付、此方敢テ愚見ヲ強請する次第ニ無之、不悪御諒解奉願上候

一、未亡人報酬金ハ如命ニ候

二、積立金ハ御考案御尤もニ存候、今期弐十萬円ニ止メラレ候事、賛成ニ御座候

三、配当金ニ付御説明も了解致候、素より欲張りテ $15\%$ ヲ主張する次第ニ無之、往年再三先例アルヲ記憶致居候ニ付、御相談申上候のみニ候、御調査被下候結果、既往十六回の決算ニ於テ $10\%$ 以上と以下と恰も八回ツ、ニ相成居候事も一奇ニ御座候、而シテ今期も貴説賛成 $10\%$ 率御同意申上候

但し児玉寛二郎氏持株一步譲受の必要起ル可ク、不勞利得者の収入の一定不変便宜ナルヘシ

との貴説ハ不賛成ニ御座候、此人の持株ハ不勞利得の形ニハ御座候得共、御承知之通り、是ハ未亡人持株ヲ馨君の侵害ヲ予防スル手段トシテ其相続人兎玉氏ニ転交シタルモノニ在之、換言スレハ、今も尚兼松家所得の一部ニ御座候、既ニ未亡人より記念会ニ対シ四万円の出金も在之、近来一期毎ニ壹萬円のボツキリニ相成居候得共、故人の遺志ニ由レハ純益の5%ニ付、此上ニ於テも未亡人ハ莫大の損勘ニ御座候、併是も馨氏の無遠慮ナル侵害ヲ恐レテ甘諾致サレ候事故、兎玉家相続人の財産繁殖ハ口外ハナキモ潜ニ希望サル、ハ人情と奉存候、依之、何歟非常の理由起生スルニアラサレハ、当分ハ其俣御据置の事ニ御願申上候

四、賞与金額前二回の対照も在之候得共、今期八萬円支出御決定の由賛成ニ御座候、而シテ種々の理由ヲ斟酌し、重役ニ低ク、店員以下ニ高率の五萬円御分割の事モ御同意申上候

個人ニ対スル賦金額ハ後項御参照可被下候

五、奨励会寄付金、今期純益計上四十五萬円ニ付、定款最低額ハ四萬五千円ニ候得共、前記所分案の差引尻六萬円寄付の御提案承知仕候

如命此会金の充実ハ筆者今尚不賛成ニ在之、其論旨ニ付テハ更ニ再説上伸可仕候、而も唯今の処定款規定ヲ遵奉セサルヲ得ず候間、四萬五千円ニ止メ度希望ニ候得共、此際、壹萬五千円の振宛場処面倒ニ付、曲テ貴説ニ従ヒ六萬円寄付の事、御同意仕候



但し定款変更又は停止等ハ非常の重大問題との御来示御尤もニ存候、法律嫌ヒの筆者ニも其  
辺の点全く心付き不申ニハ無之候得共、憲法上重大の疑義アル問題ナラハ格別ニ候、併本件  
の如きは畢竟商店内部の私事ニシテ世間ニ何等關係モ影響もナキ問題ニ付、左様ニ重大視ス  
ヘキ性質ニハアラスと存候、如何？

表面ハ兎ニ角、一種の積立金ニ不外、合資会社時代も同性質ノモノナレハ資金増大ハ大ニ望  
ムヘキモノ、且ツ資力ノ増加と奨励分散とハ全然別事也との御意見ニ対し、何等主義上反対  
意見ハ無之候、併合資時代ニハ利益の余裕ヲ以テ本会ヲ設ケタルモ、今日の如ク強請的天引  
のものニハ無之、殊ニ当時ニアリテハ家台も狭小ナルヲ以テ寧ロ可成多額ヲ割愛スルニ努メ  
候得共、今日は収益の増大と相成候ニ正比例ニテハ多大ニ失スルと存候、前田重役の樂觀ニ  
対し筆者は聊杞憂ナキ能ハス候、依之、他日再伸提議可仕候得共、可相成は鄙見御參同被成  
下、「每期寄付金ハ純益の10%以下の事、場合ニ由リ増加スルハ自由タルヘキ事及ヒ此奨励  
資金ハ（前便申上候如く）商店ニ有望の新事業の開發奨励ニモ応用シ能フ事」ニ定款御改正  
被成下度特ニ奉願上候

六、店員已下分配賞与案拝見仕候、一二を除く外詢ニ結構ニ奉存候、其内大西店員ニ対する前  
田案は少しく苛酷と存候、特ニ小村貸売ニ関しては前記の如く先以て倒産の迷惑ハ相掛り申  
間敷、御賢察之通り故意ニ暗進したる次第ニ無之、十数年前？小村商店恐慌時代ニ一時当店

より補助的ニ商品ヲ貸与へ、其売上金ヲ当支店より日本の債権者ニ送金シタル例も在之ノミナラス、大西店員ハ此方より売レハ利益アルモノヲ、ミス々々三井其他ニ取扱セシムルハ損ナリと言フ根底薄弱ナル考ヘヨリ、我等の異見ヲ無視シタルハ頗ル不都合ニハ相違無之候得共、罪ヲ憎ンテ人ニ及ハサル寛大の御詮議ニ預リ度候、又本店の取扱の事情成行ヲ斟酌セス、挑戦的抗弁ヲ弄セシ事、如何ニも不都合ニ候、常ニ供給者ニ対スル「思ヒ遣り」と申事ヲ輕視セサル様、懇々訓戒致居候事ナレ共、何分、今一段知恵の足らぬ人物ニ付、我等の忠告ヲ輕視スルノミナラス、如命碌々相談モナク、甚敷ニ至リテハ団子理屈の口答ヘ致候、是ヲ逸々我意ニ協同セシメントスルニハ中々の骨折ニシテ、而も結果ハ夫程ニ効能現サス、是ハ筆者の不徳ニ由ルトシテアキラメ、商店ニ大々の不利益ヲ齎ラサ、ル以上ハ、輸入部の仕事ハ一切同人ニ委任致居候、時ニ触れ折ニ当り種々異見ヲ加ヘ居候得共、容易ニキ、目見ヘサルハ詢ニ遺憾ニ存居候処ニ御座候、重役以上の収入云々の一筆も在之候得共、幼少より多年辛抱耐忍致候点ハ今日新入店員と同視スヘキニ無之、年功として御承認ヲ得度奉希望候、要スルニ減賞の理由ハ可在之候も、あまり現金ニ相成候ては情ヲ失シ候間、何卒、特別ヲ以テ御目遁シテ願ヒ、前期同額三千円御賞与の事、筆者俯シテ御願申上候

但し此千円の資源ハ予算残の八千円の外、第二の御改正ニ由リ捻出可能ニ哉、萬一不可能ニ候得は不足分ハ次期仮勘ニテ御支出被下候歟、夫も不都合ニ御座候ハ、筆者賞金より御差引被下候共不苦候間、宣布御所置奉願上候

次ニ大沢店員ニ対する問題ニ候、是も現金ニ申せは賞金処ニハ無之、月給でもと申度処ニ御座候得共、去り迎、今日迄の位置より斟酌すればマサカ半減ニモ相成不申ニ付、金式千円供与可然乎と奉存候間、御贄成被下度候

次ニ御前店員ニ対し前季同額の御振宛は同人の素行上の御手加減と存候得共、実ハ商店の金ヲ私費致候ニハ無之、錢遣ひ荒きは重て不都合ニ候得共、年と共に注意促進致すべく、自己ニ給与サレタル金ヲ消費スルニ対し觀面ニ罰ヲ加フルハ辛辣ニ過クル哉ニ存候、殊ニ同人の事務振ハ益進境、将来商店の為メニ役ニ立ツ候補者と確信致候、何卒、寛容の御詮議ヲ以て二百円追加、千九百円ニ奉存願上候

小池店員の百円増ハ、何歟御考へのアル事ニ哉?、願クハ今百円ヲ加へ千九百円ニ進給相願度候

但し右三百円の資源ハ大沢店員準備の中より御転回被下候ハ、無差引ニ相成可申候  
富森店員の一躍六百円ハ過重と存候、同人の事ム取扱振ニ由ルヘキモ、是も夫程現金ニスルニハ不及と存候、数年ヲ通シテ公平の処ニ願度希望致候、依之、百円を減し千五百円にて満足と相信申候

而シテ国包店員ハいつ迄も成績挙らず、不幸の立場ニ在ルヲ酌量し、前記百円ヲ此頭ニ加算シテ千三百円と御増与相成度、御贄成願上候

龜山店員の一挙五百円増額も岡目ニテハ過大ニ相見へ申候、充分の根拠アルニ哉?

其他薄給者ニ重キヲ措イテの御配分ハ大賛成ニ御座候、唯独身者等の其金の収入の為メニ贅沢の習慣相付き不申様、特ニ少壯者ニ対シテハ貯金励行の御実施ハ如何、御妙考奉希望候

最後ニ重役宛参萬円の分割、例ニ依リ筆者へ御委任可被下の由承知仕候、就ては此際特ニ斧正ニ加フル要点ヲ認メ兼候ニ付、前期御辛抱被成下候ト同額再当可然奉存候、則チ北村 ㊦7500、前田 ㊦7500、入江 ㊦4500、四方 ㊦4500、藤井 ㊦6000  
右御承知奉願上候

当店決算

報告書類今便別紙送呈仕候、御披見被成下度候、一ト通り守田係員より説明申上候、又輸入部 Stocks ハ大概半直ニ切下け在之候間、次期ニハ利益回復可致哉ニ奉存候、其内玉葱百噸アキ丸輸入分自己持と相成候事、全ク筆者の責任ニ在之、当時 ㊦13 来電の際、其仮売ラントスル 20% の利益モ無覚束、旁 Ducker 老人と相談之上、組合ニテ見込輸入ヲ企テ候処、積出前の御手配ハ十分ニ御注意行届き、安芸丸の取扱も宣布、無事到着仕候迄ハ好都合ナリシニ当時定期船予想外の社外船二三隻も一時ニ到着の為メ 20% の税ヲ加ヘルモ尚 ㊦14 ニハ買入無之、不得止、ダッカー氏ニ一任し、荷受問屋へ委託し一時持耐へ三噸五噸の小売のニテも損害ナキ

滞船料請求

様所分方依頼致置候処、不幸ニシテ氣候の変化甚敷、暖氣加り候為メ段々発芽シ初メ、今尚半高計より売行不申、水物トハ存し乍ラ好調ニ迎へハ£5、£6の利喰ハ容易の品ユヘ、ダツカーも同意致たるも、狸の皮算用ニテ非常の暴損申訳無之候、但し損金の一半ハD氏支払可申候

二付、デョージソンニ対し引続き大沢店員交渉致居候得共、四千£以上出金不致、夫ニても早く形付く方利益ならんとの大沢氏意見ニ候得共、六千磅前後も当店負担ハ忍ぶ能ハざる処ニ付、尚解決ニ至らず、弁コ士ヲ以て此方の権利如何研窮中ニ御座候、尤も買入の際、一日何噸積込等の約定ハ習慣上何等の記入も無之候ニ付、裁判所ニ至ラサレハ双方の理屈ハ氷解不致事ニ御座候、可成は示談ニテ決済仕度精神ニシテ貴方の御考案ニ相叶不申哉も難計候得共、六千磅迄G氏出金致候ハ、此方も承諾解決仕度決心致居候得共、夫迄参り不申、一寸水掛論の態ニ候、而して先方よりハ滞船料ハ別問題ニ付、小麦代金の残部ハ一旦支払ヘク代言人の手紙参り居候得共、此方ハ飽迄も滞船料解決迄支払フ能ハスと抗弁致居候立場ニ御座候  
三井物産も第二英丸及本船積ニテ約定皆済と相成候間、是よりデモレージ問題初マリ可申哉ニ存候、鈴木ハ既報之通りG氏とハ匿名内約ある如く相信候間、本件の如きニ対してハ有耶無耶ニ見送り居候塩梅ニテ、我等の味方ニハ無御座候

大沢店員

辭職問題ニ付、付箋前田重役御心切の御来示拝見仕候、本件ニ関しては行違詳報済ニシテ何等追加の要無之、本人の為ヲ想ヒ留任方勸諭ニ相努メ候得共、家事親族の關係上、是非帰朝との請求、「中略」詢ニ氣の毒ニ候得共、本人の希望ニ任せ速ニ辭任承諾、又小麦事件形付次第、多分、来月の日光丸ニテ帰朝の事も承認致置候間、左様御承知奉願上候

評価会

本周ハブリスバン市の順番にて、例年ナラハ前周末より出張の筈ニ候処、帰還兵士の評価人も増加致し居、且ツ我等は僅ニ Preliminary a grade の下級扱ニ付、可成若手の者ヲ出張セシメ、年輩者ニは Rest を与ヘラレ度委員長ニ内談シ、幸ニ今回モ出張ヲ免レタル次第第二御座候、且ツ本年は初会も一ヶ月早開、評価人の増加シタル反比例ニ出品目録ハ比較少数ニ付、例の通り朝ハ早ク候得共、今日迄ハ大概正午頃迄ニ仕事ハ仕舞ニ相成、聊楽ニ相成候間、幸ニ御省慮可被下候

先ハ右迄、草々不具

北村寅之助

第八五八号信 大正8年10月23・30日 丹後丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓

為替の変動

頻繁ニして濠州より輸出品は夫か為メ日本着価割安と相成、便利不尠候得共、其替り貴地よりの輸出品既約のものニ対してハ如命四苦八苦の惨状のみならず、新約定の直合ニ於て取引難澁と相成候段遺憾ニ存候、特ニ新西蘭行硫黄ニ付ては百方御配慮を煩し御迷惑奉恐察候、幸ニ本店は輸出入共御取扱ニ付、輸入「○」為替換算を一定し其率を無為替の俣輸出ニ応用し、漸く大損勘定御予防被下候趣、段々の御工風奉謝候、実は当店輸入部ニ於ては夫迄の算当相付かず、全然損害を蒙るものとあきらめ、兎も角も\$1400第三期の利益より次期負担ニ操越置候得共、是ハ自然回収し可得ものニ候、併所得税の関係上、一旦ハホルムス代理人へ支払たる勘定ニ記

大正八（一九一九）年

四六三

帳致候事、守田會計より既報之通りニ御座候得共、頗ル複雑と相成候間、御含置可被下候、但し多少共此損金ニ対し同情的出金在之度、今尚N Z買主へ交渉中ニ御座候

今後新約定（数ヶ月モ前より）ニ付、為替の Basis を記入し、高下ハ買主持の事ニキツパリ記入致居候ニ付、御安心可被成下候、行違当局者より御通知申上候様伝承致候、就ては各積出之際の為替率の証明御困難の由、色々の処ニ差支の生スルものと相感し申候、何卒YSBへ御倚頼之上、便宜御取計被下度奉希望候

貴地正金銀行の売買相場ニ外国銀行より不利の懸隔在之、此硫黄の商売ニテ壹萬円の開きを生し候御勘定の由、恰も前記 51400 ナラハ大丈夫の処と存候、要するニ硫黄の如きハ筆者往年兼任の頃ニも一再尽力致記憶の新ナル処ニ候得共、何分ニも三井ヤ増増の如ク自家所有の鉞山より直接輸送可能の商店とは競争相成不申、曾テ井上静雄氏関係の会津の鉞山より買入の事も再三交渉致候も、いつも電信料と骨折損ニ相成候（三井ニ運上ヲ徴収サレルニ付）故、一時断念致候品物也、而も小池店員の熱心ニ奔走致候出鼻ヲ挫くも不本意ニ付、実ハ無口仙ニテも損サヘナケレハとの決心ナリシモ、如今日大損害トハ思ハサリシ不運ニ御座候、此点ハ貴方ニ於ても御同感と奉存候、要するニ新規の商売も結構ナレ共、可相成は既往ニ経験アル事業の拡張ニ尽力するの確実ナルニ如かすとハ、毎度此方係員へ訓戒致居候処ニ御座候



実行ニ付、詳密の御来示奉謝候、行違御答辭申上候通り、当方ニテも御活動の敏捷ナリシヲ深く感銘致居候処ニシテ、単ニ感情ニのみ拘泥して正金銀行ニ対する閉口主義ヲ操リタルニアラサル事ハ御了解被成下候哉ニ奉存候、思ふニ今回の御來電ハ前記計算の如き著しき利害ある事迄数字的ニハ御研窮ナク云々の御挨拶、少々痛ミ入候、此方敢て感情懸念論ニ重キヲ措クニハ無之、正金銀行自衛上の為替率の偏重ハ甚不感服と心付キ居候得共、前後ヲ通算して少々の事ナラハ自家の犠牲ヲ辛抱して、他日何歟の交渉ニ資したる方利益ナルベシと考へたる故ニ御座候、夫ニても送金率と此方為替率の差ニ於て、利息ヲ勘定して相当余裕 (over 2%) ある時ハ貴方遊金の御都合ニ由り、毎月式萬£位の御送金ハ適当と御返事申上たる義ニ御座候、其後此方の為替率騰貴ニテ折角の御尺力も僅々1%已下の利方ニより相成らず、夫でも加古川羊毛口仙の $\frac{3}{4}\%$ ニ比してハ利方也との御決論ハ御同情之至ニ御座候、此方決して初より異議アルニ無之義ニ付、御誤解ナキヲ祈上候

## 〔欄外書込〕

前便ニも一寸得貴意置候通り、相沢君時代ニ異り新任の武内氏は大分お役所風の様被見受候ニ付、交際上ニも手加減ヲ要スル処ニシテ、将来重役の卵子タル人々ニハ最モ能ク心シテ接触するの必要を看認メ居候事ニ御座候

本店ニ於ては時折御遊金在之ニ際し、Bill Booker の手を經て市中へ御放資相成、多少利息ハ安く共担保付ニテ利稼被成下候趣、用意周到の御取扱奉多謝候、家台膨張の余瀝と御同慶奉申上候

## Towel 会社組織

御来示ニ付テハ先便愚見開陳仕置候処、其後当店係員等ニも協商、大体ニ於て何れも賛成ニ在之、既ニ前周打電申上候間、御進行被成下候哉ニ奉存候、多少の危険ハ致方無之、単ニ濠州のみならず、南阿ニ於ても此種の品の販路開展の余地ある筈と奉存候

紡績会社暴利収益ニ付、世間の誤解ヲ融和スベク時事新報の社説ニ対し、八月十六日の同紙ニ武藤山治氏の弁疏寄書記載在之、夫ニ対し時事紙ハ又八月十九日の紙上ニ更ニ反駁論ヲ記載致居候、其後武藤氏ハ殆ント同様の意味ヲ各新紙ニ広告的掲載相成居、同君の潔白ハ了解致サレ候得共、尚現今の市価ニ比し二百円前後も安直ニ先約相成居候事ナルモ、三百五十円より三百八十円已上ニも会社の手取と相成居候得は、尚一俵ニ付百廿円已上の利益ニハ相成居候事ハ疑フ可ラス、会社の手ヲ放レテ工業家の手ニ入ル迄ニハ数人の手ヲ經テ、利益ハ其間ニ分割サレ居候ハ事実也、併シ三品等ニテ賭博の材料と相成居候事も弊害不尠と存候、深き知識ナキ我等

の批評スヘキニハ在之間敷も、日本の木棉織物工業発展、特ニ輸出品ニ対シテハ何等歟革新の途開カレ不申テハ、前途の旺盛ハ遼遠ナルヘク被考候

### 株券書換

合資会社所有の株券六拾萬円ハ今後積立金増加等より、増価ニ対する課税予防の御目的其他ニテ、額面の佞無利息譲渡しの体裁ニテ御書換被下、既ニ四方會計主任より九月一日ニ於ケル株式会社株主一覽表御送被下御手数奉謝候

### 倉庫工事

四階周壁煉化積落成、是より屋上 Flat コンクリート相済候得は、十月一杯ニハ全部手放れニ可相成の由、永々の御配慮奉謝候

屋上運動場設備の御研窮被下候得共、目下物価暴騰の事連約壹萬円も相掛り候由、夫的の利用成果無覚束ニ付、無期延引の由御決定、御尤ニ奉存候

### 電信

暗号禁解ニ相成候得共、部員の不熟鍊ニテ時間ヲ要スルノミナラス、電信技手ニ於テ兎角間違多く、暫時ハ忍ンテ Plain English 継続の事、御尤もニ奉存候、此方ニ於テも同様ニ御座候

得共、可成早く暗号使用致度、組立方等も寄り々々復旧方研窮為致居候得共、電局ニ於て誤謬多ク候ては却テ不便ニ付、当分貴意賛成ニ御座候

## 第四期予想

利益ニ付、種々御配慮、逸々御尤もニ奉存候、如命本店輸出は今暫時緩慢ナルヘキモ、其間ニ部署の整理、取扱品の撰択、供給力の發展等、諸種の陣立ニ就テ消極的ナレ共、商売の基礎ヲ確立スルニ努メ被下度候、何分欧州大戦は四年以上ニも涉リ候事故、此回復ニモ矢張四五年の時日ヲ要スベク、恰も英国の棉織物業の平時の状態ニ復旧セサル間ニ日本の斯業發展ヲ計画セサル可カラサル処と奉存候、乍併例の為替率の大変動ハ南阿向き輸出ニも影響可不尠候、此処一層御骨の折れる義と奉恐察候

第二回英国よりの分譲羊毛の事ハ、メルボルン中央委員長へハ未タ何等の通牒無之由、NYK代理店の情報可在ニ候得共、多分積出しは明年一月已後と存候、既ニ東京本社より臨時船二隻派遣の由入電の報伝聞致候、乍序申上候

右羊毛は僅々式萬四千俵の品ニ付、到底明年中の原料ニハ相成不申、大体ハ南阿メリノニ埃タル可カラス、我店の出張員一層の奮励と内地店員不撓の御尽力を以て注文供給ニ努メラレ候得は、如貴命前年ニ比し相当増加の実現を祈望仕候、殊ニ近來裾物 *Suit* の見込買送御成効の

塩梅、一九一五年中、此方より盛ニ買送候時を追想致候、何卒、三井其他より思惑ニカヲ入レサル間ニ御活動祈上候（伝聞ニ由レハ大倉組は沢田重雄君南阿へ出張可致と承知致候）

此方小麦ハ一段落の処、例の滞船料問題ニテ折角釜ニ入レタル収益の内数万円の吐出シヲ要スヘキは残念の至ニ御座候、併其後メルボルの式千噸の残部有利ニ御処分行届候様期待致し、前周新約の三千噸分ニテ多少御入レ合セ相付き候様祈居候、跡は当地もメルボロンも小麦局の直段ハ到底お話ニ相成不申、三井は見込屋の又物 offer 致候由なるも直段不引合の由、当店ニ於ても折角注意致居候得共、Private offer ヲ得ラサル次第、其内発見致候ハ、早速打電可仕候得共、唯今の処見込薄ニ御座候

Talium は相当有利の取引出来可申、紙屑屋カロッタより買入の屑毛類、案外有利ニ御処分可被下、貴店見込御引受のリンコロン新 iron ハ少数ナカラ幸ニ跡上りの形勢ニ付、ウント持耐へ充分の御収益ニ相成候様祈上候、其他輸出品ニハ格別掘出シ物も無之候得共、先は順境と可申歟

此際記念会寄付の内拾萬円の支出実行、税金完納の暁ハ余程働き出し不申候テハ今期同額の純益無覚束由、御同感ニ御座候、如命成行減額ハ不得止処と奉存候

## 毛織合同談

の内情御洩し被下、大ニ心得ニ相成申候、川西御大ハ愈不合併ニ決心セラレ候趣御尤もニ存候、余程好条件デナケレハ、關東方ニ合併ハ我等より見ルモ損と存候、而シテ關の東西ニ於テ大ニ実力の競争賛成ニ御座候

## 日本毛織への買次口仙

引上ニ関し御来示同感ニ御座候、併前田重役自問自答の如く塚脇將軍を先ニ廻しての南阿の舞台ニテハ、彼レ以上の御組打ハ六ツケ數カルベク、幸ニ裏面ニ於て機敏ニ御成立被下候口仙の割戻シニテ、頗ル有利ニ相成居候間、先以て満足すへき処と奉存候、但し他店より低率の $\frac{3}{4}$ %ニ辛抱するも注文ハ格別余計ニ出さず、却て三井やTニ均等なる如きハ如何ニも不深切の取扱と存候、或は同將軍ニ対し内々薬でも効能アル故ニ無之哉?、愚案ニても御来示之通り目下口仙引上ケの口切ハ却て藪蛇ニ相成候哉も難計、耐忍持久シテ俵数の増加ニ御運動被下候方有利と奉存候、何トナラハ買人の立場より論すれハ、相場騰貴の為メ金高増加致居候ニ付、同一手数ヲ以テ収入は増加可致ニ付、口仙%率引上げ杯ハ以テの外と申候哉ニ被考候

## London Market

濠州市場無期遷延の様ニ候得は、如命ロンドンニ出張員ヲ要候哉も難計点ハ筆者ニ於ても夙ニ掛念致居候処ニ在之候、此件ニ付、大沢店員御引合ニ候得共、筆者の鑑定ニテハ到底無理と存

候、(K)の代表者としての資格ニ付、我等ハ乍遺憾賛成不可能ニ御座候、萬一、必要ニ応してハCosヲ出張セシムルニ如かずと存候、而して此種外国市場ニ活動セシムルニハ一概ニ日本人ニノミ信賴スルニ及ハス、時機ニ応し、英人使用の方便利と奉存候、是迎も矢張人の問題ナレ共、必要ニ応してハ此方ニテ人撰も出来可申様被考候、日本人にして一ト廉代表出来候資格ヲ有セシムル迄ニハ、中々の時日と双方の耐忍ヲ要する義と奉存候

片桐出張員九月十二日付書面第四十二号写(44葉)、広戸店員ダーバンより号外A九月十七日付写(16ク)、本月廿八日到達披見仕候、両君共ニ活動努力の模様、紙外ニ溢出致居候、貴方よりの御注文も続出致、一層働き甲斐のある事と存候、八月九月のロンドンセリ市売行直段ニ比し、大ニ割安なる六十五片乃至七十片前後ハ如何ニ濠州品ニ比し見劣、且ツ%低しと雖トモ、モスリン原料として応用ニ適する原料ならハ頗る割安と存候、然ルニ日本のお得意ハ爪長ニ指直を奮発せず、目星敷品ハ逸早く米国筋へ買煽ラレル事、出張員等の遺憾同情ニ不堪候  
其後新毛の出廻りと共ニ又早魃の災厄尠ナリと称する西部諸州の産毛ハ特ニ相場奔騰して、田舎廻り予定の広戸店員ニ於て充分の活動不出来と相成、偕コソ第三回民間用式萬六千五百俵分譲(本月廿七日着電)談と相成候義と存候、何卒、有利の直段ニテ英国政府承諾致候様祈上候

兎二角、本季ハ日本の買方多人数集合ニ付、一層売方強氣を誘導シタルナル可ク、同一工場ニ納マル羊毛を二三の買人ニ分割注文を出す日本お得意の底意不明ニ御座候、出張員間ニ於ても互ニ競争劇甚、本人等修業経験の為メニハ結構ナレ共、從テ骨の折る事も大ニ酌量シテ遣るへき処ニ奉存候

昨今当地の新聞電報にては南阿の旱魃ハ五十年來の惨害と在之候、從て明年の産毛ハ大ニ減少すへく、且ツ品質も脆弱と可相成御案事申居候

マイモ一サエキストラクト製造一工場ニ於て毎月三百噸の産出在之由、盛大の事と存候、原料蒐集等ニハ黑人々夫使用の為メ事業捗取ル事ナルヘク、濠州杯の切放し<sup>\*</sup>主義の国ハ大ニ鑑ムヘキ事と奉存候

〔※印欄外書込〕

乱伐の意

棉花も近来相場騰貴と共に産出在之候趣、矢張、黒奴人夫の農業ニ付<sup>1</sup>乃至<sup>1/3</sup> first Cost の相場維持致居候ハ、此耕作ハ発達の見込可在之被考候、品質不明ニ候得共、ミッドリ



ング標準品ニシテ産地ニ於テ十八片乃至廿一片は甚高直ニ付、日本行ニハ一寸不引合ナルヘク被考候

因記、別紙新聞切抜きニ 1895 年二月ニ於テ米棉実ニ僅ニ三片ナリシモノ、1917 年六月ニハ廿片ニ奔騰し、恰も七倍と相成候割合也云々、其他大ニ参考資料と可相成、御一読置可被下候

英国分讓羊毛ニ就テ

如前掲、第二回分モ今以テメルボルンへ通喋無之位ニ付、第三回分の協商ハ尚暫時手間取ル事と奉存候、而シテ第二回分分割 Group は多分 1918/1919 産より撰出相成候事と存候、日本の為メ其然ラン事ヲ祈居候、実ハ昨今出品目録の評価ニ際シ 1902 年の旱魃已来の影響ハ著シク産毛の品位ニ表現致し居、或モノハ Burry ナルニ Tender、Mushy、Thin 等の欠点頻々ニ候、是ハ古き Burr の羊体ニ付着セルモ、新萌芽草の欠乏ニ起因スル由ニ御座候、旁完全ニ近キ品比較的払底ナルハ不可争現象ニ候、評価最初期ニ於テ西北部・西部早剪期ハ毛の比較的優等ニ付、聊安心致居候処、近来の出品ヲ見ルニ至リテ大ニ悲観の材料と相成申候、旁分讓羊毛ハ今の内ニ昨季の品ヲ申受ケル事肝要と存候、逸々本荷ヲ見テ買極スルモノナラハ杞憂ハ無之候得共、Group ニテ先方の宛行扶持ニ付、作柄悪敷季節の品ハ同一 Type ニテも多少の無理ハ難免、自然買方ニ不利と可相成ニ付、御心得迄申進置候

但し日本より 1919/1920 年度ハ早魃ナリシ影響の恐レアルニ付、其品ヲ忌避する等の条件付ニテハ協商難解ニ陥リ可申候ニ付、何事も無言ニテ本季の毛ニ未タ手ヲ付ケサル間二分譲決定、昨季の品ヲ自然ニ日本ニ渡サセル様ニ御示談相成候点、最も肝要と存候

## 製粉合併

大日本製粉・東洋・大里・札幌の四会社合併談成立致候由、時勢ニ応する適當の御処置と存候、日本の前山・金子系の大里・札幌の重役ハ不存候得共、是等惡辣の顔揃の中ニ飛込ミ、高木武君専務役ニ就任可被致の由、頗る名譽の義と御祝申上候、何卒、一同誠意アル合併ニシテ其間策略等の揮マリ居らさる様、折角独立自尊ニ發展サレタル高木氏・田畑氏両君の為メニ遙ニ祈居候

小麦ハ更ニ一ヶ年免税継続と相成、跡原料御入用の由ニ候得共、如前掲、唯今の処割安物見当り不申、詳細ハ輸出部係員等より別報上伸可仕候

## 銀価奔騰

其後引続棒立ニテ Standard 5/5、Fine 5/10 %ニ相達し候、全く印度政府及ヒ支那の需用の為メと新聞報ニ候、而シテスタンダード一ランス 5/6と相成候時は英銀貨「一」ハ丁子…

## 人事

の実価と相成候由、夫以上ニ相成候ハ、前年支那より買集メラレ候銅錢の如く、貨幣ヲ鎔解スルニ至ルヘク、英仏ニ於ては大問題ニ相成居候塩梅ニ御座候、別送切抜御参照可被下候

清国ニ於ケル日貨排斥は日を追て鎮滅可致も、銀貨暴騰ニ原因する為替の変動ハ日本より輸出する諸種の品物ニハ不尠影響可在之、特ニ棉糸棉布の商況軟弱ニ傾ク可キ筈と存候得共、果シテ如何?

〔従業員家族死去の弔意などについて翻刻省略〕

倉庫係員動揺云々の記事、御尤もニ奉存候、其結果、梶原某辞任申出ニ対し御聴許之由承知仕候、実ハ従前小生帰朝之際、屢倉庫係の執務振ヲ瞥見し、アンナ事ニテ能ク品物の荷合せ上不足等ヲ発見せざる事と潜ニ掛念致居たる処ニ御座候、倉庫新築の機ヲ以テ充分御廓清、規律改正、組織革新方御尽力願上候、夫力為メ係員の黜陟交送は無斟酌御励行、可然奉存候

清水惣領事家族一行帰朝ニ付、本船迄御出迎被下、且ツ一日を犠牲ニして舞子へ御案内御饗応被成下候趣、定テ大満足と奉存候、殊ニ他店の者共ハ一人も参らさりし由、薄情の振舞、歎息

之至ニ御座候「後略」

夜学囑托教師ニ対する謝礼は中元歳暮ニ商品券贈呈の御考案の由、夫ニテ業績好果ヲ得は之ニ過キタル事無之、特ニ教へる本人も勉強ニなる云々は命の如クニ候得共、御当人ニ果シテ夫の心掛けアラハ是亦申分無之候、何卒、其然ラン事ヲ切望致候

入江重役よりも跡より出発せし広戸店員ハ、九月十日ダーバン先着の由、何卒、本季の御注文取扱方好成績を挙げ候様祈居候

松平・原口兩人は既ニ去月上旬貴地出發、南阿へ出張致候由、何卒、担当事務練習ニ付勉強不怠、早く役ニ立ツ人ニ相成候様是亦祈上候

風間店員は東京支店ニ転任し、其間千住製絨所ニテ羊毛研窮方御実習可被下候由、深き御注意、本人の為メニも大利益と存候、但し大学出身ニテ此人の如く字の下手糞も尠ナカルヘク存候、千住製絨所ニ於ては既ニ練習生の規定在之、各方面の商店より羊毛研窮生を送り居候趣、世間ハ中々油断相成不申候、旁今後輸入部ニ使用する青年の一部ハ此方へ御振向け可被下由、賛成ニ御座候

就ては中野駛郎を正式ニ専門学校へ通学せしむるの件、種々御来示承知仕候、之を実行すれハ無論店内特待の事ニ御座候、併御希望とあらは此方別段反対は無之候、恰も例年剪毛期中ハ学生等の実地習練ニて各牧場へ出張致し、学校ハ休ミ御座候間、明年二月後開校次第入学為致可申候、何分唯今ハ生意氣盛りニ付仕込方注意致居候事ニテ、将来多少役ニ立ツ哉二期待致候得共、口答コソ不致候得共、兎角面従腹背ニテ小生の感心セサル点多く候得共、前田重役の重要視セラル、たけの値打現レ候様祈居候

明春の採用候補者の件、御来示承知仕候、行違既報之通り世間輕薄の風潮ニ逆行スルハ我商店の為メ不利益と存候間、店の家風ニハ反し候得共、世間よりハ多少高給ヲ奮發して将来見込多き人物ヲ招集し、見習中ニ其優劣ヲ試験し、若し値打ナキ者ナラハ無遠慮ペケニする事可然と存候、如命高給ヲ以て人を釣る事ハ本意ニ無之候得共、此方計深切の考あるも給金ニのみ眼早き世の中ニ付、詢ニ不得止の手段と存候

佐々木店員は種々御勧誘被下候ニ不抱、遂ニ自己の利益の為メニ退店致候由、是も致方無之、店ニ勤務セルヨリ以上出世候哉否見物と存候

按するニ既往数十年商店に於て留任勸諭ニ不抱、余処の花赤しとして退店したる人物中、未タ

曾テ著敷立身したる者ナキ様存候、畢竟今一段辛抱の足らぬ故ニアラス哉と存候、如何

宮崎幹太郎君丹後丸ニテ当地着、本月廿三日面会致候、同人所有の鉾山より五ヶ年間ニ拾二萬噸のニツケル鉾石ヲ増田屋ニ売約せし由伝承致候、而してMMはニューカレドニアニテ半精鍊<sup>ニ</sup>ニシテ日本ニ送ル計画の由、深くハ尋問致兼候得共、右成功スレハ同人も相当の資産ハ出来可申候

同君今回の帰朝ニ際シテも老父母安心の為メニ迎妻候補者探索の処、適當の人無之、遂ニ老人の許可同意ヲ得テ近日ヌメアニテ仏人少女と華燭の典ヲ挙ケル予約ニ相成居候趣、ドーセ外国ニ永住する者ハ其方便宜なるへしと存候

増田屋の鈴木及ドイル・ウイドリの三人はイイスタン号ニテ帰濠、ウイツトリーは当地ニ乗込候得共、鈴木とドイルはブリスバンニテ上陸、其後直ニメルボルンへ出張致居候由、多分目下開会中の小麦調査会ニ呼出サル、ヲ恐レテの事と存候、尤も表面ハ小麦の買入又ハ其他の商用の為メと申居候様伝聞致候

夫ニしても本店との協約解決の速ニ捗取り候事、我等局外者ニハ不審の様ニ候、按するニ岡部君の逝去後ニ付、其前よりの葛藤的諸種の事件ハ社長中村某氏の太腹ニテ優容迫ラス、看過レ居ラレ候事ニ哉と揣摩忖度致居候

小麦局取扱調査会の傍聴筆記ハヂョーソン約定ニ関する前後大ニ興味在之候ニ付、「サン」連続送呈仕候、然ルニヂョーソン氏病氣の為メ出席不可能ニ付、前周来ハ多く内部の帳簿調其他ニテ格別面白くも無之ニ付、暫時中止致候、其内G氏出廷之上ハ又御送り可申上候、御多用中ナルヘキモ一読の価値アリと存候

近來店員等の家族ニ不幸多きは氣の毒千萬ニ候得共、壽命ハ如何共致方無之、又夕萬里遠征の身、其臨終ニ面会ヲ得サルハ遺憾の事ニ候得共、是も予メ覺悟の前の義ニ付、不得止次第と奉存候

先ハ右迄、余は次便上伸可仕候、草々不完

北村寅之助

第八五九号信 大正8年11月26日 日光丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信46号前記十月一日付

々 46付録十月十四日付第三期決算説明及決算書類一括

々 46号十月十六日／十八日付外ニ南阿南米出張員貴状写共、本月十四日日光丸便ニテ  
到達

貴信47号十月廿日／廿四日付江蘇丸便及米阿出張員行写状共、本月廿日到達、何れも辱  
拝見仕候

入江重役

永々の航海ナリシモ、此頃ニハ無事ビウノスアイルス市へ安着被致候哉と奉存候、何卒、目的  
の御用事の成功を祈上候、松木店員宛御通信写ニ由れハ、其後種々協商解決致候品物も不尠（我



商店ニハ不利ナルヘキモ、塩梅、從て入江君到着後の仕事ハ案外減少致候哉ニ存候、此元同君宛短箋写別紙同封仕候条、御披見置可被下候

南米よりも南阿M氏の行動及持荷の処分ニ付テハ、兼て聊も樂觀ハ致し居らざりしも、貴信十月11・14日付サヌキ丸便廿号写ヲ披読するニ於て頗ル不容易難境ニ陥り居候様子發見、貴店御一同の御心労モ一入の御事と遙ニ御同情申上居候

斯くの如く深入りと相成候ては目先キ一ヶ月や二ヶ月分の為替支払出来候共、跡々大口残り居候テハ聊も安心相成不申のみならず、前田重役の理論明晰ニしても、銀行屋杯ハ矢張ヘKを尻押と着眼致居候間、本店より親切ニ正金補送の際、M氏の出頭スヘキヲ国包店員ヲ使用シテ銀行家へ口上を持たる故ニ益交渉頻繁ヲ加ふべしの御詰責ハ御尤も千萬ニ候得共、銀行ハM氏ニ重キヲ措カス、マカリ間違ヘハK有りの体度と存候、理屈ハ兎も角、金不足の問題ニ書付ケ杯ハ中々役ニ相立チ不申と存候、幸ニM氏の誠意確實ニても此処持荷の処分ハ急ニ目鼻ハ相付き申間敷、恰も入江君の帰途ニ於て大々的手腕の振張ヲ願ハサル可カラスと存候

富森・国包両出張員の帰神問題ハ措置き、今後ハ出張員なく、独立ニテ安心してM氏との取引可能の途ヲ開クヘク御勧誘の如きハ前田君ニ不似合の樂觀と存候、尤も事の成行をアキラメ、三十萬円ナリ四十萬円也の損金覚悟の前とハ乍申、元より損の減少する事ハお互ニ切望スル処ニ在之、而して是を實現するニハ乍遺憾氣永ニ補助応援するの外ニ道ナシと存候、到底、前田君の希望の如く三ヶ月や六ヶ月ニ約定残ペケ品の処分解決等ハ実行不可能と存候

敢テ便々として等閑ニ付する事無之ニしても、急激ニ解決セントシテ損害ヲ無視スルモ尚充分の切上ケハ不可能と存候、加之、此多大の犠牲ヲ耐忍スルモ、矢張跡々継続取引するものとすれハ、左様ニ性急ニキツパリ精算の必要ヲ見すと存候、ドーセ是迄混沌と相成候以上ハM氏の耐力力ヲ破烈サセヌ様、透かしつ宥めつ根競べの場合と存候、但し出張員ニ対する御命令ハ飽迄も厳正ヲ要し候得共、此際頗る手心ヲ要する義と奉存候、而して最後ニ損の上塗と相成候哉も難計候得共、尚一回や二回ハ正金電送補助の必要起るへき哉ニ想像致候、萬々御除才ハ無之候得共、心付き候俣御含迄愚見申上置候

何卒、愚見の如き悲境ニ至らすして解決致候得は、此上も無き上首尾ニ候得共、入江重役ハ南米よりの帰途、暫時帰朝ヲ不急、南阿駐在充分の解決ニ御尽力被成下度、而して国包店員滞在期満限と相成候ハ、無止国包生ヲ帰朝セシメ、富森店員ハ更ニ一ヶ年位滞在監督可然哉と存候、如何？

## 第三期決算案

説明難有拜見仕候、兼て所得税又ハ不動産増額徴税ニ付、種々御配慮被成下候処、此不動産増額は幸ニ僅ニ拾萬円ニテ税ム署と妥協行届き候趣、御同慶申上候、其結果、既着御提案撤回、更ニ純益約四十九萬円を計上し、前着積立金廿萬円ヲ廿五萬円ニ増額の事、奨励会寄付六萬円

予定の処、定款の最小限純益の10%四萬九千円ニ減少す、其替リニ不動産増額の十萬円ヲ日濠館と居留地新所有財産ニ分割記帳し、一時合資会社の取得と仮定し、結局ハ此十萬円ハ奨励会へ寄付の事ニ御決談相成候趣敬承、事の成行ニ御同意賛成仕候

而して奨励会ハ不意二十萬円の取得ヲ計上致し、替リニ今期以後の決算ニ於て定款最低ヲ限度として同会寄付金ヲ調節の事も御尤と賛成仕候

大体ニ於て御提案ニ対し何等異議無之候ニ付、御来示ニ従ヒ“account distribution agreed”と打電仕置候ニ付、夫々御進行被成下候哉ニ奉存候

但し付属番号表中、前年馨氏持分譲受支出金式十萬円ニ対する所得税追徴五萬三千三百円の予備計金ハ今更の如く苛酷ニ被考候（其実ハ手前勝手の脱税案ナリシヲ遺憾ニ存候）

又第二号表末段、当支店勘定差引尻が近来の為替大変動の為メ六十日払率 @26 1/8 と換算スルトキ十五萬二千円余の浮イタ利益勘定ニ相成居候得共、47号貴信3葉御来示之通り1/8片の相違ヲ生シ候テも直ニ四千円斗の損勘と相成候如く、此金高八元々為替変動の空利ニ由ルモノニ付、大体ナラハ利益ニ計上セサル方大丈夫ナル性質のモノと存候、如何？

因記、貴信47号中高き時ニ貸して安き時ニ返済サレテハ損勘云々の御意見御尤も奉存候、

併此差引尻は一概ニ本店より無為替送荷高の堆積シタルモノニハアラス、当支店の稼き高を毎期振替へたるニ起因する事も御記憶置可被下候

御来示之通り、今日の如き非常ニ円と磅ニ懸隔ヲ生し居候際、此方ニテ何歟投資云々は御同感ニ在之、確實の債券でも買入置候テハ如何と存候、御承知の通り此方ニテハ株式取引所アルモ惣テ現物のみニ付、貴地方の如き人為の変動ハ無之ニ付、著敷下落等ハ無之候得共、濠州公債ニテハ利廻り甚低率ニ付、尚研窮之上再報可申上候

## 第二次奨励

実施の際、約三拾萬円迄分割可然旨御協議申上候処、御賛同可被下候由御返電ニ接し、本懐之至ニ御座候、然ル処、其分割案行違發送申上候様御待兼の様ニ候得共、実ハ貴信46前記ニモ御記載の如く、当方ニテハ行違御来示の明年筆者帰朝迄返し序ニ腹ヲ極メタとの御意向ニ基き一寸跡廻しニ相成居候次第、定テ氣の長キ事と御退屈ナルヘキモ今少々御猶予可被下候、全く此方のグズ々致居候ニ対し、貴方の氣の早きニハ聊閉口の体ニ御座候

## 俸給改正案

兼て丹後丸より御照会被下候処、臨時20%の手当も在之、雑務ニ取紛れ御返事延引致居候処、

内地物価ハ益奔騰ニ付、更ニ一層の奮発ヲ以て現行給率の約60%増加の事ニ貴重役御協議濟の趣ヲ以テ新案御郵送被下拝見仕候、筆者が十二年間も £3/£4 per week ニテ辛抱致候頃を追進み行き候様なるは自他共ニ痛歎之至と奉存候

愚按ニては、大西・大沢級ニテ ¥200 位ニテ辛抱出来へき筈と存候得共、日本の近況ニ迂遠なる筆者の古き頭の考へと御排斥の事と存候、而して儲からぬ時ならハ格別ナレ共、左様ナ義理立ニも不及、損の行く時ニナレハ又減額すへしとは解き得て簡明ニ候得共、今の若者は啻サへ進ム事ヲ知ルモ退参スル事の利害ヲ無視スル風潮と相成居候折柄ニ付、重役諸君ニ於て今少々保守御自重の方針ニ御注視相成度切望の至ニ御座候（時世ニ逆フ事ハ不出来と申せは夫迄ニ候得共）、乍併此際自説ハ須く放擲し、貴案ヲ尊重スルの意味ニ於て速ニ御同意申上候テ、御来示の如く“Promotion agreed”と本月十九日返電仕置候間、来年一月より御実行被遊被下候義と奉存候、夫と同時に二愚念ニハ御座候得共、三菱や郵船が給料の大増率ヲスルカラ我も進むと云ふ風ニ、アマリ時世ニカブレて御過進ナキ様一言相加へ置候、一概ニ旧弊の寝言と御擯斥ナク、微衷の存スル処御諒察被成下度伏て奉願上候

## 店員所得税自弁

従来店員の所得税ハ多年商店ニテ負担相成居候処、斯くては納税の觀念ヲ怠ラシムル事ニ相成候間、大正九年度よりハ個人自弁の事ニ御改正の由、御尤もニ御座候、是ハ四年前筆者帰朝中ニも承知致候義ニシテ賛成ニ御座候、当支店ニテハ従前自弁の処、貴方の例ニ習ヒ、数年前より商店より出金致候得共、明年よりハ各個人自弁の事励行可致候

## 重役報酬

店員給料増率の権衡上、重役俸給の改正必要上、決算年度惣会ニ於て報酬増額附議の件、御尤も御座候、何卒、可然余裕相生し候様御決議被成下度奉願上候、其上ニテ分割再定可仕候

十一月廿七日認

日濠館 Book  
Value

の題下、御来示御同感ニ御座候、税ム署ニ異議ナカリシニ付、臨時増額の十萬円ハ日濠館ニのみ膨張セシムル事ニ御改正の由、何等異論無御座候

但し同館西店今以て相当の借人無之由、兎角、世の中不如意の事多しニ御座候、畢竟、大キク

成ル人ハ大ニ拡張し自前の店舗ヲ新築し、小ナル商人ニハ家賃過重と申処ニテ中途半の場合と存候、其中相応の借人在之様祈上候、少々家賃ヲ下ケテも無き時ハ無カル可ク、あまり大安率ニ相成候ては借人の品位下り、館の体面ニも関し可申のみならず、他の借人の店賃の比較影響可在之奉存候

正貨電送問題ニ付

再三の御来示御注意の程奉謝候、其事の緊要ナルは行違御受申上候通りニ御座候処、更ニ電報ヲ以テ現ニ正金銀行ニ於テスラ日濠間の売買率ニ大ナル差等在之ニ付、此際当地正金支店長へ交渉方御来示敬承、早速筆者面会種々協議致候、其顛末ハ別信守田認會計宛の通ニ在之、既ニ武内氏も其杜撰ナルヲ覚醒し、既ニ業々本店へ電照中ナルモ、当支店の自由ニ相成不申趣ニ御座候、御来電ハ恰も先方へ披露不苦様の構成と存候ニ付、同君へ相見セ *copy* サル、事ヲ承認致候ニ付、或ハ其写貴地森広蔵氏へ郵寄サレ候哉も難計御含置可被下候、要之、*HK* は銀行の上前ヲハネル目的ニハ無之、双方の出合接近シテ他より切込マレサル様ニ相成候得は宜布義ニ付、可成早く御尽力被下度ト倚頼致置候、併正金ニ於てドーシテも不可能の場合ハ、正金ニハ無言ニテ外国銀行ヲ経テ御送金ヲ願フ場合可在之候、唯目下の如く英米間大変動ニ加フルニ銀価の暴騰ハ金貨国ナル日本ニモ影響ナシトセス、旁有利の考ニテ正金送電ヲ願ヒ居、其金使用前ニ為替率変化の為メニ不利の地位ニ陥ル危険アル事がイヤニ御座候

## 濠州在勤手当金

二付、曩ニ42号信ヲ以テ御照会被下候ニ対し御返事失念致居候処、前記給料改正ニ付追考致候、而シテ御来示の通り各地の権衡上ニ付、不得止算当と存候、殊ニ今回の如く非常ニ本俸増額相成已上は、下級者と雖トモ御来示の如く年額千五百円ニ増加の必要無之、従前之通り千弍百円置据ヘニテ不苦、而シテ五円ヲ増ス毎ニ七十五円ヲ加フル事ヲ五十円ヲ加給スと御改正被下可然奉存候、来年一月本俸改正と同時に右改正御伝達被成下度奉希望候

## 滞船料問題

二付ては既報の如く、此方ハジョージソンニ対し小麦代の内、\$10,000 差押へ居候ニ付、G氏代言人より取立訴訟の手續致居候、乍併主人公なるGは病氣の為メ小麦調査裁判ニも出頭シ不能ニ付、此方ニ対する訴訟も實際法庭ニ出頭不可能ナル事ニ候、此方ハ敢テ夫等ヲ利用致候考ハ無御座候得共、實際請求の権理アリと信し居候為メ抗議致居候次第ニ御座候、而して最後の大義丸ニ対し弍萬七千七百円御支払相成候由の来電より計算スレハ、如左勘定と相成可申候

大正丸ニ対し 　　¥ 2,800

西海丸 　　〃 200



井平丸	〃	19,500	
天祥丸	〃	16,500	
大義丸	〃	27,700	
合計		<u>66,700</u>	@2/6 = £ 8337.10.0
			Eastern
			<u>450</u>
			<u>£ 8787.10.0</u>

乍併元ト々々積入噸數ニ付キツパリした約定も無之、多少の身腹ヲ切ルの覚悟ハ在之候ニ付、最初の申出壹萬磅以上ナルニ対し £8000 ナラハ承認可致通告致居候得共、先方ハ £4000 杯申居候為メ妥協不調と相成居事ニ候、然ルニ近報ニ由れハ東洋へ転稼の御通知も在之（実ハ如此事ハ絶対転嫁不能の如ク御通知被下候事肝要ニ候、若し転嫁可能の事ヲ承知致候テハ掛合上甚々腰弱と相成候患アリ、故ニ若し転稼可能の如キハ重役状ヲ以テ御通信被下候事、便宜ニ御座候）、旁更ニ千£切下け 57000 ニまけて落着可致様代言人へ交渉致候得共、先方承諾不致、ソータ々此方より計閉口スル訳ニも不參、目下睨合ニ御座候

此方ハいつ迄も遷延して何等利益無之、大概の処ナラ妥協仕度存候得共、東洋ニ於テも喜ンテ承認致候次第のものニ無之、出来ルタケハG氏より取立テルの義務在之と存候間、如此進行致居候、然ルニ此事件ハ初より大沢店員トG氏と直接の協約ニ在之、旁此紛糾の落着迄ハ是非共

大沢店員の滞在ヲ必要ト致候事、頗る心勞の処ニ御座候、大沢氏も其解決までハ滞在の事承認致居候得共、何分G氏病氣ハ急ニ回復の見込無之、示談不調ニシテ萬一裁判と相成候以上ハ、茲二三ヶ月ハ大沢店員の滞在ヲ要し候、然ルニ御承知之事情ニ付、大沢氏の腰ハモザ々致居候為メ、對外ニ非ラスシテ對内ニ種々苦痛ヲ感し居候、筆者の微衷御推察被下度候

大沢店員

辭職願の件ニ付、46号御来信及ヒ江蘇丸便前田重役私信敬誦仕候得共、爰許何等追伸の材料無之、安芸丸便詳悉之通ニ御座候、大体ニ於テ前田重役御想像通りニ御座候得共、乍遺憾辭職許容の外良途無之と決心仕候

右

北村生

第八六〇号信 大正8年12月23日 安芸丸便

シドニー支店北村寅之助↓神戸本店重役

拝啓、貴信48号秋田丸便、本月二日到達

外二前田君四方君私信、

々 49号アキ丸便、本月八日到達

々 50号イイスタン便、々廿二日々

々 51号前記本信共大日丸ニテ廿三日到達

其他南阿南米行通信写沢山到達仕候得共、昨今両日着の分ハ未タ拝見不致候、閑を得て緩々披見の考ニ御座候

小麦滞船料

解決段々延引の処、大沢店員の帰朝請求ニ対し其俣ニ打過候訳ニも不相成、不得止成行ニ付代

大正八（一九一九）年

四九一

言人同士ニ交渉を開始し、大まけにまけて全額 5000 ニテ承諾、兼て押へ置候者萬磅の半額ヲ払戻し（延引中利子ハ不払）、本月十六日決済仕候間、直ニ打電御通知申上置候、実ハ更ニ大ニ強硬の体度ヲ取レハ尚 500 乃至 1000 は取レルヘク存候得共、大沢店員の為メ時機ヲ急キ候為メ、愚按成立セサリシハ遺憾ニ候得共、成行不悪御諒知奉希望候

其後本日の來信ニ由レハ、大義丸分も予定よりも 3400 減少、全く 24,300 ニテ御解決相付き、直ニ全額東洋より御収入相成候由御配慮奉謝候、尤も口仙八十萬切御引上ケ相成候趣ニ付、前後ニテ數萬圓の減収と可相成も日清ヨリも五千圓の寄付金アリタル由、然ルトキハ此口仙軽減高よりも或ハ前記五千圓の収入ハ多少余分ニ相成候哉も難計、実ハ元方より滞船料弁金収入の暁ニは多少共お得意ニ対し其出金相当ニ払戻しの義ムあるものと解釈致居候得共、世の中澆季の折柄、先方の感情ニ係らざる以上、其取捨ハ貴重役ニ御一任奉申上候

## 大沢店員

辭職請求ニ付テハ、御承知之通り本人の為メ種々尽力致候得共、其効ナク、殊ニ秋田丸便四十八号信ニハ頗る簡略ニして小生の訓諭ニ由り翻然大悟するものとの御樂觀の如く相伺ヒ、又藤井君私信モ在之候間、再三操返しメルボルン出張執務の事説諭相試候得共、到底前言ヲ引込ムの余地無之由断定ニ付、萬事休すとアキラメ申候〔後略〕

濠州在勤手当

改正ニ付テハ行違日光丸ニテ御返事済ニ付、茲兩三日ニシテ貴着とハ存候得共、増俸発表ニ関聯シテ御待兼と存し候間、為念今夜貴示の臨暗字ヲ以テ打電仕置候

則チ貴案の最低年 俸1,500ニ改正ヲ要セス、如従前 俸1,200ニ置据へ、五円ヲ増す毎ニ七十五円ヲ五十円ニ改正の愚按ニシテ、大体ニ於テ手当金八年三百円ツ、軽減スル義ニ候得共、本俸劇騰ニ付夫ニテ沢山と存候、内々不平の声アル乎も難計候得共、敢テ掛念ニ不及と存候

重役報酬額

三萬円以内と御改定可被下の由賛成ニ御座候、実ハ其割宛ハ未タ其俣ニ相成居、貴方御提案ヲ待合居候事也、夫ニ由リ斟酌の考ニ御座候、ドーセ遅れ序ニ付、来年迄御猶予被下度候、追て決定之上ハ一月ニ逆り支給可然と奉存候

店員改給

詳表拝見、御同意申上候、兼ての御予報ニ比し多少変化致居候事ハ別ニ御詮議の結果と存候

## 第三期賞与

金も多少変更致候ニ就ての御来示賛成申上候、幸ニ操越補充ニ不及、御割宛被下御配慮奉謝候、但し表中馬庭店員の名義脱落ハ（昇給中ニハアリ）賞与没却トナル理由アリシニ哉？

## 第三期決算処分

報告は本月十二日の開会済の筈、右ニ付何等御来電無之ヲ以テ見レハ、予定之通り無事通過致候事と御同慶申上候

## 為替率と正貨電送

の研窮ニ付、種々御来示敬承御配慮奉多謝候

最近森広蔵君へ御協商の情報、石井君帰神の際御探聞の趣も承知仕候、愚按ニテも前田君善意御解釈之通り rate ハ当支店の自由トシテも、内部ニハ矢張本店より相当の制肘の存スル事と被考候、前田君御上京の節、本店ニテ御探窮被下候ハ、多少得ル所可在之奉存候、既ニ過日打電申上置候通り、其後武内氏へ会見の際の話ニ、貴地より送金の rate 率ト当銀行 Buying の rate 率算盤上より申セハ同率ニ相成ヘキ筈の処、出合の關係上平常 rate 率片開キ迄接近セシムヘク本店と交渉致候ニ付、夫ニテ辛抱シテ呉ラレ度との事ニ御座候、此 rate 率片ニテも約 $\frac{3}{4}$ %前後此方の不利ニ相成候得共、此位ハ多年保護ヲ蒙リ居候弱味ニ付、出来ルだけハ御耐忍被下

度候、併大金高二相成テハ中々輕視スヘキ問題ニ無御座候間、貴方金融の御都合ト外国銀行ニ於テ著敷有利ナル出合在之候節ハ臨機正貨御送電被成下、此方何等異議無御座候只、御同様ニ危険ニ感スル処ハ、御先見之通り、NYの英貨為替四弗の関門ヲ大破シテ、一時\$3/66 1/2迄下落之由、一周間計前より少々持直し三弗七十二仙辺と伝承仕候、今後更ニ如何の変動可在之歟、大疑問ニ御座候間、折角の鋭算も或ハ喰込ニ相成候患ナシとせず、殊ニ目下貴地方金利一般騰貴ニ付、遊金の際ハ市中担保付コールニ御操宛被下候事之安全ナルニ如かずとも被考候

森広氏へ御交渉之節、同君の意見トシテ答弁セラレタル感情的説諭ハ、恰も筆者の想像ニ符合致候、兎角銀行家ハ自衛上、得意の大打撃ヲ蒙ルヘキ損害ニ迄ハ思ひ遣り無之、潜ニ痛歎罷在候得共、既報之通り理論ニ勝つも事実上不便の立場ニ陥り候哉も難計候ニ付、何卒、今暫くハ臥薪嘗胆と御辛抱奉願上候

但し前田君御慧眼卵子の御鑑定ハ急処と存候、併妙ナ世の中ニ付、多クの場合善意ニ解シテ交際致置候方、穩当と奉存候

既ニ数回送金御実施の事、此方ニテハ絶対無言ニ候間、貴地ニ於テも50号信11葉之通り、先方より質問アラハ可然御弁疏被下度、決シテ自家より広告ニハ不及候

## 〔欄外書込〕

按スルニ武内氏赴任後、当支店の成蹟ヲ挙ケントスル努力上、以前ニ比し、慥ニ掛引多ク相成タル様被考候

## 紀念館建設費

昨年御設計当時以後、物価益騰貴之為メ多少建坪縮少在之候テも尚十萬円斗不足之由、之ニ対する御来示の高見全然御同意ニ御座候間、御希望ニ任セ、該通信着即日（十一月二日）「メモリアル同意」と返電申上置候

製図延引と物価騰貴ニテ、経費予算不足の為メ三百坪の予定ヲ二百五十坪ニ御縮少の設計変更ニテ、既ニ製図モ左様ニ相成居候哉も難計候得共、愚按モ48号貴信同一ニ在之、折角の紀念物ニ付、無論木造杯ニ変更スヘクモ無之、最初よりの通り鉄骨コンクリートニ層建御維持可然哉ニ愚考仕候、水島校長の斡旋ニ対シテもケチな事ハ出来不申、仮令十数万円の補充ヲ要スル由も營業上好成績ニ加フルニ税金免除の見込の遊金も生スヘキニ付、不足金ヲ填充シテ予定之通り御進行被成下度奉希望候

（過日在巴里天羽書記官より母校ノ為メ礼状ノ如キモノ入手仕候）



十二月廿四日認

倉庫工事

粗落成、追々御便利ニ相成候処、生憎輸出品の沈況ニテ全部が贅沢ニ流レル患在之、東部一階年五千円の家賃ニテ御貸方約定出来候由御同慶申上候

移転混雑中、輸出箱物二個盜難ニ罹ラレ候由ナルモ不日ニシテ犯人発見、紛失品返納御見込之由、是亦御悦申上候、一般の人氣愈益下落致居候ニ付、苟モ油断相成不申候、尤も本件杯ハ一時の事と存候得共、夫か為メナルヘク川崎監督の賞与百円減ハ同情ニ不堪候

右は一時の出来事ニ付、今後の注意ニ由リ防碍容易と存候、夫よりも倉庫廓清整理ニ付46号貴信前記7葉ハ最も我意ヲ得タルモノニ付、其後御送付の職制規律も拝見仕候、数年来屢上伸候通り、品物の出入整理、偕ハ引合せ等、従前の如キ不使陀羅？ニテ能クモ荷合帳簿のバランスが採レタ物と心配致シ居たる処ニ御座候、此際改革廓清ハ緊要の御処置トシテ大賛成ニ御座候、従テ雇員の交送ハ不得止成行と存候、何卒、使用人の勤怠ヲ明ニシ賞罰御励行奉希望候、而シテ荷物出入整理一目瞭然タル様、部員御鞭撻奉願上候

申迄も無御座候得共、此廓清ハ単ニ貴店輸出部のみニ不抱、輸入部ニ於テも又東京支店ニ於テ

も必要条件ナルハ同一と奉存候

Whid Top

御来示之通り Frank 氏の尽力ニ由リ中央委員長の承諾ヲ得、意外の大廉価ニ協商行届候事、御同慶至極ニ御座候、而シテ此安原価ニ不抱、特別御直売被下度希望ニ候処、貴方御策略成功元直ニ不係持込九十日払百三十片ニ東洋モスへ過半御売約、残廿萬ハ他の顧客ニ対し粗同率ニテ形付可申御見込由、如命空前絶後の機会と存候得共、各封度一円切の収益ハ少々気恥し敷相感申候、併買人ニ於て在来暴利収入の習慣性と相成居候折柄ニ付、お辞義なしニ頂戴し、第五期材源ニ操入候事、御同慶之至ニ御座候

ノイルも高直ナカラ手ニ入候事好都合ニ御座候、是ハ浪速商会との縁続きも在之候得共、先方も近来大部の収益ヲ占領致居候間、精々有利ニ御処分奉願上候

Lincoln Top

も少数の品ニ候得共、前記同様の比例ニ御売捌行届き可申の由、是亦奉大賀候

も明年六月已後ニハ是非此方へ供給ヲ得度、オサ々々無怠接触仕居候間、庶幾くハ名誉回復仕度存居候、唯今の処ハ無論六月已後の相談ニ応し不申候

然ルニ例の三井芦原將軍的無謀の猪進ニ応しお先真暗ナル立場ニ不係、投機心ニ富ミ居候此人ハ我僣勝手の条件付、則チ原料の出来ヲ輸出自由とナラハ此直ニテ約定スル、輸出不出来ナラハ責任ナシトの申出ニ対し、夫ニテも不苦との御注文ハ此方甚不感服ニ付、一再其条件の不定ナル事当店一切責任ナシト押テ打電申上候処、大ニ御研窮相成候モノと見へ注文数量著敷減少致候、然ルニ愚按ニテハ如此勝手の条件、且ツ非常の高直ニテ折返し注文在之候様ニテハ更ニ直上ケシテも所謂喰ヒ付キ来ルモノト断定セシニヤ、返事遅キヲ口術トシテ突然 offer 引込ミと相成、此方よりの再交渉ニ対し、其後形況変化ニ付考へ直すとの口上ニテ今以テ返答無之候、或は百三拾片杯申来候哉も難計、而シテ其後ロンドン大陸共 5 to 10% 下落ニ付、前直ナラハト出レハまけ可申哉ニ被考候、幸歎不幸歎、三井ハ殆ント売方勝手の条件ニテ百萬封度已上約定致候ニ不係、此方ハ馬鹿念入の為メ目下行脳と相成居候、併筆者の主義ヨリ申せは如此約定ハ不成立ナルヲ希望致候、如何ニモスリンが高直ニテ先物が売レル故ニ会社ハ買入希望也、此方より売込マサレハ敵商より売約すべしとの筆法ナランニハ、恰も大西店員が小村の注文ヲ引受ケタルト大同小異と存候、否夫よりも以上ニシテ「ハンデカップ」発布同時ニ今ニシ

テ賭ケ於カサレハ割合騰貴スベシトシテ、馬の健康ニ不関、持主の掛引ニテ出馬セサルニ至ル哉ヲモ不顧、金ヲ賭ケントスルノ輩ト殆ント同様也、あまりニ無謀の突進ニハ無之哉、一時は尚此上ニも奔騰スル哉ニも考候得共、別紙切抜の如クロンドンも大陸も俄ニ10%前後十一月の高直より下落し兆候ハ弱調と相成居候、今後再ヒ騰貴可在之哉、素より予想の限りニ無御座候得共、ドーモ此辺が頂上と被考候、尤も米國ニシテ買進候得は為替の關係上、逆騰も難計候得共、米内地の在荷も相当の高と伝聞致居候間、無暗ニ買煽り可申哉ニハ難考候

兎ニ角、南阿ニテ買入の羊毛ハ高直ナルモ現荷ハ手ニ入ル事ニ付、此真劍の取引ニ重キヲ措キ、来年六月已後、濠州政府の雲行如何多少ニテも見据へ相付き候迄、茲二三ヶ月約定方御割愛被遊候様勧告致度候、甚以テ貴方の御希望ニ反し遺憾ニ存候得共、左様ニ急イテ計画不致トモ確實の取引ニ致度切望致候、尤も本件は守田生引続き Hughes と交渉ハ繼續致居候

## 小麦

跡荷も品不良の点ニ於テ前品 (Hughes Top) と同様ニ不確實ニ候得共、元方ハ政府小麦局直接ニ付、品物ニ苦情付カサル様ナラハ精々買入御周旋申上度、昨夜の四千噸決定後、尚 *Vic. B* 数十噸目下交渉中ニ御座候

前田重役本年は非常の御多忙ナルニ拘らず、一日の休暇もなく御精勤被成下候趣、御苦勞之段厚ク御礼申上候、第三期決算報告後、年末年始ニ掛ケ温泉地ニ御転宿御静養之御計画、至極賛成ニ御座候、何卒、出来ルダケ余裕ヲ付ケ御休療被成下度奉希望候

四方重役本年十二月十日ニ於て定年満限御退任の希望ニ対し、明年初夏第四期総会迄御在勤ヲ願ヒ、同改選期ニ於て児玉監査役と御交代ヲ願フ事とハ貴信八月廿日43号御来信之通り賛成ニ付、既ニ御返辞申上候事と記臆致居候処、御返事洩レニ相成居候事発見、粗漏之段御詫申上候、尤も本年七月末発 819 号 Page 10 ニ四方君の通信ニ対し御返事仕置候通り、小生ハ今一ケ年と存居候処、貴方より六ヶ月ニ御改定の相違のみニ付、此方何等異議無之、51号本記御来示之通り御進行被成下度候

大沢店員婦朝辞任後の人操ニ付御来示敬誦、実ハ今日迄同人ハ格別当店の仕事ニモ精勤致シ居ラサリシ位ニ付、差詰交代員の必要なき如クニ候得共、御前一人ニテハ小生不在中守田補助ハ勿論ニ候得共、或ハ仕事多過クルの掛念、潜ニ心配罷在候、併差当り本店ニモ東支ニモ手透無之二付、甚無理とハ存候得共、何歟ヨキ御工風ハ在之間敷乎、乍延引御相談申上候

御礼と御断

先日御願申上候私勘定正貨電送の件、過日全濠銀行より、お1000 圓ニ入手仕候、御手数数奉謝候、  
差当入用無之ニ付、店の当座へ入金致置候  
近來御返事洩レ沢山ニ相成居、甚遺憾ニ候、実ハ貴信の熟読ニ相当疲労ヲ覚候位ニ付、乍思延  
引之段平ニ御宥免可被下候、本日は時節柄知人の出入モ多ク、店員等へ年末給与の事モ在之、  
是ニテ擱筆仕候、草々不尽

北村生

日豪間通信 大正期シドニー来状 第三卷 兼松資料叢書(大正編) 3

平成18年12月25日 印刷

平成18年12月25日 発行

(非売品)

編著 神戸大学経済経営研究所

発行所 神戸市灘区六甲台町2-1

神戸大学経済経営研究所

印刷 神戸市兵庫区西柳原町3-29

岸本出版印刷  
有限会社

